

令和元年

12月熊取町議会定例会会議録

令和元年12月4日開会

令和元年12月19日閉会

熊取町議会

令和元年12月定例会会議録目次

(12月4日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	3
1. 報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について	3
2. 報告第2号 損害賠償に関する専決処分報告について	3
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
1. 田中圭介議員	8
1) 熊取町役場庁舎本館1Fのトイレについて	
①H25～H26年熊取町役場庁舎本館、2カ年工事の際の身障者用・多目的トイレ設置の意見・計画等について	
②身障者職員のいる職場からの意見・要望について	
③煉瓦館を含めた、現在の会議室の数について	
④土日祝に来庁された身障者への対応について	
⑤今後の身障者用・多目的トイレについての考えについて	
2. 文野慎治議員	15
1) 令和2年度予算編成に向けての基本的な考え方について	
①新年度の歳入面での見通しについて	
②新年度の歳出面での考え方について	
③予算要求についての各課への指示内容について	
④9月議会決算審査特別委員会における、各会派からの意見・要望の新年度予算への反映について	
2) 事実上、2期目への出馬表明した藤原町長の政策について	
①情報公開について	
②行財政改革・住民サービス向上について	
③子育て・教育について	
3. 江川慶子議員	25
1) 国民健康保険について	
①保険料の推移(5年、表で提示)と直近の状況及び来年度の保険料の見込みについて	
②滞納の相談件数と差し押さえ件数及び対応について	
③短期証・資格証明書の事務について	
2) 町営葬儀・共同墓地について	
町営葬儀の実態にあった改善及び永楽墓苑での共同墓地について	
3) 保育無償化について	
10月から開始された状況及び副食費やその他行事費などの徴収について	
4. 田中豊一議員	36
1) 学校給食施設の整備について	

①エアコン整備の計画について	
②調理室の施設について、保健所からの改善の指導があった内容について (項目別・過去3年間各小・中学校別に一覧表で提示)	
③調理員専用の洋式トイレの整備計画について	
2) 学校栄養教諭及び教育委員会事務局への管理栄養士等の配属について	
①現状の栄養教諭の配置状況と今後の見通しについて	
②文部科学省が定める、「衛生管理マニュアル作成」と「学校給食に於ける、 食物アレルギーの手引き」策定のための栄養士資格者の配置について	
3) 「ひまわりバス運行」の改善について	
①9月議会での2人の議員の質問に対する答弁内容の矛盾について	
②多方面の住民や専門家で組織する「地域公共交通会議」を設置し、広く意 見を求めサービスの向上に努めることについて	
③スマートシティー構想や横浜市のMa a S「A I運行バス」実証実験の取 組み、愛知県豊明市で実施「チョイソコ」乗り合い外出サービス等先進地 域の調査研究について	
④町長の新たなマニフェストの中の「日常交通の利便性の向上へのひまわ りバスの役割について」の考え方について	
5. 大林隆昭議員	45
1) YouTuber養成講座について	
①参加人数、性別、年齢層について	
②受講者に対する働きかけについて	
2) これからの情報発信、シティプロモーションについて	
①株式会社FunMakeと包括連携協定を結んだ、これからの情報発信に ついて	
②発信する情報は「転入、定住促進」に重点を置くのか?	
③株式会社FunMakeとの協定にある「住民主体のプロモーション」の 進め方について	
④プロモーション用のHPの作成について	
⑤大使の有効な活用方法について	
6. 坂上昌史議員	51
1) 子育てアプリの導入について	
①検診や予防接種のスケジュール管理の負担について	
②スケジュールを自動で組まれるシステムについて	
2) 病児保育について	
①近隣と比較しての『子育てしやすい町』を掲げる熊取町の今後の取り組み について	
②病児保育サービスについて	
 (12月5日)	
出席議員	59
議事日程	59
一般質問(続き)	60
1. 坂上巳生男議員	60
1) 防災体制の強化について	
①災害時の情報伝達(広報)について	

- (1)自主防災への情報伝達手段について
- (2)視覚、聴覚障がい者への情報伝達の工夫について
- ②災害医療体制の構築について
 - (1)災害拠点病院、災害医療センターとの連携について
 - (2)災害医療センターにおける災害医療訓練の実施及び災害医療センターの協力による、本町での災害医療訓練の実施予定について
 - (3)避難所における健康管理、医療の体制について
- 2) 基金の有効活用について
 - ①防災基金を被災者への支援金等に使うことの検討について
 - ②ふるさと応援基金の、あらたな事業、施策への活用予定について
- 2. 鱧谷陽子議員 71
 - 1) 子ども・子育て会議について
 - ①第2期子ども・子育て計画での、病児・病後児保育の位置付けについて
 - ②子ども基本条例について
 - 2) 35人以下学級に実現について

大阪府で、教育改善メニューとして、加配教員を担任として、35人以下学級を進められるようになった。熊取町教育委員会として、進めることについて
 - 3) 国において、変形労働時間制が、衆議院で可決した。教員への影響は？

長時間勤務による教職員の過労死について
- 3. 二見裕子議員 82
 - 1) いかなる相談も断らないことを目標とした総合的な支援体制について
 - ①総合的な支援体制に係る町の対応について
 - ②相談体制の充実について
 - ③生活困窮者自立支援事業の相談業務の現状と課題について
 - 2) 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保について
 - ①後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の高齢者を対象とした購入支援について
 - ②貝塚市社会福祉協議会で行っている移送サービスについて
 - ③交通事業者に委託する、デマンド型乗り合いタクシーの導入について
 - 3) 子育てモバイル事業について
 - ①予防接種の接種率及び完遂率について
 - ②子育て支援の充実、予防接種の接種率の向上、子育て情報の配信などを行う子育てモバイルサービスの導入について
- 4. 渡辺豊子議員 94
 - 1) 認知症施設について
 - ①チームオレンジの構築について
 - ②予防について
 - 2) 緊急時安否確認事業について

豊能町が行っている、「緊急時安否確認事業」の導入について
 - 3) 不登校対策について
 - ①不登校の現状と不登校児童生徒への対応について
 - ②適応指導教室（教育支援センター）設置について
 - 4) 子ども基本条例について
 - ①条例制定に向けての取り組み状況について

②条例施行の日を「熊取町子ども記念日」として、毎年、子どもの権利について考える日にすることについて	
5. 河合弘樹議員	107
1) 歴史と文化について	
①だんじりの新調や、大修理時の地区に対する祝い金や助成金などの支出について	
②中家住宅の復旧工事の進捗状況について	
2) 働き方改革について	
①超過勤務について	
②土日休日出勤の、多い課と少ない課について	
3) 防災について	
①防災マニュアルの作成状況について	
②災害時の障がい者や高齢者の方々への対応について	
③ペットの避難場所について	
6. 重光俊則議員	116
1) 幼児保育に関する熊取町の実情について	
①町立保育所、民間保育所及び認定こども園における在園児童の人数について（0歳児から5歳児までの区分別に表で提示）	
②各保育園における、定時間内保育、時間外保育及び休日保育の児童数について（表で提示）	
③町立保育所、民間保育所及び認定こども園に対する保育料の対価の計算ポイントと計算式について	
④町立保育所のそれぞれの職員（正職員、臨時職員、その他）の構成人数と人件費/その他経費について（表で提示）	
⑤民間のそれぞれの保育所の職員（正職員、臨時職員、その他）の構成人数と熊取町が支払った人件費相当経費について（表で提示）	
⑥来年度の会計年度任用職員制度適用後の町立保育所の関連の人件費の増加について	
⑦町立保育所の副食費と主食費について（表で提示）	
⑧民間保育所の処遇改善で来年度から実施を検討していることについて	
2) 小学校の少人数学級の実施について	
①35人学級を実施している大阪府内の自治体について	
②令和元年に熊取町で全学年に35人学級を適用した場合の人件費のアップ額とその根拠について	
③小学校1年生だけに30人学級を適用した場合の人件費のアップ額について	
④平成23年の国の法律改正と少人数学級の実施に関するその当時と現在の大阪府と熊取町の見解について	
(12月6日)	
出席議員	129
議事日程	129
提案理由説明	
議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例	130
質 疑	131
提案理由説明	

議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例、議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例、以上2件一括付議	131
質 疑	132
提案理由説明	
議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例	133
質 疑	134
提案理由説明	
議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例	135
質 疑	135
提案理由説明	
議案第78号 泉州南消防組合理約の変更に関する協議について	136
質 疑	136
提案理由説明	
議案第79号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）	136
質 疑	137
採 決	138
提案理由説明	
議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）	138
質 疑	142
提案理由説明	
議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上2件一括付議	142
質 疑	144
提案理由説明	
議案第83号 令和元年度熊取町介護保健特別会計補正予算（第3号）	145
質 疑	146
提案理由説明	
議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）	146
質 疑	147
提案理由説明	
議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）	148
質 疑	149
 （12月19日）	
出席議員	151
議事日程	151
委員会報告	152
議会運営委員会報告	152
議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第78号 泉州南消防組合理約の変更に関する協議について、議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）、以上3件一括付議	152
総務文教常任委員会委員長報告	152
質 疑	153

採 決	153
提案理由説明	
議員提出議案第16号 議案第78号「泉州南消防組合規約の変更に関する協議について」に対する附帯決議	154
質 疑	154
採 決	154
議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例、議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例、議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例、議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例、議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件一括付議	155
事業厚生常任委員会委員長報告	155
質 疑	156
採 決	156
提案理由説明	
議案第86号 印鑑登録条例の一部を改正する条例	158
質 疑	159
採 決	159
提案理由説明	
議員提出議案第12号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書、議員提出議案第13号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書、議員提出議案第14号 小・中学校の全ての学年で35人以下学級の実施を求める意見書、議員提出議案第15号 海洋ごみの処理推進を求める意見書、以上4件一括付議	160
質 疑	163
採 決	164
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	164

12 月熊取町議会定例会（第 1 号）

令和元年12月定例会会議録（第1号）

月 日 令和元年12月4日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	南 和仁
総 合 政 策 部 理 事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 理 事	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	田中 耕二
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 理 事	矢部 義雄	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 理 事	山戸 寛	教 育 次 長	貝口 良夫
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵
統 括 理 事			

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例

議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例

議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例

議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例

議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例

議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について

議案第79号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）

議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）

議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。令和元年12月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年12月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和元年9月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、9月18日、10月24日及び11月19日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和元年10月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	2億3,795万 98円
国民健康保険事業特別会計	2億1,615万1,573円
介護保険特別会計	4,633万7,150円
墓地事業特別会計	66万3,354円
後期高齢者医療特別会計	3,662万1,953円
水道事業会計	4億6,263万 366円
下水道事業会計	6,341万1,183円
歳入歳出外現金	2,922万2,420円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和元年12月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、先日1日に開催しました第8回熊取ふれあい農業祭は盛況となりますとともに、本町の冬の風物詩であります熊取イルミネーションも同日から始まっております。今月25日まで、煉瓦館や熊取駅前の夢広場がイルミネーションで飾られ、幻想的な雰囲気の中、クリスマスコンサートなども行われます。議員の皆様におかれましても、ぜひ足を運んでいただければと存じます。

では、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、専決処分報告につきましては損害賠償に関する専決処分報告についてはほか1件、条例の制定につきましては都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例ほか1件、一部改正条例につきましては一般職職員給与条例の一部を改正する条例ほか2件、契約の締結につきましては工事請負変更契

約（熊取町立西小学校トイレ改修工事）の締結について、そのほか、泉州南消防組合規約の変更に
関する協議についてでございます。また、補正予算につきましては、令和元年度熊取町一般会計補
正予算（第7号）ほか5件をそれぞれご提案申し上げております。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます、簡単
ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、行政報告を行います。

初めに、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について報告願います。矢部都市整備部長。
都市整備部長（矢部義雄君）それでは、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきまして、地
方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専
決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分日は、令和元年8月24日でございます。

内容でございますが、事故発生日時は平成30年9月4日午後2時ごろでございます。

事故発生場所及び相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、支柱下部が部分的に腐食していたカーブミラーが強風により転倒し、
相手方所有の塀に損傷を与えたものでございます。

なお、当該カーブミラーについては、平成30年5月に実施した定期点検で前述のふぐあいを確認
しておりましたが、平成31年度に修理予定としていたものでございます。

損害賠償額でございますが、16万2,000円で、修繕費用でございます。

今後におきましては、このような事故が再発しないよう施設の適正な維持管理に努めますので、
ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、報告第2号 損害賠償に関する専決処分報告について報告願います。貝口教
育次長。

教育次長（貝口良夫君）それでは、次のページをごらん願います。

報告第2号 損害賠償に関する専決処分報告につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に
より、議会において指定されている事項について、右側ページの別紙のとおり専決処分いたしまし
たので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分日は令和元年10月15日でございます。

本件の内容についてですが、1、事故発生日時は令和元年9月5日午後2時45分ごろございま
す。

2、事故発生場所は、熊取町大宮4丁目1049番地、町立熊取南中学校内でございます。

3、相手方は、議案書記載のとおりでございます。

4、事故の概要でございますが、町立熊取南中学校内において、同校の校務員が草刈り作業を行
っていた際、草刈り機に当たった小石が飛散し、学校敷地内の駐車場に駐車していた同校教諭であ
る相手方所有の軽自動車の運転席側後方の窓ガラス1枚を破損したものでございます。

5の損害賠償額でございますが、4万2,552円で、破損した窓ガラスの修理費用でございます。

なお、損害賠償費につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により全額補填を受けておりま
す。

教育委員会事務局では、本年度、各学校長宛てに草刈り作業における事故等の防止についての通
知を発出し、同作業における留意点等を明示するなど注意喚起を行っていたところでございますが、
今回の事故発生を受けて、当該校務員、学校長と関係者に対し、再発防止のため再度注意を行うと
ともに、改めて全学校長に安全確認の徹底を促すための文書を再度発出したところでございます。

今後におきましても、より一層の事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を

賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第2号 損害賠償に関する専決処分について報告を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）ただいまの行政報告2件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）まず、最初の1件目のところですが、カーブミラーの件なんですけれども、これ、事故発生日時というのは平成30年9月4日ということですので台風21号による倒壊というところになるかと思うんです。かなりきつい強風があったというところでこのカーブミラーが倒れたというふうに理解させていただくわけなんですけれども、この点検が去年の30年5月に実施していたと。それを点検した直後にちゃんと対応していたら支柱が倒れることがなかったかなというふうに思うわけなんです。修繕予定が31年度になっていたというところ、損傷のぐあいはどうやったのか、何で31年度になったのか、その辺のところのご説明をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）渡辺議員ご指摘のとおり、平成30年の台風21号の強風というふうなことでございます。それで、点検は確かにおっしゃるとおり、30年5月に行いまして、ふぐあいは確認はしておったんですけれども、ただ、何せ本数が多いということで、30年の点検をした本数が約130本あって、それで今回、ひどいふぐあいというふうなことで判明したのが約40本ぐらいありまして、それを一気にやるというのもなかなか難しいので、そこは順次やっていきますというふうなことで31年度に修繕予定としていたんです。その前に台風が来て強風が来たので倒れてしまったというふうなことで、ちょっと修繕がおくれたということなんです。数が非常に多いということで、順次対応するというふうなことで考えておったものでございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）数が多いから31年度になったというところのご答弁になるかと思うんですが、130本のうちのひどいのが40本あったということで、その40本のうち、一応30年度中には何本か修理はできたんですか。全て31年度になったんですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）平成30年度にすぐ発見した38カ所と、直接、それが全部というわけではないんですけれども、平成30年度に修繕したのが18カ所でございます。発見すればすぐ修繕というのが原則なんです。当然マンパワー、人手の話もありますし予算の制限の関係もありますし、人手というのは、要は我々公務員のほうだけじゃなくて、実際修繕する業者のほうの限界もあるというふうなことで、本来、議員おっしゃるように修繕していれば防げた可能性は高いかと思うんですが、残念ながら防げなかったということで、今後はもうそういったことがないように、点検なり修繕なりの努力をできるだけやっていきたいというふうに考えております。ご理解いただけたらありがたいなと思います。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）本数が多いところで、今、原課でもすぐさま対応していただいているというふうに聞いております。ですので、なるべく点検した後、直後に、せめて年度内に損傷のひどい分について、40本はやっぱりできるように、ひどいと確認したのであるならばすべきやなどというふうに思っておりますので、その辺をお願いしたいと思います。

それと、これが一応専決で8月24日にやっているわけなんですけれども、事故発生は去年ですよ。なぜ専決で今になったのかのところも教えていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）実を申しますと、この件につきましては、先ほど教育次長のほうからも申し上げていたかと思うんですけれども、市町村賠償保険というふうなことが適用できないかということで、保険会社とそこら辺のやりとりをしているので、かなり時間がかかったというふうなことで、すみません、今の時期になったというふうなことで、そこは申しわけないなと思っております。

それで、そういったことで保険の適用が結局されなかったというふうなことで、保険会社との協議に時間がかかったというのが実際のところでございます。適用されなかったというのですが、保険会社のほうが今回、台風21号の関係になりますと、基本はそういう災害による不可抗力というふうなことで保険金をお支払いできないと。ただ、こちらのほうは台風が原因だということで協議はさせてもらっていたんですが、保険会社の考えを変えるには至らなかったというふうなところが実際のところでございます。

それで、一応この件に関しては、町の顧問弁護士にも相談をさせていただいたんですけど、そういうふぐあいを事前に発見していたというふうな事実を把握しているということで、この件に関しては不可抗力というふうには多分いかなさうというふうなことで、それだったらもう賠償したほうが合理的じゃないかという顧問弁護士のご意見を踏まえて、町としてもこれは賠償するというふうな判断をさせてもらったというものでございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。そしたら保険を使えなかったというところで、やっぱり点検していますので、早期に対応すべきやったというところやったかなというふうに思います。点検した後、即すぐさま、ひどいとなった分については対応していただくようお願いしたいと思います。

もう一点、学校のほうの関係ですが、草刈り作業というところで、こういうことがないようにということで注意をされたということなんですけれども、車を駐車場に教職員がとめていらっしゃるところの近くでそういった草刈り作業をされたというところで、今後とるべき対策としては、何かそういった飛ばないようにシートをかぶせるとか、ただの注意をしたというんじゃないで、今後こういうことのないように取り組むのかというところをもう少し具体的に、学校側から今後はこういうふうな作業をしてくださいというような指導というんですか、そういうことはされていないんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） ご指摘の点、重要かと思えます。ただ、そういう常に安全配慮という意味で認識を持っていただく必要があるので再度通知をしたというのは、先ほどご説明したところ です。

それに加えて、ただ、やはり物理的に飛んだりとかありますので、今、実は石を飛散するとき、どうしても注意していても飛ぶ可能性が十分あります。今、内部で協議して、飛散防止のシート、作業中に2メートル、2メートルぐらいの大きさなんです。申し上げたように、シートを利用してとか何か戸板のようなものとかありますけれども、軽い持ち運びできる、そういう石の飛散を防止して立てかけたり、2人以上でやるときに持って使えるような、飛散防止のそういったネットを張ったものです。そういうものの今、導入のほうを内部で検討して、もちろん1、2万円というか、1つ当たりそれぐらいの、実は見積もりもとったりと今進めておまして、そういったことも導入することで、より一層安全配慮できたらなというふうに検討しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 1点目のカーブミラーの件なんですけれども、先ほど渡辺議員とのやりとりを聞いておりましたら、当該年度で修理ができないので次の年ということなんです。例えば根巻きをするとか、程度によってはもう切り倒して保管しておくとか、そういうふうな配慮も今後は必要かと思うんで、やはり予算的、時間的、また議会、業者との間の期間がそういうふうな要るということであれば、今後、台風などの災害が起こる可能性も年々増していますので、そのあたり、もう一度こういう交通安全施設、ほかにもあると思うんですけれども、点検されたときにはやはりそういうランクづけをして、対応について今回を契機にそういうこともやってもらいたいというのが1点。

それから、16万2,000円というのは町の単費で出したんでしょうか。その財源は、専決ですからどこから回ってきたんやと思うんですけれども、そのあたりを教えてください。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 田中議員ご指摘のとおり、要はふぐあいの種類に応じて緊急にとれる対応というのは、これまでもふぐあいの種類に応じて、すぐ修理できるものであれば修理したりとか、いろいろやれる範囲でできるだけ早い対策をとるというふうなことで努めてきてはおりますけれど、田中豊一議員ご指摘のとおり、例えば根巻きしたり、切り取ってしまうというのは、カーブミラーはそもそも交通安全上必要やということで設置しているの、一旦切り取ってしまったら要はカーブミラーがないというふうな時間ができてしまうというのも問題はあるんです。そこは臨機応変に対応できるように、今後も、ふぐあいを発見したときの対応についてさらに改善できないかということは検討していきたいと思っております。

それと、財源につきましては、ご指摘のとおり一般財源というふうになっております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） 財源については、部長がお話しさせていただいたとおり一般財源になりまして、予算は当初から当然損害賠償費として取っておりませんので、記憶だけの、ちょっと手元にないのであれですけど、基本的には予備費からの充当をかけたように記憶しております。

以上です。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。重光議員。

8番（重光俊則君） 1点目のカーブミラーの件についてですが、30年9月に発生しているの、その前にふぐあいを確認していたということで、いろんな状況があるから臨機応変にと言われてはいますが、こういうのは全国的にカーブミラーというのはたくさんあって、その安全基準もあるはずだし、ふぐあいの状態も把握されているはずですよ。把握されていても、それをいつ直すか、これは安全やから切り倒したら安全が確保されないとかいう前に、切り倒す前に必ず代替のものを持ってきて取りつけるようにするのが普通の工事ですよ。安全上重要だから、なくなったらあかんから、不安全な状態をつくり出すことになるから工事を延期したというようなことも説明されていますけれども、130本中、検査して40本危ないと。その危ないのがどんなランクにあってどういう状況にあるのか、そしてそれらはいつ取りかえる計画にするのか、そういうのを安全設備についてもっと厳しくやってもらわないと、今まで起きてほってたんやからしゃあないやろうという立場じゃないですか。こういうカーブミラーでふぐあいが起きて危ないのはわかっていてほったらかしにしているというのは、安全管理上全く許せない態度やと思います。その辺はどうなっているんですか。町内で何本あって、そのふぐあいの分類はどうなっているんですか。その辺についてどういう考察をされているのか、教えてください。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 重光議員おっしゃるとおりに、確かに置いておいていいというふうには、決してこちらのほうも当然、そういう認識ではございません。できる限り早急に安全が確保されるような対応というのをその都度とらなければならないというのは認識しておりまして、今回こういうふうな形で事故が起きたというふうなことについて、管理が十分じゃないということで、そこはもう申しわけなく思っております。

それで、町内のカーブミラーの全数ということなんですけれども、すみません、手元に資料がないのでまた後ほど説明させていただきますが、ふぐあいがあって、先ほど田中議員に説明したのが、切り離したらいいというふうなものでもない。切り倒したら残念やからだめというふうな、そういう認識ではございませんで、当然、交通安全施設としてのちゃんと機能を果たしつつ、安全が確保されるような方策をどうとったらいいかというふうなところを、ふぐあいを発見した時点でそういう仕分けをしっかりとやっていく。これはちょっと置いておいても大丈夫だろうと、やっぱりそのランクづけというのは絶対必要になってくるので、今、そのランクづけをちゃんと結果的にできなかったんで倒れたというふうなふぐあいが発見されたというふうなことなんで、そこはもう真摯に

反省いたしまして、今後そういう安全確保の観点から十分点検なり、その点検の後の対応については今後このようなことが起こらないように、すみません、月並みな表現で申しわけないんですけど、そこは全力で努力をしていきたいというふうに考えております。

全数については、また後ほど答弁させていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）こういう安全関連事故が起こった場合に、それに対してどういう展開をしていくかというのは、特に安全に関しては、その対策をどうするかということと、それに対していつまでに何をするかというのは物すごく緊急なことなんです。その重要度を考えていただいて、今までランクづけできていなかったというのはおかしくて、やっぱりこれまでに一般的にある道路上の器物ですよね。そういうものについての点検をしたら、その点検に対してどういうランクづけをして、ここになったら変えなあかんというのはどこでもわかっているはずなんで、その辺はしっかりと熊取町内の業務を締めていただいて、早期にこれに対応できるのと二度と起こらないような対応ができるように、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）基本は修理箇所が見つければすぐに対応するというのは原則でございますので、これは十分心がけていきたいと思います。

それで、田中豊一議員からもご指摘ありましたように、傷みのぐあいはどうであるかといういわゆるランクづけの件につきましては、やはり点検した結果として、今回につきましてもAランクからDランクで修理の緊急性をランクづけしております。今回のケースにつきましては、一番状態の悪いDランクより一つまだましなCランクというところで位置づけをしております。翌年度の対応で、今回50メートルを越すような強風というケースもございましたので、その現場でどういうふうな強風が吹いたのかわかりませんが、今までの災害の程度であればCランクで来年で大丈夫だろうということがありました。やはり頻発する災害が今後も続きますので、そういったことも踏まえて、同じような対応がないようにしっかりとやっていきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席7番 文野議員、議席8番 重光議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る11月28日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、令和元年12月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日12月4日から12月19日までの16日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日12月4日、5日、6日及び19日の4日間といたします。

次に、委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を12月12日に、事業厚生常任委

員会を12月11日に開催していただきます。

また、第2回目の議会運営委員会を12月11日に、議員全員協議会を12月12日に開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

なお、日程第10 議案第79号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）の件は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮りを願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日12月4日から12月19日までの16日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月4日から12月19日までの16日間と決定いたしました。

議長（矢野正憲君）続きまして、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、田中圭介議員。

1番（田中圭介君）それでは、議長の許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、質問に入る前に一言だけ、選挙管理委員会の方々に、平成31年4月熊取町議会選挙での選挙公報配布漏れのホームページでの謝罪文を再度改め、丁寧な内容に変更していただいたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入りたいと思います。

障がい者週間がきのう12月3日から9日まで始まりました。体にハンデのある方にもかかわる内容になるかと思えます。今回は、熊取町役場庁舎本館1階のトイレについて質問させていただきたいと思えます。

先日、本町の身障者職員の方と議員全員とで話をする機会があり、いろいろな話の中で、本館1階に身障者用のトイレがないという話も出てきました。言いわけにしかありませんが、まだ議員になって8カ月足らずで、用事のほとんどが東館と本館2階、3階に行く機会がありますが、特に本館1階に行くことがなく、環境課に2回ぐらい行っただけです。本来なら、議員になればすぐ本町の庁舎を全館把握しておかなければならない立場ですが、それができていなかったのは今となっては言いわけにしかならないので、その点については反省しております。そして、その後すぐ本館1階がどういうつくりになっているのかを見に行き、初めて知ってびっくりしたのが、税務課の奥にもトイレがあったことです。それまでは私は知りませんでした。なぜ入り口のトイレから数十メートル先にまたトイレがあるのか、単純になぜ本館1階に普通のトイレが近距離に2カ所あり、身障者トイレがないのかと思いました。

そこで、近隣の市町の本館1階に身障者用のトイレの設置の有無を、忠岡町から岬町まで5市3町を調査いたしました。行ける役所は自分の目で見に行こうと思い、泉佐野市と貝塚市は見学に行き、その他の市町は役所に電話し、設置状況を確認いたしました。結果、貝塚市以外は近隣市町に、旧式の身障者トイレもあわせ、何らかの形で本館1階に設置していますと回答いただきました。唯一、本館1階がなく別館1階にある貝塚市役所は、来庁した方ならおわかりと思いますが、別館といっても本町みたいに建物から1回外に出るつくりではなく、本町2階みたいに通路で東館につながっているようなつくりなので、貝塚市役所本館1階に来庁しても、すぐ身障者トイレに行ける状況です。また、庁舎建てかえも決定しているので、多目的トイレは確実に設置するでしょう。

次に行った泉佐野市役所は、平成18年に多目的トイレを設置されたみたいです。皆さんも記憶にあると思いますが、平成18年ごろの泉佐野市は、平成16年に財政非常事態宣言を行い、平成20年に財政健全化団体になりました。その超財政難、大赤字の真ただ中で多目的トイレを設置したのは、

身障者の方や住民ファーストの考えでされたかと思います。もちろん、先月14日、15日に事業厚生・総務文教合同視察研修で行かせていただいた砥部町、西条市にも、すごく立派な多目的トイレが設置されていました。

役所、役場とは、特に本館1階はその市町の顔だと思います。そこで、この時代に庁舎本館1階に身障者・多目的トイレが設置されていないのが熊取町だけで、他市町におくれているというか、現代のニーズに全く合っていない庁舎だと思います。現在も、住民の身障者の方が来庁されお手洗に行きたいと言われた際も、ふれあいセンターか東館にご案内していると聞いています。これは私の勝手な考えですが、本館1階に2つもある普通のトイレを1つ潰すか税務課横の会議室2を潰してでも多目的トイレをつくらなければ、住むなら熊取とうたっている自治体の本館1階に身障者トイレがないとは、笑われても仕方がないくらい重要なことだと思います。

まず、私が議員になる以前のことが知りたいので、そのことから質問していきたいと思います。

平成25年から26年にかけて、熊取町役場庁舎本館2カ年工事の際、本館1階に身障者・多目的トイレ設置の意見、計画等の話は出なかったのですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）庁舎本館1階のトイレにつきまして、1点目の平成25年、26年の2カ年工事の際の身障者用・多目的トイレ設置の意見、計画についてでございますが、平成25年、26年に行いました工事につきましては、庁舎本館及び北館の耐震補強工事でございます。この耐震補強工事につきましては、施工箇所が重なる北館1階及び2階のトイレについて、経済的にも安価で済むことから、あわせて改修工事を行ってございます。

当時、北館のトイレにつきましては段差があり、和式のみので便器で、多目的トイレ設置につきましては構造上、またスペース的に同じ場所での設置は困難であるとのそういった判断から、段差解消と洋式便器への変更としたところでございます。

なお、本館1階、2階のトイレにつきましては、平成28年度に改修工事を行っており、その際にも多目的トイレの設置を考えましたが、本館及び北館と東館を含む庁舎全体の中で、東館に車椅子の方が利用できるトイレがあり、先ほど申し上げましたとおり構造上、またスペース的な面から、北館同様、段差解消と洋式便器への変更としたところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）選挙公報時にも言いましたが、そのとき、他市町のことを参考にしたり見学に行ったり等はしなかったのですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほど申し上げましたように、耐震の補強工事を主に考えてございましたので、トイレにつきましては一定、他市町村を見に行ったりとかという実態はございません。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）多分、平成23年の東日本大震災後で耐震ばかりに目がいっていたということですね。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）トイレ自身は、実は先日、トイレだけを確認するというので近隣市町村は回らせていただきましたが、その当時は、今さっき申し上げましたとおりに耐震工事のことについて、実は近隣の済んでいるところが少なかったものですから、耐震工事については、そのときは泉大津市の市役所やったと思いますけれども、ちょうど最中でございましたので、その耐震工事の状況を確認したという程度でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら、そのときはもうトイレのことは全く頭になかったというか、計画もなか

ったということによろしいですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）ちょっと具体的に、答弁が重なるかもわかりませんが、北館1階につきましては、要は先ほど申し上げましたとおり、もともと段差がありまして便器は和式でございましたので、多目的トイレの設置も考えていましたけれども、建築基準の関係とかで同じ場所での設置は困難であるというようなことで判断いたしまして、その箇所のトイレについては、経済的なことも考えまして段差解消と洋式便器に変更の工事としたところでございます。

ただ、今思えば、抜本的にそのときに見直して多目的トイレにする考えもあったのではないかと
思うところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら続いて、本町の身障者職員の方で本館1階のある課での勤務の際、トイレに行くのにかなり距離があり、不便だったと聞いております。その中で、その課の上司、同僚の中で、自分と同じ職場で困っている職員を毎日見て、やはり熊取町役場本館1階に身障者用トイレは必要じゃないかなどの意見、要望は一切ありませんでしたか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）ご質問の2点目、障がいのある職員がいる職場からの意見・要望についてでございますが、庁舎の施設管理課である総務課におきましては、人事課を通じて多目的トイレの設置検討や現状での配慮の依頼を受けているところでございます。個々職員の思いといたしましては、障がいのある職員に対してのみならず、来庁者に対しましても、多目的トイレの設置について、その必要性に関して意見等があると思います。

職員として、先ほど申し上げましたとおり構造上や財政的な状況を理解している中で、改修工事の際、結果、設置しなかった状況でございますが、必要性を感じていることはそのときに推察できたところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）議員全員とお話ししたとき、先輩議員の方々も、洋式化とオストメイトのことしか頭がなく申しわけなかったとおっしゃられておりました。そして、この方は勇気を持って告白されましたが、本館1階勤務の際失禁などをしていたのは、当時の上司、同僚は知っておられましたか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）いろいろとその上司とお話しする、今も継続して話はさせていただいていますが、そのときにはそういったことも話の中ではございました。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）失禁とかしている同僚を見て、これどないかしたろうかなとか人間的に、職場の上司、同僚もそうですが、僕も会社をやっていますが、今の国会でもそうです。れいわ新選組ですか、身障者の方が議員になったときにすぐにバリアフリーにしたりとか、そういうやっぱり自分の同僚、はっきり言って理事者側の方、皆さん同僚になりますよね。その方を見て、やっぱりどないかしてつくってあげようかなとか、そういうことは一切出なかったんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほども申し上げましたけれども、その上司ともいろいろ話をする中で、総務からも先ほど申し上げたトイレ整備の経過であったり今後の計画を説明してございますので、多目的トイレの設置要望があることは感じていましたけれども、財政的なことを初め、設置できていなかったこと
の理解を得ながら継続して話をしてきたという状況でございます。

ただ、今、思い返せばということですが、配慮がやっぱり足りなかったと思っております。

す。なぜもっと障がいのある方に寄り添った考え方ができなかったのか、そこは大変申しわけなく、そういうふうに思っています。

そこで、昨年9月議会の質問で江川議員からも、障がいがあるということの理由をもって賃金を引き下げたりなど差別的な取り扱いをしていないかというような質問もいただきました。そのときには答弁としては、そういった差を設けることはありませんと処遇面のことをお答えさせていただきましたけれども、現実としては、本館に多目的トイレが整備されておらず不便をかけている職員や、来庁される方にも不便をかけてしまうということが想定されますので、本館に多目的トイレの整備ができていないということ自体が、やっぱり障がいのある方々にとっては日ごろから差別的な取り扱いだと感じられていたのかもしれない。そういった点においては大変申しわけなく思っています。もっとやっぱり配慮しながらもっと丁寧な対応をするべきと反省して思っています。

多目的トイレ設置についても、後ほど答弁はいたしますけれども、前向きに取り組んでいきたいと考えて思っています。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら、きょうやきのうみたいに寒い中、毎回毎回外に出てトイレに行かなければいけない状態でしたよね、そのころは。それは今、現に来庁された住民の方々にもそういうふうな形をとっているんですね。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）東館のほうには、2階、3階は渡り廊下で渡れますけれども、議員様もご存じのとおり、1階については一旦外に出ないといけませんので、一定、ふれあいセンターのほうに行っていたか東館のほうに行っていたかというのは一旦外に出ていただくということでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そして、貝塚市に見学に行ったときに、貝塚市は本館の1階に身障者用のトイレがないとさっき言いましたが、本館のトイレの入り口に、障がい者用のトイレは庁舎別館1階、2階にありますと地図つきで張っております。本町はどうですか。2カ所とも何も書いていないし、どこにあるのかもわからない。全く身障者の方のことを考えていないと言われても仕方がないと思いませんか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員おっしゃるとおりに、本町のほうはサイン板を各階に設置して思っています。議員もご存じだと思いますけれども、確かにマークはあるんですけれども、やはり今おっしゃっていただいたような貝塚市のような文章で案内したような丁寧な案内はして思いません。よって、東館の障がい者用トイレの案内表示を何カ所かに明記するように考えたいと思っています。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら、トイレの入り口にそういうふうに東館もしくはふれあいセンターにありますという形で表記してくれるということですかね。はい。

それでは、次にいきたいと思っています。

現在、会議室は煉瓦館を含め大小何室あるでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）まず、役場庁舎でございますが、本館、北館、東館を合わせて10室、隣接するふれあいセンターにつきましては7室、公民館、町民会館につきましては12室、また煉瓦館につきましては6室でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）計何室ですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）すみません、ちょっと足し算します。35室でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）これも先ほど言いましたけれど、1階のトイレを1つ潰すか税務課の横の会議室を1つ潰すかぐらい、やっぱり多目的トイレをつくるために合計何室あるか。特に会議室が少ないと聞いたので、35室もあれば別に会議はどこでもできますよね。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）おっしゃるとおり、会議をするとすれば、離れているところであってもしようと思えばできます。その流れ、続きなんですけれども、やはり税務課の前の例えば会議室が2部屋ございます。現在は選挙のときの期日前の投票で使っていたりとか、税務課の課税事務、目の前に税務課がございますので、その課税事務に約半年ぐらい、その部屋で2室、要は窓のない部屋で鍵のかかる部屋ですので、個人情報がいっぱいありますから、そういったことでメインに使っているような状況でございますが、会議室を多目的トイレにということも含めて、どこに設置できるのか、構造上、財政上なども含めてこれからいろいろ考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）今ちょっと期日前投票という話が出てきたんですけれども、期日前投票をいつも役場の税務課の横でやっていますよね。でも日曜日になったら、我々、この辺の野田、紺屋、桜が丘の投票所というのはふれあいセンターの1階の奥のほうに行くんですよ。それは、今までの話とはちょっと関係ないんですけれども、ふれあいセンターのいつも我々が行く当日の投票所に期日前投票を持っていくことはできないんですか。

議長（矢野正憲君）答えられますか。いけますか。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）要は、期日前投票につきましてはLANが繋がっていないとなかなか難しいので、二重投票の防止ということで。ただ、ふれあいセンターのほうは職員の執務室もありますし、少し会議室のほうに引っ張る必要性はあるかもしれませんが、それはやろうと思えばできるかなと思います。

ただ、ふれあいセンターも行事がいろいろ日々あるでしょうし、一定、実態として選管の事務局が今のところだと北館の2階にあって、1階が投票所ということの距離の中では、必要時にはすぐに職員がおりてきて対応が可能だということになります。実態としては、そういった事例が選挙ごとに日に何回もございます。そういったことで、やはり状況では今の1階、2階がベストだということは考えています。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）期日前投票を、ただ単に僕も簡単な考え方しかできませんけれど、ふれあいセンターに持っていったら、期日前投票もできて普通の投票もそのままできる状況になるんじゃないんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）おっしゃるとおりで、要はふれあいセンターのほうで押さえて環境を整備すれば、そういうことも可能かと思っております。

ただ、今私が申し上げたように、やはり選管の事務局の職員が期日前の投票所に出向いているいろんなフォローをするタイミングというのは日に何度もあるんです。そういった意味では、これはどの市町村も、僕も確認していますが、事務局に近いところに設置しているのが状況でございます。本町もそういったところで、今やはり近いところですぐ選挙人の方にフォローするような体制がとれている今の状況が一番ベストかなと考えてございますけれども、先ほども申し上げましたよ

うに、どこに設置するかというところはいろんな面を考えまして、そういった議員ご提案の部分も考えてやっていきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君） ちょっとすみません。通告にないような話に発展的になっていますので、関連は関連なんでしょうけれども、その辺注意していただけたらありがたいので、よろしくお願いします。

田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） それでは、次にいきたいと思います。

土日祝に来庁された身障者の住民の皆さんがお手洗いにいきたいと言われた際、受付の当番、日直の方にはどのような対応をとるように指示していますか。

議長（矢野正憲君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 土日祝に来庁された障がいをお持ちの方へのトイレの案内についてでございますが、手すりの使用や洋式便器で対応可能な場合は本館 1 階のトイレをご案内させていただきますが、車椅子等の場合、東館 1 階の障がい者用トイレにご案内させていただきます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） 僕、先日、休みの日に見に来たときに、今、部長がおっしゃられた東館もふれあいセンターも鍵が閉まっていた。そういうときどうするんですか。

議長（矢野正憲君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 具体的に申し上げますと、要は日直が 2 名いますので、日直の一人が付き添って、もう一人が本館から実は 2 階の渡り廊下を通って東館の玄関の鍵を内側からもあけることが可能ですので、そういったことで対応可能だと考えています。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） 日直の方に僕、お話ししたんですよ、どういう指示をされているかと。そしたら、いやそんな指示は全く受けたことがないという答えを聞きました。その点はどうですか。

議長（矢野正憲君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） すみません。その辺も再度この際に確認はさせていただいたんですけども、了解している日直の方、そうでない方もまばらでしたので、この辺は私どもも反省するところでございます。改めて、その辺は文章も出して理解するように指導はしてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） そしたら、土日祝に来られた身障者の方がトイレに行きたいと言ったときは、東館に行けるように鍵を持っているという理解でいいんですか。

議長（矢野正憲君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） いえ、今申し上げたのは、鍵を持っていくのではなくて、鍵がついているのを縦を横にするといいますか、要は内側から鍵を持たずに鍵をあけて開閉することは可能ですので、そういったことで鍵がなくてもあけられますから、迅速な対応はできるかと思えます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） ごめんなさい。ちょっと僕の理解が全然わかっていないので、どこが内側からあけられるんですか。

議長（矢野正憲君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 具体的に申し上げますと、東館の入り口をイメージしていただいて、扉が 2 枚あったと思います。自動扉です。その扉の下側に、2 枚ありますから閉まりますね。そのそれぞれの面の一番下に手でひねって開閉ロックがかかる部分があります。それを内側から縦を横にすると

か横を縦にするとかということによって開閉できるということでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら、本館から日直の方が2階に行って、また1階までおりてきて中からあけるといいますか。わかりました。ありがとうございます。

そしたら、次にいきたいと思います。

役所、役場はその市町の顔であると思います。その本館1階に身障者用・多目的トイレを設置していないとは、ほかの市町から見れば今の時代からかなりおくらしている自治体とわかってしまうと思います。熊取町は今後、身障者用・多目的トイレについてどういう考えでどうしていかうと思っておりますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今後の身障者用・多目的トイレについての考えでございます。

全国的に公共施設等の老朽化が大きな課題となる中、長期的な視点を持ちまして更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うとともに、財政負担の軽減、平準化を行い最適な配置を実現するため、その基本的な考え方を示す計画として、平成29年2月、熊取町公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。また、それぞれの施設管理部署において、把握している施設の状況をもとに、今後、令和2年度までに各施設の実情に応じた個別施設計画の策定を予定してございます。

役場庁舎につきましても個別施設計画を策定するところでございますが、庁舎個別施設計画の策定に当たりまして、議員ご指摘の多目的トイレにつきましても、ユニバーサルデザインへの取り組みの一つといたしまして設置検討を明記したいと考えてございます。

現時点ではまだ具体的な時期は申し上げることはできませんけれども、個別施設計画の策定後、構造上や財政面におきまして関係部局としっかり協議、調整を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）ということは、もう最終的につくる方向で考えていると見てよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今も答弁申し上げましたように、ちょっと時期は申し上げられませんが、いろいろな面としっかり協議をして、計画に位置づけるわけですから、そういった方向で進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）僕としては、できれば時期を早いことつくらないと、やっぱり今、少子高齢化で車椅子の方も身障者の方もどんどんふえています。計画計画ばかりじゃなく、迅速に動こうと思ったら段取りさえ踏めばすぐに着工……。予算の関係もあると思います。そういうことをぜひしていただかないと、計画計画ばかりではなかなか前に進まないと思いますので、もう実行に移すと宣言していただけるぐらいの答えが欲しいんですけど。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員おっしゃるとおりで、なかなか熊取町役場は意思疎通が図られていないというのか、周りを見渡せない役職の方がおられるというのが現実だと思います。

議員ご指摘のトイレ改修につきましても迅速に進めてまいりますので、時期的に具体的な時期については今申し上げられませんが、私の責任のもとにおいてできるだけ早く対処してまいりたいと思っております。ご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）ありがとうございました。町長から力強いご回答がもられたので、もうぜひ期待して、多目的トイレを早いことつくっていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、田中圭介議員の質問を終わります。

次に、文野議員。

7番（文野慎治君）おはようございます。2番バッターで午前中を締めたいと思います。

今回、2項目大きな点の質問を出させていただいております。令和2年度予算編成に向けての基本的な考え方ということをもとに1点目を持ってまいりました。

平成30年度決算、くまとりふるさと応援寄附76億4,000万円を含む202億円（一般会計）ということになりまして、前年度決算に比べ75億8,000万円の増加となりました。今、12月議会を迎え、理事者側の皆さん方は、新年度予算編成に向けてそれぞれ各課からのヒアリング等を進めておられる最中だというふうに思っています。特に、年明けは町長選挙ということがございますので、4年に1回の首長選挙ということで、3月議会、義務的経費が出てくるぐらいの当初予算ということが従前から続いているんですけども、この状況をわかった上で、新年度予算についての現状の見直し、考え方等についてお尋ねをしたいというふうに思います。

1点目としまして、新年度の歳入面での見直しについてご答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、令和2年度予算編成に向けての基本的な考え方についてのご質問の1点目、新年度の歳入面での見直しはについてのご質問に関して答弁いたします。

まず、令和2年度当初予算につきましては、予算編成作業中に町長選挙が実施されるため、経常的経費及び継続的経費として既に事業実施が決まっているものを中心とした骨格予算として編成することとさせていただきます。そのような中、歳入面の見直しとしましては、ご質問のくまとりふるさと応援寄附金が、返礼割合3割以下で地場産品に限るとの寄附金募集に係る基準の厳格化により、平成30年度のように多額の寄附をいただけるような状況ではございません。

そのほか、本町の収入の根幹をなす町税につきましては、例年1月に本年度の課税状況を加味しながら見積もりを行うこと、また、国からの地方交付税、地方譲与税並びに大阪府からの各税の交付金につきましても、例年、年末年始にかけて国から示される地方財政対策等を踏まえ見積もりを行うため、現時点でどの程度の増減になるかも含め、精緻に見通すことは困難な状況でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）4年に1回の状況ということも冒頭申し上げましたが、その点は十分理解をさせていただいております。

今、一つ挙げていただいた、昨年が76億4,000万円というふるさと納税、これも新聞紙上、あるいはいろいろ問題が起こってお隣の泉佐野市が国と裁判をするというような状況もあり、国のほうの縛りというんでしょうか、そういったことがかなりきつくなってきている。そういった中で、前年は熊取町は全国で7位という状況の中で、今回ペナルティーを受けたところから少し遠慮していたような状況があつておとがめがなく、本当に取れてよかったねという形で、そのおかげで防災基金を10億円積み立てできたりいろいろなメリットがあったわけなんです。去年、おとしは、ふるさと応援基金について我々議員としましては、本当にもっと知恵を絞って全国の皆さんから熊取町に応援寄附をいただくようなPRをしてくださいということで、我々も皆さん方の後押しを議会のほうからもさせていただいたわけなんです、どうも今の情勢では大変厳しい状況もあります。

そういったことで、やはりそこは新しいルールとかそういう状況も踏まえながら、粛々と新年度もこれはやっていっていただいたらいいわけなんですけれども、後段のほうで理事が言っていた、やはり国や府の関係、そういったところの熊取町への交付税その他、そういったことをどう確保していくのかということが非常に重要になってくると思うんです。

実は、おとしの決算は経常収支が99.9というふうな数字になった。これも質問させていただいて、その根本的な原因は、国からのそういうものが取れなかったということだったというふうに関

いているんです。現にそうだったと思います。やはり今回はそういう状況、去年はふるさと応援寄附で大きい部分で確保できたから目立ってはいなかったんですが、国・府からのそういった熊取町、小さなこの町に対しての財政的な支援というものをやはり継続して、また去年よりもプラスアルファとして取れるような状況というのは、どのような見通しを持っておられるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）今ご答弁で申し上げました中で交付税の話がございまして、あと、大阪府からいただく税の交付金等の話もあって、その点の熊取町は実際どういう形で動いていくのかということになるかと思うんですけれども、現状、今申し上げた分でお話しさせていただきますと、実際、市町村側で作的に何かこういう点をやれば交付税がふえるというようなことは、当然、限定的ではないことはないんですけれども、結局、歳出がそれに合わせて伴うものとなりますので、実質、会計内での収支にどう影響を与えるかという、実際、支出した面を上回るのなかなか難しいというのがまず1点ございます。さらには、特に交付税は国のほうで夏の段階で総務省から財務省のほうに概算要求している中では、一定、前年度と比べて4%ぐらいふえているというのはあるんですけれども、このあたりについて中身について詳細なところがまだ見えてこないというのが1点と、あと今回、次年度予算で申し上げますと、消費税の引き上げ分というのが実は地方消費税交付金という形で市町村のほうに配分がございまして。

そういうものもあるんですが、現状、その中で今、ニュースとかでもいっとき比較的出たんですけど、軽減税率との兼ね合いで、実際、8から10に伸びた同じ割合で税収がふえてくるかという、なかなかそうもいかない部分がありまして、さらに、景気のいわゆる駆け込み需要の反動でやっぱり需要が落ちている部分とかもありますので、そういう面で、まずそれだけの地方消費税交付金がふえるのかというのが余り期待できないというのがまずございます。

それにあわせて、地方交付税で入ってくるであろうお金についても、全額地方交付税制度の中で収入額として算入されますので、あとは地方交付税の市町村に必要な歳出としてどれだけ見てもらえるか、特に幼児教育・保育の無償化が令和2年度からは交付税の枠組みの中で出てきますし、あと、現在も多分、国のほうでいろいろ議論されているかと思っておりますけれども、会計年度任用職員の扱いがどうなっていくのかということもあります。その辺では一定、交付税の額として、需用額としてプラスに働く分はあろうかと思っておりますけれども、地方消費税交付金の入の増と合わせて最終的にどういう形で熊取町の配分がなされるかというのは非常に難しいところがありますので、今後、そのあたりは当初予算の中でできるだけ精緻に反映していきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）これはお互い共通認識で、今の時期、ことしは骨格予算やということも踏まえて、国のほうの懐事情も勘案してやりとりというようなことで、余り意味は今の時点ではないかと思うんですが、その努力は続けて情報収集もやっていただきたいということと、それと99.9になったときもこういう質問の中でも意見を言わせていただいたんですが、泉州地域の中で極端に熊取町がそのとき国からの予算を引っ張ってこれていなかったんですね。何で99.9になったんやという大きな要因としてのお答えが、やっぱりそのことをおっしゃっていたんですよ。岬町やほかの周辺のところは熊取町の何倍もそのとき取ってきていたと。ですから、そのときに町長にも、この地域からの国会議員もおるわけですから、そういったパイプも含めて頑張ってくださいということをお願いしました。

危惧するのは、この地域は幸か不幸か2名の国会議員がおって、今1名が欠員になって、パイプが2本あったのが1本になっているといったことも、非常にこれは政治面でのいろんな駆け引きというふうなことから考えるとすごく危惧していますので、そういったことも踏まえてぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。これは私の思いです。

2点目なんですが、歳出面での考え方というのもご答弁を用意していただいていると思いますの

で、お聞かせいただけますか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）次に、ご質問の2点目、新年度の歳出面での考え方についてのご質問について答弁いたします。

大きな考え方としましては、先ほど申し上げましたとおり、令和2年度当初予算は骨格予算として編成することとなっております。経常的経費と臨時的経費におきましても、既に継続分として事業実施が決まっているものを中心とした予算を編成することとしてございます。その他につきましては、1点目としては、自立的な財政運営の必要性を考慮し、令和2年度の経常予算における一般財源ベースの歳出削減目標を、消費税率引き上げ影響分を含めて令和元年度の当初予算の範囲内としてございます。また、2点目につきましては、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に基づき、投資的経費の総額を抑制することとしてございます。3点目につきましては、人口減少、職員減少等を踏まえ、ICT化、外部委託化の推進などの業務改革に係る予算を別枠で予算要求を行うことができることとしてございます。

なお、これら予算編成に係る考え方につきましては、毎年度当初予算編成方針として取りまとめてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）この時期でこういう質問をしたら、去年もこういうお答えやったと思います。これは粛々とやっていただいたらいいと思うんですが、4点目とのかかわりもあるので、その中でご意見申し上げたいと思うんです。

やはり、後に大きな2つ目の中であるんですが、町長公約との関連も当然出てくると思うんです。そやから、仮に町政が継続していくならば、そういうふうなところについての予算配分もやっていくというふうなことは、これは皆さん原課の中では頭の中にあっただ中で、今の時点の骨格予算として粛々とやっておられるというふうに思っています。

3点目の皆さん方がトータル的にそれを積み上げていく各課の要求というか、各課に指示を出しているというふうに思うんですが、令和2年の予算要求について各課への財政からの指示内容というのは特にございますか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）ご質問の3点目、予算要求についての各課への指示内容についてのご質問に関して答弁いたします。

当初予算編成に係る各課への指示内容につきましては、先ほどご答弁させていただいた予算編成方針内に重点事項として記載することもございますが、令和2年度当初予算は骨格予算として編成を進めておりますので、重点事項としての指示はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）継続して、義務的なものだとかそういったことについては粛々と出てきていると、こういった意味合いですよね。

そしたら、4点目へいきます。

9月議会の決算審査特別委員会で各会派からの意見・要望、これを新年度予算にどのように反映させるのかというようなことで書かせていただいています。私どもは会派としても9月議会での決算委員会で意見・要望を出させていただきましたし、各会派の皆さん方も賛成なり反対などの立場の中で討論という形で、あるいは特別委員会の中でいろんな項目を、これは議事録に載っていますけれども、そういう形でそれぞれ意見を申し上げます。いずれにしても、その内容というのは、決算については私どもの立場で言えば認めるけれども、こういったことをやはり新年度予算には反映してくださいねというようなことを申し上げているわけなんです、そういった形でのまずご答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）次に、ご質問の4点目、9月議会決算審査特別委員会における各会派からの意見・要望について、新年度予算にどのように反映させるかについてのご質問に関して答弁いたします。

決算委員会では各会派から意見・ご要望をいただいているところですが、それらにつきましては、各事業担当課における検討を経て、各年度の予算編成方針に沿った形で財政課に予算要求がなされる流れとなっております。要求内容を予算に反映させるか否かについては、個別の予算要求を財政課が中心となりヒアリングを行い、査定（案）として取りまとめていくこととなりますが、その過程においては政策担当、人事担当の意見も反映されることとなり、最終的に町長査定が行われることとなります。

しかしながら、先ほど来よりご答弁させていただきましたとおり、令和2年度当初予算については骨格予算として編成作業を進めておりますので、決算委員会でいただいた意見・要望のうち予算に反映させる項目については、現時点では主に令和2年6月議会における肉づけ補正での反映にしようかと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ちゃんとしたその反映する予算は、年を明けて6月の肉づけした予算で反映して我々議会に示していただけると、要はそういうことやというふうに思うんです。議会だより47号の6ページに、コピーをとってきたんですが、各会派のスペースが限られているので、それぞれ会派の重点的な内容を書かせていただいているんです。私も熊愛としても、無駄をなくし、効率的に事務事業を運営し、人口減少や高齢化に対応できる町政組織を構築すべき。職員のコスト意識の強化と組織のスリム化が不可欠。部長級ポスト削減を前倒し実施すべき。ひまわりバス、防災関係など、従前の所管にかかわらず、縦割りではなく部局横断的な議論を活性化させ、住民ニーズに依拠した仕組みづくりを構築すべき。意見・要望を政策提言として受けとめ、他市町に先んじた住民ニーズを取り入れた、スピード感と透明性を担保した政策決定や改革を行うべきやと、こういう意見・要望をさせていただいて賛成させていただきましたから、当然、皆さん方がこの骨格予算、そして6月の肉づけ予算の中で、こういう趣旨で議論した中身を出していただく、そのことを大いに期待したいというふうに思います。

特に何かありますか、今ので。なかったらもう次へいきますけれど、よろしいですか。言うておくことがあったら言うてください。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）実は、比較的臨時的な予算ということでいきますと、既に動いている予算、投資的経費なんかも結構ボリュームが実際、今もう走っていますので、当初予算も一定の規模のものにはなろうかと思えます。ただ、そういう議員の皆さんからいただいた意見についてはやはり政策的な色合いも出てきますので、そのあたりについては選挙後に毎年、実際、選挙が終わった後に、前回の例ですと4月に改めて肉づけの編成方針を出しますので、その中でいろんなそういう色合いが出てくるという形になろうかと思えます。

先ほども答弁で現時点でと申し上げたのはそういうことであって、実際、場合によっては当初予算に幾らかでもそういう依頼のものが入ってくるかもわかりませんし、そういうところも踏まえてきちとした予算をお示しできたらなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。何かあればと言ってしゃべっていただいて非常によかったです。次の質問にもそれは使わせていただきます。

それでは、新年度予算については以上にさせていただいて、大きな2点目についてに移らせていただきます。

9月議会最終日、本会議で藤原町長は、再出馬表明というような形で受け取っているんですが、最後の挨拶で触れられました。事実上2期目への出馬を表明した藤原町長の政策について、あとはちょっと町長と議論をしていきたいなというふうに思っています。

11月1日発行の維新プレス号外が全戸に配布されました。藤原町政2期目のマニフェストと位置づけできるような内容であったかなというふうに思います。今の状況、これは私の私見ですが、多分、選挙はなしで町長は2期目へ入られるのではないかなという状況、これは私、勝手に思っています。そういったことも踏まえて町長の見解を求めさせていただきたいというふうに思います。

これが配られた、非常にカラーで、この写真はここにこしていつもの顔ではないんですけども、これを見させていただいて、いろんな項目、2期目へチャレンジする藤原町長のやる気も感じるわけなんです。そこで、全てにわたってやりとりするような時間は全くないんで、今回、ここに3つだけ書かせていただいています。これは、このパンフレットに載っている項目の中と、もう一つ、載っていないことについても質問しますけれども、ご了解いただきたいと思います。

非常に維新カラーで見やすいパンフレットやというふうに思うんですけども、めくっていただいて3ページのところに情報公開でタウンミーティング、直接対話、こういったことが書かれています。私も、副議長のときはほぼ全てのタウンミーティングに参加をさせていただきました。そして直接対話ということで、まだタウンミーティングに加えて平成29年から要望のあった自治会に出向いて自由に意見交換する直接対話、いつも対話対話、徹底した情報公開、これが町長のキャッチコピーになっているのを、身をもってやっていたらいいなと思います。

特に直接対話に関しては、上垣元町長や中西前町長のときにも、そういう言葉は違いますが、自治会へ出向くということは実はあったんですけども、自治会から要請があって何をしゃべってどうするんやというようなことがまず自治会から町長に届いて、それで大名行列みたいな感じで、そこへ行ってやるわと。項目では情報公開とか対話ということの中で、それがやっていますといたら件数は何件ですかといたら、年に1件か2件、2カ所の自治会に行っているのが関の山やったんですね。それを町長みずから、それも言うたら極端な話、理事者席がそのまま自治会へ行っていったようなこともあるんです。それが非常にスリム化して、意見もその間、やりとりもさせていただいたことを受けていただいて実現していただいているんですけども、29年が247名、タウンミーティング、平成30年が122名、元年188名というふうな数字まで書いていただいているんですけど、やはりこれをもう少し人数をふやさないかなと思います。

我々議会の場合でも議会報告会というのをやっていますが、いかに時間外に町民の皆さんが我々が出向いてもそこに来ていただくかという苦勞、これを10年間ずっと続けています。しかし、さすがに町がこういう形をすれば、体育館に3つも4つもその校区の自治会が集まって、町長が来てくれんやからということでやっていただける、これはやはり熊取町の住民の皆さんの民度の高さやというふうに思うんです。それをもっと定着させていくための仕掛けを考えてやっていただけたらなというふうに思いますし、それと、こういう議会でも傍聴というのは少ないんですけども、そういうふうな我々議会と外でも町長とこういうやりとりしているんやというふうなことも見せるような仕掛けも、これは議会の中でも話をつなげあきませんけれども、それぐらいの懐の深さも持っておいていただいて、タウンミーティングや直接対話をさらに肉づけしていくような形を考えていただけたらなというふうに思うんです。そういう点は町長、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ご指名をいただきましたので、答弁させていただきます。

タウンミーティング、直接対話、同じようなものであって同じようなものでないという私の思いの中で進めさせていただいています。皆様方が平成20年から、私も当時、議会議員でありましたので、議会報告会というものを実施する中で、当初たくさんの方が来られた地区もあったように今思い出すんですけども、そういう活動を皆さん方が継続されてきた中で、私のタウンミーティング、私というよりも町行政のタウンミーティングとして出かけていったときに、案外少ないなというふ

うな思いがあったわけなんです。皆さん方の意識がまだまだ関心を寄せられていないところが多いなというのが、タウンミーティングを行ったときの感想でした。

それから、いかに住民の皆さんに行政に関心を持っていただく、そういった方策は何であろうかなというふうに考える中で、もうこちらから強引に各自治会へ押しかけていくという、言葉は語弊がありますけれども、お願いを呼びかけて直接対話に応じていただける地区が多いところで19地区ありましたので、これからまたその裾野を広げていく時期に入っているのかなというふうに思っております。

用意した答弁ですけれども、2期目における私の思いは、「人」を政策の真ん中に置き、住民の皆様との対話から生まれる信頼を信条としまして、不退転の決意による行財政改革で財源を生み出しながら、全ての住民の皆様が日常生活の中で長く楽しく日々を暮らせるまちを目指しまして、住民の皆様がそれを実感できるまちづくりを進める決意でございます。

その中で、まずご質問1点目の情報公開についてですが、就任以降、これまでの地域対話やわが町提案箱に加え、新たにタウンミーティングや直接対話という取り組みを進めてまいりました。これは、対話によって生まれる住民の皆様からの信頼が重要であるとの考えに基づくものであり、今後も、徹底した対話を基本姿勢に、テーマの内容の充実とともに参加いただきやすい雰囲気づくりや効果的な周知等、一人でも多くの方にご参加いただけるよう取り組みを進めてまいります。加えて、情報公開の重要な媒体である広報紙のA4判化やカラー化など、情報を得やすい紙面づくりにも取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）用意していただいた答弁の後段で次に聞こうかと思っていたことを言っていました。

広報紙、今ご答弁いただいたので、課題と取り組みということで、広報紙のA4判化、カラー化、住民の皆さんがより見やすく情報を得やすい紙面づくりも取り組みますと、こういう形で、取り組みますやから絶対やるんですね。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）やります。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）やると言っていたいてうれしいんですけど、3カ月前はえらいつれない答弁が、ほか、財政からやそういう担当からあったんです。町長の気持ちはそうやということは信じていたんですけど、これは信じていいんでしょうかね。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）この笑顔をもって信じていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）冒頭言うたように、ふだん余り笑うてはれへんで、真剣に言うていただくほうが僕にはこたえるんですけど、というのは、3カ月前の質問の中でずっとA4化、カラー化というのは言い続けて、切り口を変えますというて単価の問題を僕、出したでしょう。覚えておられると思うんです。僕もきのう自分の質問を映像で見てきたんですけど、熊取町が町長のおっしゃる情報化、これは今までの上垣町政、中西町政をずっとつないできて、4年トップとしてやってこられた。その中で町長は、情報公開というのが政治信条や、これはもう信じますよ、やっていたいるから。しかし、媒体を変えるということについては、私も何回もこの議会でこの時間を費やして言わせていただいたが、なかなかそこまで踏み切ってこられなかった。もう町長がゴーサインを出したらこれはできると僕は思っていたから。今回9月議会の中では、単価がよそに比べたら、住民の皆さんに町政、市政をお伝えする広報紙にかける1世帯当たりの広報紙をつくる単価がよその半分やということをおっしゃっていただいたんです。

だから、少なくとも前回、きのう僕も見直しました。もう少し安くできる方法もあるんやと言ったから、それを採用されたら、今の倍ということにはなれへんにしても、広報にかける予算組みの割合を英断でふやさなければ実現しないんですよ。これは、やってくれたらいいんですよ。そして、もう町長の選挙あるのは、それはわかっていますよ。今回骨格予算ですよ。何で9月の時点でそこまで町長答弁でやりますということが出なかったのかな。それが、何か選挙があるからこういうマニフェストの中に入れるんやと。何で3カ月、時間無駄にするんやろう。先ほど東野理事のほうからあったように、4月になって肉づけの補正予算が出てくる、協議する、そういう中でやったら実施時期がおくれるじゃないですか。だから、町長が次もやろうがやろまいが9月時点でこういう自分の信条でそういうことを実現したら、ここの課題の中にA4化を取り組みますと違って、やります、決定しましたということの実績に上げていただく答弁が9月に何でできなかったのかな。これが町長、やっぱり僕はスピード感やと思うんですよ。

何でわざわざ課題と取り組みの中に、英断ですよ。その中で文句を言うのは悪いけれど、そこは何か言いわけがありますか。

議長（矢野正憲君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 熊取町の一般財源、130数億円を担当している私という中におきましては、やはり将来の見通し、収入がどのぐらい入ってくるか、出ていくものがどのぐらいあるのか、それがまず頭に出てきます。いろいろなところへ配分していくわけですが、義務的経費、経常的経費、そういうふうな積み上げの中で一般予算が出てくるわけです。

議員おっしゃるように、広報紙にかける単価は近隣に比べると非常に安いということは以前からもうわかっていることなんですけれども、熊取町のそういった効率化、経費の削減が、今までの施策、政策の中での一つの大きな流れで熊取町の行財政運営が動いてきたということがあります。私も、小さい会社ですけれどもやってきた中で、できるだけ経費は削減する、その中で生み出された財源は住民サービスへ振り分けるというふうな思いで、この4年間やってきたつもりです。その中で、文野議員にもそういうお話をいただく中で、いろいろと考える時間、頭の中で振り分ける時間がこういった時間になってしまったという、スピード感、これは私も言っていることですが、そういった全体の中での振り分けについては多少時間がかかったということで、この時期になったということでご理解願いたいと思います。

議長（矢野正憲君） 文野議員。

7番（文野慎治君） そしたら、また次にいきます。

パンフレットの4ページ、5ページのほうにいくんですが、行財政改革、住民サービス向上、その中で人口減少においては適正職員数の維持ということで書かれておまして、適正な職員数の配置に取り組みますと、こういう形がマニフェスト的なものに書かれているわけなんです。僕は、今までの私どもの会派、熊愛のほうからずっと言わせていただいていることからすれば、非常に踏み込み不足やというふうに思っています。

この間、昨年12月議会でも組織のスリム化ということを言いましたし、部長級職員が何でこれだけ多いんやということを指摘させていただいて、端的な例が理事者席、9時から5時までの本会議、ずっと今まで24人、25人おったのが、本当に関係のない職員は退席するというで14、15人とか、そういうふうな形でやっていただいているんですが、これはあくまでも答弁に関係ないからおれへんようになっただけで、本来のスリム化ということに関して言えば、非常にそれは、仕事の分掌表を出してくださいということも去年言うたんですが、同じ部の中に理事が担当をまた分けて、縦割りの中にまた縦割りをつくって、そういうふうな形をしていますよ。

我々、九州の類似の3町を見ていったら、そこはもう全く部がない。課がトップで、ですから等級で言えば、一番上の等級の人が熊取町は20何人も30人近くおったけれども、そうじゃないんですよ、まずそういう行財政改革、身の丈に合ったということと言われるわけで、そのことを応援しようと思って、そういう例も含めて町長、我々こういうところ見てきましたよということで踏み込ん

てくださいということをおっしゃっていただいたんですが、まだ全く本質的には手つけられていない。

去年、この4月から、これは断念されましたけれども、管理職手当だけ上げますというようなことがあって、それは我々も事前に蹴って、それはさすがに提案はされなかったけれども、そういったことがまだ町長、道途上やというふうに思うんですよ。そのことについて何か思いはございますか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員おっしゃるとおりであります。なかなか民間会社と行政の違うという点を上げますと、そういったところかなというふうに思います。民間企業だと肩たたきができて、従業員の構成が即座にできるというふうなことがあります。地方自治体におきましては、これはもう職員は身分保障がされていますので、何かしらのことがないやめていただくわけにはいかない。その中で自然減を求めていく、そういった手段しかないというのがじれったいところでありまして、退職される方の人数の今は2分の1の採用ということで職員の数制限しています。

役職につきましても、なかなかそういった現状を極端に変えていくというのが難しいというふうな私の認識が間違っているのかもわかりませんが、ことしで4年目ですけども、一年一年時間をかけて、退職される部長級、部長がおられたら、その数はふやさない、行く行くは理事をなくすというふうなことは自分の中では決めておりますので、それをあえてこの表現につけ加える必要があるかないかというのは、それぞれの立場で違うんやと思います。これは、もうそういったところで次の4年間委ねられるということであれば、そういった方針でスリム化を図ってまいりたいと思います。若手の職員にばりばり仕事をしてもらい、そのほうが活気ある職場になるんではないかなというふうに思っておりますので、将来的には理事級はなくすという方向で考えております。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）そしたら、当時聞いた予定、平成でいうと34年には部の数が1個減って、部長はそれだけやね。理事も掛ける1やというような数字は、やっていくというおつもりなんですね。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）上下水道の水道が企業団のほうへ統合されますので、この場で言うのもどうかなと思いますけれど、上下水道部が軽くなりますので、これを都市整備の中へ編入していきたいというふうに思っております。教育委員会の人事につきましては、首を突っ込めるかどうかというのはちょっとあるんですけども、町長部局のそういった組織については、本当に部長、課長、その辺の構成については軽くしていきたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）それでは、もう時間もないので、5ページの下の方のひまわりバスについてです。

課題と取り組みで、駅ロータリーや乗り入れできない地域への対応など云々と、高齢者の外出支援、買い物支援も含め、今後も日常交通の利便性の向上に努めますとあるんですが、これも9月議会での答弁とかなり違うんですよ。後に今回、田中議員のほうからこういうことについても質問されます。9月議会では、私なり大林議員や二見議員がひまわりバスについて部長からの答弁を受けたんですけども、この文面を見ると、田中豊一議員からその答弁の変な話は後で質問されますのでそこに譲りますが、町長、提案させていただきまして、これは福祉施策も入れて。だから、いつまでもうちの部のやつやから、そんなものでひまわりバスは運行していませんという部長の答弁やったんやけれども、全部局を巻き込んだ議論はその後やっぱあってこうやって書いているのか、単なる町長の思いなのか、今の時点でここだけは教えておいていただけませんか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ひまわりバス以下、福祉バス、両サイドがあるんですけども、これについては、総合政策のほうにはもう以前から投げかけています。買い物難民と言われる方が高齢者の中に多いというのが問題視されてきて以降、熊取町のひまわりバスを含めて、その形態も含めて熊取町のそういった利便性のある交通体系をどうしていくのか、実質的にはいろいろな問題がある中で、自動

運転ができる、そういったものを試験的に熊取町でやっていく中でそういったものがスタートできれば、よりよい交通体系ができるのではないかなというふうな思いがある中で指示はしています。

ただ、その検討内容をどこまで皆さん方に出せるかという、まだそこまで至っていないというのが現状でありますので、大きな方向性とすれば、これはもう公共施設循環バスというふうなことを真ん中に置きながら、それをフォローできる何がしかの交通手段がそこにつけ加えられるか、あるいはひまわりバスを廃止してまた新たなそういったものを導入するかということについて、研究をしながら進めていきたいというふうな思いであります。

ただ、現状を見てみますと、ショッピングセンターなんかの近くにバス停がなかったり、熊取町だけに終わってしまっているそういったひまわりバスのルートを泉佐野市のイオンモールですか、あちらにも延長したいというふうなことも常々言っているんですけども、なかなか警察と国土交通省との問題があったりして思うような形にはいかない中で、皆さん方にはなかなか言えないというふうなジレンマもあります。

思いとしては、ひまわりバスは公共交通ですよ、だから福祉とは関係ないですよという話ではございませんので、それは理解していただきたい。担当は担当でそういうことを申し上げますけれども、私はひまわりバスも福祉バスも一緒やというふうな思いの中で、いかに住民の皆さんに使いやすいバスにしていくかということは改めて議論を深めていきたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君） 文野議員。

7番（文野慎治君） 今、わかりましたけれども、やはりこういう形で議員が質問させていただいて理事者の皆さんが答弁される、部長がしゃべろうが理事がしゃべろうが、これは藤原町政としての考え方やということで我々は聞いているんですよ。だから、常々言うてるんですけどね、その部局の対応がこう答弁されましたと今言われても、これは何かおかしいんですよ。やっぱりそこは町長、2期目はそういうことをきっちり指導していただきたいなと思います。

もう一点、子育て・教育についてであります。

トイレ洋式化であったり小・中学校の教室のエアコン整備、体育館ということも今回触れていただいています。やはり防災、災害避難所になる、こういうことになってくれば、当然これを急いでいかなければいけません。これも国のお金を引っ張ってくるということですので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう時間がないので、実は今回書かれていないことだけで最後を締めたいと思うんですが、4年前は、熊取町成長戦略という中で町長の公約を見る中で道路の問題を掲げられています。外環の4車線化、渋滞をなくす、泉州山手線の早期着工と、こういうことが書かれていたんですね。この4年、現職につかれて、それぞれ我々も議員ですから、状況の報告は受けています。先ほど申し上げましたように、1、2年前のタウンミーティングでは4点、5点ぐらいテーマをいつも持ってくるんですが、1回のときは、やはり今言うた外環の渋滞解消、4車線化と泉州山手線というのは一つの大きなテーマだったんですね。その中で、覚えているんですが、やはりこれを誇らしげに報告をされていたわけなんです。何かといえば、例えば泉州山手線であれば、熊取町の外環からニュータウンにはもうもともと道路予定地があるし、貝塚市の千石荘は防災拠点としての国の指定が受けられたから、まずここからでも実現していくんやという話があったんですね。ところが今回、二ツ池から、岸和田市のほうからこっちへ来るということが先行になって、それが済んでからこっちやというふうな形に実はなっています。これは経過として聞いています。しかし、そのことをいっことも触れられていない。

それと外環の渋滞解消、これは、4年前の選挙のときに私が応援した新人の候補者は、この点はすごく理論的に住民の皆さん方に訴えておられました。外環のあの渋滞、これも、私もよく河内長野市や富田林市まで外環を抜けるんですが、河内長野市、富田林市を出ても4車線、2車線で、すうっと行くんですよ、道路が。ところがここは30年前から、私が来て31年になるんですが、いっことも変わっていない。渋滞解消、渋滞解消と言うけれども何も変わっていない。その新人の候補者

は何を言っていたかといえば、河内長野市へ行ったらよくわかりますが、その道路上にはもう全国どこにでもあるようなお店、レストランやそういうものがいっぱいあるんです。しかし、熊取町は飛び飛びで、田んぼもそのままです。これは何かといえば、業者がそこへ店を誘致してくるときに、1分間の通行量、1時間の通行量をデータベース化していて、そういう出店しようという業者を回って、ところがこの外環はずっと渋滞やから、とまったままだから、なかなか空き地が埋まらないんですよ。これをほっているということは、熊取町にとって地場産業がないとかいろいろあるけれども、住民の皆さんのサービスとかそういうような点からしても、これをほっていたら、まさに宝の持ち腐れなんですよ。

ですから、やはり外環の4車線化、これは大きな経済的な損失です。そういったことをぜひお願いをしたいなというふうに思っていますし、泉州山手線についても、岸和田市に維新の市長が誕生したからぱっと負けたん違うかということもちまたではあります。町長が自民党支持者の方の中でも、この道路に関しては府道だから、町長は維新やから自民党の町長よりもちろんつくんやというふうに思って、この点については藤原町長を応援するんやという人をたくさん僕、知っています。それと、この4月に大阪府から都市整備部長を迎えているんですよ。いや、やっぱりそういう体制に入ったんやなど、その人事を見たとき思いましたよ。ところがその後、出てくる結果は、もう全部だめ、後回し。

ですから、やはりここらの部分について、もう少し選挙戦になったら説明する場があるかもわかりませんが、継続してやられるようになったら、そこは丁寧に、住民の皆さん方の期待があるんで説明をしていただくことと、待ちではなくて、ここができればこっちへ来ますよという報告じゃなくて、もっとアクティブに府とのパイプを太くさらに強めていただいて、やっていただかなければいけないなというふうに思っています。どうでしょうか、町長。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）文野議員の思いは、そういうスピード感がないというふうな、やる気がないのかというふうなことを思われているとしたら、これは私の不徳のいたすところかなと思います。維新であろうと自民党であろうと、熊取町の外環状線の渋滞、これはもう身にしみてわかっているつもりです。これは皆さん方もご同様というふうに思っています。その中で、何もしないということではなかったというふうに思っております。これはもう担当部局もあわせて、岸和田土木の所長以下担当職員、また大阪府のほうへも、こういった状況はその都度都度伝えておりますし、泉州山手線にしましても、これは岸和田市の北部から泉佐野市の空連道までが計画予定ルートですけども、貝塚熊取間、これが最優先にされるべきやというふうな思いでもって3市1町で動く中で思っているわけです。これは、もう岸和田市は岸和田市なりに、貝塚市は貝塚市なりに、そういう我がまちのまちづくりの思いがあります。その中で両者の思いをはかったということでもないですけども、思いをそこに出したということで理解しているんです。私的には、熊取町の外環状線と貝塚中央線がこれは一つの工事区間やと思っています。

その中で貝塚市が始まる。その後、熊取町の外環状線までは必ず行くというふうに、首長同士での思いはそこに一致しているというふうに思っていますので、またそれを実現するために努力は惜しみませんし、これはもうまたいろいろな皆さん方の協力を得ながら、その都度その都度大阪府のほうにも働きかけていきたいと思えます。

何もほっているわけでもありませんし、後回しになるようなことはできるだけないように頑張っています。あえてそこに載せなかったのは、やっていきますだけでいいのかどうかということもありましたのでそこには載せておりませんが、日々の活動の中で大阪府へ、また政党関係へも働きかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。

最後に、町長は4年前とは、再選されたら立場が違うと思うんですよ。冒頭申し上げましたように無投票の可能性が大きいなと思っているから、即。去年、町長のマニフェスト達成とかいうようなことで答弁したときに、明松理事のほうからこういう答弁があったんです。実際に町長になられた28年1月末から約1カ月間かけまして、マニフェスト30項目について事務方と調整を集中的に1カ月、しっかり行っただと。やはり项目的に財源的に厳しいものがあったり、他機関と調整を要するデリケートなものがあるって見送ってきたものがございましてということがあるんですよ。新人の新しい方が町長になったら、ですから1、2月から役場へ来ていただいて1カ月、こういう期間があったんですよ。でも、今回2期目ということになれば、これはないんですよ。

ですから、1点目で財政課長がおっしゃっていただいたように、4月にも肉づけのやつ、もうすぐに町長、3月に出てくる一般会計の当初予算にも、早くやれるもの、例えばカラー化にしる何にしる、そういったことはもうどんどんやっぱり入れていくべきやと思うんですよ。でないと継続性、選挙があったから、役所がもう誰がトップに来るかわかれへんからここはとまっていますということではないんですよ。住民の人の日々の生活はずっと続いているわけなんで、ですから、そういったことで、もうとにかく選挙の結果が出たら即実行やという立場でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後に、我々もそうですけれども、選挙といえはやはり精神的にも大変だと思います。町長、寒い時期ですから体調に留意されて選挙戦に万全で臨んでいただいて、決まれば即実行と、そういうことをお約束いただいて、6月補正は待っていたら時間の無駄やということもあえてもう一度申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、文野議員の質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

（「12時15分」から「13時15分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）すみません。午前中の議論の件で2点ばかり、カーブミラーの損害賠償の件に関するのと泉州山手線の件に関するのと、2点について補足的に説明させていただきたいと思ひます。

まず、カーブミラーの件ですが、現時点での町管理のカーブミラーは全部で1,135本ございまして。それで、これを毎年2回、全部を点検し、悪い順にDからAの4段階で状態を評価しております。それで、先ほど午前中の答弁で130程度と申し上げたものなんですけれども、これは平成30年度の第1回目の点検でのC、Dの本数でございまして。次に、40程度と申し上げましたのはDの評価の本数でございまして。Dについては早急に対応すべきものとしており、年度内に全て対応完了しております。今回損害賠償報告をさせていただきましたのはC評価で、これは1年以内に対応すべきものというふうにしておりまして、31年度に対応しようと考えておったものでございまして。

続きまして、泉州山手線の件でございまして、これは文野議員のご質問で説明いただいた件なんですけれども、こちらにつきましては、先日の都市計画道路特別委員会でも説明したとおり、岸和田市の二ツ池の付近と貝塚市の千石荘付近の2区間が事業着手工区というふうな位置づけられておりましたが、この9月末の大阪府の建設事業評価審議会に貝塚市のほうの区間が事業化検討区間というふうなことで取り上げられ、現状は貝塚市の区間のほうは事業化に向けた取り組みが先行しているというふうな状況になっております。

以上でございまして。

議長（矢野正憲君）一般質問に戻ります。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、私から一般質問をさせていただきます。

まず初めに、安心して医療が受けられるように、国民健康保険についてお聞きします。

日本の公的医療保険は、年齢によって別枠になる後期高齢者医療制度を除くと4種類あります。大企業で働いている人が加入する組合健康保険、組合健保、公務員の人が加入する共済組合、中小企業で働いている人が加入する全国健康保険組合、協会けんぽですね。そして、それ以外の人が入らなければならないのが国民健康保険です。

国民健康保険制度は、1961年（昭和36年）に皆保険制度に、つまり国民全員が何らかの医療保険に加入することを義務化するため、他の医療保険に入れない人たちが加入する医療保険制度として再編されました。当時から加入者は無職者、低所得者であり、保険料だけで運営することは不可能であったため、多くの国庫負担で賄うことを条件とした制度設計でスタートしたという歴史があります。もともと国保収入の70%あった国庫負担が1984年を境に低下しています。また昨年度、2018年度には国保都道府県単位化が始まり、全国でもただ一つ、大阪府は保険料率水準を統一しました。高過ぎる国保料が、より貧困をつくり出していることも問題があります。

そこでお聞きします。国民健康保険料の推移5年間を表に示し、直近の状況をご説明されたい。また、来年度の保険料の見込みを教えてください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、国民健康保険についてご答弁申し上げます。

まず初めに、5年間の国民健康保険料の推移につきましては、お配りしてございます資料をもとにご説明させていただきます。

実際の保険料額を比較するために、本町のホームページにも記載してございます3つのモデルケースで比較いたしました数字を表にしてお示ししてございます。

各モデルケースでご説明をいたしますと、まず、高齢の被保険者が1人、年金収入が150万円と仮定いたしますと、平成27年度は年間で1万9,576円、平成31年度では2万2,766円となり、3,190円の増額となっております。

次の表でございまして、2つ目のケースでは、高齢の被保険者2人で年金収入、合わせまして290万円の場合でございまして、これで保険料が年間12万1,289円、それが31年度で13万2,867円となりまして、1万1,578円の増額となっております。

さらに、一番下の表でございまして、3つ目のケースといたしまして、被保険者が40代のご夫婦、それから子どもがお一人、3人のケースで、事業所得を200万円、それから給与収入が120万円と想定いたしますと、年間の保険料額が41万4,441円、31年度45万3,657円となりまして、3万9,216円の増額となるものでございまして。

次に、来年度の保険料見込みについてでございますが、既に議員のレターボックスのほうにお入れさせていただいております。11月22日付で大阪府のほうから示されました次年度の市町村標準保険料率の仮算定結果を資料提供させていただいたとおりでございまして、令和2年度の市町村標準保険料率（仮）でございまして、後期高齢者支援分を除いて、本年度と比べまして上昇するという見込みとなっております。そのため、本町といたしましては、引き続き国保財政調整基金を初め、保険料率算定の際に投入できる財源が見込まれれば可能な範囲で活用することといたしまして、保険料額の負担軽減を図りたいと考えておるところでございまして、本年度の保険給付費の額がおおむね確定し、収支を見通せるのが来年4月以降となります。軽減対策につきましては現段階では具体的にお示しできる状況ではないというところで、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）今の状況では、来年度の保険料については具体的にはお示しできないということで、わかりました。

さきに、最初の質問のところでも5年間の推移を出していただきました。これで、ある程度見たらどのぐらいの金額で上昇しているのかというのが手にとれてわかるので、よかったなと思います。

平成28年度は、この当時も国保でかなり質問しまして、なぜこんなに高いのかということで議会で質問して、29年度下がったという経過がありますよね。30年度からは単位化ということで、大阪府に統合された保険料だということでもありますね。このグラフを見て、担当課としてはどう思われますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）いつもこの議論になりますと平行線になってしまうんですが、先ほど、28年度は大きく保険料が上がったというご指摘がございました。これにつきましては、もう事前にも何回も説明もさせていただいて、そういう保険料となることをご了承くださいという一連のご説明のほうもさせていただきました。

これの中身と申しますのは、もう繰り返しになりますが、27年度、医療費が大幅に伸びたことによるものでございました。これは過去にも何回かございます。前年度の医療費がかなり想定以上に伸びると、翌年は保険料のほうで一定のご負担をお願いせざるを得ないという、そういう状況があったということでご理解をいただければと思います。

あと、やはり1人当たりの医療費のほうは、これはもう残念ながら右肩上がり伸びていっていると。被保険者数は制度改革の影響等もございまして減少傾向に転じてはおりますが、医療費全体で見ますと1人当たりの医療費が伸びているということもございまして、医療費のほうは残念ながら伸びておるといような状況にございます。保険料につきましても一定のご負担をお願いせざるを得ない、そういう状況にあるということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ますます上がっていくということで、先ほどの答弁でも令和2年にはもっと上がる見込みであるということで、激変緩和についての措置はこれからだということなんで、この数字よりも上がるんでしょう。それはもう間違いないと思うんですが、前回質問したときに国保加入者の平均所得をお伺いしました。そのときは平成28年度までお伺いしたんです。28年度は10月現在で98万円という数字をお聞きしたんですけども、今聞くんやったら、年度末までの数字が出ているんだったら教えていただきたいです。直近まで数字がわかるようでしたらお教えてください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）先ほど議場の入り口でご質問いただきましたので、取り急ぎ調べさせていただいた数字でございますので多少誤記がございましたらご容赦いただきたいんですけども、28年度は今ご指摘の98万4,000円、29年度が104万4,000円、30年度で107万3,000円、それから今年度、令和元年度ですけれども、これは10月末時点でございます。これは数字が不確定になっておりますけれども、この時点で102万1,000円というような数字になってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）令和元年度は102万1,000円。

（「10月時点で」の声あり）

13番（江川慶子君）わかりました。ということは、平成28年度が98万4,000円ということで、かなり国保の家庭の皆さんの平均所得額が大変厳しい時期に保険料が高かったということですよ。その後は104万4,000円、107万3,000円、102万1,000円と、少しだけですが戻っているということでしょうか。

その次に、平均保険料、これは表で出しているのはモデルケースによる分でしたので、前回聞いたときには、平成26年は18万7,000円、27年は17万9,000円、その次、28年が19万3,000円とお聞きしているんですが、もし数字がわかるようでしたら教えてください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）29年度が17万76円になっております。30年度が16万8,421円になってござ

います。それから元年度、これは数字のほうも確定しておりませんので、今時点で数字のほうは出ていないような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。平均保険料のほうは、平成29年は17万76円、平成30年が16万8,421円、細かい数字は、取り急ぎしてもらったので誤差というか差異があるかもわかりませんが、そういうふうにとると、平均保険料は下がっているというふうにとれるんでしょうか。それはどのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）保険料の数字なんですけれども、大阪府のほうで最終年度が終わって取りまとめられている数字、それをページをめくって慌てて拾ってきたんです。保険料は、さほど平均にすると大きくは伸びていないというのが見てとれるのではないかなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）私も今聞いた数字なので分析できていないんですが、低所得者の方の保険料の割合が大きくて下がっているのかもしれないなというふうな想像はつくんですけども、そういう数字だということですね。わかりました。

保険料、できれば低いほうがいいんですが、前年度の医療費が上がってくるとどうしても全体的に保険料は上がってくるということで、やはり国からの補助金なり何か財源がなければ、今のシステムでは下がりようがないんだというようなことをずっとお伺いしています。どうにか高過ぎる国保料を下げる手だてはないのかなと模索しているんですが、来年度の概要をいただきました。これについては、私もこの数字を読み解くのも大変で、皆さんのお手元にもあると思うんですけども、賦課限度額が58万円から61万円に上がっています。所得割も、医療分だけ見せていただくと8.57から9.07へ、均等割も2万9,713円から3万2,060円へ、平等割も3万1,799円から3万3,956円へと全て上がっているわけなんですよ。

その算定の根拠というのは、この中に全体の算定の推計、被保険者数であり医療費の単年度の伸びだとか、そういうものが出されて計算されているわけですが、保険料の抑制のための工夫というのが2つポイントを書かれているんですけども、1つ目は、府2号繰入金を活用した府独自のインセンティブ財源を活用ということと、第1号繰入金を活用した府激変緩和措置財源の活用ということと2つ上がっています。熊取町は、2つ目の府からの激変緩和措置の財源は全く入ってこないですよ。これもずっと質問してきたことであります。平成28年度の保険料が高かったのも、この数字を算定根拠に大阪府が計算されたので、熊取町の激変緩和措置は、府からの財源は入ってこないという大変厳しい状況にあります。そういった中で保険料を下げる手だてが黒字分で賄うしかないというような、本当にとても苦しい状況だなと思っております。

今のご答弁では、上がる見込みだということはわかっていると。だけれども、中身についてはまだわからないと、4月以降ならお示しできるだろうということですので、ぜひ、高過ぎる国保料をいかに抑えることができるか検討していただきたいなと思います。パイが同じやから、その中でどうするかということになるんですけども、そこをできれば、ないんやからやっぱり一般財源からとか、何度も言わせてもらっているんですけど、その繰り入れはもうしてはいけないということでもありますし、どうにか知恵を絞って、負担が少なくなるようお願いしたいなと思います。その辺いかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これも幾度となくお答えをさせていただいておるんですけども、国民健康保険の統一化に伴いまして創設されております保険者努力支援制度、それから今ご紹介のあったインセンティブ、この制度を最大限、熊取町は頑張るとっていききたいなというふうに考えております。ちなみに努力者支援制度は大阪府内でも上位の評価になってございまして、30年度実績では

1,700万円から1,800万円ぐらいの努力者支援分としての交付がなされております。それから、大阪府も独自のインセンティブというのを設けてくれておりまして、そちらのほうも3,000万円程度の効果が上がっておるところでございます。

それからさらに、これは次の質問とも若干リンクしてしまうんですけども、徴収率、これが上回れば、その2分の1はインセンティブとして市町村のほうに残しておいていいよという、そういう制度がございます。こちらのほうで、これも約3,000万円程度の効果を得ることができております。

我々、一市町村ではございますが、最大限の努力をいたしまして今申し上げたような効果、これを今後も継続していきたいというふうに考えております。

それからあと、これはもう皆様方、被保険者の方一人一人の意識と申しましょうか、ご自身の健康を管理していただく、ご自身が健康であって幸せにお暮らしいただく、もうこれが一番だと考えております。そうすることで結果的に医療費の抑制にもつながる、医療費の抑制につながれば、そしたらご負担いただく保険料の軽減にもつながる、非常にいい循環になっていくというふうに考えております。そういったことで、熊取町独自の取り組みといたしましてがっちり健幸と、ちょっと名称はあれなんですけれども、そういった特定健診の受診勧奨事業というのを積極的に実施させていただいております。特定健診につきましては、特定健診を受けてはる方と受けていない方とでは医療費が6倍の開きがあるという、そういう結果も出てございます。一人でも多くの方に特定健診を受けていただいてご自身の健康維持管理に努めていただくように、我々も最大限啓発、周知を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。努力支援制度の交付金、あとインセンティブとか徴収率の関係で結構出てきているんですね。その使い方も、直接保険料引き下げには使ってはいけないようなことも言われているようなんですが、うまく利用させていただいてお願いしたいなと思います。努力されているのはよくわかりました。

2つ目の質問に入ります。

滞納の相談件数と差し押さえ件数の対応についてお伺いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）続きまして、ご質問の2点目、滞納の相談件数と差し押さえ件数及びその対応についてご答弁申し上げます。

相談件数については、昨年11月の保険証の一斉更新時からの1年間で、滞納があり被保険者証の更新を窓口で行う世帯に関しまして申し上げますと、延べで806件となっております。また、差し押さえ件数につきましては昨年度25件で、金額で申し上げますと251万2,520円となっております。本年度は11月末時点で13件、金額では626万2,614円となっております。

なお、差し押さえに関しましては、納付催告等に対しまして相談にも応じず、特別な配慮が必要なそういった事情もなく滞納を続けている世帯につきましては、財産調査を行った上で支払い能力があると判断した場合に限り、被保険者間の公平性を確保する観点から、必要な手段として実施せざるを得ない場合もございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）今、数字言ってくくださったんですが、806件というのは全体の相談数ということですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは、窓口で実際に保険証の更新を行う世帯の件数をそのまま述べさせていただきます。したがって、窓口のほうにこれだけの方が一度に来ていただいて相談

をしていただければ我々としても非常にありがたいんですけども、そこまでは件数は伸びてございません。全体としてはそういう対応をする件数があるということで、ご理解いただきたいと思えます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。短期証とか資格証明書の相談とかもここには含まれているのかなということで理解しました。

今言った13件というのは今年度のことですか。そしたら、もしわかれば、前は28年度まで聞いているので、29年度からもわかりましたら。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）29年度、差し押さえの総件数が12件で、金額が54万8,122円となっております。それから、30年度は先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）昨年度が25件、今年度が13件。ありがとうございます。対応については、相談をきちんとして財産調査もした上で、これは払える世帯だなというところをきちんと確認して差し押さえをしているということでしょうか。わかりました。

こちらのほうの情報として、池田市なんですけれど、減免申請者に対して全員、納付相談での財産調査を実施しているようなことが流れたんです。熊取町はそういうことはございませんか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）財産調査につきましては、分納相談にも応じてくれない、こちらから何回も電話を差し上げても出ていただけない、もうやむを得ず差し押さえに向けての滞納処分に入っていく第1段階ということになりますので、その前さばきの段階で納付相談に応じていただけたら分割納付いただけている方についての財産調査というところにはまだ着手しない、そういうような状況でございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

次に、広島高裁か、裁判所判決が先日出まして、これは税金のケースなんですけれど、滞納した場合、給与などの差し押さえ禁止債権を直接差し押さえるのではなくて、給与などが預金口座に振り込まれた直後を狙って預金口座を差し押さえるということなんです。こういった状況も差し押さえ禁止債権の趣旨を潜脱する差し押さえ処分が今、重大な問題になっております。そういうこともないというふうに理解してよろしいですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今おっしゃられたような事例はございません。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。保険料が高過ぎて払えない、そんな金額にますます今度また上がる予想になってきますので、悪質なケースは除き、その人の暮らしだとか生活実態だとか経済的な収入、所得額の件など、親身な相談でこれからも対応されたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の短期証・資格証明書の事務について、現状をお聞きます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、3点目の短期証及び資格証明書の事務についてご答弁申し上げます。

保険料が未納の場合はまず督促や催告を行いますが、これに応じず滞納保険料を放置された場合は、納付相談や納付機会、これを確保するため、短期証を窓口交付することとしております。また、短期証交付後においても、特別な事情もなく滞納状況の改善が図られず、1年以上の滞納が続いた

世帯については、国民健康保険法の規定に基づきまして、短期証にかえて資格証明書を交付することとしてございます。その場合、一旦医療機関での医療費の全額をご負担いただくこととなりますが、資格証明書であっても保険診療を受けていただくことは可能であり、急病等で受診しなければならなくなったようなときには、窓口負担が困難な場合、ご相談いただければ事情をお伺いし、必要に応じて即時に短期証を交付するという、そういった柔軟な対応も行っておるところでございます。

今後、保険料を納期限内にお納めいただいている世帯との公平性を確保することを前提としつつ、納付相談を行う際には個々の世帯の実情を把握する、そういったことに努めまして、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちなみに、今、短期証と資格証明書の発行状況はいかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）令和元年11月末時点でございます。短期証は159件、資格証明書のほうは34件となっております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）もしわかるようでしたら、その以前も教えてほしいんですけども。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）28年ぐらいからでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）28年、まず短期証ですけども175件、29年が144件、30年度が149件、令和元年が159件となっております。

それから、続きまして資格証でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）28年が44件、29年が37件、30年度が36件、それから令和元年度が34件となっております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。短期証、資格証明書、保険料が滞納になると納付相談をしながら発行されるわけですが、窓口には必ず来ていただいて納付相談、誓約書ですね。いつ、月にあなたの支払える金額は幾らぐらいですかということで相談しながら誓約書を書いた上でそういった短期証が出されるんですが、熊取町は半年の短期証でしたかしら、今。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）短期証につきましては3カ月となっております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。これ、短期証や資格証明書について、職員がかかわる事務量というのがあると思うんです。どのぐらいになりますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）短期証、資格証明書に限定した事務量というのは、はかったことはないんですけども、いわゆる国保収納事務に専任しておるのが職員2名という体制で行わせていただいております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）3カ月と決まっていて、そのための手続をして3カ月は医療へ行けると。3カ月たったらまた短期証を更新に窓口へ来なければいけないんですよ。そういった方というのはやっぱり暮らしも大変な方が多いので、お仕事されていたりダブルワークされている方だとかもおられまして、それにもかかわらず、また3カ月後には窓口に行かなければいけない、そこでまた報告もし

いのと時間をとるわけですよ。そういった住民にとっても負担だし、職員にとっても時間がかかる作業だと思うんです。

それで、お二人の方が担当に当たってくださっているということなんですけれども、最終的には保険料は全部入れてもらう形で納付相談されていますよね。ですので、本人が医療を受ける受療権としての考え方も、最終的には保険料を支払うんですから、3カ月だけじゃなくて、短期証をもうちょっと期間を長くするかすることによって職員の事務も減らすことができるし相談に来る回数も減るので、とてもいいのではないかなと思うんです。医療を3カ月しか受けられないという、そういう縛りではなくて、住民の受療権を守るという意味でも、そこはもうちょっと期間を延ばしてほしいなと思います。

これは横浜市なんですけれども、国民健康保険料の滞納などの理由で市町村の判断で発行することができる短期保険証については、横浜市が8月から交付をやめました。同市は、2016年から窓口負担が10割の資格証明書の交付をやめています。ですので両方とも出していないんですよ。横浜市の場合は、短期保険証の有効期限は1年間で、熊取町は3カ月なんですけれども、4月1日時点で2万1,763世帯に交付していました。保険証の返還について、国民健康保険法は特別の事情があると認められる場合を除き求めることができますとしています。さらに厚生労働省は2008年、同法改定に伴う留意点として、短期証や資格証明書交付の際は、機械的、一律に運用することなく、納付できない特別の事情があるか否かを適切に判断するよう求めています。同市健康福祉局生活福祉部保険年金課は、法や政府の国会答弁、厚生労働省の通達などの趣旨に基づく対応だと述べ、意図的に支払わないという人はほとんどおらず、適切に判断すれば交付はゼロになると説明されましたということで、職員のそれにかかわる労働時間も含めていろいろ考えて短期証の交付をゼロにしたと。そのことは患者の受療権を守る上で大変意義のあるものだと評価しているんです。

そういうやり方もあるので、ぜひ3カ月というのを見直すとか、そういう事務は省いて、そういうのはもっと相談のほうに力を入れるんだとか、そういった工夫もあればいいのかなと思ってお聞きしました。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）いろいろのあたりからお答えすればいいのかもしれないんですけど、まず受療権を守ろうというお言葉でございますが、これは我々も一番大事にしておるところでございます。先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、資格証を発行する状態であっても、もうどうしても病院にかからなアカンというお申し出があれば即時に短期証を発行させていただいております。柔軟な対応をさせていただいて、受療権、お医者さんにかかる権利というのは最大限確保させていただいておりますので、そこはご理解を賜りたいとまず1点、思います。

それから、今、横浜市の話をご紹介いただいたんですけども、江川議員とすれば何かいい方法がないのかなということでお探しいただいたんやと思います。それに対しましては感謝申し上げます。ただ、横浜市はご存じのように人口規模が熊取町の100倍近いような巨大な都市でございます。そちらのほうは熊取町のように小回りのきく、もう困っている方に寄り添って、それこそ納付相談に乗ってというようなことができない、だからそういう短期証とか資格証という手間のかかることはやめて、そのかわりどういうふうなことをしているかと、これ実は直接、横浜市のほうにも聞かせていただいたんですけども、要は滞納処分への時間を短くする。要は、言い方は適切かどうかわからないんですけども、丁寧な対応をするだけの人数、巨大な人数を相手にしまするので、それができないので、財産調査をかなり早目にして、その上で財産があれば即差し押さえる。担当者いわく、まあ言えば徴収を厳しくしているんやというようなお答えをいただいております。

熊取町とすれば、横浜市の例を参考にいただいたんですけども、我々、それを見本にいたしますと、本当に困っている方のためになるのかということ考えると、決してそうではないだろうなというふうに思います。やはり丁寧に対応して、それこそお医者さんにかかるというそれをしっかりと確保して、その上で生活状況に応じた納付相談に乗る、これが一番大事なことやと思って丁寧

な対応に努めておるところでございます。ですので、余りにも巨大な横浜市の例は、せつかく紹介
いただいてあれなんですけれど、熊取町のほうでは採用できない話だろうなというふうに考えてお
ります。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）そういうご意見、状況だということは承りました。私も、それを踏まえてまた調べ
たいなと思います。

次の質問に入ります。

次、2つ目に町営葬儀と共同墓地と書いたんですけども、合葬墓です。合葬墓についてお聞き
します。

最近は小さなお葬式が一般的になってきました。町営葬儀についても実態に合った改善を求めま
すが、いかがでしょうか。また、永楽墓苑について合葬墓を求めています、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の町営葬儀・共同墓地についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、近年は家族葬や1日葬、火葬式といった小さな葬儀がふえてきております。
これは、高齢化や価値観の変化、具体的には、高齢になって行動範囲が狭くなり、周囲とのつき合
いが減っていることによるもの、また、伝統的なスタイルより形式にとらわれない自分の葬儀が望
まれるといった葬儀に対する価値観の変化を背景に、民間の葬儀業者が、従前から一般的とされて
いた通夜式、告別式を行う葬儀に加え、告別式のみ実施する葬儀や式を行わず火葬だけをとり行う
葬儀など、ニーズに合わせた多種多様なプランを充実させてきたものと推測するところでございま
す。

一方、町営葬儀につきましては、平成26年度に従来あったA級、B級の区分をなくし、B級をベ
ースに見直しを行いまして、既に簡素低廉で利用しやすい町営葬儀、いわゆる小さな葬儀を実施し
ており、利用者の方には、民間葬儀業者の小さな葬儀と本町町営葬儀を選択肢として検討いただけ
ればと考えてございます。

永楽墓苑での合葬墓整備につきましては、少子高齢化が進む中、承継者がいない方や子や孫に墓
の管理で負担をかけたくないという住民ニーズを踏まえ、公営の合葬墓を整備する自治体が近年ふ
えてきていることや、いわゆる墓じまいの増加も想定されることから、本町といたしましても潜在
的な合葬墓需要が増加するものと考えており、整備についての研究を開始したところでございま
して、今後、住民ニーズの把握を初め、調査研究を進めてまいりたいと考えておるところでございま
す。

以上、ご答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。同じような思いでいてくださったということがよくわかり
ました。

決算のときにお聞きしたかもわからないですが、町営葬儀、実績はいかがですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）先ほど申し上げました26年度に見直しを行いまして、26年度から30年度までで
5年間、平均で年間10件といった利用件数でございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）平均10件ということなんですけれども、小さな葬儀が葬祭業者もいろいろ工夫され
て、ふえてきていますよね。そういう中で、熊取町の町営葬儀のご案内というのは平成26年という
ことで、そのときかなり、A、Bあった、あとキリスト教、仏教とあったのを一つになって、何
か変わった部分があるんですけれども、私が一番利用しにくいなと思ったのは、オプションをつけ
なければいけない。ご遺体を焼き場へお連れするのに寝台霊柩車ですか、それが1万8,000円だと

か、宮形やったら3万9,000円、それがこのセットの中に入っていないというのがとても使いづらいなと思うんです。利用者の方を考えると、そこもセットしたような新たな町営葬儀をセットで考えてもらえたらいいなというのと、先ほども言いました2日間仕様というのが今、最近、直葬だとか1日で終わらせる、そういうこともふえていますので、そういうこともぜひ現在の需要に見合った内容にそろそろ変えていただくように、ご検討していただきますようによろしくお願ひしたいです。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）オプションの扱いの、ここはもう考え方の違いかと思ひます。民間業者であれば、確かにパッケージングとしまして3つ4つのプラン設定をされているというところがございます。逆に、セットプランですので、これは例えば要りませんよとか不要とかということをお伝えしたところで、パッケージの料金は変わらないということをお聞きしてございます。一方で、逆に本町の町営葬儀の場合は、あくまで基本的な葬具を使うというところから始めて、オプションで必要なものだけ追加していただくという形になりますので、本当に必要なものだけを最小限の料金でご利用いただけるのではないかとこのように考えてございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ということは祭壇のみで、これ以上はもう考える余地がないということをおっしゃられていたのかな。よくわからなくて、祭壇さえ要らないという方も今いますよね。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）民間で言うところの、まさに式を行わず、火葬のみの小さな火葬式というプランがございます。いろんな業者がそれを取り扱っておられる中で、小さな火葬式だと、これは一例ですけれども、約20万円からという料金体系になってございます。物すごく極端な例示を挙げますと、本町の場合、町営葬儀という形で火葬式というのはございませんが、もちろん火葬のみを本町で行うことは可能でございます。火葬のみを行った場合、極端な事例で言いますと、火葬料のみ1万5,000円という形になります。ただこれには、今、多くの方は病院でお亡くなりになる方が多いんですけれども、病院でお亡くなりになられたご遺体をご自宅に運搬するそういったものとか、あと斎場のほうへ運搬する車両、こういったところは当然含まれておりません。こちらにつきましては、何も営業ナンバーをとったそういうような営業車でないと運搬できないということではございません。大きな、普通に我々が自家用車でミニバンとかがあるのであれば運搬できるのはできますので、極端な話、1万5,000円で火葬式だけをやろうと思えばできるというところがございます。

先ほど申し上げましたように、その中で、これは申しわけございません、町営葬儀ではないんですけれども、あとやはりそこはご遺族だけでの運搬というのは難しいよねというところであれば、そういった葬儀会社にご相談いただいて、必要なものをご用立ていただくという形になろうかと思ひます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）時間がないので、今のところはそういうお話だということで承りました。今後、再度また質問するかもわかりませんが、そのときはよろしくお願ひします。

合葬式の墓苑のこと、また神奈川県の話になってくるんですが、永代供養墓の多くは共同納骨室を持つ合葬式墓所です。こうした形態の墓所は公営でも開設され始めていますね、今。それで、先ほどの答弁では研究を開始しているということで、ぜひ調査していくということでお願ひしておきます。ちなみに私が調べたのは、神奈川県横浜市、日野公園にある墓苑、あと広陵町ですか、奈良県の。そこでは町民が対象で、入るときは5万円で、名前を書いてほしいときはプレート代が2万5,000円要るそうです。そういったことですね。よろしくお願ひしておきます。

次に、3つ目の保育料の無償化について、10月から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になりましたが、状況はいかがでしょうか。また、副食費やその他行事費など徴

取についてもお伺いします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、10月から開始となった幼児教育・保育の無償化の状況及び副食費やその他行事費などの徴収につきましてご答弁申し上げます。

まず、幼児教育・保育の無償化の状況についてでございますが、今年度の保育所等の入所申し込み状況に顕著な伸びは示されていない状況でございます。また、来年4月入所の申し込みにつきましては、現在受け付けを行っていることから、具体的な数字はお示しできませんが、共働き世帯の増加などから保育所等への入所希望児童数が増加することが考えられます。これまでも、待機児童ゼロを継続するため、保育士確保の対策といたしまして町ホームページ、広報紙、新聞折り込み広告、インターネット広告、ハローワークを活用した求人、ハローワーク・町内保育園等との合同就職相談会の開催など、さまざまな取り組みを行ってきたところでございます。また、民間幼稚園の本年4月からの認定こども園への移行を支援するなど、保育の受け皿の拡大にも努めたところでございます。

今後におきましても、保育士確保のためのより有効な手段がないか引き続き検討を行うとともに、民間保育園などとも連携・協力し、入所児童数の増加対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、副食費やその他行事費などの徴収についてでございますが、まず副食費の徴収につきましては、低所得者や第3子以降の副食費の徴収は免除されており、保護者のご負担がふえることはございません。また、民間保育園などと連携・協力し、事前に説明会を実施するなど、保護者の方々にご理解いただけるよう取り組みを行ってまいりましたことから、円滑に進めることができているものと認識しております。

なお、副食費の無償化につきましては、保育事業においては最も大きな懸案でございます待機児童対策に今後も引き続き全力で取り組んでいくため、多額の経費が必要となる見込みであり、副食費の無償化に関する取り組みの優先順位は低くなると言わざるを得ないものと9月議会でご答弁申し上げたとおりでございます。現在のところ、副食費の無償化に係る新たな国の財政支援制度等はありませんが、今後の国の財政支援の動向に注視するとともに、無償化に伴い市町村に過度の財政負担とならないよう、大阪府を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

最後に、その他行事費などの徴収についてでございますが、町立保育所では保護者の経済的負担の軽減に努めているところでございますので、現時点におきましては無償化の考えはございません、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。10月から始まりました保育料の無償化、結構皆さん喜ばれています。全世代で喜ばれているから需要がもっとふえるんだろうなと思っていたんですが、ことは余りふえていないと。来年度はこれからちょっとふえるかもしれない。今様子を見ているところですね、募集で。わかりました。

副食費のほうなんですけれども、まだ始まって一月余りなのでどうこう言うわけではないんですが、ふたをあけてみると全国的に無償化にしているところがあるんですよね、スタートしたら。その一覧表がないかなといろいろ探してみたんですけれども見つけられなかったんです。それできょうは提示できなかったんですが、近隣でもあるということで、導入時期からいろいろ話をされたんですけれども、またいろいろ聞くと太子町でもそうだし忠岡町でもそうだしということで、ああそうなんだということで、やはり子育て支援のまちで売っている熊取町がこのままでいいのかなと。国のするまでのところ、国が提示しているところ以上のことはしないというような判断でいいのかなと。ここは町長にも事業厚生常任委員会でお伺いして、来るべき時期が来たらというようなこともご発言があったので、今の心境としてどう考えておられるのか、一言だけでも聞かせていただけたらなと思います。お願いします。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）前回のそういう会議の中での時期から今、12月のきょうは4日ですけれども、時間的には短いということで、さほど変化はないのかなというふうに思っております。注視はしてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）さほど状況は変わっていないということですね。わかりました。

それでは、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、江川議員の質問を終わります。

次に、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）議長から一般質問のご認可をいただきましたので、ただいまから質問をさせていただきます。

まず初めに、9月議会の決算の特別委員会にて、私のほうから小・中学校のエアコンの設置完了に伴う抜けているところがあるのではないかということで、給食調理室、配膳室へのエアコン整備について質問を行い、町長のほうから早々の整備を行っていきたいということの答弁をいただきましたが、その後のエアコン整備の計画について具体的な計画が進められているか、確認をさせていただきますと思います。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）学校給食施設の整備についてのご質問の1点目、給食室へのエアコン整備に係る具体的な計画に関し、答弁いたします。

ご質問の給食室のエアコン整備につきましては、現在、業務委託を行っている調理員等の労働環境の改善などの観点から早期に進めていく考えであり、令和2年度の早々に、まずは暫定的ではございますが、全小・中学校にスポットクーラー2台を設置するとともに、主に自校調理方式による他団体の事例研究や情報収集、機器製造メーカーとのヒアリング等を鋭意継続し、議員の皆様のご意見も拝聴した上で、令和3年度以降速やかに整備できるよう検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。今、教育次長のほうからご答弁いただきまして、計画についてはよくわかりました。その設置の理由ですけれども、私の認識と若干違いまして、これは文部科学省の大量調理マニュアルによる衛生管理の中で、室温が25度以下、それから湿度が80%以下にしないとというふうな指導があって、またたびたび保健所のほうからもそういう指導があったと聞いておりますので、労働環境ももちろんですけれども、まずはその認識をやはり改めていただきたいなと思います。それについてはどういうふうにお考えですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今ご指摘の労働環境に加えて、私どもは労働環境の改善などの観点ということで、その中で当然、今述べられたように、安全衛生という点ももちろん重要かと認識しております。ただ、この議論が始まったのは、学校教育環境の整備改善ということで、普通教室等々からの、あるいは特別教室への全国的な流れ等がございましたので、今そういったことを申し上げたところでございます。

参考に他の市町村の給食調理室のこういったエアコン整備の設置理由なんかのところを拝見しますと、やはり今申し上げたような、例えば大阪市であれば食中毒を起こさない安全管理のこととともに、スポットクーラーを大阪市でしたら今回なんかはモデル校18校に設置しておるんですけれども、熱中症対策ということであったりそういったところを大きく捉えておること、あるいは高槻市のほうでも、やはり調理員の要望にお応えしてということで平成30年にスポットクーラー設置しておるんですけれども、そういったところで、やはり暑さ対策ということも非常に重要でありますし、今おっしゃられたような衛生管理という点も非常に重要なものということで認識しております。

ただ、1点だけ、これはご承知のことと思いますけれども、こういった安全対策というものは重層的にいろんな施策を行う、重層的な取り組みをするということが非常に重要でございます、特に給食調理室であれば、できるだけ水分、湿気とかがないことが、いわゆるドライ運用という形で、できるだけ菌の繁殖にやはり湿気とか、ですから温度の25度以下、これは、あくまで法令で言えば望ましい基準として国のほうも定めておるんです。こういったドライ運用であったり、あるいは食材を調理したとき必ず中心温度が75度以上1分間温度を保つと、完全にということではないのかもわかりませんが、食材の安全性のためにそういった75度以上で熱処理をするということであったり、生野菜は使用しない、あるいは調理員とかの検便を定期的にしたり体調管理であったりゴキブリ駆除であったりと、さまざまな事柄を重層的に実施することで衛生管理が保たれているというふうにご認識いただければと思います。本町のほうも、幸いにもこういったところが奏功しまして、一度も食中毒を起こして大きなそういった事故は起こしていないように聞いておりますので、今後もそういったことに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）いろいろご答弁いただきましたけれども、私が聞かせていただいた点だけ答えていただいたら結構です。

決算委員会の中で貝口教育次長からの答弁に、町長がこれは衛生管理上重要な問題だという認識で私は答弁いただいたと感じております。その点、やはり認識を教育次長のほうもちゃんと持っていただきたいなという希望のもとで今質問させていただいたので、その点だけ理解していただければ結構です。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）その点、重々理解しております。衛生管理も重要ですし、やはり働く方のそういった環境改善ということも特に重要と認識しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）2番目に、11月7日に総務文教常任委員会が中心となって全議員にお声かけをして、中央小学校の施設、これは給食施設とかエアコンであるとか、またトイレの洋式化のこととか図書室とか見学させていただきました。そのときに、4名の議員が白衣に着がえまして調理室の中へ入らせていただいたわけなんです。中へ入って、私もしばらくぶりやったんですけれども、ちょっとびっくりしたのは、床が相当やっぱり荒れていると。特に排水の関係のグレーチングだとか、そのグレーチングの周りのところのコンクリートとか塗装が相当傷んでいるというふうに、目視ですけれどももさせていただきました。

その後、11月8日に熊取中学校で給食の試食会がありまして、私、ちょっと早目に行きまして、窓からというか配膳室から調理室の中を拝見させていただきました。学校のほうでよく聞くと、これは7、8年前に大阪府の中学校の給食が府の補助金で開始される折に、熊取町はもう既に中学校の給食、各校での調理をやっておるので、その補助金を生かして床の修理とかいろいろ施設の整備を行ったんだということで、非常にきれいな状態でした。その後、各校について調べたところ、やはりいろいろな問題点があるように認識しましたので、今回、2点目、調理室の施設について保健所からの改善指導があった内容について、項目別、過去3年間、各小・中学校別に一覧表にして示してもらいたいということでお示しいたしまして、非常に作業が要ったと思うんですけれども、ありがとうございます。よくわかる資料をつくっていただきました。

これで質問なんですけれども、この3年間の状況を見て、教育長、どういうふうを考えられますか。改善がされていると思いますか。

議長（矢野正憲君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）これを差しかえたら、毎年同じようなところを指摘しているというところもありますので、これがどれだけの優先順位でやっているのか、あるいは保健所の指導がぜひ早急にや

りなさいということなのか、そういうふうにやっていったほうが望ましいよというようなニュアンスなのかを検討して、速やかにしなければいけないところについては実施していかなくやいけない、それ以外については優先順位をつけて実施していくというようなつもりでずっとおります。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。特に気になったのは、先ほどの中央小学校の例により床面とか排水面の、これはもう各個人の家でも一緒だと思うんですけども、やはり菌がはびこる。これは毎日のことですので、今のところはエアコンもついていないということで、現場の方の苦労によって何も事故も起こらず、これが来ているのかなというふうに認識をしています。

この面については、特に中央小学校の30年度の床の整備、それから北小学校の壁の塗装の剥がれとか、こういうような施設面については夏休み中であるとか長期の休みであるとかということではないとなかなかできないと思いますので、そういうところをやっぱり計画的にお願いしたいなと思います。

施設の分と設備の分と、いろいろ何かどこかが壊れているとか清掃が必要だというものと分けて計画をつくっていただければ進みやすいんじゃないかというふうに認識していますけれども、それについては、教育長から答弁いただきましたけれども、具体的にいかがですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）ご質問の点は重々我々としても認識しております、非常に重要なことだと。一方では予算枠等々ございますので、教育長が申し上げたように優先順位をつけて。もちろん学校のほうから予算要求の時期、それ以外も含めてですけど、給食調理室に限らず、学校施設全体でどこどこは修繕が必要とか改善してほしいとか、そういったお声を集約しております。そういった中で優先順位をつけてやっていきたいと考えております。

先ほどの床なんかもおっしゃられた時期に変えて、それが先ほど私、答弁したようにドライ運用につながるということで、よりドライシステムというふうなものに近いような運用はできておるんですけど、ただ、経年で老朽化してくることによって壁であったり床が傷んできているということも耳にしておりますので、こういったところを今、議員おっしゃられたように、計画的にスムーズに、速やかに進められるように努力してまいりたいと考えます。またご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）学校は広い建物もたくさんありますので、当然、事故につながるとかけがにつながるかとこのところについては修理をしていかなければならないというのはよくわかります。学校給食の施設も各校にありますので、8つあるわけですけども、やはりこれも、私、この表を見せてもらって、何か計画的にやっているのかなというのを一番最初に思いました。私も一番最近の状況については把握しておりましたけれども、その点については、これで事故とかあった場合は大きな問題ですので、1人が重たいとか全員が重たいとかということではないんですけども、影響はすごく大きいように思います。これについてはいずれかの時期にまた確認をしたいと思っておりますので、その点、頭に入れていただいて計画を進めていただきたいなと思います。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）金言として受けとめて計画的に進めてまいりたいと思っております。

また、今回の答弁について、こういう資料も作成させていただきました。ちょうどきのう校長会がございまして、やはりこういう状況とかを、実は内容をごらんいただければ一目瞭然ですけども、対応する主体として町教育委員会事務局であったり学校現場、栄養職員であったりとか学校側、あるいは給食調理を委託している側の調理員が、例えば清潔面での数字とか載っておったと思うので、それは日々の対応が必要です。そういった意味で、今回こういう資料もお配りさせていただき情報共有をして、どこができていないか、この3年間のうちでまだ改善がはかどっていないところ

とか総点検いただくように、学校のほうの協力も求め、また委託先にもそういった資料等も提供して、そういったことを求めています。

いずれにしても、一丸となって、より安全な給食あるいはおいしい給食の確保、提供に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）1番目の3つ目に移ります。

小学校でトイレの洋式化が進んでおりますし、今回、12月補正で中学校のトイレの洋式化についての設計の補正予算が上がってきております。先ほど11月7日に施設見学をさせていただいた中央小の場合、給食調理室にひつついたところではないですけれども、外からの利用もできる体育館のすぐ隣のトイレのところに、ここは調理員専門なのでほかの人は使わないようにという表示のある洋式トイレが設置されておりました。このように、30年度の保健所の指導でも調理員専用のトイレの洋式化について検討してくださいとあるわけですけれども、今回の9月議会で契約案件が承認されました3つの小学校、また今後、東小学校の場合は大規模改造とあわせて洋式トイレ化を進めるというふうに聞いております。この点について、調理員専用のトイレの洋式化を進んで計画しているのか、また進めておるのか、これについて確認したいと思います。

それで、この件については文部科学省の大量調理マニュアルの中でトイレの洋式化が位置づけられておりますので、認識いただいていると思うんですけれども、具体的に教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）3点目の各小・中学校の調理員専用のトイレの洋式化整備の計画に関するご質問でございます。

ご指摘のとおり、中央小学校では今年度、中央校舎のトイレ洋式化工事を実施し、そのうちの1基を調理員専用として使用しているところです。また、他校については、熊取中学校が中央校舎内に、その他6校については給食室内に専用トイレがあり、全て和式トイレとなっております。

給食室自体の整備につきましては、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」において学校給食場のあり方の検討を行うこととしており、本年9月の決算審査特別委員会において町長のほうから、自校調理方式を念頭に置いた一定の方向性について言及させていただいたところではございますが、現時点においては、ご質問のトイレの洋式化についても施設全体の整備の枠組みの中で今後も幅広く検討を図り、具体的な整備計画につなげてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、具体的に聞かせていただきますけれども、西小学校と南小学校、それから北小学校の生徒たち、先生方のトイレの洋式化は今工事をやっているんですが、その中には調理員の洋式トイレは入っているんですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）給食調理室自体は入っておりません。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ということは、先ほどの答弁のとおり、今後計画していくというふうな解釈でよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）これまでは修繕等の個別具体の対応でいっておったんですけれども、施設も例えば西小、南小とかでしたら昭和50年、もう今からいったら45年ぐらい過ぎておりますので、かなり老朽化等もしております。こういったところも総点検した中で、どうあるべきかということを実体的に検討してまいりたい。今時点で抜けておるのは、以前の9月定例会でも申し上げたように別棟になっているところで、補助対象ではなく、あくまで改修ですけれども、増築するか改築や建て直すときは通常環境改善交付金というのがあります。そういう財源のこととかも考え、今の状

況も踏まえて、全体の整備計画の中で最終的に個別に建物に洋式化のトイレをまた新たにつけるといふ結論もあるのかもわかりませんが、まずは施設全体で、先ほど2点目で指摘いただいた保健所からのそういった改善の抜本的な対応というのは、やはり施設の更新等々も念頭に置いて、まずはそういう議論も必要かなというふうに考えています。

その中で、これも9月定例会で町長が言及されたように、自校式で今、各校に8カ所給食調理室を置いていますけれども、ただ、財政的にも1カ所、近隣を見てもセンター方式ということで共同調理方式というのが多く、こういったところ、財政的にこれぐらいの例えば人の配置で人件費がどうやとか建設費だとか、そういったこともクリアに各議員にお示しさせていただいた中で、あるべき方向を詰めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） この件についてはもうこれで最後にしますけれども、私から見ましたら、30年度に保健所からトイレの洋式化について、ずっとこれは一番上に上がっておるわけですね。中央小学校だけ調理室の周辺ではないところでも一応そういう枠をとったわけですが、何か保健所の指導に対してすごく軽く見ているような気がしてしょうがないんです。

普通、これでしたら、例えば補助対象にならないとは言いながら、合冊で工事の計画の中へ入れて外枠で補助対象外にすれば、建築工事の場合、やはりパイが大きかったら安くなる可能性が高いので、そういう考え方はなかったのかなと。もう既に走っていますのでこれ以上言いませんけれども、今後やっぱりそういうことを、先ほどの調理室、配膳室のエアコンの設置でも同じようなことが言えるんです。そういう縛りだけを考えるとやるよりも合併でやって、単費の分であっても工事そのものを一つにしてやるほうが安くつくように思うんですけれども、今後そういうふうな考え方を庁内で整理していただいて、またこれ別にやるとしたらお金が余計かかるような気もするんで、そのあたり、よく今後検討してください。

次にいきます、時間ないので。

2つ目に、学校栄養教諭及び教育委員会事務局への管理栄養士等の配属についてお尋ねいたします。

現状の栄養教諭の配置状況（人数・配置校名）と今後の見通しについてお知らせいただけますか。
議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、学校栄養教諭及び教育委員会事務局への管理栄養士等の配属についての1点目の現状の栄養教諭の配置状況（人数・配置校名）と今後の見通しについてご答弁申し上げます。

まず、栄養教諭を含む栄養教職員の配置数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2で規定されております。現在本町では、小学校4名、中学校1名の栄養教職員を配置しております。配置校は、中央小学校、西小学校、北小学校、東小学校及び熊取南中学校です。

また、今後の見通しについてですが、栄養教職員の配置は児童・生徒の喫食数により決められており、令和2年度は児童数の減少により1名減の見込みとなっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 私の勝手な計算では、中央小学校が1名減になるのかなというふうに認識しておりますし、今後は北小学校もそういうふうにはなる可能性があるのかなと。たしか550食で1人という計算と、あと4校で1名という配属だったと思うんです。そうなるとうると、特に今、栄養教員のおらない学校、例えば中央小学校と熊取中学校は1人の栄養士の方でやっていただいているんですけれども、熊中のほうなんかは保健の先生が、保健室の先生は養護教諭と言われるのか、の先生が食物アレルギーの対応のほうのチェックもされていると。これは、子ど

もの安全とか食の安全とか、そういう部分も保健ということにかかわるからということのようだけれども、1人が今度は3校を見なあかんような状況になってきたら、これは大変やなというふうに……。栄養教諭の先生に聞いたんですけど、3校見られますかと言ったら、それはとても無理ですというような話をしているんで、私が考えたのは、文部科学省が定める衛生管理マニュアルなど、こういうものを各校でするのはなかなかしんどいというふうなことの中で、栄養教諭が減っていったらぜひ教育委員会のほうに、町立保育所4園で1名の管理栄養士の嘱託職員の方ですけれども、来ていただいています。食そのものの作成は給食センターのほうが担ってられるんですけども、やはり全体を把握するというので、保育課のほうにそういう方がおられますので、教育委員会のほうでもそういう方が要るんじゃないかというふうに感じております。

同じような内容ですけれども、2番目、文部科学省が定める衛生管理マニュアル作成、それから学校給食における食物アレルギーの手引の策定というのは、教育委員会の事務局が責任を持ってつくるものだというふうに認識しているんです。現状では教育委員会の職員の方が一生懸命頑張ってやっけていただいていますけれども、いかにせんやっぱり専門的な知識がないということで、どうしてもこの2点については学校栄養教諭の力をかりないとなつけないと、判断もできないというふうに感じています。こういう点も含めて、責任ある学校給食、また子どもたちの栄養、それからアレルギー対応、これについてのことを進めていくには学校給食や栄養士資格を有した配備が必要と考えますが、これについていかがお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）2点目、衛生管理マニュアルの作成と学校給食における食物アレルギーの手引策定を見据えての栄養士資格を有した職員の教育委員会事務局への配置に関するご質問でございます。

ご指摘の衛生管理マニュアルと学校給食における食物アレルギーの手引については、町教育委員会で作成しており、現状、学校に配置される栄養教職員や養護教諭の主体的なかかわりのもとに、必要に応じて改正を加えるなど、適切に運用しているところです。本町では、これら衛生管理やアレルギー対応等の管理につきましては、給食事業を実施する町教育委員会が指導的役割を担っていくこと、これに加えて、給食献立の調整や給食食材の発注等の事務処理についても、より一層の責任を持って対応できる体制を構築していくことがより望ましいと考えており、目下、これにつながる教育委員会事務局の職員配置について検討を進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）教育委員会事務局が今、8校で、先生方、また介助員の方とかを含めて4,200食ですか、この給食に責任を持っていただくという意味で、やはりそういう資格があつて、できれば経験のある方が一番いいと思うんですけども、そういう方の配備を望みますので、今後、これについては具体的に進めていただくようお願いして、この質問については終わらせていただきます。

次に移ります。

3番目、「ひまわりバス運行」の改善についてお尋ねいたします。

まず1点目、これはもう過ぎたこととはいえ、ちょっと疑問に感じておりますので質問させていただきます。

9月議会で私の特に印象的なのは、2人の議員の質問に対して答弁内容に矛盾があった点について説明をいただきたい。一般質問の冒頭、一番最初の文野議員の改善の方向性には対し、利用者の日常生活に関係する利便性向上に取り組むという、ちょっと話は進んだのかなという解釈をさせていただいた答弁がありました。また、高齢者など福祉対策の一環として促した抜本的な改革の見解はの問いに対し、町全体を巻き込んだ議論が必要と答弁されたと記憶しております。ただ、その後、これは会派代表質問で大林議員の質問に対して何一つ前向きな答弁がなく、地域公共交通会議の質問に対し、必要はないというそっけない答弁でありました。矛盾していませんか。答弁いただけま

すか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、ご質問のひまわりバスの運行の改善についての1点目ということで、9月議会の答弁内容について答弁させていただきます。

9月議会の文野議員の一般質問に関する答弁と大林議員の会派質問に対する答弁に矛盾があるところのご指摘でございますが、まず、大林議員からは、ひまわりバスの改善という文脈から地域公共交通会議の設置についてご質問があり、それに対して、ひまわりバスについては利用者数も年々増加しており、現行コースも町民の皆様に定着しているものと考えており、現在は運賃の改定やコースの再編も検討課題として挙がっておりませんので、取り急ぎ地域公共交通会議を設置する必要はないものと考えているという答弁をさせていただきました。また、文野議員の現状認識と改善の方向性というご質問に対しては、田中議員ご指摘のとおり、利用者の日常生活に係る利便性向上策をさらに進めるといふ答弁をさせていただき、ひまわりバスの役割を高齢者などの福祉対策の一環として捉え、抜本的な改革をとのご質問につきましては、そう捉えるのであれば町全体を巻き込んだ議論が必要という答弁をさせていただいたところでございます。

地域公共交通会議とは、地域の実情に応じた適切な乗り合い旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するために設置するものとされております。この会議が対象とするのは、あくまで複数の乗客が乗り合わせる交通機関でありまして、高齢者など特定の方々を対象とした福祉施策の観点から議論する場にはそぐわないことから、答弁に矛盾はないと考えてございます。

今後も、課題に合わせ適切に議論してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 部長は答弁に矛盾はないというふうな認識なので、そういうふうにも今も答えていただいたんですけども、これ、町全体を巻き込んだということだったら都市整備部が担当ではないという意味ですか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 高齢者福祉施策という観点でということであれば、すみません、我が部の所管というふうには考えてございませんで、地域公共交通会議という場合は、先ほど答弁申し上げましたように乗り合い旅客運送というふうなものを対象にしておりますので、町全体を巻き込んだ議論の場としては、地域公共交通会議というのはふさわしいというふうには考えてございません。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 現行走らせているひまわりバスについては、地域の方の足であり、たしかアンケートでは75%以上の高齢者の方の利用が多いというそういう環境、それから改善点で11月から和田に入っていなかったところに入っていたんですけども、あと買い物も含めて1コースですけども、紺屋のスーパーの近くにとまってもらえるようになったんです。その基本的な考え方というのは、やはり地域の方の足というか交通を確保するという意味で、そこへとまるようになったんじゃないんですか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 議員ご指摘のとおり、利便性の向上という、ただ、その対象というのは高齢者の方々とか移動に困難を抱える方というふうには特定したのではなく、町民皆様の利便性の向上という観点からそのような取り組みをやっているところでございます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） どうも話がすり合わないんですけども、若い人は自前の交通手段、車であったりバイクであったり、そういうものがあるわけですね。高齢者の方はそういうのを運転できない方も

ありますし、また、免許証を返上された方もあるわけです。そういうところにサービスも行っている中で、ひまわりバスの活用について町全体を巻き込んで、当然、福祉とか高齢者対策についての内容も検討項目の中の一つやと思うんですけども、それを今のひまわりバスを担当している都市整備部が自分のところではないというふうな認識というのは驚きです。これについて町長、どういうふうに考えますか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ひまわりバスが運行開始したのが平成11年だというふうに思っております。それから20年、社会情勢、社会構造の変化が急激に進んできた中で、公共交通施設巡回バスとしての役割が今の熊取町の社会情勢に適應しているのか、歓迎されているのかというふうなことも考える必要があろうかなと思います。ひまわりドーム、図書館、もろもろの公共施設を利用するには便利ではありますけれども、そこに附属的に活用されてきた高齢者の数がふえてきた、また買い物に際してご不便を感じられる方がふえてきたということで、そういった変化をいかに読み取り、また、それを柔軟に対処していくかというのが重要になってこようかなと思います。担当は担当で一本気なところがありますし、それを調整していくのが総合政策部の町長部局かなというふうに思っております。近々にそういったところの検討を開始する必要があるかなというふうに思っております。

よりよい安全・安心なまちという意味では、公共施設巡回バスだけで捉まえていく時期ではないというふうに思っておりますので、その辺またご理解よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今、町長の答弁いただいた内容について、よく理解をさせていただきました。今後は前向きに、各議員が考えているひまわりバスの活用について検討をお願いしたいと思います。

この件について私、質問させていただくようになったのは、議会報告会であちこちへ行って、まだ4カ所行っただけなんですけれども、行くたびにひまわりバスのことが議題に上がります。やはりもっとうまく生かせないかというふうなお話をいただきますので、これについては、今、町長が答えていただいたような社会の変化に伴い、行政のほうも考え方を変えていかななくてはならない時期に来ているんじゃないかというふうに思います。

2番目の質問は、今、町長がほとんど答えていただいたんですけれども、用意しましたので、利用者アンケートをとり、利用者の声は聞いているということです。大林議員が提案した各方面の住民や専門家で組織する地域公共交通会議、これにこだわりませんけれども、こういう名前に、広く意見を求めてサービスの向上に努める時期に来ているのではないかということで、これについては町長の見解と書いておるんですけれども、矢部部長のほうからでも結構ですので答えていただけますか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）田中議員はこだわらないということなんですけど、地域公共交通会議につきましては、今の町長の答弁も踏まえて、ひまわりバスの運賃を改定しますとかコースを変えますとかいうふうなそういう具体的な検討を進めるという必要が生じた場合は、そういう会議を設置して開催することで、多方面の住民や専門家の方々に検討していただく必要があると考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）何か後退したみたいなので聞かんかったらよかったかなと思いましたが。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）今、担当部長はそういった答えを用意しているんですけども、いろいろな交通システム、これをもう早急に研究してまいりたいと思います。いろいろな資料を取り寄せながら、各そういった研究しているところの資料を集めていきたいというふうに思っておりますので、それを加えて、またどういふものが熊取町に当てはまるのかというふうなことも踏まえた中で、検討会議というものが改めてまた設置されてもいいのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）どうもありがとうございます。何か次の質問も先に答えをいただいたみたいないな感じで申しわけなかったんですけど、3番目で、現在はスマートシティ構想や横浜市でMaaSの実証実験が始まったと。AI運行バスなどの取り組み、それから愛知県豊明市で実施されているチョイソコというふうな乗り合い外出サービス等、先進地域の調査研究という考えはございますか。これ、どっちかといったら政策企画のほうなんでしょうか。急に言われてもだめですか。

議長（矢野正憲君）答弁求めます。よろしいですか。矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、ご質問の3点目なんですけれども、横浜市のAIバスの運行とか愛知県豊明市で実施するチョイソコとかいう乗り合い外出サービスの先進地域の調査研究についてということで答弁申し上げます。

横浜市のAI運行バス、愛知県豊明市のチョイソコ乗り合い外出サービスにつきましてはデマンド型乗り合いサービスということでございまして、ひまわりバスはあらかじめ決められたダイヤにのって運行するという運行形態なんですけれども、デマンド型ということで、要は乗客の方のどこで乗ってどこでおりて、いつぐらいの時間がいいかというふうなことをあらかじめ入力した上で、それに従ってAIなりで要は運行経路みたいなのを判定するというふうなシステムになっています。システムは大分違うんですが、ひまわりバスも含めてそういう熊取町の地域公共交通というふうなことで参考にできるのであれば、調査研究というふうなことで行っていきいたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）熊取町の市街地の面積、特に家がある面積というのは非常にコンパクトなので、大阪府のある人から、熊取町なんかはそういうモデル的になるんじゃないかというようなことも聞かせてもらったことがあります。大阪府とのつながりの深い矢部部長に頑張ってもらっていて、これらの情報を集めて熊取町でよりよい交通システムができるように、いろいろ先進地や情報の精査を行って町全体で、ひまわりバスはひまわりバスで運行していきますけれども、今後のあるべき交通体系についてまた検討をお願いしたいと思います。

最後の4番目なんですけれども、これは文野議員のほうから聞いていただいて、町長からご答弁をいただいたので同じ内容になるかと思うんですけども、あのマニフェストの中で、私は今の形でいけば、なかなかやっぱり駅へバスが入りにくいかなど。公共施設を回るといって、それから既存の民間のバス運行会社との絡みとか、いろいろ難しいんじゃないかなと思うんですけども、より近くにバスが来て、今1コースになっています紺屋のスーパーの近く、また違うコースであれば、五門にもスーパーありますのでそういうふうなところとか、野田の消防署の前にあるスーパーであるとか、そのあたりを配慮に入れた交通体系がまず目の前ではできるのかなど。この間変えたところなんで、すぐには難しいと思いますけれども、町長のマニフェストを実現するに当たって中間的なところから始めていただいたらどうかと思うので、これについてご答弁いただけますか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ひまわりバスに特定という意味での利便性の向上を図るという意味では、泉佐野市のイオンモールなんかへの乗り入れなんかはこれは当然考えるべきやというふうに思っておりますし、駅への乗り入れに関しましては、時間帯を限って実証実験できるように委託先の南海バスのほうには申し入れをするようにというふうなことを担当のほうに伝えております。ひまわりバスとしての利便性の向上がどこまで図れるのか、いろいろなアイデアを出しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、また皆様方からもいいアイデアがありましたら提案していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）どうもありがとうございます。全てのことについて町長に直接、先に聞いたらよかったかなというふうに思いましたですけれども、役場の機構上そういうことなので。

ただ、この質問を取り上げさせてもらって前向きに検討いただいているということがよくわかりましたので、今後もよろしく願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、田中豊一議員の質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時20分まで休憩いたします。

（「15時08分」から「15時20分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大林議員。

2番（大林隆昭君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

今回は、シティプロモーションについて幾つかご質問させていただこうと思っております。

現在、熊取町では、転入・定住促進施策を中心にシティプロモーション事業を展開していただいております。熊取町のホームページでも、見て右側のバナーのところに「ほほえみ 子育て 熊取町！」と「だから熊取町に決めたんだ！ 住むなら熊取」というバナーを2つ設置していただいて、ここをクリックすると熊取町の子育てや教育の施策を掲載してくれています。ただ、今の現在ある熊取町のホームページ自体が、熊取町の町外の人が見たときに、例えば転入・定住促進というところの施策なり子どもに対する思いなりというのがあのホームページをぱっと見ただけでわかるのかということ、なかなかあのページではわかりにくいと。載っている情報自体も、メインの情報は町内の住民様向けの情報で、そこにちょっと右側に載っているだけという印象がありますので、これから熊取町とか泉州地域、大阪府でお住まいを探しておられるという方に向けて、どこかに引っ越してこよかなという方に向けて、もっとわかりやすく効率的に、積極的に情報発信をしていかなくてはならないと思っております。

そんな中、令和元年7月25日に株式会社FunMakeと包括連携協定を結び、第4次総合計画にもある効果的、効率的なプロモーションを推進していきますという姿勢を見せていただけました。そして今回、株式会社FunMakeから講師をお招きして、YouTube養成講座を11月24日、12月1日、8日の日程で行っております。今現在開催中で見学に行きたいんですが、なかなか日程的に合わなくて、今度の8日だけちょっと行けそうなので行きたいなと思っておりますが、今の受講者数等々を教えてくださいませんか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、YouTube養成講座につきまして答弁申し上げます。

まず、本年度実施のYouTube養成講座でございますが、7月に、議員からお話がありましたとおり、包括連携協定を締結させていただきました株式会社FunMakeの協力を得まして、会社所属の有名ユーチューバーを講師としてお招きし、1回2時間、全3回の講座を現在まさに実施しているところでございます。

その講義内容でございますが、大きく6点ございます。一つがYouTubeとは、一つが情報リテラシーについてということで、これはリテラシーということで、炎上系とは正反対の正しく情報を伝える、発信できる能力という、そういったものでございます。また、もう一つがYouTubeのチャンネル作成方法について、また、YouTubeを撮影する際に押さえておきたい大事なポイントについて、YouTubeの成功事例と失敗事例について、最後にYouTubeで成功するための戦略について、この6つを講座項目として実施しているところで、本日までに2回

目の講座が終了しているところでございます。

ご質問の1点目の参加人数、性別、年齢層でございますが、応募者のほうは全部で29名で、その内訳は男性が22名、女性が7名となっております。年齢層は20歳から80歳まで、平均年齢が約50歳ということになっております。参考までに、本日までに2回までの講座を実施しておりまして、1回目が21名のご参加、2回目が農業祭とかぶったということもありまして、農業祭に参加された方もいらっしゃるって19名の参加というところで、第3回目は今週の日曜日、12月8日ということで、こちらのほうにはJ:COMなんかの取材も入られるということで伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）80代の方はすごいですね、なかなか。せっかくユーチューバー講座をやっているんだことを学んでいただいて、ユーチューバーになるならないはなかなか難しいところだと思うんですけど、一応、募集の段階ではその気がある人という募集をかけているので、その方たちに対して、例えばこれから熊取町として動画を配信してくださいねとか、いろんな要請とかお願いをしたりとか、イベントごとに例えば積極的に参加してもらって、そこで動画を撮ってもらって配信していただくというような働きかけ自体はするのでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、2点目のご質問かと思えます。受講者に対しての働きかけでございますが、3回の講座を通じまして、最終的に熊取町の見どころや魅力についての動画の作成を行っていただく予定というふうにしております。一方、町行政側では、ユーチューブに専用チャンネルというのを開設する予定でございますが、当講座もしくは当講座で終わった後につくられた動画、これらをそこに公開していただくというふうな働きかけを送っていただく予定としております。また、そういった働きかけをすることによって専用チャンネルでの動画数をふやし、新たな本町プロモーションツールとして積極的に活用してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）専用チャンネルというのは、熊取町のユーチューブ方式のチャンネルというか、一応そういう場になるんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）議員おっしゃるとおりでございますが、熊取町の公式ユーチューブアカウントというのをとりまして、第1回目の講師の先生から名前なんかも考えていただきまして、（仮称）クマチューブであったりとかクマトリックスとか、それからクマトリマクリとか、この3つぐらいご提案いただいたんですが、せっかく先生がつけていただいておりますので、これらから選んでもおもしろいかなと。とにかく、楽しいアカウントをとって、そこにユーチューバーになられた方に張りつけていってもらおうという、そんな展開を考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）余りかた苦しい名前も、もうユーチューブぐらいになってきたら、そんなに熊取町公式チャンネルみたいなよりもそういうふうなほうがいいかなと思いますし、なかなかつくったからと動画の再生数がふえるというわけではないので、今、熊取町でこの間、ふれあい広場でケニチさんと3名行っていただいた動画を上げていただきましたし、あの方たちから熊取町のチャンネルに引っ張ってきてもらおうというふうにしないと、なかなか熊取町単独では再生数は稼げないと思います。そういうところもきっとFunMakeは考えていただいていると思うので、そちらのほうもご要請のほどお願いします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）FunMakeのほうとは協定で3項目、具体的な内容を結ばせていた

だいております、一つが情報発信に関する事、一つが地域振興に関する事、一つが人材育成に関する事ということで、今回の取り組みは3点目の人材育成に関する事ということで、YouTuber養成講座を行っております。

2番目の地域振興に関する事ということで、今もうご紹介のありましたFunMakeのほうには25人の所属のユーチューバーの方がいらっしゃるんですが、その中で24万人のフォロワーを持たれているケニチさんという方が、まず熊取コロッケということで駅前の喫茶店のほうで取材をしていただきまして、既に3万6,000の要は視聴数を獲得していただいておりますし、それから議員からご紹介がありました野外活動ふれあい広場でのラーメン対決ということで、野活の要はPRということで、こちら3人の専属ユーチューバーの方がそれぞれのチャンネルで上げていただいて、ですから合計都合4本の要は今、専属のユーチューバーの方に上げていただいております、こちら3万3,000の閲覧数をもう既に獲得しているといったところです。

こういったところで、当然これから育っていくユーチューバーの子どもたちというよりも、どちらかといえば2番目で言うところの既に完成されているFunMake所属のユーチューバーの方にも積極的に熊取町の動画を配信していただきたいということで、我々のほうもそのネタをどんどん提供してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）いろいろ考えていただいて、FunMakeのユーチューバーの方もご協力いただけるみたいなので、これからはどんどん発信していただければと思います。

次の質問にさせていただきますが、最近では多くの自治体がさまざまな企業と包括連携協定を結んで、その企業が持っているノウハウであるとか技術であるとかというのを積極的に活用して情報発信を行っています。熊取町も株式会社FunMakeと包括連携協定を結び、これからの情報発信をどのように行っていくのか、また、どのように考えているのか、もし何かこういうことをしようと思っておりますというのがあれば教えていただければと思います。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、これからの情報発信、シティプロモーションについての1点目のこれからの情報発信につきまして答弁申し上げます。

現在、第4次総合計画の政策分野、シティプロモーションでの目標を達成するための施策、こちらを2つ設定しております、そのうちのひとつといたしまして住民によるシティプロモーションを掲げております。具体的な目標といたしまして、「まちへの愛着を醸成する取組を進めるとともに、参画意欲の高い住民を増加させ、行政と住民が一体となったプロモーションの基盤を構築する」と明記してございます。今般の株式会社FunMakeとの包括連携協定では、その点を考慮いたしまして、まずは手始めとして、1点目での答弁のとおり、ユーチューブという世界で19億人、日本でも6,000万人以上の方が視聴されている超メジャー媒体を活用し、住民自身が熊取町の魅力などの発信者となるように、まちへの愛着心とともに養成することを想定した取り組みでございます。

ご質問のこれからの情報発信でございますが、今後も株式会社FunMakeが持たれるSNSやITを活用した情報発信力を活用して、第4次総合計画に掲げる行政と住民が一体となったシティプロモーション活動、こちらを展開するとともに、これまで取り組んでまいりましたイベント等における周知活動や、ホームページやパンフレットなど既存媒体によるプロモーション活動についても時代のニーズに応じて適宜見直しを図りながら、第4次総合計画に掲げる目指すべき10年後のまちの姿の実現に向けまして、本町の情報発信にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。いろんな情報を発信していく中で、シティプロモーション

の中心というのはこれからも転入・定住促進というところに軸を置いて展開していくのでしょうか。議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、2点目、発信する情報、転入・定住促進に重点を置くのかというご質問に答弁申し上げます。

第4次総合計画の政策分野、シティプロモーションでの目標を達成するための2つの取り組みのうちのもう一つの取り組みといたしまして、ブランド戦略の推進、こちらのほうを設定しております。具体的な目標といたしましては、「効果的・効率的なプロモーションにより、子育て層に対して『子育てしやすい教育のまちくまとり』のブランドメッセージを引き続き発信するなど、若年世代の定住転入や交流人口の増加につなげる」と明記しております。

ご質問の発信する情報は転入・定住に重点を置くのかにつきましては、第4次総合計画に基づき、これまでどおり、子育て層に対して「子育てしやすい教育のまちくまとり」のブランドメッセージを発信することを基本として、引き続き転入・定住にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

ただし、発信する情報の全てが直接的に転入・定住に直結する情報とは限りませんで、情報の中には、まずは熊取町を知ってもらうための情報や興味を持ってもらう情報の発信が必要であり、この取り組みが、最近、国が唱えるところの関係人口の拡充につながるものと考えております。また、次の段階として、一度訪れてみようという交流人口に、そしてひいては将来住んでみたい、住み続けたいという転入・定住につなげていく取り組みも一方では必要というふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。いろんな情報を発信してもらって関係人口、交流人口をどんどんふやしていくというのは、とても大事なことだと思います。なかなか簡単にふえるものであれば今までの施策でふえているのかなと思うので、これからはFunMakeの協力も得ながら、長くいろんなことを試しながら進めていってもらえたらと思います。

若年層の転入・定住促進というところに関して動画とかというものを効率的にいくのであれば、やっぱりお母さんが子どもと一緒に動画に登場するだとか、そういうものが効果的のかなと思いますので、3番目の質問のFunMakeとの協定に住民主体のプロモーションという言葉があります。勝手に具体的にどのようにというのが、勝手に住民の方が動画を発信するというのがそれに当たるのかなとと思っているんですが、どのようにこれは進めていくのかをお願いいたします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、3点目、株式会社FunMakeとの協定にある「住民主体のプロモーション」の進め方、こちらにつきまして答弁申し上げます。

株式会社FunMakeとの包括連携協定の住民主体のプロモーションにつきましては、1点目のご質問の答弁で申し上げましたとおり、第4次総合計画の住民によるシティプロモーションにおいて、まちへの愛着を醸成する取り組みを進めるとともに、参画意欲の高い住民を増加させるという目標を達成させるための取り組みの第1段階として実施したものでございます。実施に際しては、ユーチューブという媒体を通して、住民自身が本町の魅力などの発信者となるように養成するとともに、まちへの愛着を醸成する取り組みとして行ったもので、まさにご質問の住民主体のプロモーションを想定した取り組みと考えてございます。

なお、今年度の結果を踏まえながら、次年度は行政テーマ型の協働事業に発展させ、YouTube養成講座の充実を図り、住民主体のプロモーションを展開させてまいりたいと考えておりますし、今、議員のほうからご提案がございました母子、親子、そういった視点を踏まえた動画を、FunMakeのほうと協議して、また次年度の協働事業に展開していくことなんかも検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。よろしくお願いします。

では、4番目のプロモーション用のホームページの作成をというところですが、冒頭でも言いましたが、熊取町の今のホームページ、この4月に議員をやめられました佐古議員の質問か忘れたんですが、ひたすら見にくいという質問をされていたのは覚えているんです。決して見やすくはないと思います。その中にさらにバナーだけで案内を出しているというのは、本当に知っている人じゃないとたどり着けへんのじゃないのかなというぐらいの場所になっていると僕は思っているんです。あれがシティプロモーション用のホームページだと言われても、なかなかそこを見に行く人がいないとかそこまでたどり着けないというのであれば、シティプロモーション用のホームページをもう一つ熊取町公式のホームページとは別に立てていただいて作成していただいて、もちろんその作成にはFunMakeのご協力を得ながら、そのページの中でこんな子育ての施策、教育の施策というのを発信して、当然、住民のユーザーの方の動画をそのページで紹介する、イベントも紹介する、熊取町はこんなところですよという、熊取町外の方への情報発信はそちらを中心に行っていくというところをつくらないと、一緒に一つのページで全てをまとめてやるというのはなかなかしんどいんじゃないかなと思います。

当然、観光地のすごく立派なホームページみたいに、もうめっちゃお金がかかっていますみたいなページじゃなくても全然いいんです。もう本当に手づくり感があってもいいですし、住民の方が作りましたとか、そんなのでも僕はいいと思っているので、とにかく検索にひっかかってくるようなページをつくらないと、なかなか目にもとまらないですし、あそこでシティプロモーションをやっていますという感じは、なかなか町外の人には見てももらえないと思うので、とにかく住民のユーザーの方ができたのであれば、その人たちが活躍できる場所をつくらないといけない、つくるのも熊取町の仕事かなと思います。そこで熊取町の魅力だとか、いいところも悪いところも全て含めてどんどん配信していつてもらえたら、ああ熊取町ってなかなかおもしろいことやってるなというふうになると思うので、そちらのほうをお願いしたいと思うんですが、そのあたりについてはどのように。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）すみません。もともと用意しておりました答弁内容を大林議員が全てもうお話しされたので、もうお答えしようがないんです。

ただ、専門のページなんですけれども、こちらは実はつくるのに、今のホームページなんですけれども、導入費用に約1,500万円かかっています。毎年のランニングが200万円程度かかっているというところで、新たにもう一本つくるといことになりますと、自前の簡単なものであればもうちょっと経費は抑えられるかと思うんですけれども、単純計算で2倍の経費がかかる。そういったことで、ほかの自治体もやりたいとは思っているんですけれども、2本のページを持ってないのはそういったところかなというふうに考えております。そういった面で言いましたら、今現在あります右側の上段の一番目立つところと私は思っているんですけれども、あそここのところに大きなバナー3つを占領させてもらって、今PRをしているというところが現状でございます。

先ほどありました現在のホームページというのが平成23年に更新したページで、間もなく8年が経過するものでございまして、導入当初は従前のホームページと比べて随分と使いやすいページになったというお声をいただいたんですけれども、IT革新というのは日々進歩してございまして、検索しやすさという面とかデザインの面で言いますと、最近のページと比較しますと否めない点はあるのかなというところが正直なところでございます。

町ホームページという媒体は、先ほどの文野議員の広報紙とともに町の非常に重要な発信媒体というふうに考えております。導入の、きのう部長ともそんな雑談をしておったんですけれども、大体今8年目なんで、10年目ぐらいに向けて今後、新たなページの業者も含めて変更というんですか、使いやすさ、要は何かといいましたら、住民が見たいページにたどり着くまでに相当時間がかかる

というところがありますので、そういったところ、検索しやすいといった観点であったりとかデザイン性、それから議員ご指摘の今のご意見、転入促進、ぱっと子育てに力を入れているんだということがわかるような、そういった展開というのを10年目の節目を迎えてやっていきたいなというのは、相談のとおり、広報担当の部長のとおりでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。ぜひとも進めていただけたらと思います。庁舎のICT化とか、そういうのも含めてだっとやってもらったらいいんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足でございます。

2年先が熊取町制70周年ということになりますので、そういうことも含めて、今、明松理事のほうから申しあげましたようなこともできたらいいなというふうに思っておりますので、これはもう私のほうからも精いっぱい押していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。町長もよろしくをお願いします。

最後の5番目なんですが、熊取町にはスポーツ大使とか観光大使、PR大使と、今はたくさん大使の方がおられます。サッカーの日本代表の室屋 成君だとか、この間、イメージソングをリリースしたんですね、「帰ろう歌」をしたヒナタユウさんもおられますので、ぜひともそんな方に自撮りでも何でもいいので動画を送ってもらって、それを 유튜브 に上げるとか、プロ契約の方はなかなかいろいろ難しいと思いますが、そういうことも考えていってもらって、せっかく大使になっていただいているんですから積極的に活用していただけたらと思うので、そのあたりに関してはどのように考えていますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、最後、5点目の大使の有効な活用方法につきましてご答弁申し上げます。

現在、くまとり親善大使といたしまして、くまとりスポーツ大使が渡邊老師、陳静老師、室屋 成選手の3名でございます。くまとり観光大使がじょじょすけ氏の1名、そしてくまとりPR大使がヒナタユウ氏、零氏、喜多修平氏の3名の合計7名の親善大使に現在ご活躍いただいております。この取り組みは、親善大使の方々にご自身の活動における町の紹介・発信のほか、さまざまな事業へのご参加、ご協力を得ているところでございます。

最近の代表的な取り組みをご紹介させていただきますと、本年11月10日に陳静老師による「以武会友・第1回大阪国際武術太極拳交流大会」を本町で開催いただき、日本全国はもとより、中国、香港、オーストラリアなど世界の方々への本町の周知にご協力をいただいたところでございます。また、地域活性化センターの助成を得まして、ヒナタユウ氏による、議員からもご紹介のございました「くまとり、帰ろう歌。プロジェクト」に取り組むなど、親善大使の皆様方のご協力を得ながら町の魅力発信、情報発信を行っているところでございます。

加えて、こちらは全議員の皆様にもご紹介させていただきますと、今月の12月26日には、本町出身のプロ野球選手であります日本ハムファイターズ所属の村田 徹選手にくまとり親善大使・くまとりスポーツ大使にご就任いただく予定となっております。

このように、今後も本町にゆかりのある著名な方に大使にご就任いただくよう進めるとともに、今後もより効果的な取り組みとなるよう、各親善大使からのご意見もいただきながら、大使の知名度やスキルを有効に活用させていただきまして本町プロモーションにつなげてまいりたいと考えてございます。また、議員のほうからありました大使の動画であったりとか写真であったりとか、そ

ういったものも可能な範囲でご提供いただきましたら、どんどんとそれを活用させていただいて発信してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。せっかく熊取町のユーチューブのチャンネルもつくっていただけたということなんで、ちょっとネームバリューのある方が動画を上げると、ほかの動画も一緒に見られるかなと思います。よろしく願いします。

もうこれからは、ますます自治体間のシティプロモーション合戦というか、いろんなおもしろいことをやっていますよというのが激しくなっていくと思います。株式会社FunMakeという力強い仲間得ましたので、ぜひとも近隣自治体に負けないシティプロモーションの事業を展開してもらいたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、大林議員の質問を終わります。

次に、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目、子育てアプリの導入についてということで、先日、委員会視察で砥部町という愛媛県の町に視察に伺ったんですけれども、そこで大変便利なシステムがあったので質問させていただきます。

予防接種や各種の健診など、子育てする上でスケジュールの管理は非常に大切です。予防接種は幾つもの種類があり、スケジュールを組む作業は非常に面倒です。そこで1つ目、現在の健診や予防接種のスケジュール管理は個人に任せられており、非常に負担だと思うがいかがかということで、ご答弁お願いします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、子育てアプリの導入についてのご質問の1点目の健診や予防接種のスケジュール管理は個人に任せられており、非常に負担となっているのではないかにつきましてご答弁申し上げます。

まず、乳幼児の健診についてでございますが、4カ月児健診などの集団健診につきましては、健診のご案内を対象者全てに、受診1カ月前に郵送で個別通知を行っております。さらには乳児一般健康診査などの個別健診につきましても、出生届け出時や集団健診の際に受診のご案内を行っているとございます。また、予防接種につきましては、予防接種法に基づく定期予防接種のうち、乳幼児期におきましては8種類の予防接種を最大延べ23回受ける必要がございます。さらには予防接種ごとの接種間隔も細かく決められており、一定の接種スケジュールを立て、接種する子どもの体調が崩れると、回復後の接種スケジュールを再び立て直していく必要も生じてまいります。

このようなことから、予防接種のスケジュール管理に当たっては、出生届け出時やこんにちは赤ちゃん訪問、4カ月児健診など、対象となる家庭との顔合わせの機会を捉えて、保健師や助産師などが母子手帳や保護者とともに確認し、直近で受ける必要のある予防接種の予約の助言を行うほか、医療機関におきましても、予防接種を受けた際に次の予防接種のご案内をしていただいていることも聞き及んでおります。

こうした健診や予防接種のスケジュール管理は、乳幼児期の子育てには大変重要な部分であると認識しておりますことから、スケジュール管理を個人に任せきりにすることなく、引き続き担当保健師や助産師といった子育て期をサポートするスタッフが丁寧な対応を心がけ、個人の負担とならないように努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）個人に任せしていない、いろいろそうやって助言とかしてくれるということなんです

けれども、結局、自分のスケジュール管理をするツールにそのスケジュールを入れていくのはその人なんですよ、今現在。先日行かせていただいた砥部町というところは、ブラウザで閲覧できるアプリなんですけれども、そこではもう自動的に全部の予防接種のスケジュールが勝手に組まれるというシステムがあるんです。そういうシステムがあれば便利やと思うんですけれども、いかがですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目のスケジュールを自動で組まれるシステムがあれば便利ではないかというご質問につきましてご答弁申し上げます。

子育てアプリにつきましては、まさに健診や予防接種のスケジュールが自動で組まれたシステムであり、子育てアプリを活用することで子育て世代にとって利便性が向上するものと考えられますし、子育ての情報発信という一つのツールとしても有用であると認識しております。

さて、子育てアプリには個人がダウンロードする無料のアプリも見受けられ、その一つとして、母子健康手帳交付時においても無料アプリをダウンロードするためのQRコードが記載された小冊子をお渡ししているところでございます。

ご質問の子育てアプリの導入についてでございますが、自治体導入用として初期費用やランニングコストが無料のアプリも民間事業者から提供されておりましたことから、当該アプリの導入につきましても検討しておりましたが、来年にはサービスを終了するというところでございます。したがって、今後の導入検討に当たりましては、初期費用やランニングコストといった経費面が補助金や交付金の対象となるかどうかよく調査していく必要があるかと考えております。また、新鮮な情報を常に提供し続けるための業務量、さらには導入しようとする子育てアプリの登録者数や利用率がどの程度見込まれるかといったことも、導入に当たっての重要な検討課題になるかと考えております。こうした検討材料を総合的に勘案し、子育てアプリの導入自治体の状況を調査研究しつつ、引き続き導入を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）以前、子育てアプリについては二見議員からも質問が出ていたんですけれども、そのときと余り変わっていないのかなと思えました。

先日行かせていただいた砥部町では、導入しているアプリは初期費用が84万2,400円、システム利用料が1万800円、手数料が3万6,600円、月額利用料が3万1,000円で、初年度ですけれども、交付金を活用しまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ということで88万9,800円の交付を受けて実施しているんです。これが今使えるかどうかというのは僕も調べていないんですけれども、何かしらの交付金を使うなり、使わなくてもそれぐらいの費用なので、便利なものがあるので使った方がいいんじゃないかと思えます。この費用を聞いてどんな感じでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）当然、このシステム構築の初期費用につきましては、私どもは大阪府下の近隣の状況とかもいろいろ調べさせていただいたんですけれども、初期費用がゼロという自治体もございました。上は300万円とか数百万円初期費用にかかっているという自治体もございます。当然、システムの中身が若干違うんだろうなというところはございます。

先ほどご答弁申し上げましたように、やはり経費面となるとランニングコスト、そういったところも十分考慮しなければならないということで、今、議員がおっしゃられたように、二見議員がことしの3月議会ですか、無料のアプリがあるということで導入を検討しておったんですけれども、この夏に来年にもう運用を停止するという情報が入りました。実際、それがなぜそうなのか具体的には回答は得られていないんですけれども、調べる中では、無料のアプリは基本的には自治体の利用率が余り伸びなかったのではないかなと思っております。

初期費用につきましては、我々も当然、補助金のほうは現在いろいろ精査してございまして、大

阪府独自の、具体的に申しますと大阪府の新子育て支援交付金という、子育て支援全般も当然網羅された交付金がございます。これ、基本的には上限500万円まで、補助率10分の10になってございます。

ただ、いろいろ優先順位、大阪府の予算のパイがございますので、今、充当率が大体80%ぐらいは充当されていると。ランニングコストもそれが適用されるということを我々も確認してございますので、その辺も十分勘案しながら、ただ、我々としましては、やっぱり先ほど申しましたように情報を常に発信し続けなければならないと、いわゆる情報発信という意味ですね。だから、そのあたりのところにつきましてはできるだけ職員の負担とならないような形のところについて精査していきたいというふうに考えています。ですので、初期費用等々の今、議員がおっしゃっていたような費用につきましては、可能な限りその補助金を当てにいくような形で検討はしていきたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）今の答弁を聞いていたら、仮に砥部町と同じ経費であれば全然その交付金で賄えるのに、余り乗り気じゃないのは何でなのかなみたいなことも思うんですけども、砥部町でのシステムを聞いたときに、町からの情報が個人に、メールでしたけれども発信できるというところで、すごくいいなと思いました。それから、今ですと集団健診は1カ月前に郵送なんですよね。郵送というのは、この時代にはもうメールで来るほうがありがたいよとか、例えば今ですといろんなメッセージアプリがありますので、そっちにメッセージが来るほうがありがたいとか早いですよね。そのほうがコストも安いと思うんですけども、今まだわざわざそうやって郵送で健診とかの情報を送っているとかそういうのもあるので、ぜひアプリのほうにいったほうが経費の面でも、郵送の経費ですよ。コストも安くなるんじゃないかなと思うし、それから自動で、先ほどの病気になったときにその後の予防接種の調整がまたずれてくるというのも、自動調整システムもついていますし、これは導入しない手はないんじゃないかなと思うんです。その辺いかがですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今まさに議員ご指摘いただいたとおりでございます。例えば町からのお知らせ、プッシュ通知と言われている部分でございます。そういった部分につきましては、やはり情報発信という意味では非常に有用であるというふうに感じております。

健診の通知を郵送で行っているんですけども、例えば全ての保護者の方が登録していただけるということには限りませんので、仮にこのシステムを導入したとしても、個別の紙媒体の通知というのが残るのはほぼ間違いないと思っております。近隣で導入している泉佐野市なんかでも、プッシュ機能ある通知のアプリは運用しておりますけれども、個別の通知は多分されているんだろうなと思っております。砥部町におかれましてはやはり登録率が非常に課題だというふうに、我々も議員からご質問いただいて問い合わせしてみたんですけども、登録率が平成30年時点で22、3%にとどまっていると。その中で、例えば健診のお知らせを希望しているのはそのうち65%というふうに私どものほうでもお聞きしております。

砥部町は大体、人口規模で本町の半分ぐらいでしょうか、2万人ちょっとだったと思います。それで出生数につきましても、やはり人口に比例して半分、百二、三十人程度でございますか、本町で言ったら大体300人弱ぐらいの出生数になるんですけども、そのうちの登録率を考えると、まだそのあたりの登録率を伸ばしていくというのが非常に課題になっているんだろうなというふうに認識しております。

ただ、確かに情報発信のツールということでは非常に有用でありますので、前向きに導入については引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）検討はしていただくということなんですけれども、登録するしないというよりは、

これからこうしていくから登録してくださいと言えいいのかなと思うんですよ。郵送するにもやっぱりお金がかかるし、そこはちょっとでもコストを抑えたいのでぜひ登録してくださいとか、メールのアドレスに来るから面倒くさいのかなとか、いろんなメッセージアプリに来るとかそうやってメールで送ってくれるとか、いろんなものを用意しておけば登録してくれる人もふえるかと思うんです。そういうふうなこっちのシステムに移行するからこうしてねというふうなことは、行政からは基本的には言えないという感じなんですかね。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）強制はできないと思います。アプリをダウンロードすると通信料は基本的には個人負担というふうに、当然、当たり前ですけれども、なると思います。ただ、そういうPRというのは今も現行、先ほどご答弁申しましたように、いろんな健診とかそういう機会がございますので、そんな中でいろいろ、仮に導入となった際にでも、また登録のPRというのはできるのかなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）何かまだまだ先の話なのかなという感じなんです。

これからの時代というか、もうほとんどスマートシティとか、政府でもソサエティ5.0というようなことを言っていますけれども、もうほとんどその時代に入りかかっていますよね。その中でそういういろいろな子育てに関する情報を郵送で送ったりというのは、そっちのほうが不自然かなというところで今回この質問をさせていただきました。熊取町の公共料金とかPay Payで払えるので、あれもすごく便利ですよね。家でおったらそれでバーコードを読んで家で払えちゃうという、夜中でも土日でも払える。お金を銀行からおろすのを忘れても手数料がかからずに払えてしまうという、お金をもらうところはそっちを導入しているのに、こうやって便利なところは導入しないというのも不自然かと思しますので、もう少し前向きに、交付金もあるということなので、早急に対応していただきたいなと思います。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）すみません。非常に私の答弁が後ろ向きのように議員はされていて申しわけございませんが、この辺の先ほど申し上げたような課題等を整理して、できるだけ早い導入は目指していきたいと思しますので、ぜひご理解いただきたいと思します。どうぞよろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）子育てアプリとかモバイルサービスについては二見議員も質問がありますので、そこでもう一押ししてもらいたいと思します。

次の質問に移ります。

2つ目、病児保育についてというところで、共働き世帯が多く、子どもの数は減っているのに、保育の需要は高まっています。子育てしやすいまちとして、熊取町の現状は、幼児教育・保育の無償化で近隣市町の施策により、子育てにかかる金額は高くなっています。副食費分というところで

そこで、1つ目、子育てしやすいまちを掲げる熊取町として、近隣と比較して今後どのように取り組んでいきますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、病児保育についての1点目の近隣と比較しての『子育てしやすい町』を掲げる熊取町の今後の取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘の幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、副食費の徴収につきましても無償とする近隣市町の施策がございますが、本町における子育てしやすい町としての特徴的な取り組みといたしましては、長らくの間、子育て支援を支えてくださっているNPO法人など、地域の子育て支援団体の皆様との顔の見える関係づくりに努め、こうした地域の子育て支援団体と行政が両輪となって、

住民協働という理念のもと、地域社会全体で子育て支援事業に取り組むとともに、住民の皆様との顔の見える関係づくりを大切に、一人一人に寄り添いながら、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでおります。

また、共働き世帯の増加などにより保育ニーズが高まり、保育所における入所児童数は年々増加傾向にあることから、待機児童対策はもちろんのこと、多様化する保育ニーズに対応すべく、民間保育園との連携のもと、民間保育園における休日保育や午後10時までの夜間保育の実施など、保育サービスの充実に努めてきたところでございます。

さらには、発達のおくれや社会的養護の必要な児童など配慮が必要な児童の保育、子育て家庭に対する支援など、保育所に期待される子育て支援ニーズも年々増加しておりますが、これらにつきましても、保護者に寄り添いながら丁寧な対応を心がけているところでございます。

今後におきましても、町立保育所と民間保育園などとの連携のもと、引き続き待機児童対策や保育サービスの充実に取り組むなど、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）今までやっていることと結局変わっていないですね。熊取町としては保育の施策として変わってなくても、近隣の市町でそうやって副食費も行政で負担するということなので、変わったのは熊取町だけ、保護者からしてみたら負担額がほかと比べて高くなっているじゃないかみたいなのところが変わったわけですね。

そこで、新たな保育施策の付加価値として病児保育があると思うんですけども、病児保育というニーズは非常に求められている行政サービスなのかなと思うんです。どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の病児保育サービスについてご答弁申し上げます。

病児保育につきましては、子ども・子育て支援法に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている事業で、病気の児童を、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行うものでございます。その事業形態といたしましては、病児保育、病後児保育、体調不良児対応型、非施設型、いわゆる訪問型があり、そのうち本町におきましては、現在、町立保育所4カ所、民間保育園3カ所、認定こども園1カ所において看護師を配置し、保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間お預かりする、体調不良児対応型での病児対応を実施しているところでございます。

また、現在策定作業中である第2期子ども・子育て支援計画の基礎資料となる子育て支援に関するニーズ調査のアンケートの集計がまとまり、その結果、保育所等を利用されている方で子どもが病気等で母親または父親が仕事を休んだ方のうち37.4%の方が、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答されています。前回の平成25年11月に実施した計画策定時のアンケートでは33.7%であり、比較しますと3.7ポイント増加している状況となっているところでございます。

このような状況を踏まえまして、本町といたしましては、多様な保育サービスの充実の必要性を認識しつつ、病児・病後児保育の実施に向けては、小児科医との連携及び協力体制の確立や病児保育の施設・設備の整備、さらには必要となる看護師や保育士の確保など、課題が多いところではございますが、近隣自治体の動向も注視しながら、実施可能となる事業形態や手法等につきまして引き続き検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）病児保育については、僕、以前にも質問させていただいたんですけども、そのときから余り変わっていないですね。看護師の方は保育所に配置されているということですので、今は病児・病後児保育を実施するに当たって何が一番課題になりますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）私ども、やはり一番問題となるのは、病児・病後児保育実施に当たって、このサービスを使うに当たってはまず医療機関の受診をしてから病児・病後児保育の施設に預けるという流れになってございます。だから、熱が出た、体調が悪いといっていきなり病児・病後児保育施設に預けることはできなくて、まずもって医療機関での診療が大前提になります。そこでそういう施設に預けても医者のおケーが出るのか、いやいやそんなことしたらだめ、ちゃんと家で安全に診てあげなさいとなるのか、そこでまず分かれるわけでございます。ですので、何を言いたいかというと、やはり医療機関、小児科医、そういうところの先ほど答弁申しましたように連携協力体制というのが一番大事なかなというふうに思っています。

ですので、通常の診療時間になると9時からとかになってくるんですね。でも、病児・病後児でも病院・診療所の併設型、診療所とか病院の医療機関の近くにそういう専門のスペースがあるというところが一番利用者様にとってもいいのかなというふうに思っています。そうすると、やはり医療機関との連携というところが今一番の課題になってくるというふうに感じておまして、熊取町以南3市3町におきましても病児保育というのを実施している市町村は、病後児保育を泉佐野市の一部の民間園では実施されておりますけれども、基本的には実施がなかなか実現には至っていない。ただ、本町としては、先ほど答弁申し上げましたように、実施可能な方法というのを今現在模索しているところでございまして、まだ具体的にこういきますということは答弁できないんですけれども、何らかの形では、そういう病児・病後児保育というところの実施に向けては引き続き検討していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）病院に行ってからというのは知っているんですけれども、それでもやっぱり病院へ行ってからでも預けていきたいとかというのはもちろんニーズとしては絶対ありますし、いつも預けている保育園、保育所に預けて仕事に行きたいというところもあると思います。30何%が利用したいと思ったというところで、何で30何%かという中には、病院に結局預けるという施設型のほうが今は多いので、そこでやっぱり一つ抵抗があるのかなと思いますし、そこは熊取町は子育てのまちと言っている以上は、いつも預けている保育園、保育所で病児保育なり病後児保育を実施しているというほうがいいのかなど。今現状、近隣より子育てにかかるお金が副食費分高いというところをどうやって補うかという、新たなサービスつけ加えたら、僕は病児保育で、いつも行っている保育園で熱が出ていても預かってもらえるよというほうがいいんじゃないかなというところで提案させていただきました。

まだまだいろいろな課題があるということなんですけれども、その辺も前、提案させてもらいました、病院にスペースがないとしたら、保育所にはスペースがあると思うので、そこでモニターでつないでモニター越しで小児科の先生に診てもらおうとかというのも一つの手かなと思いますし、できるだけ何かそういう早くに、ほかの自治体よりちょっと高い分、どうやって埋めていくかというところは考えていただきたいなと思います。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）私ども、議員ご指摘のように、住むなら熊取ということで、子育てのまちを掲げている以上、何か特徴的なものは、できるものから我々としても実施していきたいというふうに考えてございます。

保育所に併設されたそういう病児・病後児保育のための設備なんです。これも、基本的には専用スペースが必要になってきますので、その整備も必要になります。議員おっしゃるように、例えば保育所等に併設されている専用スペースでの病児・病後児保育、そちらにつきましては、実施しているのがほとんど市レベルでございまして、大体、市民病院が近くに、私どもが調べる限りではあって、聞くと、やはり市民病院の医師と連携がとれているということで、看護師も何か緊急があればすぐに飛んでこられるとか、そういったところもあって実現に至っているんだらうなと我々は分

析しております。

次世代のそういう遠隔の治療的などところのご提案もあるんですけど、私も前回、議員のほうからご提案いただいて、ネットとかで調べたんです。なかなかまだ実証実験をやっている段階でございましょうか、ちょっと私の認識不足かもしれないんですけども、やはり病児・病後児は看護師ではなくて、多分医師も必要なのかなというふうに感じております。ただ、看護師が医者からの指示だけをもって何か特に治療できるわけでもないし、その辺はもう一度、我々もいろいろ今後研究していかないとだめなんだろうなというふうに思っています。

いずれにしても、とにかく本町として実施可能なところを今いろいろ探っているところですので、できるだけ早い実施に向けて検討していきたいと思っております。

議長（矢野正憲君） 坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君） 提案は提案として受け入れていただいて、できるだけ早い実施に向けて検討していただきたいなと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（矢野正憲君） 以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。

議長（矢野正憲君） お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時21分」延会）

12 月熊取町議会定例会（第 2 号）

令和元年12月定例会会議録（第2号）

月 日 令和元年12月5日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	南 和仁
総 合 政 策 部 理 事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	貝口 良夫	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例
議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例
議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例
議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例
議案第78号 泉州南消防組合理約の変更に関する協議について
議案第79号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）
議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）
議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元

(「10時00分」開会)

議長（矢野正憲君） それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） おはようございます。

それでは、議長のご指名がありましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、防災体制の強化について、そして基金の有効活用についてという大きな2項目で質問させていただきます。

まず、防災体制の強化についてであります。地球温暖化の影響もあり、豪雨災害や大型台風による災害が多発しております。熊取町におきましても昨年、台風21号では大変大きな被害が発生し、いまだに修理のできていないお宅もところどころ見受けられます。このような状況のもとで、地域防災計画の万全の見直しが求められています。

そこでお尋ねいたします。

まず、1点目は災害時の情報伝達の確保であります。

災害発生時の自主防災への情報伝達はどうなっていますか、その点をお尋ねいたします。

議長（矢野正憲君） 南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君） それでは、1点目の自主防災への情報伝達手段について答弁申し上げます。

まず、災害時における情報発信につきましては、防災行政無線による広報やホームページ、フェイスブックへの掲載、携帯電話への緊急速報・エリアメールの発信、テレビ媒体への提供、さらには広報車による現場広報などを行っているところでございます。また、風水害における土砂災害警戒情報等による避難指示等の発令時には、対象地域の区長、自治会長には直接電話連絡を行い、さらには避難を促すため、住民宅へ戸別訪問なども行っているところでございます。

議員ご質問の自主防災組織の代表者との情報伝達手段につきましては、全自主防災組織代表者の携帯電話番号を現在いただいております。また、万が一携帯電話等が不通となった場合でも、自主防災組織代表者からメールアドレス登録をいただいておりますので、個別の情報伝達はもとより、一斉メール配信が可能な体制を構築してございます。なお、メールアドレス登録は、39代表者中、現在29の代表者からいただいております。今後、全ての代表者からご提供いただけるよう働きかけてまいりたいというように考えてございます。

また、議員ご存じの自主防災モデルマニュアル作成委員会におきましては、熊取町のようなコンパクトで機能的な町においては、各自主防災組織に情報担当班を組織し、その連絡員が直接役場に情報を伝え、また情報を得るためにみずから動くことが可能であり、それが一番確実であるのと違うんかというような非常に心強いご意見もいただいているところでございます。

今後、自主防災組織連絡協議会等においても、引き続き、機能的かつ効率的な情報伝達の手段等についてご意見等を賜ってまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） わかりました。

災害発生時の情報伝達といいますのは、町民全てへの防災行政無線を通じた伝達が基本になるかと思っておりますけれども、昨今のさまざまなツールの発達した時代ですので、SNS、エリアメールとかさまざまな手段を駆使して情報発信がなされるであろうと思っております。そういう中で、区長、そして自主防災へも直接携帯等できちんと連絡できると、そういう体制をとっていただいているかと思っております。そしてまた、自主防の中で情報担当班といったものも設ける予定であると、そういった準

備もなされているということで、そういう点では非常に心強いかなというふうに感じております。

情報は確実に伝わってこそ意義があるわけですから、くれぐれも、さまざまな多角的な情報伝達手段で確実に情報が伝わるようにしていただきたいと思います。そしてまた、それぞれの自治会からの情報が町へも確実に伝わるように、そういったシステムの構築をよろしくお願ひしたいと思います。

今回、災害時の情報伝達手段の確保ということで私が一番心配しておりますのは、次の項目であります視覚障がい者や聴覚障がい者への情報伝達はどうかということなのですが、これにつきましては、災害発生時にかかわらず、日常的にも視覚障がい者や聴覚障がい者の方々は、公の情報を受け取ることには不利な立場に置かれているかと思ひます。なかなか情報が伝わらない。視覚障がい者、目の不自由な方の場合は、音声情報は聞こえますけれども、日常的に文字情報が手に入りにくいといひますか、広報が配られてきてもそれを読めない、同居家族が読んであげない限りは広報の中身もわからないと、そういったことがござひます。

そういった点も配慮しながら、視覚、聴覚障がい者への情報伝達の工夫はどのようにされているか、答弁を願ひます。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、2点目、視覚、聴覚障がい者への情報伝達手段について答弁申し上げます。

先ほどご説明させていただきました自主防災モデルマニュアルにおきまして、各区、自治会における共助の取り組みとして、避難行動要支援者の把握と避難支援についての内容も盛り込んでござひます。また、同意者名簿の作成や各区、自治会の民生委員児童委員協議会、また福祉委員会との連携についても、今回作成してござひます自主防災モデルマニュアルにも明記してござひます。

また、新たな取り組みといたしまして、防災行政無線による放送の伝達効率を向上させるため、J：COMと連携し、各家庭で防災行政無線を受信できるサービスを今年度内に導入する予定でござひます。このサービスは、J：COMにおいて戸別受信機を設置するもので、利用者負担となりますが、自宅内で音声受信ができるほか、防災情報についてはテレビと接続することにより、受信時に文字により避難情報等のテロップを表示しますので、避難情報等のものについては耳の不自由な方も入手しやすくなるものでござひます。

今後におきましても、機能的かつ効率的な情報の発信に努めてまいりたいというように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

答弁の中で、自主防災組織の中で自主防のモデルマニュアルを作成してござひます、そういう中で避難行動要支援者への配慮も位置づけられているということのようなのですが、自主防災組織においてそれぞれの地域における避難行動要支援者へ個別に支援する、それは避難行動の支援もさることながら、まずは災害情報の伝達ということで個別に伝える、そういったことも当然その中で配慮されていくのだらうと思ひますけれども、恐らく、全ての避難行動要支援者に確実に支援される方々が情報を伝えるということはなかなか難しいかと思ひます。何分、避難行動要支援者とされる方々がどんどんふえてござひますので、支援する側も高齢になって、なかなかそこまで手が届かないというふうな状況も生まれてきてござひます。もちろん、そういった避難行動を支援する体制の構築が必要なのですが、同時に、情報伝達が確実に伝わるようにということの配慮も必要かと思ひます。

そういう中で、以前にもお聞きしてござひましたJ：COMの端末が来年度から配置できるようになるということで、今準備を進めてござひます。戸別受信機を家庭内に置いた場合には、たしか戸別受信機の端末をテレビとつないで、音声情報だけでなく、テレビで文字情報も見られるということかと思ひます。それは、災害発生時に自動的にテレビが起動するとか、そういう機能

になっているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）このシステムについては少し詳しくご説明させていただきたいと思います。

このシステムというのは、J：COMが独自で導入しておるサービスの一つでございます。これは、基本的には住民の方々が個別に加入していただくというのが基本となっております。議員おっしゃるように、どのような形で起動し住民の方々に情報を伝達していくのかということとなりますと、まず、防災行政無線でどこどこ小学校に避難所を開設しましたと流します。それと全く一緒の内容が、ご家庭に設置していただく戸別受信機から流れてきます。まず音声による情報伝達ということが一つ。その戸別受信機とテレビとを接続していただいておりますと、ここにはJ：COMが提供する災害情報システムが流れてきます。ほぼ一緒の内容です。J：COMには本町からそういった情報を提供しますので、同じような情報が流れてくるようなシステムになっています。

ただ、台風21号のときのように、いつ何時にブルーシートを配布しますとか、あるいは大きな巨大地震があったときにどこどこで物資を配布しますという熊取町オリジナルのそういった情報というのは、戸別受信機からは音声では流れてきますが、J：COMが提供するものには現在まだそこは流れてこないというふうに聞いております。いわゆる避難勧告、避難指示、避難所を開設しましたというような基本的な情報は、その映像で文字では確認できるというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今お聞きした範囲では、ブルーシートの配布のような熊取町の個別の情報というのは、文字情報としてはテレビの画面からは出てこない、そういった限界があるようなんですけども、それにしても、基本的な災害情報が戸別受信機から、テレビ画面も自動起動でそういう情報が伝わるということは非常にいいことかと思えます。

たしか1年間は無料でそれを利用できるということのようなんです、そういう点については、1年の間にそういう情報弱者といいますか、視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢の方一般がそうではありますけれども、情報が確実に伝わってほしい、そういう方々に戸別受信機がどれだけ有効なのか、1年間の無料期間の間に確実にお試しできるように、それを町として十分にPRする必要があるかと思えます、せっかくそれを導入するのであれば。

近隣の泉佐野市なんかでも、導入はしたけれどもなかなか利用率がそんなに高くないというふうに聞いているんです。これは私の想像ですけども、それはやはり利用料金がかかると。J：COM契約の方は300円、J：COMに契約してない方は500円ということで、1カ月300円、500円の利用料金がかかるということで、それがネックになっているのではないかなという気もしますので、無料期間の間に十分PRしていただいて、願わくば視覚障がい者や聴覚障がい者の方々、そしてまた全般的にそういう避難行動要支援の方々であれば無料でその端末を利用できるような、そういうことも検討してはいかかかと思うんですけど、それはどうですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）こちらのほうの情報サービスですけども、現在、整備に係る作業が必要でございますので、富士通ゼネラルと整備に関する契約をもう既に締結してございまして、今、作業中です。年が明けて2月ぐらいから試験運転というような形で進めさせていただいて、本格導入は3月、4月あたりなのかなというふうに考えております。当然、その前後も含めて周知させていただいて、より多くの方が加入していただけるように取り組みを進めていきたいと思っております。

議員おっしゃられたように加入者は300円、加入でない方は500円という形で、泉佐野市においてももう既にこの取り組みをやっているんですけど、まだ99世帯、貝塚市は19世帯しかまだ加入されていないということで、かなり加入率が低いということとなっております。ただ、この補助ということなんですけれども、泉佐野市も貝塚市もまだ補助まで至っていないようです。というのは、加入者の数も少なく、まだスタートさせてからそんなに時間もたっていないということで、今後そうい

うことも検討されるんだろうなというように思っております。

本町もそういうふうな状況ですので、少し様子を見させていただいて、加入の状況であるとかそういういったものも総合的に検証させていただいて、それを補助するのかしないのかというのも考えていきたいと思っております。

また、1年間どの時点で加入されるかによっては、すぐに加入されれば来年でその満期が来ると。また5月、6月に入る方がおられるだろうと。結構その期間に、今いろんなアプリであるとかシステムであるとか、特に災害、防災に係る情報伝達の手段というかスキル、ツールというものがどんどんふえてきてございます。本町も今研究途上にあるというような状態ですので、何とかもっとお安くというか、無料で簡単に提供できるようなものも研究してまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今、南部長も、さまざまな手段が開発されている中で無料で手軽に入手できるような、そういうものがないかということをおっしゃっていただきましたが、防災行政無線の内容を、熊取町では現時点ではたしかホームページに瞬時にそれをアップするというふうなことはできていなかったかと思えます。他の自治体では、まだまだ一部ではありますけれども、防災行政無線の内容をすぐにホームページにアップして、そしてそれをメールで個別に配信できるような、そういうシステムを構築している自治体もあると聞いております。そういったことは熊取町としても検討してみたいかでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）まず、災害が発生したときに、防災行政無線と全く一緒の内容は本町でもホームページに掲載してございます。これは同時にいきます。プラス、エリアメールという突然入ってくるメールというのがございますが、熊取町の地域に入る、それもほぼ一緒の内容で送ります。これもほぼ同時です。それだけ、ひとつご確認だけお願いします。

議員おっしゃるように、防災行政無線で発信した内容と全く一緒のものがホームページに掲載されると同時に、それが登録していただいた方の携帯あるいはスマホにメール配信されると。そのメール配信で音が鳴る、または点滅する、あるいは震えるというような形で、そのうちで確認できた時点で、仮に例えばスマホということになると、防災行政無線で流れたものが全く一緒の文字情報として出てくる。しかも、その下にはホームページにもリンクできるようなシステムというのがございます。これは今、田尻町がたじりっちメールというて、そういう名前でも配信しているところです。泉佐野市もこの取り組みをしているというように聞いてございます。近隣ではこの1市1町がやっているということなので、これもちょっと担当者に確認させていただいて、現在の登録件数であるとか、その有用性であるとかというものをしっかりと研究してまいりたいと思えます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。ちょっと私のほうの認識違いで、防災行政無線の内容はホームページにすぐにアップされていたようですが、それを契約している方々に同時に配信できるような、そういう工夫が泉佐野市、田尻町では現在なされているということで、それはぜひきちんと調査もさせていただいて、できるだけ早くそれが実現できるようにお願いしておきたいと思えます。

また、今のはメールということですので聴覚障がいの方々には非常に有利な伝達手段なんですけど、視覚障がいの方々には、防災行政無線の内容は音では聞こえるんですけども、日常的に視覚障がいの方々には、先ほども言いましたように、広報に書いてある内容がわからないと。同居されている家族の方々からお伝えいただくか、あるいはご近所の方々からお伝えいただくか、そういう方法でないと視覚障がいの方々には文字情報が伝わらないというふうなことでございます。

視覚障がいの方々には文字情報としての内容をどう伝えるかというのは、これは非常に難しい点

があるかと思えます。現在、熊取町図書館でボランティアの方々のお力もかりて、広報の内容を音声で朗読して、朗読したものをテープでそれを貸し出すというような、そういうこともやっているらしいんですけども、実際は利用者が少ない、ほとんどないというように聞いています。視覚障がいの方々は何だけの人数がおられるのかわかりませんが、そういったことをやっていること自体がひょっとして知られていないのではないかなという気もするんです。

災害時の情報伝達となりますとそういう方法では間に合わないですけども、視覚障がいの方々への音声情報の工夫というのも、防災行政無線はありますけれども、それ以外の方法もぜひとも今後工夫していただきたいというふうにお願いしておきます。

それでは、次の災害時医療体制の整備についてお尋ねしたいと思います。

町立病院のない本町にとっては、災害時の医療体制は、災害拠点病院であるりんくう総合医療センターや災害医療センターとして位置づけられている永山病院との日常的な連携が欠かせません。それぞれの医療機関との連携はどのようにされていますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、災害拠点病院、災害医療センターとの連携につきまして答弁申し上げます。

本町地域防災計画においては、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら災害時医療体制を構築することを定めており、社会医療法人三和会永山病院を熊取町災害医療センターと位置づけ、医療救護活動の拠点病院としていただいております。永山病院理事長には、防災上特に必要と認められる者と指定させていただき、本町防災会議委員として防災会議にもご参加いただいております。

また、平成29年には、本町の医療救護班を組織する永山病院を含む一般社団法人泉佐野泉南医師会と災害時の医療救護に関する協定を、さらに、永山病院の母体である三和会とは災害時における福祉避難所施設利用に関する協定を締結し、相互の連携の強化を図ってきたところでございます。

また、地域災害拠点病院と位置づけられるりんくう総合医療センターにつきましては、本町も参画する泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議において委員として参画され、情報共有がなされているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

さまざまな形で、災害医療センターである永山病院の場合には、熊取町の防災会議への参加など基本的に連携できるような体制がとられているというふうに感じましたが、りんくう総合医療センターや災害医療センターである永山病院、そういった施設がきちんと災害医療の拠点として機能しているのかどうか、そういうことを日常的に監視していくといたしますか、それをチェックしていくことも必要かと思えます。

そこでお尋ねしたいんですが、災害医療センターとなる病院、本町の場合には永山病院ですが、永山病院での災害医療訓練は実施されているのでしょうか、そしてまた、災害医療センターの協力による本町での災害医療訓練の実施予定はいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、災害医療センターにおける災害医療訓練の実施及び災害医療センターの協力による本町での災害医療訓練の実施予定につきましてご答弁申し上げます。

まず、災害医療センター、永山病院における災害医療訓練の実施につきましては、当該医療機関に確認したところ、医療関係者、事務職員も含めて各種の研修等へ年間を通して参加しているほか、本年度においては災害対策チームの編成や災害対策訓練を実施する予定であるとのことをご報告をいただいております。

次に、本町と災害医療センターとの災害医療訓練の実施につきましては、5年ごとに実施を予定

している総合防災訓練の実動訓練において、これまで熊取町災害医療センターと位置づけている永山病院や泉佐野泉南医師会などの医療関係者や災害の急性期に活動できる機動性を持った災害派遣医療チームDMATにも参画していただき、現地応急救護所の設置、医療救護活動の連携訓練を実施しているところでございます。次回は令和3年度の開催を予定してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）永山病院での災害医療訓練は先ほど実施予定だというふうにお聞きしましたが、これまでは実施されてきたんでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）そこまで確認はさせていただいてございません。ただ、今年度は実施するというので、以前にそういう訓練があったのかどうかというのは、少し確認が漏れたというか、できなかったというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）永山病院の訓練なんですけれども、以前ちょっとアンケートみたいなもので確認させていただいたんです。年に1度実施しているということで報告いただいております。これまでは年1回必ずやっていたということで理解しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

基本的には年に1回訓練を実施していたと、そしてまた、さまざまな研修にも参加されているということのようですが、本町での災害医療訓練の実施についてお尋ねしたところ、総合防災訓練の中での実施にとどまっているということなんです。総合防災訓練が毎年行われているわけではございませんので、これは5年に1度というスパンに現在はなっているんですが、次回は令和3年度ということで、全体的な防災訓練の中で、その一部として災害医療訓練が実施されるということなんです。それで大丈夫かなというちょっと不安があるんです。

といいますのは、総合防災訓練の中での一部の訓練となりますと、どちらかというとか何かデモンストレーション的な感じが否めないというふうな気がいたします。災害医療訓練となりますと、より実践的な、本当に災害が発生した場合に役に立つような、そういった訓練が必要かと思うんですが、そういう点は5年に1度の総合防災訓練の中で訓練すると。それで大丈夫でしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）今回、議員からご質問いただきまして、今、熊取町の防災に関する訓練というのは非常に活発に行われていまして、自主防での訓練は年々実施される自治会の数もふえてきてございますし、個々の自主防災リーダーの育成研修会においては定員を上回るような応募者がおりまして、いつも会場がいっぱいというような形で非常に心強く感じておるんですけれども、確かに議員おっしゃるように、医療に係るところの訓練、熊取町と連携してというのがやはりちょっと手薄いかなというような感じは否めないところでございます。

今後、こういった形で、永山病院でも毎年やっているということで山本理事のほうから確認できましたので、何らかの形で一緒に連携してできないのかということも永山病院にもちょっとお話しさせていただいて、もし何かできるものとかあれば実施していきたいというように考えてございます。そのときには、健康福祉部も一緒になって取り組んでまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）町と医療機関との訓練ということなんですけれども、情報伝達のやり

方としてEMISという制度がございまして、広域災害・救急医療情報システムということで、災害時の医療機関の被害状況であるとか、ドクターがどれだけ派遣できるような状態であるとかというような情報のやりとりができるようなシステムを構築しております。そのようなシステムの伝達訓練等を以前、医療機関と行政とでやった経緯などがございます。

また、泉佐野保健所のほうでも行政と、また医療機関とを含めた形での訓練をやる予定やということは聞いておりますので、そういった形で連携を図りながら、広域的なところ、また、南部長が言われたように、町と永山病院との関係性の中での訓練を一層強めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）災害時の医療訓練と申しますと、それぞれの病院の中におけるいわば院内訓練と申しますか、病院の中で災害が発生した場合にどのように動くかというふうなことと、同時に、災害医療センターとして、熊取町に対して永山病院から医師や看護師を派遣すると、そういった救護所での役割と、そういう両面があると思うんですけども、お聞きしていると、熊取町における災害時の救護所の機能を発揮するための訓練がやや手薄になっているのかなという感じはいたします。

そういうことにつきましては、健康福祉部のほうからも答弁ございましたが、広域的な訓練の中でやっていくというふうな面もあるかとは思いますが、ぜひ今後とも、そういう点で災害発生時に有効に役立つように、災害医療訓練もより充実させていっていただきたいということをお願いしておきます。

災害時医療体制の整備についてのもう一つの項目でお尋ねしたいと思いますが、避難所における健康管理ということも非常に大切になってまいります。避難所における健康管理、医療の体制はどのように計画されているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、避難所における健康管理、医療の体制につきまして答弁申し上げます。

災害時における本町の医療、救護の体制につきましては、災害応急対策業務として、健康福祉部が医療・福祉対策班として対応することとなっております。また、本町の医療・福祉の拠点といたしましては、ふれあいセンターを福祉避難所として開設し、医療救護所の設置等の体制を確保することとしてございます。

しかしながら、避難所における医療体制につきましては、医療器具等の調達に困難も予想されますので、泉佐野泉南医師会や災害医療センター、泉佐野保健所との連携を密にし、医療救護班の編成や派遣体制を整え、必要に応じて臨機応変に避難所にも救護所を設置、救護活動を行うこととしていただいております。

また、避難所で生活できない避難行動要支援者への対応といたしまして、ふれあいセンターに設置する福祉避難所への避難について、また、福祉施設において要配慮者の受け入れが可能となるよう、災害時における福祉避難所施設利用に関する協定を町内の12の社会福祉施設等と締結しているところでございます。

そのほかにも、大阪府においては、災害時における長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で高齢者や障がい者、子ども等災害時要配慮者に対する福祉支援を行う福祉専門員で構成されている大阪府災害派遣福祉チーム、大阪DWA Tが整備されており、避難所が長期化すれば、そちらのほうへまた派遣要請も視野に入れているところでございます。

今後におきましても、避難所における適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご答弁いただきましたが、ふれあいセンターでの福祉避難所の開設、そしてまた、各校区ごとの避難所における救護所の開設、そういった形で対応していくということで、それぞれの避難所における一定の医薬品等も必要になってくるかと思うんですけれども、そういう点については何らかのお考えはあるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）個々、住民の方々が必要とする医薬品につきましては、自助の部分で常日ごろから災害が発生したときには常に常備しておいていただきたいというところで、ことしの5月に発表しました防災マップでも、それについてはしっかりと啓発させていただいてございます。

ほかの一般的な医療に関しては、こちらのほうも薬剤師会との協定を締結してございまして、うちのほうの要請によって泉佐野薬剤師会の方々が提供していただくというような形の体制をとってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）総合政策部のほうから泉佐野薬剤師会との協定の締結のお話がありましたけれども、今後は具体的にどういった形で備蓄をやっていくのかというところを話し合っていかなければならないかなというふうに考えております。

また、先ほどEMISの話をちょっとさせていただいたんですけれども、やはり被害状況とか、不足している備蓄物資であるとか医療資機材の関係の情報なども交換するようになっておりまして、熊取町でどのようなものが医療機器として不足しているのかということ、まずは災害医療センターである永山病院との連携、また、永山病院はそのりんくう総合医療センターとの連携を図りながら、支給してもらえるような体制というものを考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

避難所における健康管理というのは、当然のことながら災害医療センターとなる病院との連携が欠かせないと思うんですが、そういった場合に、先ほども申しておりますが、災害医療訓練の実施及び災害時における医療体制がきちんと確保できるかどうか、そういったことのチェックが災害医療センター自身ももちろんきちんとやっていたかいないとだめなんですけれども、同時に、熊取町としても、永山病院が災害発生時に十分な機能を継続できるかどうか。

災害時には、企業の場合もそうですけれども、医療機関の場合、なおさら病院としての機能が継続できるか、そういうことについての計画を多分お持ちであろうと思うんです。そういったことについてもぜひきちんと点検していただいて、避難所における健康管理におきましても、病院との連携のもとできちんと安心して運営できるように、避難所の運営マニュアルとかそういったものは現在準備中だったのでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）避難所運営マニュアルにつきましては、自主防災モデルマニュアル作成委員会におきまして、その委員会というのは自主防災のモデルマニュアルをつくるのに主としていろいろご議論いただいておりますけれども、それに加えて避難所運営マニュアル、熊取町全体のものをつくりたいんですということで、それをご提示させていただいて、ご意見もいただいております。

先月の11月29日に第4回の作成委員会を終了しまして、モデルマニュアルもほぼ完成させていただいて、避難所運営マニュアルにつきましてもほぼ完成です。もうそれで異論はないというご意見をいただいております。あと、もう少し微修正を私どもで加えさせていただいて、完成に向かいたいというふうに考えております。河合議員からのご質問の中でもそれをご答弁させていただこう

と思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（矢野正憲君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）医療の訓練とかというお話、今やりとりを聞いておったんですけれども、特に重要な課題でありますのでちょっと申し上げますと、けが人等が出た場合に救護所を設置するわけです。基本的には、災害の程度によるんですけれども、災害が発生した場合、医療機関が無事であればそちらに行ってもらおうという、これはもう基本です。ドクターもいるし設備も整っていますからそういうことなんですけれども、もしそれができないというふうな事態になれば、町のほうで泉佐野泉南医師会であるとか今出ています熊取町の災害医療センター、三和会です。そのほうに救護所の設置の依頼とかそういうことをするという、順番としてはこういう形になります。

救護所なんですけれども、一概に救護所といっても、避難所に救護所を設けるとするのは町の判断です。そこでは何をするかというと、救護所というのは、種類としては応急救護所と、それから医療救護所と、こういうふうな種類があるわけです。応急救護所でやることは、いわゆるトリアージ、それから応急処置、これがメインです。応急処置というのは簡単に治療してしまうということなんで、大きな設備は必要ございません。それとトリアージというのは、そこで重症度の判断をしていって、重症であれば赤い印をつけて、中程度であれば黄色、軽い程度であれば緑というふうなところで、まず救護所でそういうけが人の判別、区分をしていただいて、それによって町内の医療機関のほうに運んでいただいて、医療機関のほうも被災していますから、被災していない病院の医療機関で承諾を得られた場合は、そこを医療救護所として指定した上でそちらで対応してもらおうと。そこで、民間の診療所ですから手に負えないとなれば、先ほど言いました熊取町の災害医療センター三和会、なおかつそこでも手が回らない、あるいは中程度の方であれば地域の災害拠点病院、ここで近いところと言いますとりんくう総合医療センターであるとか、そういうところをお願いすると。なおかつ、さらに重症の患者であれば基幹の災害拠点病院というふうな形でお願いと。

また、特に人工透析とかいろんな難しい個別の症状の対応については、特定診療災害センターというところをお願いするというふうなことで、また、大規模の災害で非常に多くの方が被災された場合は、他県との連絡をとり合ってもらうために基幹の災害拠点病院をお願いしてその辺の対応してもらおうというふうな形で、いろいろ段階を踏んで対応していただくと。

通常、備蓄で医薬品は持っていますけれども、通常の救護所ではそんなに大したこともできませんから、設備もありませんしドクターも手が回らないというふうなことでございますので、そういったところで、やはり専門の医療機関が無事であったらそこをお願いするというふうなことで、町が指定するというふうなことで対応していくと、そういう段取りになってございます。

それで……

（「はい、わかりました」の声あり）

副町長（中尾清彦君）よろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）避難所でできることは限りがあるので、基本的には民間の医療機関をご活用いただきたいということなんですけれども、避難所の中で健康が崩れるというふうなことがあってはだめですので、避難所における健康管理という点では、避難所をいかに日常生活に近づけるかということが必要かと思えます。そういう点で、避難所運営マニュアルも自主防災の方々のご意見を聞きながらほぼ完成に近づいているということのようですので、その点は安心しているんですが、ぜひとも避難所が、そういうことはないほうがいいんですが、今後、大規模災害で熊取町でも避難所が大いに活用されるということが想定されますので、避難所において確実な健康管理が行われるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

基金の有効活用についてということなのですが、まず防災基金のほうです。防災基金条例では災害時の応急復旧に基金を活用すると規定されているのですが、それに限定せずに、被災者の支援金等にも活用できるようにすべきではないかと考えるのです。いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、防災基金を被災者への支援金等に使うことの検討につきまして答弁申し上げます。

防災基金につきましては、これまでの説明のとおり、昨年の台風21号の被害や課題を教訓として、災害発生時における応急対策と復旧に要する経費の財源に充てるため設置したものでございます。

この防災基金を被災者への支援金等に使うことの検討につきましては、平成30年発生 of 自然災害対策経費を見ましても、大阪北部地震に伴う学校等の対策費用が約1,100万円、7月豪雨における河川災害等の復旧経費は約2億1,000万円、台風21号における復旧等の経費が4億6,000万円となっており、繰越額も含めてでございますが、約7億円の経費負担の見込みとなっている状況でございます。1年に発生した災害でこれだけの経費負担を強いられる状況下では、災害の発生率が高まっている南海トラフ巨大地震や、本年におきましても9月、10月には台風第15号、また第19号が立て続けに日本に上陸し、千葉県や関東、東日本に大きな被害をもたらし、被災自治体では相当な費用負担がかさみ、財政を圧迫している状況ということも聞き及んでございます。当該基金は、このように近年激しさを増す台風や風水被害への備えとしているもので、先ほど確認させていただきましたとおり、原則、災害発生時における応急対策及び復旧に要する経費として活用してまいりたいと考えてございます。

ただ、今後発生する自然災害等が本町に及ぼす被害を精緻に見通すことは不可能でございます。議員ご提案の支援金としての活用につきましても、その時々さまざまな状況に応じて、こちらのほうは柔軟に対応してまいりたいというように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁の中で、最後のほうで被災者の支援金等については柔軟に対応していきたいというふうなお答えであったんですが、柔軟に対応という部分は、条例の解釈で柔軟に対応という意味なのか、それともその時々判断で、条例を改正するというのではなしに別の形で柔軟に対応するのか、その辺はどうなんですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）私が先ほど申し上げた柔軟に対応していくというのは、私どもの柔軟な対応だけでは足りません。現在の防災基金条例の第1条、設置目的あるいは趣旨だったと思うんですけど、そこには災害の復旧に関する経費に充てると明確に記載されてございます。当然、こういった柔軟な対応ということになると条例改正が必要になってきます。うまく定例議会と重なればいいんですけども、そのときには議員の皆様方にもご協力いただいて臨時議会を開き、条例改正を行い、この基金をそういった支援金等に充てられるようにしなければなりませんので、私の言った柔軟というのは、申しわけございませんが、私どもも、また議会議員の方々にもご協力をいただくということになります。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、支援金を支給するというふうな事態が発生した場合には、臨時議会を開いて条例を改正して提供するという判断になってくると。それまで、あらかじめ条例改正してそういうふうを活用できるようにすることは考えていないということですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）現時点では、先ほど前段のほうでもご答弁申し上げましたが、これほど多くの災害が毎年日本にもたらされている状況の中では、この基金の本質である災害復旧等の経費に

充てていくというものを堅持していきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。それについては、また議会議員の間でも議論してまいりたいというふうに考えております。

次の最後の質問に移りますが、ふるさと応援基金に関する9月議会の答弁では、それぞれ用途の指定のあるもの等さまざまございましたが、今後のふるさと応援基金の使い道として、教育関係の施設整備というのを挙げておられました。施設整備への活用というのも大事ではあるんですが、熊取町として、子育てしやすいまち、そしてまた教育環境のすぐれた熊取町、そういったものをアピールするためにも、例えば少人数学級の拡大など思い切った新規施策への活用も考えるべきではないかと思うんです。いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、ご質問の2点目、ふるさと応援基金の、あらたな事業、施策への活用予定について答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、令和元年9月定例会会派代表質問におきまして、ふるさと応援基金の活用につきましても、寄附者の意向を踏まえ、子育て・教育分野での公共施設の老朽化対策などに活用するとともに、今後の有効かつ効果的な活用方法についてもあわせて検討していく旨、答弁申し上げたところでございます。

その検討を受けまして、今般、具体的な活用方策といたしまして、老人憩の家耐震補強事業の財源としてふるさと応援基金からの繰入金6,475万円を充当すべく、一般会計歳入歳出補正予算（第7号）を本定例会に上程し、ご審議いただくものでございます。

今後も、このように議員から今お話がございました子育て・教育分野の公共施設のみならず、あらゆる施策を念頭に置きながら、寄附者の意向も尊重し、住民ニーズや議員皆様のご意見も参考にさせていただき、政策面、財政運営面で最大の効果につながる施策に活用してまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）新たな活用として、現に今進めています老人憩の家耐震化の財源として活用したいということをおっしゃっていただきましたが、老人憩の家の耐震化は、これはもともと必要な施策であり、いわば新規事業とは言えないわけなんです。

先ほども言いましたように、やはり熊取町をアピールする、ふるさと応援基金を活用して熊取町はこんな新しいことをやり始めたんだということを町民にも、あるいはそしてまたこれから熊取町に引っ越してこようかと考えている方々にもアピールしていけるような新規事業が必要かと思うんですけれども、施設の改修とかそういうこと以外の新規事業は全く考えていないということなんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）全く考えてないということはございませんので、その点はご安心いただけたらと思います。

昨日来から子育て・教育のまちということでどんどんその点をPRしていくという、そこは我々も深く重く受けとめておりますので、基本はハード整備、公共施設のほうにという考え方といいますのは、これから熊取町に昔から住んでいる方、新たに住まれる方全てが享受できるものという観点から、子育て・教育につながる公共施設であったりとかお年寄りの施設であったりとかという、そういった点で申し上げております。何もソフト事業には一切使わないという、そういった考えもございませんので、そこは、第4次総合計画が始まったばかりですが、これからの施策運営を考えていく中で、貴重な財源であることは間違いございませんので、ソフト事業、新規事業も含めて柔

軟に考えてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）町長のほうからは何かございませんか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）老人憩の家が新規ではないというふうなことにしましてはちょっと異論がございます。

これは国の補助金を活用しながら、健康面にもつながるといふふうな、そういったところの施策の一環として進めている事業でありまして、これはもう国のほうでも大きく評価していただいている事業であります。そういう認識を皆さん方も持っていただかなければいけないのではないかなと思ひます。これは熊取町の一つのアピールのものになっていくはずなんです。

教育も必要です。子育ても必要です。ある部分を皆さん方からいただくと、どうしても子育て世代、教育というふうなことに集約されるというのはわかるんですけども、あえて言えば、そこに固執するのはどうかと、広い目で見させていただきたいなというふうに思ひます。新規とかルーチンの事業とか、そういうのはちょっと選別するのはいかがなものかなと思ひます。

今、日本ではICT、AIが進んでいます。そういう意味ではそういったものを取り入れながら、この熊取町、17.24平方キロメートルのコンパクトな町をいかに住みよいまちにしていくか、これを早急に研究、検討しながら、実現化に向けて進展させていく必要があると思ひます。そのためにも、ふるさと応援寄附でいただいた貴重な財源をそこに投入していきたい。もちろん、子どもたちへの未来への投資ももう本当に重要なことですので、それも含めた上でのそういったSociety 5.0ですか、スマートシティというふうな言葉が今、国中で流行語のようになっていますけれども、足元を見据えたSociety 5.0、スマートシティを目指す中での基金の活用といったものもあるのではないかなと思ひております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

時間も参りましたので最後にしますが、町長のご答弁をお聞きして、子育て支援のみならず、やっぱり高齢者も含めた形で熊取町民全体のことを考えての判断だということのようであります。老人憩の家の耐震化は当然必要なことであり、それを鋭意進めていただいているということは私も大いに評価しております。

同時にまた、たくさん寄せられたふるさと応援寄附、そして蓄えられた基金を有効に活用して、熊取町を大いにアピールしていただいて転入促進にもつなげていただきたいということを要望いたします。私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終わります。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、私より一般質問をさせていただきます。

まず初めに、今行われております第2期子ども・子育て支援計画作成のための子ども・子育て会議についてお聞きいたします。

私の資料1を見ていただけますでしょうか。第1期計画の支援事業の量と見込みと、その確保です。

今、この数字が100%できているのかなというのはまだ私もわからないところがあるのですが、病児・病後児保育につきましては、体調不良児対策はできていますが病児・病後児保育はできていません。坂上昌史議員の答えと同じかもしれませんけれども、第2期計画では病児・病後児保育をどう位置づけられているのでしょうか、お答えをよろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、第2期子ども・子育て支援計画での、病児・病後児保育の位置づけにつきましてご答弁申し上げます。

病児保育事業につきましては、子ども・子育て支援法に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている事業で、病気の児童を、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行うものでございます。その事業形態といたしましては、病児保育、病後児保育、体調不良児対応型、非施設型、いわゆる訪問型がでございます。

現在、本町におきましては、町立保育所4カ所及び民間保育園3カ所、認定こども園1カ所において看護師を配置し、保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間お預かりする体調不良児対応型での病児対応を行っているところでございます。

議員ご質問の第2期子ども・子育て支援計画での位置づけについてでございますが、この計画の基礎資料となる本年1月に実施した子育て支援に関するニーズ調査のアンケートにおきまして、保育所等を利用されている方で子どもが病気等で母親または父親が仕事を休んだ方のうち、37.4%の方が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答されています。前回、平成25年11月に実施した第1期計画策定時のアンケートでは33.7%であり、比較しますと3.7ポイントふえている状況となっているところでございます。

このような状況から、本町といたしましては、病児・病後児保育につきまして、その実施については小児科医との連携及び協力体制の確立のほか、病児保育の実施のための施設・設備の整備、さらには必要となる看護師・保育士の確保など、課題が多いところではございますが、多様な保育サービスの充実のための事業として、第1期計画に引き続き第2期計画におきましても位置づけることとしており、現在、来年3月の計画策定に向けて、子ども・子育て会議においてさまざまな視点からご審議いただいている状況でございます。

つきましては、近隣自治体の動向も注視しながら、本町として実施可能となる事業形態や手法等について引き続き検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） わかりました。

私も、子ども・子育て会議8月の議事録の中で委員の方が、計画ニーズ調査に「安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」というアンケートの選択肢がなかったのはなぜかという質問があり、熊取町で小児救急施設を整備することは難しいのでやめたというふうに答えていらっしゃる。多くのお母さんが不安を持っていらっしゃる問題を聞かないということに、私もちょっと疑問を感じました。

広域での小児救急医療制度など、昔よりはだいぶよくなってきているように感じております。親の不安を取り除くためにもアンケートはしてほしいと、どれぐらいのお母さんが不安を持っていらっしゃるかということを知りたかったなというふうに感じております。

その後、病児・病後児保育の利用の意向が設問の中に入っているかどうか聞きたいと思っていたんですけども、今もお答えいただきましたし、坂上昌史議員の答弁でも33.7%が34.7%にふえているということを確認いたしました。やはり仕事を休めない、頼れる人が近くにいない、子どもが病気になると困るという方がふえているのだなと感じました。国は1億総活躍社会の実現というならば、もっと病児・病後児保育などにお金をつけていただきたいなと思っております。

病児・病後児保育をしてくれるところを誘致していくというのは、とても難しいという感じはしております。私が以前、平成27年に質問いたしました折に、貝塚市の川崎こどもクリニックのリトルスター病児保育室の話を行いました。しばらくこのクリニックのパンフレットが保育所で置かれていたんですが、最近は見なくなっております。私が最近保育所に行く機会が少なくなっておりますので、知らないだけなのかもしれませんが、もしできましたら置いていただけたらなというふうに思います。

リトルスターは貝塚市の委託事業で、1日3,000円で預かってくださっています。貝塚市民には2,000円だそうです。貝塚市ではありますが熊取町にも非常に近いところにありますので、貝塚市

と委託契約しているということなので、もしできたら熊取町も委託契約していただけたら、2,000円で利用できるのではないかなと思っております。またその辺もお考えいただけたらと思います。川崎こどもクリニックというのはリトルスターを経営しているところなんですけれども、そこは全くこの方でも受け入れますということで、住所は問わないということになっております。

岸和田市の病児・病後児保育所は、岸和田市民だけで2,000円で預かっているという話を聞いております。泉佐野市は、病児保育所はしてないんですけれども病後児保育所をしていますが、これは小児科のかかりつけのお医者さんとのコンタクトをとって、病後児保育についてやっているということをしているようです。

熊取町に1カ所しか小児科がないということで難しいと思うんですけれども、工夫してぜひ実現していただきたいと思うんです。その辺についてはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今、議員のほうから、近隣自治体の病児・病後児保育のさまざまな経営体、事業形態ですか、そういったところをご質問いただいたところで、ご披露いただいたところでございます。

今先ほどご答弁申し上げましたように、やはり本町として医療機関、小児科医が少ないという状況のもと、実施可能となる事業形態、手法、そこを十分研究していきたい。その中で、冒頭議員がおっしゃりました貝塚市の委託の形態、そういったものもあわせて、現在いろいろそのあたりについては調査研究をしているところでございます。

当然、貝塚市の具体名が出ましたリトルスターですか、そこも当然経営のほうはなかなかやはりしんどい。これは、もう病児・病後児保育というのは経営、運営面では非常に厳しいというのは国のほうにおいても認識されております。そんな中でも受け皿が、今、議員ご提案のパンフレットを置いてどうなのか、そこも時期的なものによると思うんですけれども、本当にパンフレットで受容できるのかどうかといったところも当然あると思いますので、その辺は十分、今後貝塚市もしくは事業主のほうといろいろ協議していきたいなというふうに、現時点では考えているところでございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）リトルスターに私、そのときに見学しに行ったんですけれども、部屋を3つほど分けて、伝染病の方と、それから普通の病気の方ということで、通ってるところ、入るところも分けてきちっとやられているんで、その辺はすばらしいなというふうに感じました。

たくさんの方がいらっしゃった場合には受け入れられないということもありますが、保育士を3人ほど雇って、その時々で、少ないときは1人しかいらっしゃらないときもありますが、インフルエンザでたくさんの方がというふうなときには3人の全員でというふうな感じで保育されているというような話を、もう大分、27年の話なので今また変わっているかもしれませんけれども、その辺はまた聞いていただいて、できるようでしたらよろしくお願ひしたいと思ひます。またよろしくお願ひしておきます。

2番目の質問に移らせていただきます。

子ども・子育て会議の中で子ども基本条例の話がされております。1回目の会議、8月16日のときに委員の方が、中学生、高校生、大学生が起草委員として加わるべきだと思う、体裁でなく実効のあるものをつくらなければならないと思うと述べられていました。私もそう思いましたし、2回目の9月30日の会議でも会長が、高校生などの参加を含めてやろうとなったようです。子ども基本条例は、住民のものとなる以上に学校のものとなる必要がある、校長会はもとより、教育委員会がこの問題をしっかり自分らのテーマに据えていただきたいと述べられていました。

第3回目の会議録はまだ公表されていませんが、今、これからどのように進められていくのか、お答えいただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、2点目の子ども・子育て会議の中で子ども基本条例についての進めているかにつきましてご答弁申し上げます。

子ども基本条例につきましては、現在策定作業を進めております第2期熊取町子ども・子育て支援計画とあわせて検討を進めているところでございます。条例の検討に当たりましては、子ども・子育て会議で種々ご意見を賜ったところであり、主なご意見といたしましては、先ほど議員のほうがおっしゃっていたのと重複するんですけども、より多くの子どもの声に耳を傾けることが重要であるとの観点から、子どもに対するアンケートの実施だけでなく、アンケート結果を踏まえた子どもへのヒアリング、さらには条例制定に係る検討組織に子どもや教員などの関係機関の現場の方の参画も得ることが重要ではないかといったご意見をいただいたところでございます。

こうした子ども・子育て会議でいただいたご意見を踏まえ、子ども基本条例の制定につきましては、子どもの声をしっかりと聞き、十分な議論を行える体制を改めて整える必要があること、さらには制定した条例の運用が実効性を伴ったものでなければならないことなどを勘案し、今年度中の条例制定を予定しておりましたが、検討期間を延長し、来年度中の制定を目指してじっくりと議論していくこととし、子ども・子育て会議におきましても、その方向性で了承いただいたところでございます。

また、当該条例の具体的検討に当たりましては、子どもの人権が尊重され、かつ子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを前提に、子どもたちが子どもの権利について、何を望んでいるのか、また、子どもの望みを形にした条例が地域全体で共有され、大人がしっかりと運用し、実効性を伴ったものにできるかが重要であり、こうした観点で、子ども・子育て会議におきまして幅広い議論を今後進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

私の2と3の資料を見ていただきたいと思います。

四條畷市の子ども基本条例と大東市の子ども基本条例を子ども向けに印刷されたものになっております。全く私は、この2つの条例を具体化していったものは違うなということを感じております。四條畷市のほうははっきりと子どもの権利をうたい、大人の支える姿勢を述べていますが、大東市のほうは、あなた方のために大人の役割を決めたので、子どもの役割を持って頑張ってくださいという感じにしか受け取れませんでした。つくった後、子どもたちにどう知らせ、どう子どもたちに利用させていくのかが大きな問題になってくると思います。私の考えではありますが、子どもたちには主権者として育ててほしいなと感じております。

泉南市では、子ども基本条例ではなく、子どもの権利に関する条例としております。ほかの条例は文言だけで終わっておりますが、泉南市は条例に基づき、子ども会議を小・中・高の子どもにより構成し、市に対して意見を表明することができる。また、市はこれを尊重するよう努めるということになっております。子ども支援ネットワークを組織することも条例の中で述べられています。子どもとともにつくった、生きた条例だと私は感じました。ぜひ、子ども基本条例をつくるときに泉南市の条例を参考にさせていただけたらなというふうに感じております。

泉南市の子どもの権利に関する条例の初めの部分を読ませていただきます。

「泉南市に生まれ育つすべての子どもが、『生まれてきて良かった』と心から思える『子どもにやさしいまち（チャイルドフレンドリーシティ）』を実現していくため、この条例を定めます。この条例は、『子どもにやさしいまち』を実現していくにあたっての原則と具体化の方向について、可能な限り明らかにしようとするものです。この『子どもにやさしいまち』の実現を、ユニセフ（国連児童基金）は世界のすべての国と都市に呼びかけています。『子どもにやさしいまち』は、国連が1989年に採択した児童の権利に関する条約（以下『子どもの権利条約』といいます。）に基づいて、市と市民が手を携えて、みんなで子どもの権利を大切にする『まち』です。子どもの権利

条約は、すべての大人に『子どもの最善の利益』を第一に考慮すること（条約3条）を求めています。そして『子どもの最善の利益』は、まず子どもの意見を尊重すること（条約12条）を通して具体化することができる、としています。そこで、この条例の検討にあたり、泉南市の小学生が次の『泉南・子ども・憲章』を起草しました」。

この憲章は、ちょっと時間が長くなるのでやめたいと思いますが、子どもが大切にされ、主権者として成長できる子ども基本条例をぜひつくっていただきたいと思います。

そして、一つ子どもの作文を読ませていただきたいと思うんですが、この作文は子どもがお母さんに宛てて書いた作文です。それで、その作文が泉南市の元議員のところへ送られてきて、子どもたちがこんな感じで権利を思っているんだなということがよくわかったということで、私に紹介していただきました。

（重光俊則君退場）

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員、ちょっとすみません。

署名議員の追加指名という形で、今、重光議員がちょっと退席されましたので、会議録署名議員である議席8番 重光議員が退席されておりますので、会議録署名議員の追加指名を行います。議会会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。議席9番 二見議員、よろしくお願いたします。

すみません、よろしくお願いたします。鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）すみません、長くなりますけれど、よろしくお願いたします。

「夏休みと人権」ということで作文があります。

夏休み、暇、退屈、行くところがない。お父さんとお母さんは仕事。私たちは留守番。外出したらだめ、ゲームしたらだめ、友達もマンションの部屋から出たらだめと言われている。電話に出なくていい、ただ家の中でおればいいだけ。確かに食べ物や飲み物もあるし、暑さから守られている。でも、狭いところに閉じ込められているみたい。それって、人権に守られているのかな。お母さんは、お昼には家に帰ってきてくれる。でも、きちんとご飯を食べていない感じ。ご飯食べる時間がないって、人権に守られているのかな。小さいころは幼稚園、お母さん、お父さんは仕事、おじいちゃん、おばあちゃんはデイサービス。みんな行くところがあればいいな。夏休みでも友達に会えたり、自由に動いたりできる場所があればいいな。夏休みでも、学校のプールで友達と楽しく遊べたらいいな。

この子は学校のプールも遠くて、お母さんが1人で行ってはだめということで行けなかったということで、子どもたちがこういう思いでいるということを入権という言葉で彼女は表現して、泉南市の子どもたちにきちんと人権の意識が備わっていると思ってびっくりしたというふうに、元議員がおっしゃっていました。

だから、そういうふうな子ども条例をぜひつくっていただきたい。泉南市の場合は大分長いこと、何回も子ども会議とかそういうことをやっていらっしゃいますので、子どもたちにそういう意識が多分備わっているのではないかなというふうに感じております。またよろしくご議論お願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

何かありますか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 泉南市のそういった取り組みについてご紹介いただいたところでもございますけれども、以前より渡辺議員のほうから子ども基本条例につきましては制定のご質問をいただいております。本町といたしましても、それにつきましては制定に向けてということで今年度取り組み、今年度中の制定を目指していたところでもございます。先ほどご答弁させていただいたとおり、今、議員からもおっしゃられたとおり、やはり子どもの意見をじっくりと聞いてという、そういう種々のご意見をいただきましたので、来年度中の制定を今現在目指しているというところでもございます。

また、条例制定の中でも、ちょっと重ね重ねですけど、渡辺議員のほうからも、やはり児童虐待の予防の視点ということもあわせて条例制定をというふうなご意見もいただいております。そういった視点も今般の社会情勢の中では非常に重要なかなというふうに考えているところでございます。

未来を担う子どもというのは地域の宝であるというふうなこともずっと言われておりますので、そういったところの本町の子育て支援の基本姿勢を示すという、これは私がよく言います渡辺議員の、まさしくそういう姿勢も非常に必要なかなと。そういった意味での機運の醸成ですか、そういう地域全体で子ども支えていくんだといったようなところが今非常に大事だと思っておりますので、今、鱧谷議員からご紹介いただいた視点も十分踏まえながら、時間をじっくりかけて条例制定に今取り組んでいきたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

(重光俊則君入場)

議長(矢野正憲君) 鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) よろしく願いいたします。

次へ移らせていただきます。

次に、35人以下学級についてお聞きいたします。

大阪府で、教育改善メニューの追加として35人以下学級を進められるようになりました。熊取町として進めることはできないでしょうか、答弁よろしく願いいたします。

議長(矢野正憲君) 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君) では、小・中学校の35人以下学級の実現についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、令和2年度から大阪府において、従来の少人数・習熟度授業に係る加配教員を35人以下学級に活用できるようになりました。しかし、本制度の実施につきましては、本年10月24日の学校指導主管部課長会において説明がありましたが、申請の方法や活用方法等についての詳細の全てがまだ明らかにはなっておりません。また現在、小・中学校8校全体で少人数・習熟度授業に係る加配教員数は14名であり、ここ数年の状況から配置数の増加は見込めないと考えております。この加配の活用については、各学校が児童・生徒の実情等に合わせて最も効果があると考えられる内容で、各学校が市町村教育委員会を通じて大阪府に申請することとなっております。

このようなことから、熊取町教育委員会といたしましては、制度の詳細の全てが明らかになった後に、35人学級も選択肢に入れ、学校が児童・生徒の教育に最も効果的であると考えられる方法で実施したいと考えてございます。

以上でございます。

議長(矢野正憲君) 鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) 府からの話ということは、今、能力別授業のために加配されている先生を35人以下学級に使ってもいいですよということだったんですよね。その解釈でいいですか。はい、ありがとうございます。それで、各学校でどういうふうにしてもいいというふうなお話だったと思うんですけど、それもそういうことなんでしょうか。わかりました。

各学校というのは、A校は3年生の36人以上の学級に使ってもいいし、それで、35人以下学級になっている学校であれば4年生に使ってもいいということになってくるわけですよ。そうしますと、各学校によって子どもの使い方が違うというのは、親御さんにとってはすごく不安な部分、なぜあそこは35人以下学級に3年生、4年生がなった、こちらのほうは人数が36人以上いるのに、使わずに能力別でやるのか、その辺については説明しにくいと思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

議長(矢野正憲君) 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君) では、小学校を例にとってご説明させていただきたいと思っ

ています。

今現在、小学校へのいわゆる従来の少人数・習熟度別授業の加配の教員数が6名。6名が府から加配でいただいているという状況です。

実は、この制度が行われるというふうな情報が入った折に、大阪府の教育委員会のほうから、これを実施するに当たってどれぐらいの学校が少人数・習熟度授業の加配を35人以下学級に使いたいのかという事前調査があったんです。その折に、各小学校あるいは中学校も含めてですけれども、小学校の校長にお話を伺ったところ、やはり子どもの現状、実情あるいは子どもが今までどういうふうに学んできたか、また効果的な授業をするためにということを考えてときに、全ての小学校の校長先生が、少人数で35人以下学級をつくるよりも、今やっている習熟度で子どもが選んで、例えばゆっくりしたコースで学びたい子、普通のスピードで学びたい子、いろんな内容をもっといっぱい学びたい子という子どもの主体的な判断に基づいて分けたクラスの中で指導するほうが、効果があるというふうに校長先生方にご回答をいただいたんです。

ですから本町では、校長先生方は当然35人以下学級も検討はしていくけれども、現状の中で判断するならば、やはり習熟度授業、それも定着してきておりますし、丁寧に進めてきているという背景も実際にございます。そういうこともあって35人以下よりも習熟度のほうが効果があると、それでいきたい思いは今現在ありますというふうなご回答を実際にいただきました。

今、鱧谷議員から、35人以下もあればそうじゃないところもある。ただ、今申し上げたように、加配は6名ですので各校1名、1校だけ2名という加配になります。ですから、場合によってはその学校で3年から6年までの2つの学年が36人以上の学級になってしまった場合、1人加配しかなければどちらか一つの学年のみで35人以下学級を実施、一方は36人を越えた学級になるということも考えられます。

当然ながら、その辺については学校の判断の中で保護者のほうにもきっちりとした説明、なぜこういうふうにするのか、習熟度授業がなぜ必要なのかということも説明していかなければならないと思っています。そこはやはり納得していただけるようなご説明を各学校のほうでも考えて、していくべきであると考えておりますので、現状については、校長の思いもそういうような状況ですのばらばらなところがあるかもしれないけれども、そこは説明しながら、やはり子どもの状況、様子に応じた形で授業をしていくということが一番ではないのかなと今段階では考えておるところでございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 35人以下学級を私たちが求めるのは、子どもが見えやすいということもありますけれども、先生の負担を減らすというところ辺も非常に大きな問題だと思うんです。70人で35人・35人を持っていくよりも、20何人かになりますよね。そのほうが先生の一人一人の子どもに対しての負担は少なくなりますし、残りを家に持って帰って丸つけや点つけの負担も減ってくるだろうというふうに感じます。だからその辺は、やはり35人以下学級のメリットというのは、私は大きいと思うんです。

確かに、数学がほとんど多いですよ、能力別で授業をされるというのは。ほかは余り聞かないんですけども、そのときだけ分けるというよりか、ずっと1クラスの子どもたちを減らしていくというののほうが先生の負担にとってはいいだろうと思いますし、加配された先生の活用にとってもいいのではないかとこのように感じるのですけれども、その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） これについてはいろんな考え方があると当然思っています。人数が少ないほうが授業はしやすいといったような考え方、これは一般的に見ればそうなんですけれども、我々教育委員会としては、当然学校に対してさまざまな指導、こんなふうにしていきましょうとかこうしなければならぬといったような指導もさせていただきます。その一方で、当然ながら学校の校長を初め先生方が、一番子どもの状況であるとか、実際に授業をされておりますし、

いわゆる今現段階でも35人よりも多いクラスを持っている先生方もいらっしゃいます。その先生方の今の状況等も十分に把握されていると我々は思っておりますし、校長はそうしていなければならないと思っています。

そういった中で、こちらのほうから別にこうしたほうがいいじゃなくて、今現状、先生方がどうお考えになられているかということを知った中で校長先生方のご意見ですので、確かに少なければいいだろうなというのは誰が考えても思うところだと思いますけれども、実際のところ、授業を進めている先生方が、そうするほうが現段階では効果があるというふうに考えているというふうにおっしゃっています。

35人以下学級を全く否定しているわけでは全然ございません。ただ、どちらがいいですかというふうなことについても、当然、もしかしたら他の市の学校の校長先生に聞けば違ったご意見があるかもしれません。だから、我々は校長先生が例えばこうしたから、いやその考えは違いますよ、ひっくり返してくださいという思いでお伺いしたのではなくて、本当に今学校が何を求めておられるのかというところで確認させていただいた結果であるということでございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） これは、今の3年生で35人以下学級にしたときに先生としては何人ぐらい足らなくなるんですか。3年生だけです。3年生だけ35人以下学級にしたときに、加配の先生は何人ぐらい足りませんか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 5校で、3年生だけでいえば2名です。必要になってくるのは2校で必要になってきます。

（「12名で、今加配でもらっている先生たちを充てれば」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 3年生で。

（「3年生だけ」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 3年生だけですね。2校で36人を超えている学級があるという状況です、5校中。

（「そしたら2校、2人だけ」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） そういうことです。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） そういうことですね。そこだけを充てれば、3年生で35人以下学級が実現していくということになるんですよね。

私を感じますのは、やっぱり2年生から3年生、3年生になったらいわゆるギャングエイジに突入してきて、個性もすごく出てきますし自己主張も出てきますし、勉強のほうも具体的なことから観念論的なことを考えなくてはいけないという年齢に達しているのです、細かく指導していくほうが大事やと思います。だから、ほんまに絶対にあれやったら3年生だけでも35人以下学級にそろえていただくのが私はいいかなというふうには感じております。できれば6年生までしていただきたいんですよ。でも、6年生までいくと、かなりの先生が足らなくなるということになるんですよ。何人ぐらい足りませんか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） これは学校によってさまざまなんですけれども、今現在の児童数の中で、ある一つの小学校は36人以上の学年が3つあるという状況がございます、35人と36人の学級があるとかという若干のオーバーなんですけれども。

そこになってきますと、3つの学年ですので、そこに加配が1人が入って35人以下学級を1つつくったとしたら、残りの2つは35人以下学級は実現しないという状況になってしまいます。

（「もう一回、何て」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） だから、一つの学校で今3つの学年が36人以上にできても…

…

(「だから、そこは1人は加配の先生がいますけれども、あと2人は雇っていた
だかないといけないという形」の声あり)

(「1回ちょっと整理していただかないと」の声あり)

議長(矢野正憲君) すみません、申しわけございません。

鱧谷議員、私が指名してからしゃべっていただきますように、発言していただきますようよろしく
お願いします。鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) すみません。申しわけありません。

だから、熊取町全体としては何人ぐらい先生が足らなくなるんですか。

議長(矢野正憲君) 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君) 現段階では6名です。

議長(矢野正憲君) 鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) 先ほども坂上巳生男議員がおっしゃっていただきましたけれども、6人をふるさと
納税のお金で雇っていただくというのは難しいかと思いますが、子どもたちにとっては、私は能力
別授業よりもクラスの人数を減らしてもらったほうがいいと思います。能力別授業もそれは本当に
いいところもあるんですけれども、やはり子どもは人のまねをして育つというところがかなり多い
んで、同じクラスで教え合いをし合うとか、そういうことで育てていくという、できない子をみんな
で育てていくというふうな、そういうふうなことをして、子どもの関係をつくりながら教育面を
伸ばしていくところも本当に大切なことだと思います。できれば、そういうふうなことでして
いただけたらなというふうに感じております。

泉佐野市はもう全小・中学校が35人以下学級ですし、田尻町も35人以下学級にすると町長が言っ
たそうです。「ほほえみ 子育てのまち」である熊取町は、本当は中学校まで35人以下学級を望み
ますけれども、中学校は教科の先生の採用を考えなくてはいけないとか、それから複雑なことがあ
るのではないかなと勝手に想像しているんですけれども、できれば小学校から35人以下学級、それ
ができたなら今度は中学校3年生からまた進めていっていただきたいというふうに感じております。

前にも言いましたけれども、枚方市の先生の感想は、35人以下学級になって一人一人の学習進
度が把握しやすい。子どもの話をゆっくりと聞くことができる。教室の空間に余裕があり多様な学習
活動を展開できる。ノート指導や作文指導がより丁寧に見える。より丁寧な個人指導が行え、学力
向上につながっている。子どもや保護者の方は、子どもがたくさん発表できる。先生といっぱい話
ができる。教室に余裕があり、落ちついて学習に向かっている。個人懇談の時間に余裕があり、先
生に相談しやすい。

能力別指導も私はいいところはあると思うんですけれども、35人以下学級にしてもらい、クラス
担任が相談し合って、その学年内での能力別指導もまた行っていけるのではないかと思います。ぜ
ひよろしく願いいたします。

議長(矢野正憲君) 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君) 先ほどから何度も申し上げてはおるんですけれども、まず一
つ、学校現場で指導している先生方の思いの中で習熟度別授業のほうが効果があるというふう
に考えられているということが1点。

それから、今、議員からお話がありました、例えば子ども同士で教え合うとか子ども同士がしっ
かりと関係づくりをする、あるいは学習、子どもたちの進路をしっかり把握する、多様な指導をす
る、これに関しては、本町においては35人を超えている学級であってもしっかりとやっていくのが
当然であるという思いの中で指導のほうはさせていただいております。

ですから、子ども同士の関係づくりや、それがたとえ39人であったとしても40人であったとし
ても、そこはしっかりやっていく、それは必ずしていかなければならないものだという意識でさせて
いただいておりますので、その辺のところは我々も学校をしっかり指導しながら進めてまいりたい

と考えてございます。

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 校長先生のご意見だということで伺いました。実際に学級を持っている先生方にとって、やはり一人一人を大切にしていける教育かどちらのほうがいいのかというところ辺もきちっとアンケートをとっていただき、校長先生にまとめてもらうというふうな形でしていただきたいと思うんですけども。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 先ほど申し上げました校長の意見というのは、当然、校長が自分一人の勝手な解釈でしているものでは絶対にはありません。と申し上げますのは、実際に習熟度授業であるとか日ごろの授業を進めていくためには、当然先生方自身が主体的に子どもにこんな教育をしたいとか、こんなふうにしていきたい、こんな子どもをつくりたいという思いの中で進めていかなければならないこと、ですから当然、学校の先生方の思いや意見をしっかりと校長が持った上で学校運営をしていかなければ、学校というのはなかなかうまく動いていかない、子どもにしっかりと教育ができないものであるというふうに我々は感じておりますし、今までの経験の中でそれを強く実感しております。

そういった意味で、校長の言葉というのはやはりすごく重みがあって、自分独自の勝手な、勝手に校長のみがこう思っていますという意見ではなくて、当然先生方や学校や子どもの状況や、全て把握したものであると我々は考えております。そうでなければならぬというふうに思っております。

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） これも前言ったことがありますけれど、私の友達で、娘さんはこのあれではないですけども、小学校の教師をしているお母さんです。本当に8時、9時に帰ってきて子どもたちの丸つけをしている、それを見たら、もういつ病気になっても仕方がないような思いで冷や冷やして見ているとおっしゃっているんです。そのような先生方の働き方もきちっと受けとめていただいて考えていただきたいということで、またお願いしておきます。

次の質問に移らせていただきます。

これも本当に学校の先生にとってはひどい状況だと思うんですけども、公立学校の教職員の働き方に1年単位の変形労働時間制を導入する法案が先日、国会で成立しました。今でも長時間労働にあえぐ教職員の働き方が、さらに深刻化するおそれがあります。繁忙期に8時間以上、週40時間を超えて働かせることができるというものです。教員が過労死していくおそれがあると思われま。どういうふうに考えているか、答えていただけませんか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） では、ご答弁申し上げます。

国において、変形労働時間制が、衆議院で可決した。教員への影響は？のご質問にご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、衆議院は11月19日の本会議で、教員の勤務時間を年単位で管理する変形労働時間制の導入を柱とする教職員給与特別措置法改正案を可決しました。改正案は、働き方改革の一環として、繁忙期の勤務時間の上限を引き上げるかわりに、夏季休業期間中などに休日をまとめてとることができるようにするものです。改正案は19日付で参院に送付され、先日可決されました。今国会で成立した後、自治体の判断で2021年4月から年単位の変形労働時間制を導入できるようになります。

本法案成立後の具体的な教員への影響等につきましては、国会で審議が終わったすぐであるということ、また具体的な運用等が今後どうなっていくのかということ、詳細はまだ明確ではないことから、しっかりと我々も経過を見守りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） まだはっきり詳細はわからないということですが、変形労働時間制が導入されると保育所へ通われている先生が間に合わないというふうな問題もありますし、国は、子育てなどの事情があれば、その職員だけ適用しなくてもいいと言います。しかし、学校はチームです仕事です。職場内でさまざまな思いが錯綜し、疎外感や余裕のない職場の中で壁が生まれたりします。今も先生の精神病がふえているし、休んでいる方が多いと聞いています。

文部科学省の30年12月25日の発表では、5,077人が精神疾患で学校を休んでいます。勤続3年未満の職員が7割を占めているとも言われています。熊取町で精神疾患で休んでいる先生は何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 精神疾患、いわゆる心因性のものであるというふうに捉えていただければと思います。今現段階では5名お休みになられているという状況です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

本当にこの法案が通ってしまうと、ますますそういう心因性というか、保育所に通わせている方が先に帰るだけでも、職場の中でみんなは残っているのにというふうな感じで捉えられて、やはりそういうふうな思いが心因性の病気につながって来たりしますので、この辺はすごく考えていただきたいと思います。

学校の先生をふやして、それから先生の授業時間を減らすことがまず本当に大切だと思います。それで35人以下学級にして先生の仕事を減らし、命を守っていただきたいと思います。もう本当に学校に余裕がなくなっているように感じて仕方ありません。

学校に変形労働時間制を導入するには、校長など管理職が一人一人の教員から事情を聞き取って変形労働時間制の対象職員を決め、年間スケジュールに合わせて労働日や労働時間を決めるなどしなければなりません。導入されている国立大学の附属高校では、労働日数と労働時間が異なるスケジュールが月単位で4パターン、年間では9パターンもあり、スケジュール作成の事務負担が管理職に重くのしかかっています。文部科学省の調査でも、副校長や教頭の勤務時間が際立って長くなっているのが現実です。

また、この制度を導入する場合は、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、過半数の労働者の同意に基づく協定が必要なんです。この同意の事項は削除されて、自治体の条例で定めとなっております。私たちがこの条例を定めていくのだと思うとすごくつらい感じがするんですけど、本当に先生方のこれ以上の過重な労働時間をふやしていくということは絶対に避けてもらいたいという思いで言っているんです。その辺については。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今、先生方の労働時間の問題であるとか、いわゆるどう働き方改革を行って先生方の業務の軽減をしていくのかということとは大きな課題となっております。

先生方の負担の軽減の必要性については、我々教育委員会としても十分に考えておるところで、何とか先生方がもっと負担を軽くし、仕事をしていけるような状況がつかれないのかということで、今、毎月校長先生方に集まっていた折に、働き方改革をどう実現するかという協議会も立ち上げて、毎月会議をさせていただいております。具体的に何ができるのか、具体的に何をしなければならぬのかということを実際に話し合っている状況です。何とかその辺の先生方の負担軽減については、我々も当然これは鱧谷議員と同じ考えで、していかねばならないという思いがございます。

あともう一点、先ほど学校はチームで仕事をしていかねばならないというふうにお話しいただきました。まさしくそのとおりです。今現段階でも、例えば保育所へ迎えに行かなければならないとか、あるいは育児で短時間で勤務をされている先生も実際にいらっしゃいますので、チームで

やるんだから、当然みんなが理解しているから、早く帰る先生がいたらその先生が気を使って帰らなければならない状況をつくらないということ、これがやっぱり私はチームだと思っています。

ですから、管理職を中心に教職員みんながお互いを理解し合いながら、本当にチームでお互いのことを考えながら働ける場、これもやっぱり働き方改革の大きな一つかなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）今おっしゃっていただきましたけれども、時間を延長して労働時間8時間以上働ける、週40時間を超えてでも働ける、そのかわり夏休みに休みをとりなさい。夏休みでもほとんど休みがとれてない方が多いですね。ほんまにさまざまな、そのときしか勉強に行けないとか、そのときしかできないことというのはたくさんありますし、クラブ活動なんかもずっと皆さんやっつけらっしゃいますし、その辺、これ以上変形労働時間制が導入されると本当に倒れてしまう先生がばたばたふえるのではないかというふうに感じて、私は非常に心配をしています。

それで、その導入に当たってはここの議会で決めるのか府で決めるのか、ちょっとそれはよくわからないんですけども、自治体の条例で定めるというふうにされているので、もしここで定めるとしたら、絶対に賛成はできないなというふうな気持ちでいるんです。もう本当に今でも倒れそうな先生方に、夏休みにまとめて休みをとりなさい、そして8時間以上ほかのところでは働いていいですよ。働き方も、これは国立の学校でされているところなんですけれど、ばらばらにして、校長、教頭先生もそれを定めるのに四苦八苦していらっしゃるというふうな話を聞きますと、とてもじゃないけれども賛成できないという思いでいます。

この辺についてはこれからまた議論していただくのだと思うんですけども、ぜひ先生方の健康を守っていただきたいという思いでいっぱいなので、またよろしく願いしておきます。

議長（矢野正憲君） 以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時58分」から「13時00分」まで休憩）

議長（矢野正憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二見議員。

9 番（二見裕子君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、いかなる相談も断らないことを目標とした総合的な支援体制についてお聞きします。

困窮者の多様な悩み、介護や病気、貧困、ひきこもりなど、複数の悩みを抱える人が支援を受けやすい体制づくりを、一つの窓口で断らない相談支援としていくことについてお聞きします。

厚生労働省の地域共生社会推進検討会は、困窮者によるいかなる相談も断らないことを目標とした総合的な支援体制に関する中間取りまとめを公表しました。厚生労働省によると、支援を必要とする人の60%は問題を2つ以上、34%は3つ以上抱えています。病気に苦しむ80代の親が50代のひきこもりの子どもと同居する8050問題や、現役世代が親の介護と子育てをするダブルケアなどが上げられます。これに対して自治体は、親の介護なら高齢者福祉、ひきこもりは生活保護や精神保健の担当課など相談先が多岐にわたる、問題ごとに別々な窓口を回っているうちに困窮者の心が折れ、孤立を深めることさえあります。ここに、どんな相談も断らない体制が求められる理由があります。

それでは、1点目のこのことに関して熊取町としてはどのように対応していますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、二見議員からのご質問についてご答弁させていただきます。

まず、1点目でございますが、ご指摘のとおり、直近の11月14日に国におきまして、地域共生社会の実現に向けた取り組みといたしまして、断らない相談、社会とのつながりの支援、地域コミュニティで支え合う関係性の育成支援など、新たな包括的な支援体制の構築の検討が取りまとめられており、地域力の強化や他機関の協働が求められております。また本町でも、地域共生社会の構築に向け、既存事業のより密接な連携を深めるための新たな取り組みの可能性を積極的に検討しているところでございます。

さて、ご質問のいかなる相談も断らないことを目標とした総合的な支援体制につきましては、既に地域福祉全般の一元的な相談窓口といたしまして、CSW、コミュニティソーシャルワーカーを配置しております。現状は、複数の問題を抱えておられる方の相談がご指摘のとおり大変多く、全ての問題をCSWがまずはお伺いし、関連する担当課、専門機関につなげる役割を担っております。また、単につなぐだけではなく、専門機関での相談に同席するなど、相談者一人一人に寄り添った伴走型の相談体制を基本といたしまして、相談終了後も定期的に自宅訪問や電話連絡など、相談者のアフターフォローも心がけた丁寧な対応を行っておる、そういったところでございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。CSWがいらっしゃるということで、かねてより対応はしていただいているかなというふうに思っております。

そうしましたら、2点目ですけれども、断らない相談支援をするために、生活困窮者自立支援事業を核として相談体制の充実を図っていくことが必要でないかなというふうに思うんです。この辺についてはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、ご質問の2点目と3点目、関連するかと思われますので、あわせてお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）2点目、3点目のご質問でございますが、生活困窮者自立支援事業については、平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、社会福祉事務所設置自治体を実施することとなっております。本町におきましては、社会福祉事務所がございませんので大阪府が実施することとなっております。その実施に当たっては、大阪府から委託を受けた大阪府社会福祉協議会の相談支援員が週2回、本町に派遣されまして、はと・ほっと相談室を運営しております。事業内容につきましては、生活困窮に関連する相談や就労支援、学習支援など、相談者に応じた支援サービスを提供しております。また、相談支援員と本町の職員、CSW、そして専門機関が一堂に会したケア会議なども開催し、横断的なサポートを進めております。

なお、本町におけるはと・ほっと相談室の昨年度実績は延べ34件であり、本町CSWが受けた相談件数は、延べで677件となっております。

生活困窮者自立支援事業もご指摘のとおり重要な相談窓口でございますが、1点目でお答えしたとおり、まずは一元的に相談を受ける地域福祉相談を核といたしまして、生活困窮者自立支援事業を初め各機関との協力、連携を図り、相談体制の充実に努めることが重要であると考えてございます。

また、課題といたしましては、相談内容が複雑化しているため1件の相談が長時間、長期間にわたることが多く、また、時間外に緊急対応、緊急相談となるケースもあるため、相談に対応できる人的体制の充実を検討していく必要があると考えております。また、1点目でご指摘の地域共生社会の構築では、地域力の強化、これも重要課題として挙げられておりまして、地域での福祉課題の把握、そして課題の解決ができる地域力の強化を図ることが求められております。これにつきましても今後、関係機関と連携を図り、その仕組みづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

今後も引き続きまして、住民の福祉向上に努めるべく、断らない丁寧な相談、総合的な支援体制、

これを維持できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

相談体制を充実していくという点で少しお聞きしたいなというふうに思うんですが、生活困窮者への支援として、第4次地域福祉計画の57ページのほうにも、関係機関と連携して生活困窮者自立相談支援機関との連携を強化し、自立に向けた支援を行うというふうにあります。また、相談支援のニーズを早期に把握するとともに、当事者が地域で孤立することのないよう民生委員児童委員や小地域ネットワークとの連携を深めるとあります。当事者が地域で孤立することがないようにということで民生委員とかがかかわっていただくというふうに記載していますが、具体的にはどのような支援をいただいているのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）具体的には、いわゆる地道な地域の声かけ、見守り活動であったり、あるいは福祉委員会で実施されるイベントがあれば、そちらのほうにちょっと出かけてみませんかというような声かけをしてもらったり、あるいはちょっと気になるなという状態がありますと、民生委員のほうはそういったことにかかわっていくということが業務として入っておりますので、民生委員の誰々ですけれども何かお困り事はありませんかというような形でお尋ねをしたり、あるいはそういった相談事にもなかなか応じてというか受けてくれない方には、例えばですけれども、健康相談、特定健診とか検診を受診されていないようですけれども大丈夫ですかというような形でお伺いをさせていただいたり、いろんな接触の仕方を試みてできる限りお会いすること、地域のほうへ出かけて個人のほうにお会いしてお話をお伺いする、そういった取り組みを各種やっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）民生委員は名簿とかもなかなかいただけないようなこともお聞きしているんですが、そこら辺、生活困窮者であるとか何かそういう情報というのは、自治会を通してとか、ちょっと訪問してほしいとかというお声で民生委員の方は動いていただいているというような状況でしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）民生委員は公務員ということになりますので、いわゆる守秘義務がかたく課せられております。そういったことで、避難行動要支援者の名簿であるとかそういったことは、民生委員のほうにも当然提供させていただいております。また、地域のまさに相談役、民生委員の言葉をおかりすると地域のおせっかい役らしいです。そういった役割を担っているという自覚のもとで、民生委員みずから気になるところをご相談事はないですかということでお伺いしていただくと、そういった状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

とても重要な役割を民生委員もしていただいているかなというふうに思います。引き続き、また民生委員のほうには、本当にその自治会によっては人数もたくさんいらっしゃる場所、いらっしゃらない場所、あるかと思えますけれども、やっていただきたいなというふうに思います。

それと、ひきこもりについてのことで、厚生労働省のほうからひきこもり相談窓口の明確化と周知についてということで、平成31年3月29日に公表された内閣府の生活状況に関する調査の結果において、満40歳から満64歳までの広義のひきこもり状態にある者が推計値で61万人にのぼり、ひきこもり支援を推進するためには、身近に相談できる場所を明確化した上で、ひきこもりの状態にある

方やその家族に対する周知広報を徹底する必要がある、身近な公的機関においてひきこもりに関する相談ができることや相談窓口がどこであるかを明示することで、容易に相談できるような環境整備を行うことが厚生労働省のほうから10月に通達されているんですが、熊取町も大阪府のほうからこのような通達というのは来ていますでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今、冒頭にありましたいわゆる地域共生社会の構築ということで、断らない相談だとか大きな目標を掲げられた、そういった通知をいただいております。

我々といたしましても、それぞれのセクション、セクションで縦割りということにならないように、一堂に会した勉強会ももう既に実施いたしておりますし、また地域に出て行って、それこそよく言うアウトリーチということで、地域に出て行っての地域課題の把握、そして地域でそういったことを解決できるような、支援するような、そういった仕組みづくりを今いろいろと検討しておるような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）熊取町としても相談窓口という形で明示する必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まずはCSWという存在がありますよというのは、各校区ごとあるいは地区の福祉委員会、これにはもう既にCSWが何回もお伺いして、こういったお困り事があれば何なりと申し出てください、相談に幾らでも乗らせてもらいますよという形で、CSWの存在というのはかなり以前から地域のほうにそれはもう出向いた形で、こういう窓口がございます、何かお困り事があるようでしたら私のほうにお話をつないでくださいということで周知をさせていただいております。

それから、はひと・ほっと相談室、こちらのほうも週2回、生活福祉課の前のピンクのコーナーで開設してございます。そちらのほうにつきましても、広報紙であったり、あるいははひと・ほっと自体がそういった相談室を開設していますというパンフレット、これも窓口のほうに設置しております。そういった形で、相談にいつでもお越しくくださいというような形でのPRというのはいたしておるところでございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

今回、厚生労働省からひきこもりの相談窓口ということで明確化と周知ということで、かなりの方がちょうど就職氷河期であったりとか、何か一つつまづかれたことによって引きこもってしまっているという方も多数いらっしゃるというところから、推計値で61万人全国でいらっしゃるというふうなことで、やっぱり40歳から64歳までとなると本当にすごく働き盛りの時期に引きこもってしまっている、そのような方に相談をしっかりと聞いてあげることが本当に大事ななというふうに思います。親御さんにしても高齢になってこられますので、子どもの今後の将来とかということにもすごく不安を覚えているのではないかなというふうに思います。

令和元年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2019の骨太の方針においても、受け身ではなく能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人、家族の手元に確実に届けるというふうにされるとありますし、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対して相談支援が届くように、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、アウトリーチということで、その観点もすごく重要だなというふうに思っております。

先ほど言われていたはひと・ほっと相談室というところもあるかなと思うんです。ここは窓口として、そこでも相談は受けられるのかなと思いますけれども、やっぱりひきこもり相談窓口ということをしっかり明示していただいて、また、厚生労働省のほうからはリーフレットのひな形みた

いなものもおりているかなと思うんです。その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）厚生労働省のほうからは、幾度となくパワーポイントでわかりやすく、いわゆる共生社会というのはこういうイメージで、市町村は頑張ってくれというような資料がたくさん届いております。我々はそれをもとに勉強会も開いておりますし、また、地域に出ていく仕組みづくり、これが非常に大事なところになっているのかなと考えております。

本町だけでなく、社会福祉協議会の協力も得、そして地域でネットワークが張りめぐらされております。いわゆる小地域ネットワーク、校区福祉委員会、そちらのほうへの情報提供、また、そちらのほうに出向いて情報を入手して、困っている方への情報の発信の方法をこれから積極的に検討会も始めておりますし、そういった仕組みづくりというのを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）厚生労働省からいろんなことがおりにきてきているかなと思いますけれど、今回ひきこもりということに特化して窓口をというようなことも出ていますし、また、リーフレットをつくること、現にお困りのことは何かありませんかというようなものが町のほうでもあるのかなというふうに思うんです。そこにしっかりと、ひきこもり、あなたのそばに相談できる場所がありますよというものの周知というの、リーフレットをつくるのか広報紙で周知するのかということも再度やっていかないといけないんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ありがとうございます。今のご意見、参考にさせていただきますして、リーフレットあるいは明示するというのも大事なことだろうと考えますので、やっていきたいと考えます。

ただ、あくまでもひきこもりはご本人がなかなか相談が来るということはなくて、ご家族の方、ご両親であったり、あるいはご兄弟の方であったりとかそういう形になります。できる限り広く、そんなひきこもり窓口相談に行くんやというような形ではなかなか出づらと思いますので、その辺は上手に工夫させていただきたいと思います。

ちなみに、もう既にCSWのほうでそういった対応というのかなり以前からやっておりまして、今現在で、人数も当然前後いたしますけれども、平均20名前後の方との接触、連絡、これは常にとっておるというふうな状況で、それに関しましてはしっかりと対応しております。また今後も引き続きやってまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

熊取町は本当にCSWがいらっしゃって、きちっと対応、いろんな相談に乗っていただいているので、ひきこもりだけではなくということは重々承知しておりますが、本人よりも親御さんのほうがとても悩まれている方も多いのかなというふうに思いますので、そこら辺に関しては丁寧に聞いていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどCSWが今2名ですか、いらっしゃる。とても仕事の量が大変やなと思って、人的な充実というんですか、相談をきちっと専門的にしていただける方をふやしていくとかいう考えはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）先ほど課題として申し上げましたとおりでございます。おっしゃっていただいている非常にありがたいお言葉をいただきまして、本当に、今2名体制でやってございますけれども、もうほとんどパンク状態というような状況が近づいてきております。また、その配置につきましても、生活福祉課だけでいいのか、社会福祉協議会で地域に出るスタイルがいいのか、そのあた

りも十分検討した上で、できる限り、もちろんこれは財政あるいは人事との相談がまず大前提になってまいりますけれども、これからなくてはならない体制づくりだと考えますので、この辺につきましては積極的に健康福祉部としても発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）生活困窮「はひと・ほっと相談室」に来られている支援員、週2回の方は、あの方は大阪府から来ていただいているということですか。わかりました。

CSW、やはりもう一名ぐらい要るのではないかなというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）状況に応じて、部長の申し上げたとおりに進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとともに、もう一点、断らない相談体制とともに、多様で継続的な出口支援というんですか、社会参加であったりとか就労支援、居住支援など、地域における伴走体制の確保が今後も必要かなというふうに思っているんですが、熊取町として、生活とか困窮されている方に就労体験を通じた訓練ということで、就労準備支援事業というのは、これは府になるのかもしれないですけども、具体的に何か町として取り組んでいるようなことはありますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご指摘の分につきましては、まさに生活困窮者自立支援事業の中の一つでございます。これにつきましては、はひと・ほっとのほうで受け付けをし、もちろんそういう申し出があれば、あるいはそういった必要性があればそこにつながりますけれども、29年度で取りまとめた件数の内訳では、就労訓練事業というものに参加された件数というのは今のところはゼロというふうになっております。やはり一時生活支援事業あるいは生活福祉資金の貸し付け、こういったことが一番多く利用されておるといような状況でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。いきなりのハローワークとかは難しいかなと思って、この訓練の制度はすごくいいなというふうに思ったんですけども、やはりなかなかそこに行き着くのも難しい状況であるというのが今お聞きしてよくわかりました。そうであるならば、しっかりとまずは何をもってという相談ということがやはり重要かなというふうに思ひますので、人的な配置もしっかりとやっけていただきながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の高齢者の安全運転支援と移手段の確保についてお聞きしたいと思ひます。

国としても高齢者の安全運転支援については喫緊の課題としていますが、熊取町としましても、交通安全対策の一環として、免許証を返納すればひまわりバスの5年間パスを出しています。利便性を考えると、なかなか返納しにくいなというふうに考えていらっしゃる方も多いかないと思ひます。また、免許を返さず、車を運転しようと思ひて新しい車を買いかえるといつても、安全運転サポート車は高機能であるがために価格も高く、高齢者の方は買いかえという方も進みにくいかなというふうに思ひます。

65歳以上の方の車の平均保有年数が7.7年、65歳以上になると10年以上同じ車に乗り続けるというふうなこともデータが出ております。なので今回、1点目の後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置の購入支援について、それをもって安全対策を図っていくのはどうかないと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、ご質問の高齢者の安全運転支援と移動手段の確保についての1点目ということで、後づけの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の高齢者を対象とした購入支援について答弁申し上げます。

高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生していることを踏まえ、本年6月、国において高齢運転者等の交通安全緊急対策が取りまとめられたところでございます。その中で、既販車への後づけの安全運転支援装置の普及について、その開発を促進するとともに、その性能認定制度の創設と来年度からの実施を検討するということが述べられております。また、大阪府におきましては市町村と協調して補助する制度の創設に向けて取り組んでおり、本町においてもその内容を精査し、近隣市町の動向を踏まえ、前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

今後も高齢運転者等の交通安全対策に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 二見議員。

9番（二見裕子君） 熊取町はいち早く、免許証を返納することによってひまわりバスの5年パスを出していただいて、なかなかすごくいい政策やなというふうに感じているんですが、やはり坂が多い、山があるという中で、バスで買い物して帰ってくるというのはとても難しい方もいらっしゃる中で、また、高齢の方でもお元気で運転に自信があるという方もたくさんいらっしゃる中で、そうなれば、踏み間違い時、これに頼るということではないですけども、このような制度を国のほうからも今後開発していくということですので、町としてもしっかりと、大阪府のほうでも取り組んでいくということです。またやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは2点目の、ちょっと資料にもつけていますが、貝塚市社会福祉協議会では移送サービスをしています。熊取町ではできないかなと思って探したところ、貝塚市のほうでやっておられるのを見つけました。これ、貝塚市のほうでは1台の車で移送サービスをされていまして、今現在、ボランティアの登録の方が22名であるというふうにお聞きしました。利用できる方というのは限られているかなというふうに条件が設定されていますが、やっぱりドア・ツー・ドアのサービスというのは高齢者の方にとってはすごくありがたい、買い物、通院とかちょっと行きたいなというときの、本当に月1回でもそういう制度があるというのはありがたいなというふうに思うんです。この辺につきましては、熊取町としましてはどのようにお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 次に、貝塚市社会福祉協議会で実施されている移送サービスでございますが、今、議員ご紹介のとおり、貝塚市社会福祉協議会では平成29年度より、おでかけサポートらく楽便の愛称で、一般の公共交通機関を利用することが困難な身体の不自由な方や高齢者の外出を支援するため、車椅子用軽自動車による移送サービスを試験的に開始されております。

本町におきましても、一般の公共交通機関を利用することが困難な方々の買い物や公共機関等への外出による社会参加のための移動支援の実施に向け、本町社会福祉協議会とともに貝塚市社会福祉協議会へ聞き取り調査などを行い、移送サービス事業の導入を目指し、積極的に検討を進めているところでございます。具体的には、本町社会福祉協議会への補助事業といたしまして、車椅子用軽自動車を使用し運転ボランティアを活用した移送サービス事業を、令和2年度中に試験的な開始を目指して事業内容についての検討を行っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 二見議員。

9番（二見裕子君） ありがとうございます。本当に高齢者の方の移動支援ということを何度も質問させていただきましたが、少し前に進んだかなというふうに思ひます。

車であったりとかボランティアの方々とか、貝塚市はこれを無料で行っていますが、どのような制度にしていくかというのがまだまだこれからで、ボランティアにおきましてもどのような方が来

ていただけるのか、また年齢等さまざまなことはあるかなというふうに思うんです。無料というの
はすごくありがたいですし、これは枠があるので全員が全員ご利用できないというところもあるの
かなと思いますので、そこはやっぱり75歳以上の方とか80歳以上の方は無条件で利用できるのか何
か、登録制なので審査していただいた上でのことになるかなというふうに思うんです。課題がたく
さんあるかなと思いますけれども、しっかりと早期に進めていただきたいなというふうに思います
ので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目です。

交通事業者、タクシー事業者等がみずからのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力しても
らい、具体的には交通事業者に委託してもらうなど、デマンド型乗り合いタクシーの導入はどうか
ということで、私は以前、平成28年12月の一般質問でも質問させていただき、デマンド型の乗り合
いタクシーの基本的な仕組みというのは皆さん周知されているかなというふうに思いますが、タク
シーに相乗りをしていくということで、利用者に事前登録と事前予約を求めて、タクシー会社の稼
働率が低下する日中に利用するということと、3、4名の交通弱者であるという方を乗せていくと
いうふうなことで、交通弱者にとってもメリットもあるし、タクシー会社にとっても稼働率が上
がるのではないかなというふうに思って以前も質問をさせていただきました。その時点で大阪府内で
デマンドタクシーの導入をしている状況が、堺市と河内長野市と豊能町、2市1町で運行している
というふうなことも載っておりました。

デマンド型乗り合いタクシーは高齢者の施策として導入されているものではないですので、これ
からの熊取町にとっての課題の部分で必要になってくるのではないかなというふうに思うんですけ
れども、こちらについてはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）3点目のタクシー事業者等の交通事業者への委託などによるデマンド型乗
り合いタクシーにつきましてご答弁させていただきます。

この制度につきましては、外出支援方策の一つとして調べさせていただいておりますが、デマン
ド型乗り合いタクシー、今、議員ご指摘のとおり、メリットといたしましては、複数利用者の乗り
合いによる経費削減が期待できる一方で、複数利用者の希望時間や目的地までの経路の調整、ある
いは1件の予約でもやはり目的地までの運行が必要となる、そういった面もございまして、デメリ
ットとなる部分もございます。

現在は、さきのご質問にございました貝塚市社会福祉協議会の実施しております移送サービス、
これを本町社会福祉協議会と導入に向けた協議を現在行っておりまして、デマンド型の乗り合いタク
シーの導入につきましては現時点は考えてございませんが、社会福祉協議会の導入を検討して
おります移送サービスの実施状況を検証しながら、調査研究をこれにつきましては継続してまいり
たいというふうに考えてございます。

以上、ご理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）先ほど申しましたように、高齢者施策というふうな観点ではなくて、高齢化に伴
って移動支援というものの課題はこれからますます大きくなるかなというふうに思うんですけれど
も、その上で、免許証を自主返納する方もふえて交通弱者という方もふえてくるようになった場合、逆に地
域の公共交通の維持というんですか、運転手というところの人材不足も将来的には困難になってい
くのではないかなということが懸念されています。

ちょっと色々調べる中で、河内長野市が先行して自動運転の実証実験を行っていくようなことが
この10月の第3回大阪スマートシティ戦略会議の中で紹介をされていたんですけれども、こういう
先を見るような自動運転の実証実験みたいなこととか、何か熊取町としても目新しいものというん
ですか、考えているようなことはないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）公共交通ということで、日本全体が人口減少、高齢化という大きい課題に立ち向かっていかないかんといいところで、大阪府も大阪府と大阪市が連携して会議も立ち上げ、進めているところでございます。

本町も、その下部組織であるICT化ワーキンググループというのがございまして、ここに職員も参加して、ここは大阪府下で31団体が参加しておるわけですが、きのうもその会議がありまして、アプリとかいろんなもの、ICTを利用して行政事務を円滑にしていきたいと思いますというような会議があったわけで、そういったところへ参画していろいろと勉強もさせていただいているところでございます。当然、その中には公共交通、自動運転というところで、日本は最終的には自動運転の社会になるんじゃないかというの、専門家のほうはそういうふうな見解も示しているところでございます。

ちょうどきょうの朝ですけれども、町長のほうから熊取町にスマートシティ会議を立ち上げろというふうな指示がございまして、それに向けて明松理事といろいろとお昼も検討してきたところでございます。その中で、きのうも田中議員からご質問いただきました。いろんな今情報を集めている最中でございます。どれが一番熊取町はいいのかなというふうな形で情報収集している段階ですので、会議を立ち上げ、どの方向でやっていくかということが見えた時点で、また皆様方にお披露目していきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。情報収集はすごく重要なというふうには思っておりますけれども、乗りおくれのないように、先もってできればやっていただいたほうが、熊取町は先にこれをやったよというふうになるのではないかなというふうに思います。全てにつけて最後に回ってやられるということも多いかなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）貝塚市の社会福祉協議会がされている移送サービスにプラスして、一つ寝屋川市も同じようなサービスをやっております。こちらのほうはさらにもう一步進化してございまして、いわゆる地域力を活用して地域の、それこそ中学校区ごとに福祉委員会がございまして、そちらのほうがかような移送サービスを実施して、それに対して社会福祉協議会が音頭をとっている、そこに市のほうか補助を出している、かような形態もやっております。地域力の強化、もうまさに共生社会の一環であると言ひえる話でございまして、我々としても、かような方向性も少し模索してみたいというふうにも考へております。

以上でございまして。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。なかなか熊取町は寝屋川市のように人口が多いわけではないので、地域力に頼っていくというところがどこまでできるのかなということも含めて、まずは貝塚市でやっている分でしっかりやっていただいて、安定してくればまた次の段階というふうに進めていっていただきたいなというふうには思ひます。よろしくお願ひします。

では次、3点目にまいります。

子育てモバイル事業についてです。

子育てアプリについては以前にも何度か質問をさせていただいておりますし、きのうは坂上昌史議員からも質問がありました。導入については検討していただひけるというふうなお話でしたが、質問をまず1点目からさせていただきたいと思ひます。

1点目、複雑化している予防接種について接種率はどうか、また完遂率はどうかということでお聞きします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、1点目の複雑化している予防接種の接種率と完遂率について

ご答弁申し上げます。

予防接種法に基づく定期予防接種のうち、乳幼児期におきましては8種類の予防接種を最大延べ23回受ける必要がございます。さらには、予防接種ごとの接種年齢や接種間隔も細かく決められております。

さて、接種率についてでございますが、平成30年度の実績で申し上げますと、BCGが96.3%、麻疹・風疹1期が92.5%、同じく2期が94.6%となっております。また、複数回で完了する予防接種につきましても、初回接種年齢によって接種回数も異なるワクチンもありますことから、平成29年度に出生した乳児を現在まで追跡いたしまして調査した結果の数字を申し上げます。四種混合が97%、B型肝炎ワクチンが93%、ヒブワクチンが92%、小児肺炎球菌ワクチンが92%、水痘が95%となっております。

次に、完遂率についてでございますが、乳幼児期の予防接種は8歳までにおおむね完了することから、平成30年度に8歳に到達した子どもの予防接種の完遂率で申し上げますと80%となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。多様化、複雑化している予防接種でありますがお母さんたちはしっかりと予防接種に連れていただいているかなというふうに感じます。ただ、本当に複雑になっていますので、その辺でちょっとしんどいところもあるのかなというふうに思います。

2点目の健康カレンダー等に予防接種や健診については予定の記載があるが、複雑で見にくい。また、子育て支援の充実、予防接種の接種率の向上というのは先ほど90%ぐらいになっていますので、子育ての情報の配信など、子育てのまち熊取としての子育てモバイルサービスという上で導入してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の子育てモバイルサービスの導入につきましてご答弁申し上げます。

予防接種や乳幼児健診、各種の講座、相談などの子育て情報の発信につきましては、健康カレンダーに掲載し毎年4月に全戸配布するとともに、出生届け出時や転入時におきましても配布させていただいているところでございます。

健康カレンダーには、成人の予防接種やがん検診、特定健診、医療機関情報など、子どもから高齢者までの健康づくり情報全般を掲載しており、情報量もかなり豊富になってございますが、これまで幾度となく改良を加えて現在に至っており、必要な情報を可能な限り体系整理し、見やすさも追求してきたものでございます。議員ご指摘の複雑で見にくいといったことでございますけれども、現時点では住民の方からの声は届いていない状況であります。今後も、見やすくわかりやすい紙面づくりに努めてまいりたいと考えております。

さて、子育てに関する情報発信の手段としてご提案いただいております子育てモバイルの導入についてでございますが、子育てモバイルの導入効果として挙げられている予防接種の接種率の向上につきましては、現状で予防接種の完遂率が80%であり、過去に副反応の影響で接種率が低調となっている日本脳炎を除いた完遂率は94%と非常に高く、これ以上の完遂率の向上は非常に難しいのではないかと考えております。

一方で、子育て情報の発信、プッシュ通知機能による利便性の向上、情報発信ツールの追加といった観点を踏まえ、子育てモバイルの有用性については十分認識しているところでございます。

子育てモバイルと同等の機能を有する子育てアプリにつきましては、自治体導入用として初期費用やランニングコストが無料のアプリも民間事業者から提供されておりましたことから、当該アプリの導入につきましても検討しておりましたが、来年にはサービスを終了することとさせていただきます。したがって、今後の導入検討に当たりましては、初期費用やランニングコストといった経

費面が補助金や交付金の対象となるかどうかをよく調査していく必要があろうかと考えております。

また、新鮮な情報を常に提供し続けるための業務量、さらには導入しようとする子育てモバイルの登録者数や利用率がどの程度見込まれるかといったことも導入に当たっての重要な検討材料になるかと考えてございます。こうした検討材料を総合的に勘案し、子育てモバイルの導入自治体の状況を調査研究しつつ、引き続き導入を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

登録数であるとか、また部長なんかはなかなか登録数を見ていないとかというふうな、きのうもお話が出ていましたけれども、当然、予防接種に限ってのことでしたら、7歳半のお子さんを持たれている方、4歳ぐらいの方は50%か何かになっていたのかなというふうに思うんです。やはり予防接種だけでは、アプリというのはなかなか使いにくいのかなというふうに思っています。

私は、以前から子育てに関するもののアプリをというふうな提案もさせていただいておりますし、今回またこれを質問させていただくに当たって、きのうも大阪府の新子育て支援交付金というものが10分の10でということも言われていて、使えるのじゃないかなというふうに考えたんですが、そこら辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）きのうもご答弁させていただいたとおりでございます。子育てアプリ、これにかかわる初期費用、ランニングコストについてでございますけれど、こちらは基本的には補助対象経費になる、これもこれ単体で申請するとなかなか難しいのではないかと考えてございますので、何か既存の事業をうまくつなぎ合わせた子育て支援の拡充みたいな形で府のほうに申請できればなど、今そういう形で検討を行っているところでございます。

先ほどいろいろ、第2期の子ども・子育て支援計画という話も出させていただいている中で、その中でもやはり子育て情報の発信の拡充、そういったところも計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えてございますので、きのうも坂上昌史議員に申し上げたとおり、できるだけ早い時期に導入できるように検討していきたいというふうに考えております。

きのう申しましたように、やはり新鮮な情報を発信し続ける、そういったところの職員の手間暇みたいなところもできるだけ負担とならないようなシステムをもうちょっと検討していきたいと思っております。その辺もありますので、若干お時間をいただくような形にしました。できるだけ早い時期に、きのう坂上昌史議員にも答弁させてもらったとおり、早い時期に導入できるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）情報発信する職員の負担になるとかということもありました。そこもですけど、やはり住民が求めていくものを発信していくというのは町としてやっていかないといけないことじゃないかなというふうに思います。そこはいろんな課題というのがあると思っておりますし、整理も必要かなというふうに思っておりますので、やっていただきたいというふうに思っております。

きのういろいろ調べる中で、堺市なんかは大きい自治体です。子育てアプリをすごく上手に使ってやられていて、さかい子育て応援アプリを使って市内の子育て支援の施設などのスポットをスタンプラリーでめぐりたいな、そんなイベントを今されていまして、めぐると中には市内の関連施設だけではなく、高島屋とか、またトヨタのお店とか、そういうところに行ってもスタンプがいただけるという、これを回ることによって、今度は商品として阪堺電車とか南海バスの一部の区間が1日乗り放題で、堺おもてなしチケットというので、それとプラス選択する商品もあって、何か遊び心というんですか、そんなものもあるようなアプリの使い方になっています。だから、登録することによって、子育てでどこかに行こうというのもうまく使えるようなものにもなってい

ますし、市内をめぐるというような使い方もされているんやなというふうに思いました。

子育て支援ということで、町内のイベントもなかなかホームページとかで周知はされていますけれども、こんな楽しいイベントがあるんやということの集客にも使えるのではないかなというふうに堺市のをちょっと見ていて思うんです。

大阪府の新子育て支援交付金の優先配分枠の事業の一覧を見ていましたら、30年度に大阪狭山市とか和泉市とか泉大津市がアプリ導入で何か交付金が上がっているようなことが載っていたんです。泉大津市のホームページを見ると、きのう大林議員がプロモーション用のホームページの質問の中でバナーのことをおっしゃっていましたが、本当に泉大津市はバナーのところにいずみおおつおづみんねつとというので、子育てはそこをぱんとクリックするとすごくかわいいホームページが出てきて、おづみん、羊が絵に描いたような、そういうのをしっかりとクリックして、子育てのすぐに見られるようなこともされていましたし、以前から言っておりますLINEというの、泉大津市は10月から導入をされているようです。

一番初めに私、アプリの質問を27年にしたときは、なかなか導入されている自治体も少なかったのかなというふうに思いますけれども、やはり今どんどんとふえてきていますので、先ほど言いましたけれども、やっぱり後手後手に回るのではなくて、しっかりと先もってやっていただきたいなというふうに思います。

今、ポイントで、何かPay Payであったりとか楽天ポイントとかを携帯にアプリを導入したりとかして、若い人たちならずともそういう携帯を利用してということがすごくふえてきていますので、時期を見てしっかりと早急に導入していかないと置いてきぼりを食らうんじゃないかなというふうに思いますし、子育て支援のまち熊取としてのネームバリュー的なものにつなげていっていただきたいなというふうに思うんですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、自治体におけるアプリの特徴なんかをご紹介いただいたところでございます。本当にいろんな特徴があるアプリが日々出てきているという状況で、その内容によっても、関連いたします初期費用が全くかからないところから600万円近くかかっている、そういういろんな付加価値のついたような、アプリによってつけるかつかないかによってそういったところも全く変わってくるんじゃないかと感じております。その辺も、本町に応じたどういった形の分がいいのかということも研究はしていきたいというふうに考えてございます。

先ほど来多々出ております子育てのまちとしてどう考えるのかという視点でございますが、何度も申し上げていますように、非常にコンパクトなまちでございまして、保健師や助産師、これが日々本当に親子に寄り添った支援を実施しております。なかなか目立ちにくいところではございますけれども、そういったところの日々の活動、地域のいわゆる子育て支援を行っていただいている団体と日々連携しながら、子育て支援を行っているというところでございます。

それで、先日のそういった子育て支援団体の方々が参加していた会議の中でも、やはり保健師活動というところを非常に評価していただいてございまして、本当に感謝申し上げます。これでまた保健師も、新たに地域で頑張って子育て支援をやっていくという思いになっているかと思っております。

そういったことも活動としてはあるんですけども、今回ご提案のアプリにつきましては、いろんな形での情報発信というのは我々も十分重要であるというふうに認識しておりますので、そこはしっかりと検討を進めていって、導入に向けて進めていきたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

保健師とかの活動につきましても、本当に寄り添っていただいて、妊婦のときからお話を聞いていただいてということは十分承知しておりますし、それを逆に、もっと熊取町はこんな細かくやっているんですよというもののアピールというのがすごく下手なのかなと。よそと違うことをやって

いるのであれば、そこをもっと前に出してやっていただきたいなというふうに思います。

健康診断、特定健診を受けたときでも、後の説明を保健師と栄養士が本当に丁寧に、こんなふうにはやったら血圧が下がりますよとかいろんなことのお話とかもしていただいたりとか、本当にすばらしい活動をしていただいている保健師がいらっしゃるのを、町として私はアプリとかホームページでしっかりと情報発信することによってそういう人たちも前に出ていくんじゃないかなというふうに考えますので、再度再度アプリばかり言っていますけれども、早期の導入を要望していきたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、二見議員の質問を終わります。

次に、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、項目に従いまして一般質問をさせていただきます。

1項目めは認知症施策についてです。

内閣府の高齢社会白書によりますと、日本国内で認知症の患者数は2012年時点で462万人、65歳以上の高齢者の7人に1人が該当し、団塊の世代が後期高齢者になる2025年には700万人、高齢者の5人に1人が認知症になると推計されています。

そこで、令和元年6月18日、政府の認知症施策推進大綱が取りまとめられました。資料につけさせていただきますいております。基本的な考え方は、認知症は誰もがなり得るものである。認知症の発症をおくらせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進していくとなっております。2025年までに、全市町村で推進する施策を整備するというようになっております。

そこでお尋ねいたします。

まず、1点目はチームオレンジの構築についてです。

認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけではなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性を維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み、いわゆるチームオレンジを地域ごとに構築するというものでございます。

チームオレンジの構築についてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の1点目、チームオレンジの構築につきましてご答弁申し上げます。

議員ほうからもありましたように、国において認知症施策推進大綱が令和元年6月18日に取りまとめられ、地域支援体制の強化項目の一つとしてチームオレンジの構築が挙げられております。本町におきましては、平成22年度より地域包括支援センターが中心となって認知症サポーターの養成に取り組んでおり、平成30年度はサポーター養成講座を12回開催し、349名の方に受講していただいております。現在、受講者の累計は延べ2,731人となっております。

ご質問のチームオレンジの構築についてでございますが、今後において、当該サポーターの養成だけでなく、サポーターの方々をできる範囲で認知症の方やその家族の支援につなげられるよう、まずは認知症カフェや徘徊模擬訓練など認知症啓発事業に参画していただき、チームオレンジの構築に向け、認知症施策検討委員会を初め関係機関からのご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

きょう私もずっと持っているんですが、認知症サポーターオレンジリング、認知症サポーター養

成講座を受講された方はオレンジリングをいただいていたところで、今ご説明いただきました平成30年度で2,731人ということで、今まずは認知症に対する理解を持っていただく、そしてまたそういったご家族を見守っていく、応援していくという方が認知症サポーターになるかということでございます。

いきいきくまとり高齢者計画2018でこのサポーターの計画を上げられておりますが、今2,731人ということで、計画値のご説明を先にしていただけますか。31年の計画、令和2年になります計画値。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）恐らく三千四、五百人だったかという、記憶の中ですけれどもあるんですけれども、まだそこには達しておりませんが、日々養成のほうに取り組んでおりまして……

（「83ページ」の声あり）

健康福祉部理事（山本浩義君）ありがとうございます。

31年度で3,500人ということで目標値を掲げております。ちょっと足りていないんですけれども、出前講座であったりとか、近くではキッズサポーターということで、小学校のほうに出向いてサポーターの養成であったりとか、また専門医療機関もしくは福祉施設などからの要請もありまして、できる限りサポーターの養成に取り組んでいるような状況でございます。

サポーターの入り方は議員ご指摘のとおり任意で、できる範囲でというところで、我々も軽いタッチで気軽に認知症のことについて深めていただき、一人でも多くの方が認知症に優しいまちづくりに向けての取り組み、知識の向上、また専門的な対応も少しは身につけていってほしいなという思いで取り組んでおります。

入り方がそうですので、このタイミングで国のほうからチームオレンジというところがありますので、今後は議員ご指摘のとおり、ステップアップ講座であったりとか、また認知症サポーター養成講座を受けられる方に対しては、やはりそのステップアップも含めたところも説明した上で、チームオレンジの構築も視野に入れて受講していただくというような取り組みが今後大事になってこようかと思っております。今までは今までの形でありましたけれども、今後はやはり大綱の中で示されているような取り組みが大事になってきて、ちょっと方向転換も考えながら、また専門職、認知症施策検討委員会などのいろんな機関の方々に参画していただいて話し合う場も設けておりますので、そういったところでの意見も聞きながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。まずはサポーターを広めていくというところからスタートして、今まだちょっと計画値には届いておりませんが、それもしっかりと広めていって、受講者をふやして理解者をふやしていただきたいと思います。その上で、その受講された方、リングをいただいた方、そのままではいけないと思うんです。そういった意味で、理解者をふやして、その人たちが今度は認知症の方やそういったところに実際にサポーターとして活躍していただくとというのがチームオレンジかと思うんです。

京都府綾部市のほうで取り組んでられるんですが、このリングをいただいた人が次にシルバーサポーター、そしてゴールドサポーターというものを育成しております。オレンジリングをいただいた方がまたさらに高齢者福祉への理解を深める、受講する、そういった1時間程度の講習を受けた人がシルバーサポーターになります。そしてまた、介護福祉士とか、今先ほどもありましたが、そういった専門の方から援助技術の講義などを受けた人はゴールドサポーターということを認定するという、独自でそういったことをやっております。それでチームオレンジを構築していただいているわけなんです。

そして、そういったことを受けた人たちが何をするかといいますと、先ほどもありましたように、認知症カフェとか出前サービスのお手伝いをする。そして傾聴ボランティア、やっぱり年配の方、

高齢者の方はお話を聞いていただきたいんです。だから傾聴ボランティア、そういったこととか、いろんな介護予防の教室があります。その予防教室のお手伝いをする、そういったことをゴールドサポーターにはやっていたらいい。そういうふうな先進的な取り組みをされているということなんですけど、そういったふうな取り組みについてどのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）先ほどもちょっとご答弁させていただきましたように、やはり今後において、チームオレンジの構築については非常に大事な取り組みかなと思っております。これからという形になるんですけども、やはり先進的にやっている町なんかも参考にしながら取り組んでいければと思いますし、熊取町でたくさんの認知症の施策をやっておりますので、できるだけ出向いてきてもらったりであるとか意識を高めていってもらおう。今オレンジリングを持ってられるからもひっくるめて、もっと新しい方々にも、もともとチームオレンジの構築に向けての意識を持った方々をふやしていけるように啓発にも取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今後ともチームオレンジの構築、そういったシルバーサポーター、またゴールドサポーターという考え方も大変参考になると思いますので、そういったことも検討しながら、さらにそういった理解者を、また認知症の家族の方を支援するサポーター、本当に活動してくださる方たちをふやしていっていただきたいと思います。お願いしておきます。

次、2点目になりますが、それとあわせて次に予防についてですけども、予防とは認知症にならないというそういう意味ではなくて、認知症になるのをおくらせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味であります。70歳代での発症を10年間で1歳おくらせるということを目指すとしております。

予防についてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、2点目の予防についてでございますが、認知症の予防とは、議員冒頭にお話があったように、発症をおくらせる、進行を緩やかにすると考えられております。

本町における取り組みとしましては、認知症発症のリスクとなる生活習慣病予防のための健康診断受診勧奨や、認知症予防を含む介護予防事業である楽しく生きる知恵さがしを社会福祉協議会に委託し、実施しております。また、社会参加が認知症予防に役立つと言われており、本町では身近な地域で気軽に運動やレクリエーション、サロンなどを楽しむことができるタピオステーションに取り組んでおり、そこで行うタピオ体操プラスには、メニューの中に認知症予防の要素も加えられております。さらには認知症の早期発見、早期対応はその後の認知症の進行に大きな影響を与えることから、相談窓口である地域包括支援センターや認知症初期段階の方を包括的、集中的に支援する認知症初期集中支援チームを立ち上げ、それらの活動に対する周知啓発にも取り組んでおります。

以上のように、本町におきましてはたくさんに認知症に係る事業、施策を展開しておりますが、今後も引き続き、国における認知症施策推進大綱を意識しながら、また地域、関係機関とも連携を図りながら、認知症予防に関する取り組みを充実させてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）資料の2ページ目に、予防に関する大綱の内容を入れさせていただいております。

そこに、予防というところで運動不足の改善とか社会参加による社会的孤立の解消とかといったことと、また認知症予防に関する可能性がいろいろ打ち出されているというところの説明がありまして、社会参加活動・学習等の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進するということで、予防について示されておりますが、本町といたしましては、先ほどもタピオ体操をおっしゃっておられました。ここにも通いの場というのが一番最初にありますが、通いの場を事業として

タピオ体操をやっていただいているというところになるわけなんですけれども、それも本当に介護予防の大きな施策ということで、熊取町は積極的に推進していただいていることはいいことかと思うんです。それをあわせて学びの場ということで、学習等の場も必要やというふうに思います。

先ほど、楽しく生きる知恵さがしというふうなこともおっしゃってられましたが、認知症につきましては脳の前頭前野を鍛えることが予防になるというふうに、脳を鍛える大人のDSトレーニングということで、それを考案された東北大学の川島隆太教授、その方がKUMONとの共同研究によりまして脳科学理論に基づいた認知症予防という、そういったことについて効果があるということで学習療法を開発しております。脳の健康教室、そういったものも通いの場で取り組んでいながら認知症予防という、そういったものも推進していただいているというところもあるわけなんです、本町については、それについてどのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） KUMONというお話が出ましたけれども、以前からKUMONの推奨というか、そういうふうなアプローチをされていることも町内の方でいらっしゃるということは聞いておまして、その方の取り組みというのはなかなかすばらしくて、ボランティアで施設に通われて、そういう頭の体操といいましょうか、認知症予防などに取り組んでおられまして、私も見に行ったことがあるんですけども、いいことだなというふうに思っております。

本町のタピオステーションの中には、KUMONというような形のものは今時点では取り入れておりませんが、頭の体操、レクリエーション、それでまた、やはり認知症予防には笑うとか交流といういろんな視点がありますので、トータル的にタピオステーションの場を活用していきたいと思っております。

具体的に、今そういう議員ご指摘の内容につきまして取り組んでいくというものはないんですけども、例えば楽しく生きる知恵さがしの中であれば、頭の体操、身体を楽しく動かし認知症を予防するというようなテーマで取り組んでおられたり、またフレイル予防、認知症予防というようなテーマで取り組まれたり、いろんな視点で楽しく生きる知恵さがしのテーマを設けて取り組んでいるような状況でございまして、その中に認知症予防の要素がかなり入ってきていると。以前に比べたらかなり充実しているかなという印象を受けております。このようにたくさん認知症予防については取り組んでいるので、今、KUMONについて具体的な導入というものは考えておりませんが、トータル的に認知症予防については意識しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 一応、脳の健康教室、前頭前野を鍛えることで認知症予防できるということで、脳トレということがちょっとブームになっておまして、それぞれ自治体とか、またいろんな介護施設でも実際行われております。

大阪狭山市のほうもずっと取り組んで、やっておられるようなんですが、そういった事業も今回、予防というものがまた重視されてまいりましたので、それで新たにまたもう一度提案させていただいているわけなんです。ここに予防というところで、民間の商品やサービスに関してもそういった仕組みを検討してはどうかというふうに予防のガイドラインの中に書いてあります。ですので、そういった研究された分につきまして、今までタピオでまたやっている事業とあわせて、こういったこともさらに予防につながるのであるならば、やっぱり取り組んでいくことももう一度検討していただくことも重要ではないかなというふうに思っております。

なかなか今のところはその余裕がないということですが、もう一度しっかりと検討していただきまして、効果があるというところ、簡単な読み書き計算というのが脳に刺激を与えて、また、このサポーター、今先ほどもありましたがチームオレンジということで、この教室というのはそういっ

たボランティア、サポーターと一緒に読み書き計算をしながらコミュニケーションしていく、それで教室を進めていくという内容なんです。ですので気軽に、先ほどチームオレンジで構築というところで上げさせていただきました認知症サポーターがボランティアという形で、認知症の方とか、高齢者の方と一緒に読み書き計算をしながら、また日常の会話を一緒にしながら、交流しながら教室を運営していくということです。チームオレンジのそういった活動の場にもなるかと思いますので、もう一度提案させていただいたわけなんです。ですので、もう一度考えていただくことはできないでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）この場で私、約束はできないんですけれども、やはり議員ご指摘のとおり、また、我々も今までの過程の中で学習をやってきた経緯もございます。また考えていく必要はあるのかなというふうに考えておりますし、チームオレンジの活用につきまして、議員ご提案の今の話ですと、やはり未来像としたらいい話かなというふうに考えます。現時点で具体的にどういふふうにといいくことではないんですけれども、ただ、大阪体育大学とDASHプロジェクトの中でフレイル予防であったりとか認知症予防に意識した取り組みとか、学術機関との協議の中で進めているタピオステーションでもありますし、いろんなところのいろんな意見を聞きながら、また今後、可能性として残しながら考えたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。

そっちを全然否定しているわけじゃなくて、今ある認知症サポーターをそういったボランティア活動、チームオレンジとして活動していただくというところで、傾聴ボランティアの一つの活動にもなります。そういった意味で、そういった教室もさらに進めていくことが認知症の予防になるならば、熊取町の医療の削減といったものにもなりますので、あらゆる施策を取り入れながら、本当に住民の力をしっかりと、住民から応援していただける、住民の力を一緒になって取り組んでいける、そういった事業かと私は思っております。もう一度考えていっていただきたいと思っておりますので、お願いしておきます。

ここにも民間のそういったものも入れていいんだというふうに書いておりますので、そういったところをしっかりと活用していっていただきたい。実際にやっているところもありますので、お願いしておきます。

次へいきます。

2項目めは、緊急時安否確認事業についてお尋ねいたします。

1、2年前のことでございますが、私の緑ヶ丘の住宅の中での出来事です。ひとり暮らしの高齢者の方が1週間ぐらい前から姿を見かけないと。そしてお風呂の換気扇も回っていると。洗濯物も干しっ放しになっている。雨戸が閉まっていて鍵もかかっている、中まではのぞけない。大丈夫かなということでお隣の方が心配されて、近所中、その辺の周辺の人たちが集まりまして心配して民生委員に声をかけ、また消防のほうにも連絡して大騒ぎしたことがありました。結局のところ、少し離れたご近所の方が、その方は息子と一緒に海外に旅行に行っていますよということがわかりまして、無事であったことがわかったわけなんですけれども、それで、私たち心配していたみんなが手をとり合って、よかったなということでお安堵したことがあったわけなんです。

うちのご近所の方はそれでよかったんですが、近隣の人たちが心配しても鍵がかかっている、勝手に他人の家の中に入り、元気にされているのかどうか確認することができません。その結果、発見がおくれ、孤独死という不幸な事故につながる場合があります。本町でも何件かそういった事案が過去にあったと聞いております。

独居の高齢者の命を守るために、豊能町では65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、自宅の鍵を預かり、緊急時に鍵を使って安否を確認する緊急時安否確認事業を無料で行っております。本

町は、平成29年10月から緊急時通報装置貸与事業の追加サービスとして鍵預かりサービスとお元気コールサービスを導入していますが、月500円の負担が必要です。豊能町のような緊急時安否確認事業の取り組みを求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の2つ目、緊急時安否確認事業につきましてご答弁申し上げます。

本町では、緊急時の対応としまして緊急通報装置貸与事業を行っており、そのオプションサービスとして、議員ご指摘のとおり、緊急時ご自宅へ入るための鍵預かりを有料ではありますが実施しております。このサービスにつきましては、実費負担分が月額消費税込みで550円となっており、現在8名の方が利用されております。

今後におきましてもこの形での継続実施を予定しておりますが、加えて、登録事業所の協力のもと実施している高齢者見守りネットワーク事業や地域包括支援センターとの連携、民生委員児童委員やシニアクラブによる地域での見守り活動など、セーフティネットが幾重にも構築されつつありますので、緊急時にはこれら協力機関との連絡を迅速に行うことにより対応しており、引き続き、高齢者がより安全で安心して暮らしていけるよう、緊急時安否確認体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）月550円、それは高くないですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）高いか低いかというのはいろんな感覚があるかと思うんですけども、やはりこれは比較的オプションでやっている自治体も中にはございまして、平均の額となっております。無料というのが議員の話の中でありましたけれども、見守りというものを公助でいきなりいくのかというところの話になろうかと思うんです。まずは自助、互助の世界で地域力を充実させるというところで行政のほうは取り組んでいるということで、現時点ではご理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）まさに地域力の事業なんです、こっちのほうが。そういった事業所に頼んだんじゃなくて、通報装置貸与事業の事業所にそういった見守り、鍵の預かり事業を頼むのではなくて、地域力です、豊能町が取り組んでいらっしゃるの。

これも、まず最初に寝屋川市からスタートいたしました。ボトムアップで、本当に民生委員とか福祉委員とか、地域のそういった人たちがひとり暮らしの方の状態を見守る中で、何かあったときに鍵がなかったら入れへんな、どうするということで、自分たちで何とかできないかという声上がり、そして自分たちで、そういった施設は24時間あいている、だからそういったネットワーク会議の中で、施設は施設で24時間対応できる。だから鍵を預かってでも、その鍵をちゃんと協力者のところに渡すこともできますよということで、ネットワーク会議の中で地域力として施設の方は地域貢献という、そういう考え方で預かりましょう、そして地域の福祉委員や民生委員は本当に見守りする中で私たちも協力員になりますよという、そういうボトムアップの声が上がってこの事業がスタートしたというふうに聞いております。まさに地域力なんです。

豊能町も、それを聞きましてそれはすごくすばらしいことだということで、寝屋川市の事業の取り組みを聞き、これは地域の方に、ボトムアップではなくてトップダウンなんです、上の行政のほうから地域の方たちに協力してもらえますかということ声をかけて、そして始まったのが鍵預かり事業なんです。参考につけさせていただきました。

です、まず初めは寝屋川市から、皆さんの地域の方の声から上がり、豊能町はそれを参考に

実施したというものであります。ですので今、理事が言われたように、見守り活動、その中で生まれてきた事業なんです。どうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）見守り活動を行う上で、熊取町におきましても地域の方々の協力であったりとか、先ほどもご紹介させていただいたように、登録形式ではありますけれども民間事業所、徘徊高齢者に対してのSOSネットワーク、また本人自身が、実費ではありますけれども、心配であったら緊急通報装置、いろんな見守りの体制は構築されておりますので、今で十分かというたらそうではないと思います。やはりもっともっと上を目指して行って、網目を細かくやっていくというのが目標でございますが、そこに550円を無料にするということは現時点では考えてなくて、地域力、自助、互助の今やっている事業を充実させる、もっと皆さんにわかってもらえるというところの啓発に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

また、いろいろそういう地域の、一番冒頭に渡辺議員のほうからご紹介ありました事案、私も記憶にあります。やはり突入といいましょうか、いざというときは消防、警察と常に連携をとるようにしておりまして、そういったケースは年間1件もしくは2件という形になっております。そのときは関係機関、またそういう警察、消防などにもご協力をいただきながら取り組んでいるというところで、現時点ではそこを密にやっけていきながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）これは地域のきずなづくりの事業かと思しますので、金額が無料どうこうではなくて、地域のきずなづくりとしてこういった事業を、事業所のオプションの事業ではなくて、民生委員、また福祉委員の協力が必要ですが、そういった方たちに協力を求めることができる地域社会をつくるのがまたきずなづくりになると思いますし、今、自治会に加入する方たちが減ってきています。そういった中で、地域のきずなをつくるためにもこういった事業が地域力を生かすための事業として、また独居の方がやっぱり大変喜ぶ事業かと思しますので、これは社会福祉協議会が取り組んでいる事業なんですけれども、社会福祉協議会ともう一度協議していただき、そういった協力体制を組めないかということ町をのほうからお願いという形でお話ししていただいたらどうかというふうに思うんですけれども、どうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）絶対しませんというわけではないです。私、先ほどから申し上げているように、見守り活動につきましては鍵預かりをきっかけに互助の構築が盛んになっていったということも、恐らくそれは本当にそうだと思います。熊取町は、それがなくても自助、互助の意識を高めていながら、また、すごくいろんな地域での取り組みも、以前に紹介させていただきましたように、例えば野菜をつくって野菜の配布をやっけて様子うかがいでありましたりとか、いろんな地域の活動が形としてありますので、そこをもっと皆さんにわかっていってもらえるように行政としてもつないでいくということ意識しながらやっけていく。今現時点ではそういうふうに取り組んでいるということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ちょっと具体的に数字を聞きたいんですが、高齢者の独居世帯というのは何世帯ありますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）以前、矢野議長のほうから質問があったときに、これはそのときのデータなんですけれども、2,500人超の住基上の独居世帯ということが上げられていたかと思うんです。そこには世帯分離であるとか、なかなか実際の独居世帯というものが把握し切れないということもあって、推計をとっております。その推計ですと、現時点では1,600人超の独居高齢者がいてると

いうふうに予測しております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） その中で今、自動通報装置を利用しているのは何世帯ですか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） いろいろ出入りがありますけれども、大体90名から100名の間を行ったり来たりというような状況が続いているかと思っております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） そしたら、その90人をまずは対象に、そういった鍵預かり事業を事業者がやっているというところになるわけですね。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 実際、議員ご指摘のとおり、そういうふうな形になっておりますが、見守りアンケートということで、3年かけて小学校区単位で独居高齢者の方、また高齢者のみの世帯の方に対して、そこは対象の全世帯を把握してアンケート調査を行っております。その中で見守りが必要な世帯の方々についてはアプローチをやっているというような形で、その中で緊急通報装置が必要ですかなどのアンケートをとらせていただいたり、もしくはパンフレットを封入したりということで啓発はしております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 緊急装置というのは、やっぱり自分の身体に不安がある方ですね、それを届け出すという方は。何かあったときにすぐに、近くに誰もいなくて、心臓が悪いとかちょっと不安にある方はやっぱりこうやって届け出して申請して、この装置を置いていただけるかと思うんですが、そうじゃない人も対象に、本当に何があるかわからない、高齢者になった場合にね。ふだん元気な方でも心筋梗塞でお風呂で倒れたりとか、そういったこともあります。ですので、全ての高齢者を対象にこういった事業もあるというところを、しつこいですが、地域の今、見守りネットワークと言っていますが、そういった事業を推進する中で、全ての独居高齢者の方たちが安心できる事業かというふうに思っております。また一度、社会福祉協議会等にネットワーク会議の中でもそういった事業を紹介していただきながら協力してもらえるかどうかということも、これは協力してくれなかったら、いい事業であっても進みません、前へ。だから、民生委員や福祉委員、そういった方たちが、また施設の方が協力してくれるかどうかということもあります。そういった声も聞きながら検討していただきたいと思います。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 先ほどの二見議員の話とも関連するんですけども、まさに今おっしゃっていただいているのが地域共生社会という話の第一歩だと考えます。今ご指摘いただいた点も踏まえまして、社会福祉協議会とも連携をとって、また新たな仕組みづくりに向けて協議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） よろしく願いしておきます。

次、3項目めへいきます。

3項目めは不登校対策についてです。

不登校の現状と不登校児童生徒への対応についてお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） では、渡辺議員の不登校対策についてのご質問のうち、まず、不登校の現状と不登校児童生徒への対応についてご答弁申し上げます。

平成30年度の不登校の人数は、小学校で3名、中学校で28名でした。令和元年度の1学期末現在、10日以上と考えた場合の不登校の人数は小学校で3名、中学校で22名となっております。

対応といたしましては、スクールソーシャルワーカーや教員による家庭訪問、スクールカウンセラーや町配置の臨床心理士によるカウンセリング、健康福祉部と連携した家庭支援等を行うとともに、教室に入りにくい児童・生徒が登校した際には、校内適応指導教室の位置づけで教員による別室指導を行っております。また、授業時間内に登校できない児童・生徒につきましては、家庭訪問や放課後、長期休業日に学力補償等も実際行っているという状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。

不登校、今、人数的には平成30年度と最近の実績を教えてくださいなんですが、その推移というのはおかしいんですけれども、29年度はどうだったかわかりますか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 29年度、中学校につきましては31名、小学校については5名、ですから、30年度には中学校が3名減、小学校は2名減という状況になっております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。

中学校を卒業していったから3名減ったというところなんですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 卒業して減ったという子もいれば、当然再登校ができるようになったという児童・生徒もおります。そのときさまざまであるというのが現実でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。

本町はスクールソーシャルワーカーを各校区に配置していただき、しっかりと対応していただいているわけなんですけど、その中でもやっぱりどうしても不登校児童・生徒がいるというところで、人数だけではわからないんですけれども、小学校から中学校の9年間、ずっと不登校という児童・生徒はありますか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 実際に、小学校で不登校で、中学校に上がる際には環境が変わったというふうな状況もあって登校できるようになったという児童もいます。しかし、中には中学校2年生あるいは3年生前あたりから不登校になるという生徒も実際にはいるという状況です。その状況につきましても、児童・生徒それぞれ原因、背景があるという状況の中で、さまざまであるというふうな状況でございます。ただ、9年間全部通して全くというふうな児童・生徒というのは、基本的にはいないという状況でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 不登校の主な要因というのはどういったものですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 主な要因を特定するというのが今、非常に難しい状況にございまして、例えば本人自身の学業の問題であったり友人関係の問題、場合によってはいじめがきっかけになる場合、あるいは家庭での生活のいろいろな悩み等、本当に要因はさまざま絡み合った状況の中で、何かの出来事が一つのきっかけとなって休みになってしまう。あるいは長期休業明けにしんどくなって、長期休業で休んでいてなかなか登校ができなくなってしまうというような状況というのが多いように思っております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） また、そういった生徒に対しまして個別指導記録というものは策定されてはいらっ

しゃいますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）児童・生徒1人ずつに個別指導記録を作成しております。どういった内容かと申しますと、例えば、ある月であれば全て1日から31日まで教員が家庭訪問をしたら「家」と書く。電話をしたら「電」と書く。あるいは手紙を出したら手紙の「手」と書くというような形で、毎日教職員がどうその子とかかわったか、あるいはその子の今の状況がどうであったか、電話をしたときにはどんな状況であったかというのを1人ずつ個別に書いています。子どもから反応があったかどうかも見、例えば曜日によって反応がある日があったりとか、こういう時期に連絡を入れたら連絡が付きやすいというのもその表の中でわかってくる。その表は、全て全員の分が熊取町教育委員会に月報として上がってくるという状況になっています。また、それをもとに今度はスクールカウンセラーやら、あるいは子育て支援課等とも共同しながら、それを見てどう支援していけるのかというふうなことも考えているというふうな形をとっております。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。情報の共有化はしていただいているというところですね。

それで、教育委員会のほうにも情報が入るということですので、それぞれの児童・生徒に対してどう対応していったらいいのかというところのコーディネーター的な役割を吉田統括理事がやっただけでいいんですか。いらっしゃいますか、コーディネーター的な教員というのは。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、コーディネーターは1名、参事が生徒指導を担当するということでさせていただいておりますが、当然ながら、教育委員会内で担当者から相談があったりとかどうしようかというような会議も、場合によったら教育長も含めて対応については検討させていただいているという状況でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。

その中でいろんなさまざまな要因がある中で対応していただく中で、一番やっぱり気になるのが、不登校であることによります学習支援ですね。心のケアはスクールカウンセラー等とやっていただけるんですが、学習に関しての支援というところ、そこがちょっと心配になります。

2点目を質問させていただきます。

国は、不登校児童・生徒の学習支援や学校復帰を目的として、教育支援センター、いわゆる適応指導教室の整備を必要としています。平成15年、文部科学省の「不登校への対応の在り方について」の報告の中で次のようにあります。「各都道府県教育委員会においては、教育支援センターの更なる整備充実のために、域内の市町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、」「『教育支援センター整備指針（試案）』を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し、必要な施策を講じていくことが求められる」、「市町村教育委員会においても、『教育支援センター整備指針』を策定することも考えられる」とあります。

先日、子ども・子育て会議を傍聴させていただきました。その中で、委員の一人であられる中学校の校長先生が、適応指導教室が熊取町はない、適応指導教室を設置すべきだというような、そういった求めるお声がありました。教育支援センター、いわゆる適応指導教室設置についてどのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目の適応指導教室設置についてご答弁申し上げます。

現在、スクールソーシャルワーカーを5名、スクールカウンセラーを中学校に3名、臨床心理士を4名配置し、不登校児童・生徒の支援を行っておりますが、不登校の要因は、本人の気持ちに起

因するものや学校生活によるもの、家庭での課題等さまざまでございます。今後は、学校以外で居場所となるような施設やその運営方法についても研究していきたいと考えております。今後も議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 考えていくというような答弁であったと思うんですが、今、貝塚市がやっているレインボー教室の分につきまして資料をつけさせていただいております。大阪府下で教育支援センター、そういった教室の設置につきましての状況なんです、大阪府内、大阪市は除いて全市で教育支援センターを設置しております。9町1村では豊能町と島本町と太子町が設置しております。熊取町はなぜ設置できていないのかなというふうに、教育・子どもセンターはありますよね。それは教育支援センターにできないんですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 教育・子どもセンターにまだ教育委員会が入っておった時期に、一度本町のほうでもスクールソーシャルワーカーを先進的に配置させていただいておりましたので、例えばスクールソーシャルワーカーと、教育相談員として退職校長も入っていただいておりますので退職校長と、それで指導主事等が入って、曜日を決めて子どもの居場所づくり、いわゆる子どもが通ってこられる場所を何とか1階の会議室を活用してできないかというふうな取り組みを進めてみたことも実際あったんです。そのときには、結果的に曜日を特定もし、決めて周知もしたんですが、通ってくる子はいなかったという経過が実際にございました。それは事実でございます。

そのような状況の中で、先ほどご答弁で申し上げましたように、子どもたちが学校以外の居場所となる場所ということについては考えていく必要性はあるということで、どういうふうな形で実際、実施していきけるのか。やるとなるといけますと、当然ながら人件費の問題でありますとか、あるいはどういった人員、いわゆる学習を教えるとなってくると専門的な知識を持った者をどう配置していくか、どう確保していくか等も考えていかないといけないと思っておりますので、その辺のところは研究を進めていきたいというふうに思っているのがまず一つでございます。

なぜ熊取町にないのか。これ、もともと大阪市は全部配置されたんです。その背景を、かなり昔の話ですので、私自身もここへ来させていただいたときにはもう既にこういう適応指導教室があるというような状況の中で来ておりますので、いろいろ調べておるんですが、なかなかそこがわからなくて、基本的にはもともと市にあって町にはなかったというのがスタートだったというふうに認識しているんです。その後、今お話がありました幾つかの町が設置されたというふうな情報があるというふうなことで、今回こういったご質問もいただいている状況の中で、そこについては今後研究を進めていきたいというふうに思っておるという状況でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 各学校の、まさに子ども・子育て会議の校長先生が必要だという、先ほどの質問の中で、校長先生の意見はそれぞれ教員の先生の声を表した声やというところで、校長先生の声は重視するというふうに答弁の中でおっしゃっていたと思います。本当に校長先生が現場の声としてやっぱり必要、子どもの居場所づくりというところで、本当に不登校児童・生徒の居場所、そしてまた、それが学習支援に当たり、また学校復帰のきっかけとなる、そういった学校と違う場所に通って、またそこでちょっと心をならし、環境をならし、学校へ行こうかなという気持ちに持っていけるワンクッションになる、そういった教室がやっぱり必要やというふうに校長先生がおっしゃられるんです、ぜひとも教育・子どもセンターに、まさにそこにあるんです。

そして、元校長先生がいつも教育委員会に座ってはりますやん、お二人も。貝塚市のレインボー教室に行かせていただきましたが、元中学校の先生、元小学校の先生、お二人が対応しておられまして、生徒は声かけしてもそんなに来ていないですが、小学校5人、中学校9人で14人が在籍しておりました。そして去年は小学校6年生、中学校3年生の1人がまた学校に復帰したという、そういう実績もあります。また、学校で受けられない中間テストや期末テスト、そういったテストも

ここの教室で受けられると、そういったこともやっているんだというふうに聞いてまいりました。ですので、まずは学校へ復帰するための一つの居場所というところで、ぜひとも取り組んでいていただきたいと思います。教育長、どう思われますか。

議長（矢野正憲君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）自分自身が校長をやっているとき、あるいは教頭なり教諭をやっているときに、確かに先ほど言われたように、あったらいいよねというような感じはありました。不登校の生徒の中には、学校やったら来られないけれども先生の顔をしていない人やったら行けるというような生徒も確かにおります。ところが、熊取町そのものはそんなに人数的にも対象者が多くないということで、仮に店という言い方は変やけれど、その教室を開いても、人件費はかかるけれども1年間誰も来ないとか、あるいは何人来たんですかともし聞かれたら、何も効果はありませんでしたということもあり得ると。ただ大事なのは、何人かの中で1人でもそこやったら行けるかもしれない教育環境をつくっておくということに重きを置いていただければ、実に有効な策やと思います。ただ、それに見合う効果を期待されるのであれば、効果を得られなかったら没収すると言われても困るというような内容なので、議員の言われる意味は非常によくわかりますし、現場の教員も万一のところで、あったらええけれども来ないかもしれへんなというようなことも考えているというような内容なんです。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

島本町も、在籍者数は中学2年生が3人だけなんです。来たり来なかったりということですが、元教員の指導員が1人ついておられます。9時半から午前中2時間、午後から1時間、そんな長時間やっぱり勉強できないんです。だから、そういう体制で取り組んでいるというふうに聞かせていただきました。ですので、ぜひとも取り組んでいていただきたい。

SDGsです。一人も取り残さない。本当に1人でもいいんです、来てくれたらいいんです。そういう思いで取り組んでいていただきたいと思いますので……。

議長（矢野正憲君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）ありがたいお言葉やと思います。一人でもいいんだと、来なくてもいいんだと、そういう場所があるだけでいいんだというふうに議員の方々がお考えになられるんなら、非常にありがたいなというふうに思います。

僕自身としては、そこに詰めているのはこの曜日だけしかいてないというようなことというのは、不登校生にとってはとても困る立場なんです。自分が行きたいなと思ったときに行けるというようなことやから、常時詰めておいてもらって行かないかもしれないというような状況をつくるというのがとても大事やと思いますので、その辺のところをもし具体的なことになったらご理解願いたいというふうに思います。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）よろしく願いしておきます。

次、4項目めへいきます。

4項目めは、子ども基本条例についてです。

先日、法務省が2019年版の犯罪白書を公表しました。2018年の児童虐待関連の検挙人数は、5年連続増の1,419人で過去最多、2003年は242人で、15年で約6倍ふえたとのことでした。児童虐待は断じて許されません。断じてなくしていかなければなりません。

さて、ここで少しおさらいをさせていただきますが、平成28年12月議会で、子どもの権利を保障し、虐待やいじめから子どもを守り、子どもを社会全体で支援するまちづくりを推進するために、子ども基本条例を制定してはどうかと一般質問させていただきました。その際、既に制定している大東市や四條畷市の条例を紹介させていただきました。こういったリーフレットもそのときにはちゃんと私、提示させていただきました。そのときの担当部長からのご答弁では、子ども・子育て支

援計画を策定しているので条例は必要ないとの見解でしたが、四條畷市の条例について、子どもたちに聞き取りをしてヒアリングやアンケート調査を行い、子どもたちの声を反映させた条例だということの説明させていただくと、藤原町長より、議員の説明を聞き、改めて精査する必要があるとご答弁をいただきました。

そして、1年後の平成29年12月議会でどのように精査しているのかということ再度質問させていただくと、熊取町子ども・子育て支援計画とあわせて検討していく、条例制定時期については平成31年度までに次期計画の策定作業と並行して行いたいと、前向きなご答弁をいただきました。

そして、本年3月議会では、子ども基本条例の取り組み状況と子どもを虐待から守る内容を追加してはどうかと再々度質問させていただき、ご答弁は、平成31年度、令和元年度に第2期計画の策定作業を実施するため、並行して条例制定作業を行いたいということと、条例制定自治体への調査などを実施している状況であること、児童虐待に関する内容を盛り込むことを含めて検討していきたいとのご答弁をいただきました。

以上、子ども基本条例についての私の質問をおさらいさせていただきました。

本年、平成31年度町政運営方針にも「『子ども基本条例』を制定し、地域全体で子育て支援の充実を図ります」と、そのように記されております。再々度となりますが、条例制定に向けての取り組み状況をお聞かせください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）再々度申しわけございませんが、ご答弁させていただきます。

1点目の条例制定に向けての取り組み状況についてご答弁申し上げます。

子ども基本条例につきましては、現在、議員おっしゃったとおり策定作業を進めております。第2期熊取町子ども・子育て支援計画とあわせて検討を進めているところでございます。条例の検討に当たりましては、子ども・子育て会議で種々ご意見を賜ったところであり、主なご意見といたしましては、より多くの子どもの声に耳を傾けることが重要であるとの観点から、子どもに対するアンケートの実施だけではなく、アンケート結果を踏まえた子どもへのヒアリング、さらには条例制定に係る検討組織に子どもや教員などの関係機関の現場の方の参画も得ることが重要ではないかといったご意見をいただいたところでございます。

こうした子ども・子育て会議でいただいたご意見を踏まえ、子ども基本条例の制定につきましては、子どもの声をしっかりと聞き、十分な議論を行える体制を改めて整える必要があること、さらには制定した条例の運用が実効性を伴ったものでなければならないことなどを勘案し、今年度中の条例制定を町政運営方針におきましても掲載し、予定していたところでございますが、検討期間を延長し、来年度中の制定を目指してじっくりと議論していくこととし、子ども・子育て会議におきましてもその方向性でご了承いただいたところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）経過がよくわかりました。来年度中の制定でよろしくお願ひしたいと思ひます。本当に子どもを思ふ、大切にす、その基本精神をしっかりと子どもたちの意見を盛り込みながら制定していつて、中身を濃くして制定し、シンポジウムとか、またそういったパンフレットをつくって子どもたちにも配布できるような体制をとっていただきたいと思ひます。

2点目、泉南市は泉南市子どもの権利に関する条例を2012年10月1日に制定しました。その条例の中で、子どもの権利条約が国連総会で採択された日の11月20日を泉南市子どもの権利の日としております。

そこで提案です。本町は、条例施行の日を熊取町子ども記念日として、毎年、その日に町全体で子どもの権利について考える日にしてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の子ども基本条例の条例施行日を熊取町子ども記念日

とし、その日に町全体で子どもの権利について考える日にすることにつきましてご答弁申し上げます。

子ども基本条例の具体的検討に当たりましては、子どもの人権が尊重され、かつ子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを前提に、子どもたちが子どもの権利について何を望んでいるのか、また、子どもの望みを形にした条例が地域全体で共有され、大人がしっかりと運用し、実効性を伴ったものにできるかが重要であり、そうした観点で、子ども・子育て会議の中で議員ご提案の熊取町子ども記念日も含めた幅広い議論を今後進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。また子育て会議の中で諮っていただき、条例が本当に絵に描いた餅にならないように、しっかりと形にできるように、そういった日をつくっていただきたいと思いますので、何とぞ何とぞよろしく願いしておきます。

町長にも一言お願いします。まだちょっと時間があります。

議長（矢野正憲君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君）木村理事が申し上げましたとおり、大事なことです、それはもう丁寧に進めていきたいというふうに思っております。関係機関、またいろいろな皆さん方の協力が必要やと思いますので、その点、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君） 以上で、渡辺議員の質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時20分まで休憩いたします。

（「14時56分」から「15時20分」まで休憩）

議長（矢野正憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、河合議員。

11番（河合弘樹君）議長のお許しを得ましたので、令和元年12月最後の一般質問をさせていただきたいと思っております。最後って、まだ後はあるんですけど、私自身の最後です。

まず初めに、熊取町のだんじり祭は文化2年、1805年から続いていると言われていて、300年以上続く伝統文化なのです。私も熊取町で生まれて今日まで、ちなみに先月46歳になったところですが、今でもだんじり祭りに携わっています。

皆様もご存じのとおり、だんじり祭というのは、岸和田祭りを筆頭にこの泉州地域では一大イベントと言ってもいいぐらい、近年は盛大に行われています。熊取町でも、10年ぐらい前から各地区でだんじりの大修理や新調をする地区も出てきています。来年に当たっては、五門地区が5月に新しいだんじりを製作いたします。また、その他の地区でも新調や大修理を行う地区がこれからも出てきます。岸和田市を初め貝塚市、熊取町と新調ブームとなっているのが現状ですが、そこでお聞きします。だんじりの新調や大修理に、地区に対して祝い金や助成金など、熊取町としては行っていますか。

議長（矢野正憲君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） それでは、河合議員のご質問の1点目、だんじりの新調、大修理時の祝い金や助成金などについて答弁いたします。

熊取町のだんじりにつきましては、江戸後期の古文書における記述から、今から170年余り前には8カ村でだんじりを所有していたことがわかります。現在では11の地区がだんじりを所有しており、当該地区を中心に、祭りに携わる方々の運営のもと、例年10月の体育の日の前の土曜日と日曜

日にだんじり祭が開催されております。土曜日には11台のだんじりが大森神社で一堂に会する宮入、日曜日には熊取町の玄関口である熊取駅前ロータリーで駅前パレードを行い、多くの観客でにぎわっているところです。

これまで脈々とだんじりを所有し続けてきた各地区においては、それぞれのだんじりに対し深い愛着と誇りを持って支え、世代をまたいだコミュニティーのかたい結束により、祭りを運営しておられます。このような中、だんじりの新調や大修理に当たっては、各地区において、かかる多くの費用を捻出するため、計画的に積み立てしたり寄附を募るなど、それぞれの事情に応じたさまざまな創意工夫を凝らしていると伺っております。

ご質問の新調や大修理に対する祝い金や助成金などにつきまして、本町においては実施しておりませんが、近隣自治体の一部において助成を行っていることを認識しており、ただいま申し上げましたこれまでの各地区における取り組みを尊重しつつ、近隣自治体の取り組みについて注視してまいりますと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）近隣市町で助成している、私が持っている岸和田市とか泉佐野市でそういうのを聞いていると聞いたことがあるんで、そういう点、詳しくわかりますか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）議員が今おっしゃいましたとおり、岸和田市以南で私ども確認しましたところ、岸和田市と泉佐野市において独自のそういう助成の制度を持っておると認識しております。

ちなみに岸和田市においては、新調であるとか購入に対して補助を行っている。新調に対しては10分の1以内ということで500万円を上限に補助しておるし、購入に当たっては、同じく10分の1以内であって200万円を上限にしておるということでございます。泉佐野市においては、新調、購入に加えて修繕のほうも対象に助成を行っているということでございまして、新調が300万円上限、購入が150万円上限、修繕についても150万円を上限としているというようなことを伺っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）あと、そのほかで、大修理等を行ったとき、文化財の保護とかを利用して国からの補助金があるというのを聞いたことがあるんですが、そういう点はわかりますか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）泉佐野市において、本年度そういった事業を採択されているということは認識しております。これについては、具体的に申し上げますと文化芸術振興費補助金という補助金でございまして、地域文化遺産総合活用推進事業といったものが適用されているということでございまして、名前のおおりに、だんじりの修繕だけをやるためではなくて、地域の文化遺産というものを総合的に生かしていくという意味で、だんじりの修繕もそうなんですけれども、いろいろ人材育成であるとかPRであるとか、そういったところを複合的に組み合わせた事業で適用を受けているというふうに伺っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）それでしたら、次の質問にもかかわるんですけど、中家住宅とかそういったものには使えないんですか。また別物ですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）中家住宅におきましては、きっちりと対象の補助金事業がございまして、こういったものに該当しないものについて一定対象になるようなイメージでございまして、この補助金には計画策定なんかも対象になるということも伺っておりまして、計画策定を例えば各

自治体が策定するに当たって補助金を受けるなどしてつくり、これを生かしていくという意味で、実行委員会などの、自治体そのものじゃなくて民間運営組織のほうを対象に補助するような構成になっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）上限はあるんですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）上限としましては、制度上国の予算内ということでありまして、ただ、それぞれの事業において補助対象というものを定めておることがございまして、今回、泉佐野市のほうでだんじりの修繕に充てている用具等整備事業というところなんですけれども、これについては85%というようなところで決まっております。それぞれメニューによってさまざまな制限といいますか、補助対象を決められているというような状況になっております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ちなみに、その金額は幾らなんですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）泉佐野市の修繕のほうで当たっている分でいきますと、事業費としては930万円強に対して交付申請額として700万円を申請しているような内容で、私ども資料をいただいております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）申請していると。まだおりたとか、それはないということで、ほぼおりるといふことなんですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）私どもが伺っている限りは、交付しているのは間違いなくて、交付決定まで受けたかどうかというところについてはちょっと確認できておりませんが、担当者のほうからまだ何も決まっていないというような話ではなかったもので、恐らく、もう4月に申請しておりますので、一定申請どおりに進んでいるんであろうかと推測されます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

私が言いたいのは、助成金を熊取町が100万円、200万円出せと言っているのではなくて、だんじりの新調や大修理をするに当たってその地区が活性化することが、熊取町も活性する源となると思っています。また、町長、副町長を筆頭に町職員の中でもたくさんの方々が大んじりに参加していますが、近年は少子化により参加者も減り、特に若い世代が少なくなっています。もともと熊取町のだんじりは13の旧地区のうち11地区であります。近年は新興地区の皆様もたくさん参加しているのが現実です。

だんじりというのはその地区の宝であって、一生に一度新調できるかできないかというくらい大きな行事なのです。改めて町長にお聞きいたします。祝い金や寸志等について、熊取町のトップとしてどうお考えですか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）今までは、各地区がその地区の住民の皆さん方の総意のもとにお金を出し合う中で、大修理、また新調といったことを行ってきたというふうにご伺っております。

熊取町としましては、これはだんじりを保有されている各地区の皆さん方の力で盛り上げていくというふうなところで傍観してきたのかなというふうな思いがありますけれども、熊取町が直接そこに祝い金、購入費、新調費を出すということに関しましては、これはいろいろな関係機関と協議していく必要があるかなと思います。祭り自体に行政がお金を出すということに異論を唱える、そういった方々もおられるというふうな状況もありますので、一度その辺を精査というんですか、

改めていろいろな状況を勘案していく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）先ほども言いましたが、私は100万円、200万円出せと言っているんじゃないし、5万円か10万円でもそういった気持ちはないんですかと言っているんです。ただそれだけ言いたいです。

それはそうとして、あと先日、きのう町長がおっしゃっていた2年後に町制70周年があるということで、町制60周年のときはNHKののど自慢があって、50周年のときはだんじりをロータリーで集めているようなイベントやっただけですけど、ぜひ70周年のイベントのときもだんじりを集めて何かややっていただきたいと要望したいです。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）町制70周年に向けましては、市内でもそうですし、またいろいろな関係の皆さん方と70周年をどう祝っていくかということについては、これは時間をかけて協議する中で盛り上げていくような、そういったものを実行していただきたいというふうに思っておりますので、すぐという答えは出ませんけれども、1年ぐらいかけてそういったものが出せるかなというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の2点目の質問の中家住宅の復興事業の進捗状況なんですが、これ、先月の11月3日、私と田中豊一議員と2人、今工事を行っている現状を視察させていただいたんです。そのときに担当の方から聞いたことなんですが、何か当初思っていたことより追加工事が出ているみたいなんです。それについてお聞かせ願えますか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）中家住宅の復旧工事の進捗状況について答弁いたします。

重要文化財中家住宅につきましては、昨年9月4日に上陸し、各地に甚大な被害をもたらした台風21号の影響により、表門の倒壊を初め、母屋の屋根瓦や土壁の剝落などの大きな被害を受けました。台風被害の復旧には本町の総力を挙げて取り組んだ中、中家住宅の復旧にも速やかに着手し、同年9月13日には大阪府教育委員会の担当課による現地視察を、続いて9月19日には文化庁調査官による現地視察を相次いで調整し、あわせて専決予算を含めた予算措置や補助金交付申請など所要の手段を実施した結果、平成31年2月には国庫補助事業の採択を得られたところです。現在は、令和2年4月からの一般公開を目指し、必要な瓦の製作や現地での表門の復元など復旧工事を進めているところでございます。

なお、当該国庫補助金につきましては、平成30年度の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金のうち、災害復旧に係るものとして本来の補助率50%から70%にかき上げされたもので、文化庁、大阪府との協議を行った上で今年度へ繰り越し、現在に至っております。

また、復旧工事を進める中で、母屋屋根の大棟周辺に想定以上の破損が確認され、また本年7月19日に文化庁調査官による再度の現地調査を受けた結果、倒壊した表門の復旧工事について耐震補強工事を実施するよう指導があり、これらの工事につきましても表門の修復工事とあわせて施工するべく、本定例会におきまして所要予算の補正について上程させていただいたところでございます。

この表門の耐震補強工事の実施につきましては、文化庁との協議を踏まえ、令和元年度の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金に係る事業として11月1日に交付決定を受けることができたところであり、台風被害の復旧工事とあわせて、工期限を令和2年3月31日までとして行うものです。

こうした工事について、重要文化財中家住宅を間近に観察できる絶好の機会として適宜工事見学の取り組みを行うほか、復旧工事の状況について写真とともに町ホームページに掲載するなど、復旧過程を公開しながら、しっかりとよみがえった中家住宅を皆様にお見せできるよう適切に復旧を

進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

では、3月31日に工事が完了して、4月1日からもう一般公開するということなんですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）答弁申し上げましたとおり、追加で発生した工事も含めて3月までで終えて、4月1日からの公開ということで進めております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）中家住宅なんですけど、私も小学校のとき社会見学で伺ったんですけど、そのときはすごく大きい家やなと思って、この年になって実際見て、私自体、建築の仕事をしているんですけども、こんな立派な家があるのかと思って、あそこに携わっている宮大工も、この家はすばらしい、こんな立派な家は見たことないと、そんなすばらしいものなんで、もっと、町内の方はもちろん、町外の人にも広めていただきたいと思います。その点について、シティプロモーションの関連で明松理事、どう思いますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）ご指名をいただきましたので、プロモーションの担当という観点で答弁させていただきます。

ご質問の中家住宅と申しますのは、降井家書院と、それから来迎寺本堂、これと合わせて3つ本町の重要文化財として、また、本町を代表する歴史的な建造物というふうに思っております、私、プロモーションを担当している立場からしますと、本当に紹介する上で非常に重要な施設というふうに認識しております。

とりわけ、その中でも中家住宅におかれましては基本的に通年、家屋の中まで入館できるという極めて珍しいというか、そういった非常にすばらしい施設やというふうに思っております、そういった点で、これまで観光とかプロモーションの観点で、サイクリングマップのコースの中に当然入れ込んだりとか、あるいは観光の刊行物なんかには必ず中家住宅のすばらしさというのを記載、また、観光大学との協働のバスツアーのコースには必ずあそこを入れ込んでもらったりとか、堺市以南の泉州観光プロモーション、今DMOですけれども、そのモデルツアーの中にも必ず入れ込んでもらうというような、そういったことで積極的に活用してまいりました。

今後におきましても、当然、教育委員会の答弁でもありましたとおり復旧の姿というのを写真で、これも貴重な画像というか記録になっていくと思いますので、それはそれとして、令和2年4月以降、よみがえった中家住宅、こちらにつきましても、施設を所管している教育委員会事務局と、それから観光担当の住民部、これらと連携しながら、しっかりと既存の媒体等を活用しながらプロモーションしてまいりたいと。また当然、議員のほうからもありました町内の子どもたちとか、住民の方にも知らない方というのは多分新興の方とかいらっしゃるかと思いますが、それらに対してもしっかりとプロモーションを図ってまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）今申し上げたとおりなんですけれども、私どもも4月1日の再公開に合わせて、しっかりときれいによみがえった中家を皆さんによく見ていただけるよう、何かしらの公開するイベントというものは考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）よろしくお願いたします。何か目玉みたいな感じで、ああいう武家屋敷みたいな感じを利用して忍者の格好に着がえて写真を撮れるとか侍の格好になれるとか、安くできて、それで皆

さん来ていただけたらまた入場料も取れるかもわからないし、できたらそういったことをできるように今後考えていただきたいと思います。

それでは、次の2項目めに入りたいと思います。

国は1億総活躍社会を実施するための改革を2019年4月から本格的に開始していますが、熊取町では現在、超過勤務は減りましたか。どうでしょう。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、2点目のご質問の働き方改革についてご答弁いたします。

働き方改革につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律がことし4月から施行されており、本町も含め官民全ての事業所が職員の働き方改革を進めていく必要があるものでございます。

まず、1点目の超過勤務は減ったのかとのご質問でございますが、全職員の超過勤務時間につきましては、平成30年度1年間で約2万4,000時間でございました。

今年度につきましては、9月末までの上半期で約1万4,000時間でございまして、昨年度の上半期時点では約1万1,000時間でございましたので、比較いたしますと今年度のほうが約3,000時間増加しているというところでございます。

その主な要因につきましては、今年度は上半期中に選挙の執行が複数回ございましたので超過勤務が増加しているといったものでございますが、近年の全体的な傾向では少しずつ増加しているところでございます。

本町といたしましては、超過勤務の抑制に向けて全庁的に取り組むとともに、特に超過勤務の多い部署につきましては職員を補充するなどの取り組みを行っているところでございまして、今後も、行財政改革で位置づけている業務の効率化や業務量の削減の取り組みなども含めまして、全職員が一丸となって超過勤務の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）それでは、超過勤務が減った部とか課とかグループというのはわかりますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）もちろん減っている部署もございます。ただ、上半期同士の比較でございますと、ちょっとその辺の比較が数まではないんですけども、多くの課がやっぱり減っているところもあります。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）あるということで、わかりました。

それでは、続いて2点目の土曜日、休日出勤の多い課と少ない課を表で示してくださいということで、これ、わかりやすい表を示していただいております。

これについてなんですけど、多いほうの3位は危機管理課、これは30年度は災害とかがあって、それで出ているのかなと思って、元年は自主防災の訓練とかそういったものであるのかなと、私自身も消防団でいてましたのでそれはわかるんですけど、2位の環境センターも30年度は災害であれかなと思って、令和元年度でも余り変わっていないとか、ふえているぐらいなんですけれども、これは日数でいうたらふえているので、どういったあれなんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）まずは、そしたら表の説明をさせていただきます。

これは、土日祝日に出勤した日数と従事人数を部署別に集計しまして、最も多い部署と少ない部署を3部署ずつ記載したものでございます。

平成30年度と令和元年度のいずれにおきましても、生涯学習推進課、環境センター、危機管理課の3課が多い状況でございまして、生涯学習推進課と環境センターにつきましても土日祝日なども

勤務を行っていることから、休日出勤が多くなってございます。

次に、危機管理課につきましては、自主防災組織の訓練や消防団関係の業務などのため、休日出勤が多くなっているものでございます。

本町におきましては、このような週休日や祝日に出勤が必要な場合は平日に休みを振りかえる制度となっており、このことにより週休2日制を維持しているところではございますが、職員の働き方改革を進めている中では、今後とも週休日や祝日の出勤を可能な限り抑制するとともに、出勤が必要な場合におきましても少人数にとどめることや積極的な応援体制を整えることなどによりまして、引き続き良好な職場環境の形成に努めてまいりますので、ご理解を申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

1位の生涯学習推進課のやつが、煉瓦館でイベント等を週末等にやっているの、その関連かなと思うんですけど、2位の環境センターというのはどういった内容のことしているんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほど答弁でも申し上げましたけれども、土曜日が一応出勤日となっている職員も多くございますので、そういった関係でいわゆる土日のカウントをしていますので、おのずとふえてくると。生涯学習もそうです。月に1回しか休館日がないので、おのずとその辺の土日の事業であったり、職員がそれぞれ土日が出勤日で平日が自分の休みにしていますものから、おのずとこういうふうな形になってくるということでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。

働き方改革についてですが、行政サービスをより一層充実していくには、部を越え、課を越えてお互いに助け合い、壁をなくした組織体づくりを効果的、効率的に運営するに当たり、優秀な人材を動かし、宝の持ち腐れにならないように、適材適所に配属できるように十分に計らっていただきたいと思えます。

近年では、日本全国で女性が活躍している時代です。労働生産性を向上させる柔軟な働き方ができる環境をつくっていただきたいと要望いたしますが、林部長、どう思われますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）まさに議員おっしゃるとおりで、今ちょっと人事異動を絡めてのお話も出たかと思えますけれども、いわゆる経験者の人事異動というところにつきましては、必要なポストに必要な人材を配置するということが、過去の経験が生かしてその職場に配属するということは、組織としても非常に有効なことであるということも考えられます。そういったことで、今までもそういった点を踏まえて人事異動は行ってまいりました。そういったところで、今後も経験が生かせる職場への配属なども十分に着目しながら、適正な人員の配置であったり適材適所というところで人事異動は行ってまいりたいと思えます。よろしくお願いします。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。よろしくお願いします。また現場の声もよく聞いて計らっていただきたいと思えます。

それでは、3項目めの防災についてですが、以前からよく言われているわかりやすい防災マニュアルはできていますか、答弁願います。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、防災マニュアルの作成状況について答弁申し上げます。

まず、従前より議員各位からご意見等のごございました熊取町避難行動・避難所運営マニュアルに

つきましては、現在作成作業を進めているところで、来年1月の完成を目指し、2月に開催予定の自主防災組織連絡協議会全体会において配布させていただいて、内容等の説明をさせていただく予定としてございます。

当該マニュアル作成後におきましては、本年6月議会において請願のありました自治会、学校、町の3者会議を開催の上、まず小学校区別の詳細版の避難所運営マニュアルの作成に取り組んでまいりたいというように考えてございます。

次に、今年度、自主防災組織連絡協議会において、各小学校区から2名ずつ、計10名の委員で組織する自主防災モデルマニュアル作成委員会を設置しまして、各区、自治会の自主防災組織で活用いただける自主防災マニュアルを作成しているところでございます。既に第4回目の会議を開催し、ほぼ完成に至ったところでございます。こちらにつきましても、来年2月に開催予定の自主防災組織連絡協議会全体会において配布し、内容等の説明をさせていただく予定となっております。

今後は、各区・自治会における自主防災マニュアルづくりが円滑に進むよう、自主防災組織連絡協議会等において作成事例の紹介など支援を行ってまいりたいというように考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。既にもうできているということなんで安心しましたが、今後はわかりやすく説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、2点目の次へいきます。

災害時の障がい者や高齢者の方々への熊取町の対応はどうなっていますか、答弁願います。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、災害時の障がい者や高齢者の方々への対応について答弁申し上げます。

災害時における障がい者や高齢者の方々への対応といたしましては、大きく分けまして情報の伝達、避難行動の支援、避難所生活の支援がでございます。

まず、情報の伝達につきましては、坂上巳生男議員のご質問でもございましたように、現在作成中の自主防災モデルマニュアルにおきましても、各区、自治会における共助の取り組みとして、避難行動要支援者の把握と避難支援についての内容も盛り込み、同意者名簿の作成や、各区、自治会の民生委員児童委員協議会、福祉委員会等との連携についても、このマニュアルのほうに明記しているところでございます。

また、防災行政無線による放送の伝達効率を向上させるため、J：COMと連携し、各家庭で防災行政無線を受信できるサービスを今年度内に導入する予定となっております。

次に、避難行動の支援でございますが、避難行動要支援者支援プランに基づく個別計画の策定につきましては、先ほど申し上げました避難行動・避難所運営マニュアルや自主防災モデルマニュアルに盛り込み、あわせて支援事例も掲載するほか、自主防災組織連絡協議会において取り組み事例を紹介するなど、まちぐるみでの支援体制が地域に根づくよう啓発してまいりたいというように考えております。

次に、避難所での生活支援につきましては、職員行動マニュアルに災害応急対策実施要領を定めており、その中で医療・福祉対策班が避難所等における健康問診の実施について調整、協力等を行うこととしており、これにより、生活上の支障や体調の異変などを把握し、適切な対応につなげてまいります。また、昨年、社会福祉協議会において作成いたしました災害時バンダナもフルに活用させていただき、災害ボランティアセンターとの連携により、支援が必要な方と支援ができる方のマッチングを図るほか、防災元年として今年度取り組んでおります一環として、障がい者や高齢者にも使いやすい自動ラップ式ポータブルトイレや段ボールベッド、間仕切りテントなどを導入するなど、避難所生活の質の向上に努めてまいりたいというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。わかりやすい答弁で、よくわかりました。

それでは、障がい者や高齢者の方々の避難訓練自体は行っているのでしょうか。行っていないのであれば、これから行っていく予定とかはあるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）各区、自治会では、避難訓練というのは自主防災訓練の一環として行われている自治会もございます。それは、いろんな内容でいろんな対応で行っていただいているというのが今の現状と。町全体では、まだ避難訓練という大々的な訓練はまだ行ったことはない。現在は個々自治会で行っていただいているということでございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）これからそういった訓練もぜひ行っていただきたいと思います。

泉佐野市のほうでは、要支援者の方の無事を知らせるために、玄関先にタオルをかけて無事であることを知らせている取り組みを行っていますが、熊取町でもこういった取り組み等、考えておりますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）お隣の泉佐野市では、そういった無事を知らせるためのタオルということで、災害が起こったときに玄関口の門扉にかけるとかよく見えるところにかけて、住んでいる方々の無事を自主防災組織の方が巡回で来られたときにまずそれを見て確認できるというような施策をやっておられるというのは承知してございます。

河合議員がおっしゃるように、本町も何かの形でこういった取り組みをしたいというように考えております。ほかの自治体では、無事ですカードとかそういった取り組みをしている自治体もございました。一つの自治会から、無事ですカードというものを導入してほしいと、してはどうかと、試行的でもいいのでやってみたらというようなご意見もございます。きょう河合議員からそういうご意見がございましたので、前向きに検討してまいりたいというように考えております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ぜひ新年度予算でその取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後のペットの避難場所をどう考えていますかについてですが、熊取町ではどのようにお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、ペットの避難場所についての答弁を申し上げます。

台風や大雨など風水害による避難で避難所での滞在が短期間となることが予想される場合には、避難所内へのペットの受け入れは原則お断りしてございます。この場合、避難所の駐車場の車内で保護するなどの対応を飼い主の方をお願いしてございます。

また、大地震などによる避難で避難所生活が長期間に及ぶことが予想される場合は、ペットの受け入れについて対応するよう地域防災計画や避難所運営マニュアルに定めてございます。

今後、その具体的方策については、学校や自主防災組織とさらに協議、検討を進め、避難所運営マニュアル見直しの際に盛り込んでまいりたいというように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます、前向きに検討していただけるということなので。

近年ではペットの葬儀も行われるぐらいで、ペットを飼っている人々にとっては家族の一員であって、生命のとうとさを共存しておりますので、避難場所の設置の要望をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

これもちままして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）すみません。終わりがけに申しわけありません。

最初、1点目のご質問をいただいた中で、だんじりの新調等について泉佐野市が適用した国の補助金の補助事業費の上限についてのご質問をいただいた中で、私、上限というものはなくて85%というようなお答えを申し上げましたけれども、用具等の整備についてはそもそも対象経費として1,000万円という上限がもともとございました。その点ちょっと誤りがありましたので、訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

それでは、これで終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、河合議員の質問を終わります。

次に、重光議員。

8番（重光俊則君）2日間お疲れさまでした。一般質問のラストバッターとして、議長の指名がありましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、ことし5月17日に、幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、ばたばたと本年10月1日から施行されております。

2つの質問がありますが、一つはそれに伴う熊取町の保育所の実情についてお伺いします。もう一つは少人数学級についてお尋ねをいたします。

まず最初に、熊取町内の保育所について、町立保育所（中央、北、西、東）、民間保育所（アトム、つばさ、すみれ）及び認定こども園（さくら、フレンド）における在園児童の人数を0歳児から5歳児までの区別に表にまとめて示してくださいということで、表にまとめていただいております。これについて簡単に説明していただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）そうしましたら、恐れ入りますが、提出させていただいております議員からご質問あった平成30年度の実績に基づき作成した資料となっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、表の1をごらんください。

1点目の町立保育所、民間保育所及び認定こども園における在籍児童数についてでございます。こちらは年度末ということで、3月1日時点の児童数を0歳から5歳児、それぞれの各施設ごとに示させていただいております。合計のみの読み上げになりますけれども、全て合わせて1,518名の児童が在園しているという状況でございます。この1,518名につきましては、こちらは認定こども園につきましては1号認定のいわゆる教育部分、そういった形のお子様も全て含めた数となっております。

なお、米印のところがございますフレンド幼稚園につきましては、ご存じのように今年度4月1日から認定こども園として開園してございますので、フレンド幼稚園のみ4月1日時点での在園児童数を示させていただいているといったような状況でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）中央保育所が全員で179、東保育所が164、西保育所が161、北保育所が133、アトムが161、つばさが120、すみれが96、さくらこども園が153ということで、今年度、ことし31年4月1日からフレンドが351人追加になっているわけですが、フレンドについて、30年度の人数の取り扱いというのはどういう状況だったかわかりますでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）30年度につきましては、フレンド幼稚園はいわゆる私学助成を受けている私立の幼稚園でございます、こちらは手元に数字のほうは持ち合わせてなくて申し訳ございませ

んが、今年度4月1日時点での1号認定のお子様でいきますと、全部で175名、こちらは町内のみの方でございます、の園児が在籍しておったというところでございます。

フレンド幼稚園につきましては、幼稚園はもう一園、みどり幼稚園がございますけれども、年々わずかではございますが児童数については微減しておったという状況は把握しています。ちょっと数字のほうは今持ち合わせが申しわけないんですけれども、おおむね町内のこの4月1日が175名、1号認定、いわゆる教育分がもともとフレンド幼稚園からいらっしゃるということで考えれば、おおむね大体そのような人数とはほぼ変わらないのかなというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）わかりました。

フレンド幼稚園が1号認定175人で、それ以外が180人ぐらい2号認定としてふえているということですね。3号認定が約30人ふえたということで、保育所児童としてはそのまま幼稚園から1号認定として登録されたという状況ですね。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）私もちょっと説明不足で申しわけございません。

4月1日時点で351名、そのうち、いわゆる保育分の2号、3号につきましては66名となっております。

それ以外の約110名程度なんですけれども、フレンド幼稚園は、立地の関係もあると思うんですけれども、町外の方が非常に多くなっておりまして、110名程度は広域入所ということで、いわゆる熊取町外のお子さんが通っていらっしゃるというところでございます。ですので、今回認定ことも園になったことによって保育部分の新しく受け入れていただいた部分については、4月1日スタートでは66名となっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）わかりました。フレンド幼稚園が町内の保育児童については66人を戦力としてといいますか、収容できるようにして頑張らせていただいているということですね。

それから、2番目ですが、各保育園における定時間内保育、時間外保育、休日保育の児童数を表にまとめて示してくださいということで、表にまとめていただいておりますけれども、これの概要を説明いただけますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、表2のほうでご説明をさせていただきます。

記載の数値につきましては、民間保育所と認定こども園が既に集計されている資料が延べ人数集計という形になってございますので、その資料をもとにした年間の延べ利用児童数となっておりますことをご承知おき願いたいと思います。

時間外保育につきましては、町立保育所、民間保育園、認定こども園の全てで実施してございまして、年間の延べ利用児童数の合計が2万1,720人、休日保育が2園の実施で、合計が770人となっている状況でございます。このうちの休日保育についてでございますけれども、アトム共同保育園、こちらが年間延べ利用数752人でございますが、年間の実利用者数では48人となっております。一方、すみれ保育園の休日保育につきましては、年間の実利用者数は4人という形で園のほうからはご報告を受けている状況でございます。

なお、定時間内保育人数についてでございますけれども、基本は先ほどご説明しましたとおり、月ごとの在園児童数の時間外保育を利用していない児童の延べ人数となるというところで、実際、民間保育園等からの本町への集計の報告を求めている数値ということでございまして、集計には多大な負担をおかけするというのもございまして、申しわけございませんが割愛させていただいているところはご理解いただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）それは結構なんですけど、この中で、例えば中央保育所が約3,000時間、西保育所は4,150時間、アトムが6,900時間、つばさが2,500時間ということで、時間外保育がかなり多いということと、極端な場合、北保育所は時間外保育は767という、この辺の特徴はどういう、園の特徴とありますか、その辺は。概略で結構ですから。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、町立保育所につきましては、もうご存じのように開所時間が朝の7時から夕方7時までということで、同じ運用となっております。その中で時間外保育の利用が違ふ、当然、園児の数も若干違ふというところも、北保育所は比較的少ないというところもあるんですけども、その割合的には利用時間外保育は少ないんです。どうしてこういうような形になっているかというところは具体には調査していないんですけども、民間保育園につきましては、例えばアトム共同保育園につきましては22時まで開所していただいております。つばさにおきましては20時、午後8時まででございますね。すみれ保育園につきましても22時、さくらこども園につきましても20時までという形で、延長、夜間保育をしていただいているという形になってございます。そういったご協力もあって、アトム共同保育園につきましては児童数も多いというのものもあるんですけども、そういったことでの利便性ということもあって利用時間数がふえているのかなというふうに感じているところでございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）よくわかりました。

3番目ですが、町立保育所、民間保育所、認定こども園、町立の場合はないんですが、保育料の対価の計算ポイントとありますか、計算式を示してくださいという質問をしましたが、これはかなり複雑な状況になるので、その辺は言葉で概略を説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今、議員おっしゃっていただいたとおりでございます、今回、表でということであるんですけども、表に示すことができませんので口頭で答弁をさせていただきたいと思っております。

町立保育所、民間保育所及び認定こども園に対する保育料の対価の計算ポイントと計算式についてでございますが、民間保育所等の運営に係る費用として支払う委託費や施設型給付費につきましては、それぞれの地域や規模、児童年齢を勘案して算出した児童1人当たりの必要経費などにより、国が定めた運営費の基準である公定価格から利用者の方にご負担いただく保育料を控除した額となっております。

なお、保育料につきましては、子ども・子育て支援法の制度上、直接的に対価算出される制度設計にはなっておらず、国が所得の状況や事情等を勘案して基準額を設定し、これを上限としてそれぞれの市町村が地域の実情に応じて保育料を定めているところでございますので、議員ご質問の保育料の対価の計算式をお示しすることができないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）要約すると、公定価格をベースに保育園の保育料が加算されるということですよ。それで、加算部分ということで、この辺十分理解できていないんですが、療育支援加算とか事務職員加算とか、指導充実加算とか事務負担対応加算と処遇改善対応加算、冷暖房加算、施設関係、除雪とか小学校接続加算とか、いろんな項目が計算式に、基本額があって、それに、ある定数と加算率というのを掛けるようになってはいるんですが、非常に多くの項目がこういう式で計算されるというのがわかるんです。加算率というのが、何が加算率なのかというのはわかりますでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）公定価格につきましては、先ほど申しましたように子ども1人当たりの単価と設定されているというところでございます。繰り返しになるんですけども、公定価格の中

には人件費、事業費、管理費などが含まれているというところでございます。

今、議員がおっしゃってございます基本分単価というのが、それぞれ1号認定、2号、3号の単価というのが年齢に応じてそれぞれ非常に細かく細分化されて、国のほうで決められているというところございまして、その加算の割合なんですけれども、この率につきましても、いわゆる地域もそうですし、各保育所の事業規模でありますとか、非常に複雑な表になってございます。加算される内容というのは、今、議員がおっしゃられた内容で全然間違いはございません。そういった形で加算されているというところでございます。

非常に複雑な計算になっているので、そういう計算ソフトと言ったらおかしいんですか、そういうのがあって、その中で加算をしていくような形になっておるわけなんですけれども、その率がどれだけになるかといいますと、それぞれの園でなかなか違うもので、どういう形でご説明させていただこうかなと……

(「それは、じゃ結構です」の声あり)

健康福祉部理事(木村直義君) 思っているんですけれども、いわゆる職員数でありますとかそれぞれの運営形態について、何人から何人までは何%加算であるとか、そういった非常に細かい表が決められてございまして、それに基づいて、これは全て国のほうが定めている表でございます。それに基づいて加算を計算しているというところで、申しわけございません、ご理解いただきたいと思いません。

議長(矢野正憲君) 重光議員。

8番(重光俊則君) わかりました。その詳細はまた後ほど勉強することにしまして、こういう加算区分等について、いわゆる各保育所から保育データをもらって、町はその内容が合っているか、いいかというようなチェック、そういうのはどうされているんですか。

議長(矢野正憲君) 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君) 各園のほうから毎月、いわゆる公定価格に基づく委託料でありますとか施設型給付費、公定価格に基づいて算出するためのまず請求書といいますか、資料が各園のほうから提出されます。その提出された数字をもう一度保育課、担当課のほうで我々の持っているシステム上で再度計算して、施設型給付費、実際、園のほうにお支払いする給付費を算出しているといったような状況でございます。

実際に一回一回のところでは児童がほんまにいてるのか、何人いてるのかということまでは、そこまでの精査はできていないんですけれども、一旦は園からいただいた資料をベースにもう一度うちのほうで計算して、その結果、毎月お支払いしているというような状況でございます。

議長(矢野正憲君) 重光議員。

8番(重光俊則君) それは、毎月園からの報告を受けて、町で集計して払っているということですね。わかりました。

それでは、この中で、これは費用区分の中で10人から170人以上まで係数があるんですよ。10人ぐらいが一番たくさんもらえて、どんどん減って、1人当たり、人数がふえればその分だけ減るんでしょうけれども、その辺が本当にそういう割合でいいのかなというのを聞きたいんです。

10人から170人まで、大体10人ずつに分けて保育必要区分というのが計算されているんです。その辺の人数が、これは国に聞かなあかんわけですが、こういう比率で決めてしまっているんですよ。これはちゃんといけてるのか、その辺は特に疑うところはないとか、その辺は感想はありますか。

議長(矢野正憲君) 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君) 議員のほうから感想という言葉が出ましたので、私も非常に答弁がしやすくなったんですけれども、いわゆる民間保育園の運営の実態調査というのが国のほうにおいて行われてございます。その中でも当然のことながら、今、議員がご指摘いただいたような公定価格に対する検討といったようなことも、国版の子ども・子育て会議、そういった中で資料として出され

ております。その中を見ますと、やはり今、議員がおっしゃられたように、実際の公定価格で算出されている額と実際の園の運営費には乖離があるというようなことが報告されてございます。その中には当然、実際の職員の保育士の配置の人数、これは当然、国が決めた単価ですので、国はこの規模だったら何人というのは決めていますけれども、実際にはそうではないよと、それ以上の保育士を配置しているんだというような報告が国のほうに提言されているというところでございますので、実際この公定価格が本当にこれで正しいかという、私個人としては、やはりそこは実際の運営経費とは乖離しているんじゃないかなというふうに感じております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）町内だけでなく、全国で現場の保育園自体が、この計算式で出された人件費等というのは本当に割に合わない状態にあるという実情にあると思うんですね。その辺は、国がちゃんとその辺まで目を光らす、桜を見る会のようなところで人を集めるよりも、そういう保育のところへ目を向けてやってもらわなできんことやと思います。

じゃ次、4番と5番の民間のそれぞれの保育所の職員の構成人数について表にまとめていただいています、これを簡単に説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、表の3のほうになります。

こちらの構成人員、これは町立保育所の職員の構成人数となっております。平成31年3月1日時点となっております。縦軸に各保育所名、横軸に各保育士と職種名を入れさせていただいてございます。中央保育所が50名、東保育所が55名、西保育所が53名、北保育所が42名の計200名という形になってございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）この中では、保育士と臨時職の保育士のバランスというのはほぼ同じか、どちらかという町立の保育所のほうが臨時職が多いかなというような感じですがけれども、これはこういう状態であるということですね。看護師は、公立が4つとアトム、つばさ、すみれがあつて、さくらは今のところはないという……。

では、いただいた表の中で年間の人件費ということで、これが公立保育所の人件費とその他経費ということでまとめていただいているんですが、これを簡単に説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）資料の裏面のほうになります。②年間人件費ということで、平成30年度の実績を入れさせていただいてございます。

まず、上の表でございますけれども、正規の職員の保育士に係る総人件費の合計が2億5,813万5,065円となっております。その下の表が非常勤の職員分ということで、まず嘱託員の管理栄養士でございます。こちらは保育課に1名配置しております。その部分に係る人件費が283万8,251円、臨時職員といたしまして保育士、用務員、看護師、それぞれ合計を入れさせていただいております。嘱託員、臨時職員の全て合計いたしまして2億1,840万5,320円という形になってございます。

その下、③がその他の経費ということで、保育所運営事業でございます。こちらは今先ほど申し上げました人件費を除いたその他の経費の総額で、平成30年度決算書に出てございます保育所運営事業、その部分を掲載させていただいてございます。合計になってございます。8,025万1,283円となっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）この表によりますと、トータルの人件費は正職と臨時職を入れて4億7,654万円、それにその他経費を入れると、5億5,679万円が4つの保育所にかかっているということですね。

保育料以外にこれがかかっているということです。

これは結局、民間保育所運営委託料が4億963万円、30年度の委託料として払っているということになります。これに扶助費等が加算されるのかもわかりませんが、大体フレンドを除いて630人と630人ぐらいでほぼ同じ運営に対して、公立は大体5億5,679万円かかって民間は4億円で行っているというような理解でもいいんでしょうか。35%違うんですが。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）町立保育所に係る運営経費につきましては、ここにお示した大半が人件費という形で、今、議員がおっしゃられたとおりでございます。

民間保育所への運営委託料ということで、3園合計で30年度決算ベースになりますけれども、4億3,600万円を運営委託料としてお支払いさせていただいております。これはまさしく公定価格に基づきお支払いをさせていただいている部分でございます。それ以外にも別途、公定価格には含まれない形での事業費でのいわゆる補助金というのもお支払いさせていただいております。例えば、先ほどから出ました延長保育事業でありますとか一時預かり事業、そういった形でも補助金のほうはお支払いさせていただいております。それとあわせて、委託料の5%をいわゆる運営の補助という形で各園のほうには補助をさせていただいているということになってございます。

それぞれ園で若干のばらつきがあるんですけれども、多いところでは年間、30年度実績では2,600万円程度の別途補助金等々を園に対してお支払いさせていただいているというふうな状況でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）大体、4園で4億7,000万円とか4億8,000万円程度だと思います。だから、公立保育所は4園で少なくとも5億6,000万円かかっているわけですね。民間保育所は約4億8,000万円ぐらい、その中で町が負担するのは、5億6,000万円は公立は全部町が負担するんです。民間保育所の4億5,000万円として、その4分の1が町負担なんですね。だから、町が負担して4つの保育園を運営しているところにかかっているのは、少なくとも4億円以上、町だけが負担してやっていることになるわけです。だから、全部町ですから全部町が負担することになる。民間はそのうちの4分の1、あとは府・国が出しているということですので、いかに民間保育所がその費用でやっているかということで、公立保育所が高い低いというのはまた別の問題として、それだけの負担を町がしているということと、民間保育所がその中で頑張っているという状態をみんなで認識する必要があるのかなと思っております。

次に、来年度の会計年度任用職員適用後の熊取町立保育所の人件費は大体幾らぐらい多くなるでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、6点目の来年度の会計年度任用職員制度適用後の町立保育所の関連の人件費の増加についてでございます。

金額の積算につきましては、去る11月21日の議員全員協議会でご説明させていただいた条件での算出額となりますので、ご了承願います。

嘱託員の管理栄養士、臨時職員保育士、用務員、看護師の全体で、今年度の予算ベースが合計2億4,091万9,000円のところ、制度を適用させた次年度の試算額の合計は2億8,534万2,000円となり、その差額4,442万3,000円の増額となる見込みでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）だから、その4,400万円が、公立保育所の職員等についてはそれだけアップされるわけですね、対応が。これに対して、今公定価格で民間の運営費が計算されていますが、それに対する対応は、国は何もないですね。それはどうなんですか。何かありますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）国のほうでの会計年度職員の対応というのは、現時点ではすみません、私ちょっとその辺のあたりの情報は今持ち合わせていないんですけれども、通常、公定価格の中で賃金といいますのは、当然、先ほど来議員おっしゃっていたように、やはり全産業の平均賃金というのが低いということがございまして、毎年処遇改善等が行われているというところでございます。来年度どうなるかということについては、最後の質問にもちょっと関連するところになるんですけれども、現在のところは何も示されていないというふうに認識してございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）結論としては、はっきりとした数字はまだわからないんですけれども、民間のほうではいわゆるパートタイム・有期雇用労働法が2020年4月1日に施行されます。その中で、今言ったような公務員でいく会計年度任用職員のような処遇改善が盛り込まれてございます。いわば正社員と非正規社員との間で基本給、賞与、あらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されるということが明記されてございますので、その辺は会社ごとによって違うかと思うんですけれども、一定改善はされるということでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今のをもう一回確認しますけれども、来年度から民間の保育所であっても有休を確保するとか、それだけの分をアップするというか、会計年度任用職員制度適用分のアップぐらいは国が保障するということが国が明言していると理解してよろしいですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）国が保障するかどうかというところはわからないんですけれども、要は法が変わりますので、やっぱり民間企業もそれに沿った形で、そういうような形で制度が改正されるということでご理解いただければいいかと思います。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）それは、今は国はそこまでしか言っていないでしょうけれど、民間がそれを受けたら、今ある人員でそれをやらなあかんわけです。その費用は誰が持つのかとって、絶対国は今のところ考えていないんですよ。そういうところをどう補助するかということは、やっぱり自治体もそこを考えないといけないんですよ。そういうルールやから臨時職も全部有休を持ってやりなさいとって臨時職分の人数を確保せなあかん。今までいっぱいいっぱいやっているのにどうやって確保するのというのが現場の実態やと思うんですけれども、その辺はどう考えるかというのは、熊取町も今後というか、早急に考えていく必要があるんで、その辺は皆さんも考えていただきたいと思います。

それで、給食費の実態はどうかというので、説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、7点目になります。町立保育所の副食費と主食費の1カ月当たりの金額の過去5年間の実績についてでございます。最後のほう、資料の表の5をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、各年度の決算額をベースに児童1人当たりの月額の平均値となっております。

まず、副食費からご説明いたしますと、表のとおり、平成26年度が4,742円、平成27年度が4,791円、平成28年度が4,817円、平成29年度が4,884円、平成30年度が4,913円となっております。

また、主食費につきましては、平成26年度が1,084円、平成27年度が1,095円、28年度が1,101円、29年度が1,116円、30年度が1,123円となっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番(重光俊則君)それで、公定価格、給食の食材費は大体4,500円が今まで含まれていたんですね。

熊取町の場合副食費というのは、これは実際に実績ですけれども、幾ら保護者が負担していたのか、それから主食費は幾ら町が負担していたのか、その辺はどうなんですか。この実費を、今までは主食費だけです。

議長(矢野正憲君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)こちらにつきましては、幼児教育、この10月からスタートしております無償化の中で、9月議会でもご説明させていただいておったんですけれども、いわゆる副食費につきましてはこれまでも、3歳から5歳ですね、もうご存じのように、何回も繰り返しの答弁になるんですけれども、保育料の一部といたしまして徴収しておったというところがございます。国のほうにおきましては、その中に既に副食費代として4,500円が含まれておったんだというところがございます。

主食費につきましては、国の基準のほうでは基本的には保護者からの実費徴収という形になってございましたけれども、本町におきましては従前より、町立保育所の主食費、民間保育園も含めてなんですけれども、基本的には徴収はしていなかったということでございます。

そういったことから、公定価格に含まれている副食費代というのは、基本的には4,500円という形というふうに国からは示されてございます。

以上でございます。

議長(矢野正憲君)重光議員。

8番(重光俊則君)だから、副食費と主食費は各保育園で決めていいよということになるんですね。それはどうなんですか。

議長(矢野正憲君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)国が言っているのは、基本的には今まで4,500円で保育料の中に含まれていたんだから、無償化後におきましても基本的には4,500円を上限としなさいというふうに国からは示されてございます。

ただ、実際それを超えての材料費が要っているという実情もありますけれども、やはり4,500円を超えた徴収となりますと、各保護者の方に相当な説明をしないといわゆる便乗値上げというふうな形に捉えられてしまいますので、なぜ4,500円以上を徴収するのかというところは丁寧な説明が要るのかなど。基本的には、国が示しているのは4,500円を上限としなさいというところで、府下の状況を見ましても、もうほとんど4,500円が上限となつてございます。

以上でございます。

議長(矢野正憲君)重光議員。

8番(重光俊則君)だから、それでやるのであれば4,500円以内で運営しなさいよということになりますけれども、これまで4,500円より高い副食費を出していたところは思想としてやらかなのか、そういう金でね。だから、そういうところを現場の保育園が悩まなあかんところになっているんですよね。それで町がこの分の差額を出すかと、そんなことを一つも検討していないでしょう。そういうことを含めて、副食費、主食費をどこで誰がカバーするのかというのは、各現場は違うかもわかりませんが、その辺の実情を把握していただきたいと思います。

それで、民間保育所の処遇改善で来年から実施を検討していることがあるかということについて回答をお願いします。

議長(矢野正憲君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)それでは、8点目の民間保育所の処遇改善で来年度から実施を検討していることにつきましてご答弁申し上げます。

国におきましては、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、職員の平均勤続年数や賃金改善・キャリアアップの取り組みに応じた人件費の加算が進められ、平成25年度から今年度までの間で約13%と最大4万円の処

遇改善が行われておりますが、来年度の処遇改善の加算額につきましては、現時点で国からは示されてございません。

本町におきましては、今後も国の処遇改善制度のさらなる充実や幅広い保育人材の育成等により、保育士の安定的確保が図られるよう、大阪府を通じて国に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今の副食費、主食費の件についてもそうですけれども、それから実際の人件費が賄えてきたのかどうかということも含めて、いろんな各保育所で苦勞されているんですよね。そういうところの実情のやっぱり話を聞く、連絡会を持つとか、そういう保育所が運営できなくなったらどうなるのかということ、町長以下十分に考えて対応していかないといけないと思うんです。

12月3日の新聞に、これはどういう理由かわかりませんが、枚方市で100人の保育士が退職したから、私立の保育士に月1万円市から払いますよということ、枚方市は決定しているんですよ。そういうお金があるところはそういうことができるけれども、そうでないところはどうするのか。そういう補充をどうしたらいいのかということも、それと、公立は物すごくそういう意味では潤沢な財源を使っているといえますか、身分が保障されているわけですが、そうでない民間保育所が約半分の児童を預かっているわけですから、その辺の実情を把握してどうするのかということは、ぜひ今後の課題として検討していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

次は少人数学級の実施についてですが、現在、9月議会でも少人数学級の実施についての請願が出されて、それは不採択となりましたけれども、少人数学級が大阪、全国で進んでやられているところもありますし、そうでないところもあります。

質問の1ですが、大阪府内の自治体で35人学級を実施している自治体を、令和2年以降に実施する自治体を含めて実情を示してくださいということで、表がつくられております。そうすると、この中に10自治体が、小学校3、4年生とかそういうものを含めてやっていますよということです。門真市が小学校の5、6をやり始めたというか、4年生まで門真市はそれまでやっていたと読むんですか。その辺をちょっと教えてください。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、1つ目のご答弁についてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、1つ目の大阪府内の自治体での35人学級を実施している自治体についてでございますが、今、議員からお話があったこの資料のとおりとなっております。10市が実際に実施しており、未実施は31市町村となっているということです。

ただいまご質問のありました門真市については、調査をしますと5年、6年のみやっているというふうな回答をいただいております。

あと、それ以外のしていない部分、なしのところの状況等も電話で全て確認させていただいたんですけども、していない背景は、やはり本町と同じ財源確保の問題、それから人員確保の問題があるというふうなことでご回答いただきました。

あと、令和2年度以降に関しましては、豊中市が小学校3年生で、3つ目で本年度でなしとなっておりますが、一応実施時期のところへ黒塗りですけれども豊中市が、それからあと、大東市が今検討中ですよという情報をいただいております。あと和泉市に関しましては、29年度から小学校3年で実施となって、ありなんですけれども、実はこれ、丸々1人先生をこのために入れているのではなくて、非常勤の形で16時間の講師を入れて、1人が担任を35人で持った分を、授業が足りないところを16時間の非常勤を使っているというふうなことです。丸々の35人学級用のものではないと聞いていますが、一応35人実施ということでここへは入れさせていただいているという状況でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）この前も、これは請願の検討とか議会の中での検討のときに説明がありましたけれども、令和元年に熊取町で全学年に35人学級を適用した場合の人件費のアップは幾らかということ、今までの説明で6人が足りないよという状況で、そうでよろしいんですか。それで何円足りないとなりますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）2点目の35人学級を全学年に適用した場合の人件費についてでございますが、4つの小学校で計6クラスの増加となりますので6人の配置、教員1人当たり、泉佐野市等の例を聞かせていただいて450万円程度であるというふうに考えたところ、約2,700万円と試算しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）わかりました。

それで、来年度から今の状況で小学校1年生だけに30人学級を適用した場合、人件費のアップは幾らになりますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）现阶段ですけれども、小学校1年生だけに30人学級を適用した場合の人件費については、2小学校で各1学級が増加となりますので、同じく1人当たり450万円と考えますと、約900万円と試算されます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今回も含めて前回から少人数学級についていろいろ話を聞かせていただいています、ワンチームでやっているんやからどんな状況でもできるというのが吉田理事のお話やったと思うので、40人学級であるけれど全然問題ないよと、そういう話で、今、言葉には出していませんけれど、特に熊取町には金がないからそれでやっているんやという認識を前段に出すべきやと思うんですよ。今の状態で先生は皆いいと言っているから今の状況でいいという説明がありました、そうじゃなくて、先生方じゃなくて全国で小学校、子どもたちの数は減らしたほうがいいと。全国の教員でどれぐらいの人数がいいのかと言ったら、20人から25人が一番いいというのが全国の回答なんです。これは平成23、4年ごろのあれですけれども、たくさんの人がそういう少人数学級がいいと思っている。

最近文部科学省は、あるいは内閣府は、金がないから先生の人件費を抑えようというので、40人学級にふやそうということを2年前から言っているところもある。それに乗った大臣とか代議士とかがおられますけれど、そういう意味で、世界で比べて日本の子どもというものに対して、小学校で教える側が少人数でなくてもいいんやという立場を主張されるのはいかがだと思います。

それともう一つ、きょうの鱧谷議員の説明で、大阪府は35人以下学級を全学年にわたってほぼ容認したに等しいですよ。それはほぼ容認したというか、それは、人数がたくさんあったら金はかかるので、加配人数を何人かの枠があるから、その内容はわかりませんが、小学校2年、1年だけ35人学級でいいと大阪府は言っていないですよ。その辺はどういう理解なんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、1点目の私の答弁が40人で問題ないというふうに話をしているというふうなご意見いただいたんですが、確かに財源のこともちゃんと話せばよかったですが、私はというか、教育委員会は決して40人学級を容認しているわけではございません。

ただいま鱧谷議員あるいは重光議員等からご質問いただいている少人数学級につきましては、いわゆる町単費での加配ということでのご質問をいただいているということをお大前提で考えさせていただきます。ですから、当然財源の問題でありますとか、町単費でやるとなると定数外です

ので、正教員をなかなか配置できないという人材確保の問題もやっぱり一つ大きな課題だと思っております。

ですから、それを大前提にお話しさせていただいているのでありまして、私どもは、例えば議員の皆様方が国に対して定数改善をなんとかしようということで今ご努力いただいているということをお大変ありがたく思っています。それが何とかならないかという思いも持っております。教育委員会としまして、35人学級を何とか実施できないかということで要望も毎年上げさせていただいております。ですから、そういった状況の中で、もしかしたらご答弁の仕方がよくなかったのかもしれないかもしれませんが、40人学級で問題ないというふうに考えておるわけではございません。

先ほど、大阪府が小学校の全学年で35人を容認したというご意見をいただいたんですけれども、もうちょっと細かく説明しますと、今、府の言っている加配というのは4つのメニューがあるんです。一つが先生の授業力向上のための加配、一つが今までやっている少人数、習熟度の加配、一つが専科指導といって、例えば各教科に専門的な人、その教科ばかりを教えさせるという加配、最後にあるのが今回新規で35人編制のが入ってきたんです。本町では今6名の加配をもらっていますが、来年度も多分6名の加配になるであろう、小学校は。と思われまして。そうなりますと、各小学校1名で1校だけ2名になります。なら、そうなったときに府のほうはどれを使ってもいいですよと言っています。1名しか学校は配置されなかったり、2名配置の学校は、一つは35人行こうかなということも考えてくれています。一つは習熟度でやろうかなと考えてくれています。ただ、35人学級というのはあくまで全て容認を府がしたという状況ではなくて、例えば今回、調査の内容を見ますと、35人学級を実施しますか、それで「します」と、必ず次に何を書かないといけないかといったら、来年度それがなくなった場合どうするんですかという質問まで入っているんですよ。つまり、必ず来年度もそれがあるというものが保証されているわけではないということ、各校長にそれをおろしたときに、この部分をどう書けばいいんだろうというふうな悩みを当然持っておられる部分もあります。

ですから、私のご答弁をもう少しきっちりさせていただいたらよかったのかもしれませんが、決して40人学級では全く問題ないというふうな考えでのご答弁させていただいているのではなくて、やはり財源、人員確保の問題、町単費でやることの難しさ、こういったところの中でご答弁をさせていただいているということでございます。

議長（矢野正憲君） 重光議員。

8番（重光俊則君） そういう意味で、35人学級ができないということは、熊取町で金がないからできないんやというのが大前提にあるんですよ。それで、今あるのでワンチームで頑張っているのを主張されるのは構わんですけれども、35人学級、40人学級がある中で、それでええんやというような発言にとれるわけですよ。そうじゃなくて、熊取町に金があればそれはやりたいと思われるけれども、できない、無理な話なんです。だから、それをそういう意味の誤解のとれるような説明があったことは僕は思いますので、その討論はしたくないですけども、少なくとも少人数学級を実現するのは教師にとってその目的の一つであるということと、自治体は金がないからできないというところがあって、板挟みがあるわけです。

今、議会が府や国に35人学級の実施の意見書を出しますけれども、こんな政府に出しても、それはいつになるかわからないというのが実情やと思いますわ。大阪府は精いっぱい加配でいろんなやり方をして、その加配分だけやりなさいということをお認めているぐらいで、全国でこんなものにお金を出すような政府は今ないと思いますよ。そうだったら、例えばあと10年今のままでいかなかったのかということをお考えたときに、この中で考えることはないかということです。例えば、小学校1年生だけ30人学級にする、そこから上は今のまま35人、それから4、5、6は40人のまま、これも一つの手だと思うんです。

やはり熊取町は金がないから何もしないという状況なんですけれども、小学校1年生だけを30人学級にしようと思った場合900万円ですよ。10年で1億円弱です。ふるさと納税で28億円あるわけ

ですけれども、その中の1億円を少しは、一つは子どもたちのため、教育のために使うということを決断してもいいんじゃないでしょうか。

もう一つ、要保護・準要保護就学援助のあれがアクションプログラムで出されましたけれども、それは、議員の中には今のままの370万円でないといかんよとは言っていなかった。だけど、泉佐野市よりちょっと低い基準をそのまま出してきた。だから議員は反対したんですよね。あそこで泉佐野市とほぼ同等以上のものであったら、決して今ある370万円の認定基準をやめても、大部分はいいよというような議員もたくさんおりました。そういうところも考えて、あのアクションプログラムはとまったままですよ。じゃそこで、そのアクションプログラムをもう一回検討して、そのお金の一部を小学校1年生だけでも30人学級にするとか、そういう大阪府内で熊取町は何らか違う姿勢を持つところを何か出していかないと、子育てのまち熊取町、教育のまち熊取町と言えませんよ、何もしないで。そういう中で、ふるさと納税を一部使ってもそういうことをするという検討を早急にさせていただきたいと思います。その辺、町長、一言簡単に、どう思われますか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほど来、吉田理事との議論を聞かせていただいています。その言うていた要保護・準要保護の補助金の出し方にしましてもそうですけれども、理事者サイドからすれば、上積み上積みというふうなそういった思いが伝わるといのか、そういうものが思いの中で積み重なっていくわけですよね。そうすると、予算編成にしてもどんどん膨らんでいくというふうな思いが強くなってくるといのは、これは事実かなと思います。

その中で、めり張りのきいた予算編成をいかにしていくか、抑えられる部分がどこにあるか、またスクラップ・アンド・ビルドというふうな考え方もございますけれども、そういったところで議員の皆さん方が了解をさせていただけるのであれば、そういったことを進めるということに関してはやぶさかではございませんし、子どもたちにとってどういう形がいいのか、それはもう重々考えてのことだと私も思っていますし、議員の皆さん方も思っていると思いますので、そういうことを考えることで一つでも、多少なりとも子どもたちの教育環境、教育について改善ができるのであれば、そういう決断をしていきたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今回の質問で、保育所の問題、少人数学級の2つの石を投げさせてもらいました。

これをやっぱり一つのベースにして、3月の予算を検討する議会までにいろいろ全員で考えていくということが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

議長（矢野正憲君）以上で、重光議員の質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「17時00分」延会）

12月熊取町議会定例会（第3号）

令和元年12月定例会会議録（第3号）

月 日 令和元年12月6日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	南 和仁
総 合 政 策 部 理 事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	貝口 良夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

- 議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例
- 議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例
- 議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例
- 議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について
- 議案第79号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）
- 議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年12月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

議長（矢野正憲君） それでは、本日の日程に入ります。

次に、日程第4 議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君） それでは、議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをごらんください。

提案理由でございますが、令和元年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

2ページから9ページまでは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料1-1をごらんください。

本条例の改正につきましては、施行期日が異なることから、同じ条項を2度改正する2条立ての手法をとってございます。

まず、第1条による改正でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第21条第2項第1号は一般職の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の92.5」を「100分の97.5」に改正するものでございます。

次に、資料1-2から1-7は一般職職員の給料表の改正であり、今回の人事院勧告に伴い、平均0.1%の増額改正となっております。

次に、資料1-8をごらんください。

第2条による改正でございます。第13条の3第1項は一般職の住居手当の支給対象となる家賃の下限額の改正で、現行「1万2,000円」を「1万6,000円」に改正し、第2項は住居手当の支給額の算定規定の改正及び文言修正で、第1号アは、現行では2万3,000円以下の家賃を支払っている職員に対して家賃の月額から1万2,000円を控除した額を手当額としておりますが、これを改正後は、月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員に対して家賃の月額から1万6,000円を控除した額を手当額とするものでございます。

次に、イは、現行では月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員に対して家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1、その金額が1万6,000円を超えるときは最大1万6,000円としたものに1万1,000円を加算した金額を手当額としておりますが、これを改正後は、月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員に対して家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1、その金額が1万7,000円を超えるときは最大1万7,000円としたものに1万1,000円を加算した金額を手当額とするものでございます。

次に、資料1-9の第21条第2項第1号は一般職の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の97.5」を「100分の95」に改正するものでございます。

次に、資料1-10をごらんください。

附則第5条による一部改正、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

別表第1、給料表の改正でございますが、会計年度任用職員につきましても常勤職員と同じ給料表を使用しているため、今回の職員の給料表の改正にあわせて、同じ内容で給料表の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書5ページにお戻りください。

上から7行目、附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条並びに附則第4条及び第5条の規定は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、遡及のための適用規定でございます。第1条の規定による改正後の一般職職員給与条例の規定は平成31年4月1日から適用するものとし、第21条第2項の改正規定は令和元年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3条は、給与及び勤勉手当の内払い規定でございます。改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職職員給与条例の規定に基づいて支給された給与及び勤勉手当は、改正後の給与条例の規定による給与及び勤勉手当の内払いとみなすものでございます。

次に、第4条は住居手当に関する経過措置でございます。今回の改正の結果、手当が月額2,000円を超えて減額となる者に対しては、令和2年度の1年間、激変緩和として経過措置を設けるものでございます。

まず、6ページ、第1号は、今回の改定の結果住居手当の支給の対象外となる者のうち、減額となる金額が月2,000円を超える者に対する経過措置で、現行の手当額から2,000円を控除した額を手当の月額とするもので、次に第2号は、改定の結果、住居手当の支給対象であるものの月2,000円を超える減額となる者に対する経過措置で、現行の手当額から2,000円を控除した額を手当額とするものでございます。

次に、6ページから9ページにかけて、第5条は、先ほどご説明しました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の給料表の一部改正でございます。

最後に、9ページ、第6条は、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める旨の委任規定でございます。

以上で、議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第5 議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例の件及び日程第6 議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それではまず、議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の10ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、都市計画法第33条第3項の規定による都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの運用を適用し、開発行為に係る制限を緩和することにより適正な公園の配置を図るため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

11ページをごらんください。

第1条では、都市計画法に基づく開発行為に関し、法第33条第3項の規定による都市計画法施行令第25条第6号の技術的細目として定められた制限の緩和を定めることを目的とすると規定してございます。

第2条では、この条例の規定は、法第7条第1項の市街化区域内において、次の各号のいずれかに該当する範囲内に開発区域が全て含まれる開発行為に限り適用するものと規定しています。

第1号では、本町の区域内に存する都市公園法施行令第2条第1項第1号に規定する都市公園の境界から直線距離250メートルの範囲内、第2号では、本町の区域内に存する同項第2号に規定する都市公園の境界から直線距離500メートルの範囲内、第3号では、前各号に掲げるもののほか、町長が別に定めるもの、これはふれあい公園及びちびっこ広場を指しますが、その境界から直線距離250メートルの範囲内と、それぞれ規定しています。

第3条では、前条に該当する開発行為のうち、制限を受けるものの下限となる開発区域面積を0.3ヘクタールから1ヘクタールに緩和すると規定しています。

第4条では、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めると規定しています。

附則でございます。

第1項、施行期日は令和2年4月1日から施行するとしており、第2項、経過措置として、この条例の規定は、施行の日以後に法第29条第1項の規定による許可の申請がなされた開発行為について適用するとしています。

続きまして、議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の12ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、先ほどご説明申し上げました都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例第3条に基づく緩和を受け、開発行為において都市公園を設置しない場合に徴収する負担金に関し必要な事項について定めるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

13ページをごらんください。

第1条の目的は、先ほど提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条では、用語の定義をしています。

第3条では、負担金の額を規定しています。

第1項では、額の算出に当たり、開発区域に最も近い標準地に係る地価公示法第6条の規定により公示された標準地の単位面積当たりの価格を用いることとし、開発区域に最も近い標準地が2以上ある場合については、最も高い基準単価を用いると規定しています。

第2項では、負担金の額は、前項の基準単価に0.5を乗じて得た額に、緩和条例第3条の規定による緩和がないものとした場合において設置が必要となる公園等の面積を乗じて得た額と規定しています。

第4条では、第1項では、負担金の額を確定したときは、遅滞なくこれを開発者に対し通知するものとする、第2項では、通知を受けた開発者は、町長が指定する期日までに納入通知書により負担金を納入しなければならないこと、第3項では、原則還付しない旨を、それぞれ規定してございます。

第5条では、この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定めると規定してございます。

最後に、附則ですが、この条例は令和2年4月1日から施行するとしています。

以上、議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例及び議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）内容の説明は聞いておりましたですけれども、条文を見て、先ほどの説明でちょっと疑問に思ったことがありますので、総括的に質問させていただきます。

まず、議案第74号の11ページの第2条の第3項「前各号に掲げるもののほか、」ということになっておまして、説明ではたしかふれあい公園、ちびっこ広場等が対象だというふうにあったんですけれども、ふれあい公園というのは地域の方の土地をお借りして設置されている。3カ所設置されましたけれども、大久保のふれあい公園はもう廃止されたということで、土地の所有者のいろいろな状況によって返還する可能性があるものを、その範囲内というか、要するになくなる可能性のあるものを範囲内に置くというのはいちとおかしいんじゃないかというのと、それから、ちびっこ広場というのは保育所の跡地であるとか、それから河川の法面であるとか、あと地域からの預かり財産であるとか、そういうところがたしかなくなっていると思いますので、やはり都市公園法に準ずる法的な縛りのあるような公園を対象にするほうがいいかなと思うんで、先ほどの説明を何かもう少し絞っていただいて、この条文がどうこうじゃなくて、もう少し固定的な公園的なもの、変化のないというかわからないというか、そういうものを中心にして250メートルというのか、そういうものにすべきじゃないかなと思いますので、検討をお願いしたいなと思います。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）確かに、議員おっしゃるように、ふれあい公園というのは現在2カ所ございます。ちびっこ広場につきましても10カ所あるという状況でございます。まず、開発の候補地が出てきた時点で、条例文は一応こういうふうに規定してございますけれども、その時点でその周囲のふれあい公園あるいはちびっこ広場、これらの状況等も勘案した中で検討してまいりたいと今のところは考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）総括的にお願いします。田中豊一議員、もうよろしいですか。はい。

そしたら、次に坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）1点だけお尋ねしたいんですが、こういう条例を定めるに当たって、既に緩和をされている自治体のことを研究されたかと思うんです。大阪府内にこのような開発行為に係る制限の緩和に関する条例を定めている自治体というのは幾つかあるんでしょうか、その辺、ご説明願います。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）本町と同様の緩和条例、これは、大阪府では松原市が既に制定してございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）松原市1市だけですか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）現在のところ、そのように確認してございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第7 議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の14ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、永楽ゆめの森公園条例第16条第4項に規定する駐車場利用料金において、別表及び備考を改正することにより、町内利用者と町外利用者との差を設け、さらなる公平性の確保と永楽ゆめの森公園の利用者サービス向上を図るため、この条例案を提出するものでございます。

15ページ、16ページは、永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例改め文でございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料2-1をごらんください。

永楽ゆめの森公園条例の最後に記載しています駐車場利用料金の額を記載した別表と備考でございます。表の右が現行、左が改正案でございます。

今回の改正点は、料金体系を現行の時間従量制から1日当たりに変更することと、障がい者等の優遇制度を新たに設けるものでございます。

右側の現行では、町内利用者と町外利用者の区別なく、30分以内は無料、1時間30分以内が100円、以降1時間を経過するごとに100円を追加し、最大4時間30分を超える場合は500円としています。大型自動車については、30分以内は無料、1時間30分までが200円、以降1時間を経過するごとに200円を追加し、最大4時間30分を超える場合は1,000円となっています。

これを左側の改正案では、町内利用者は1日1回当たり2時間30分以内は無料、2時間30分を超える場合は100円、町内の障がい者等は1日1回当たり無料とし、町外利用者は、祝日を除く月曜日から金曜日は1日1回当たり300円、土曜日、日曜日、祝日は1日1回当たり500円、町外の障がい者等は1日1回当たり2時間30分以内は無料、2時間30分を超える場合は100円としています。大型自動車につきましては1日1回当たり2,000円としています。

備考欄をごらんください。

第1項、右側現行では、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前11時から閉園まで及び土曜日、日曜日、祝日は開園から閉園までを有料とし、それ以外は無料としていましたが、改正案では1日当たりの料金としているため、第1項を削除してございます。

以下、改正案における各項についてご説明申し上げます。

第3項では、町内利用者とは町内に住所を有する者と規定しています。

資料2-2をごらんください。

第4項では、町外利用者とは町内利用者以外の者と規定してございます。

第6項では、障がい者等として、法律や要綱の規定により手帳等の交付を受けている者が該当する旨を規定しています。

第7項では、町内利用者または障がい者等の町外利用者は、町長が別に定める手続によらないで駐車場を使用した場合は、その利用料金は町外利用者で障がい者等以外の者に係る利用料金とみなすと規定しています。なお、町長が別に定める手続としては、利用者の方が管理事務所に駐在する管理員に駐車券をお渡しいただき、当該管理員が認証機に通すことを予定してございます。

恐れ入りますが、16ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項で、この条例は令和2年4月1日から施行する。第2項で、この条例による改正後の永楽ゆめの森公園条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に駐車場を利用する者の利用料金について適用し、同日前に駐車場を使用する者の利用料金については、なお従前の例によるとして、4月1日午前0時をもって改正した利用料金に移行する旨を明確化してございます。

以上、議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第8 議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

提案理由でございますが、令和2年4月1日より下水道排水設備工事責任技術者の登録事務が大阪府下水道協会で一元化されることに伴い、関係条例の一部の改正が必要となるため、この条例案を提出するものでございます。

この条例改正の主な内容につきましては、現行の条例から下水道排水設備工事責任技術者の登録に関する文言を削除するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

18ページは改め文でございます。

内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料3-1をお開きください。

下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第3条第11号につきましては、現行の責任技術者の定義の町の登録を受けた者を、改正案では、大阪府下水道協会の登録を受け、責任技術者証の交付を受けている者に改めるものでございます。

次に、現行の第7条の9から資料3-3、第7条の12までの、町で定めておりました責任技術者の登録の資格、申請、責任技術者証及び取り消しなどを削り、改正案では、新たに資料3-3、第7条の9において責任技術者証の携帯並びに第7条の10において登録の取り消し等を加えるものでございます。

資料3-4をお開きください。

第9条につきましては、現行の責任技術者の登録手数料を削るものでございます。

次に、第15条第1項第1号中、「下水道法施行令」を「令」に改めるものでございます。

議案書の18ページへお戻りください。

附則でございます。

第1項、施行期日でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項、経過措置でございますが、この条例の施行の際、現に改正前の下水道条例第7条の10第2項の規定により責任技術者証の登録を受けている者は、当該登録に係る有効期間内に限り、改正後の下水道条例第3条第11号に規定する責任技術者とみなすものでございます。

以上で、議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第9 議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての

件を議題といたします。

本件について説明を求めます。南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君） それでは、議案書19ページをごらんください。

議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議につきましてご説明申し上げます。

この協議は、泉州南消防組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町と協議することとしてございます。

提案理由は、泉州南消防組合規約の費用の支弁方法を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町と協議するため、同法第290条の規定により提案するものでございます。

20ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料4をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

経費の支弁方法、第16条第2項の改正でございます。

現行につきましては、構成市町の平成21年度、22年度決算額及び23年度予算額に基づく割合となっております。改正後におきましては、「前項の負担金（次項に定めるものを除く。）の負担割合は、消防費に係る基準財政需要額割、消防需要額割及び均等割とし、それぞれの割合にあつては関係市町の長の協議により定める。」としてございます。

議案書20ページにお戻りください。

この規約は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君） 次に、日程第10 議案第79号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 議案第79号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをごらんください。

熊取町立西小学校トイレ改修工事について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的ですが、熊取町立西小学校トイレ改修工事です。

次に、契約の金額は、変更前が8,578万4,600円で、変更後は8,685万7,100円となり、107万2,500円の増額でございます。

契約の相手方は、大阪府堺市北区北長尾町4丁7番3号、大樹建設株式会社、代表取締役島村正次です。

なお、本件工事は、本年9月議会定例会におきまして工事請負契約の締結について可決いただき、契約を締結しましたが、このたび契約金額について変更の必要が生じたので、議案を提出するものでございます。

次に、工事の変更内容についてご説明いたします。議案書のピンク色の分界紙以降にございます

資料5-1をお開きください。

変更となる工事内容は、その他工事において仮設トイレ7台を追加するものでございます。工事施工箇所の位置図を資料5-2でお示ししてございます。

なお、今回の工事内容の変更に伴う工期限、令和2年3月25日については変更ございません。

以上で、議案第79号 工事請負変更契約の締結について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

本件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明ありました今回のトイレの改修工事の変更契約ですけれども、西小学校のトイレ改修工事に関しては、変更前が仮設トイレ10台、そして変更後が仮設トイレ17台ということで、これについては、最初の契約の段階で審議したときに我々も仮設トイレについて若干の意見があったかと思えます。その時点ではもともとの10台で大丈夫かなということで可決されたわけなんですけど、その後、学校の現場のほうからも10台で大丈夫なのかという不安の声があって、そういったことから判断されて仮設トイレをふやすということに至ったのかと思えます。そういう点での変更の判断は正しい判断であろうと思えますけれども、最初の契約の段階で10台で大丈夫だというふうに思っていた、その理由はどのようなものだったのでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）一応、設計担当をしております都市整備部のほうからお答えさせていただきます。

西小学校のトイレの洋式化改修につきましては、同時期に北小学校、南小学校と同時に発注させていただいておったんですけれども、もともと西小については若干工事規模が大きいということで、工事の内容につきましては、できるだけトイレの改修箇所が重ならないような形でということで設定をしてございました。その中で、他校とあわせて10台の仮設トイレで賄えるという判断をさせていただいておりました。

ただ、実際に契約した後、学校行事の関係でございましたりとか、あと発注先の工事業者のほうの進める都合によりまして若干同時施工しなければならない部分というのが出てまいりましたので、今回、仮設のトイレを追加させていただくような形をとらせていただいております。

若干、寒い時期ですので、子どもたちのトイレの回数というのもふえることもあると思えますので、その辺、学校のスケジュールと、それから業者のほうの手当の関係等々、契約後に若干修正が生じたということで、今回追加をさせていただいたということになってございます。よろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）これまでに、トイレに関して大きな混乱はありませんでしたか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）基本的には一定基準に基づいて基数を出しております、レベル的には最低限度、標準的なものでゆとりのあるということでレベルがあるんですけれども、標準的な分ですけれども、入れさせていただいております。

ただ、とはいえ標準でいけば男子のほうは10で女子が7となるんですけれども、実際、10の内訳でいえば小便器が7で大便器3と、仮設トイレというのは洋式の大便器、そういった状況、あるいは実際、寒い時期で児童でも女子児童と男子児童の日々の状況とか学校現場がよく周知しておりますので、学校とも議論、調整しまして、最終的には男子を8、女子のほうを9基ということで、9

基というのは、女子でいえばゆとりある基数を確保できて、総トータルで標準的なということでやっておるんです。学校現場に確認したところ、おおむね順調に、多少並ぶことがあったとしても混乱はなく進んでいるというふうな報告は受けております。

ただ、1点だけ、学校というのは休み時間が、例えば1限目と2時限目でしたら10分、2時限目と3時限目でしたら15分とか、違います。お昼から、食事が終わった後20分休憩があった後、掃除の時間というのを15分入れていまして、掃除の時間になると次、5時限目が始まるまで5分の休みしかないので、その部分は結構混乱して、数分、5分程度というんですか、ちょっとおくれたりというふうな事象は出てきておるようなことです。今そういった運用をしているんですけど、例えばそれが授業に支障とかがあるようであれば、給食の後の休憩の20分の後ろに、掃除の後にさらに5分しかお休みが5時間目の前にないので、ちょっと持ってきたりとか、そういう多少工夫というのは必要かなど。冒頭申し上げたように、おおむねそういった、順調に対応のほうはできておるというふうに考えております。

今後、また現場の意見等も聞いて、適時適切に対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

資料5-2の図のところに変更箇所、仮設トイレ7台追加と書かれているんですが、仮設トイレはこの場所に集中しているんですか。それとも分散しているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）1カ所に集中させて、男子と女子を分けて、男子は8、女子は9と。

西小の体育館棟、その1階の奥の出たところに2階の体育館に上がる、左右に上がる外づきの階段があると思うんですけども、その右側を一旦使えなく、使用停止というか潰すような形になって、そこでしたら上にひさしがありますので、雨にぬれてということがないので、そこに集中的に設置させていただいております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第79号について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）の件を採決いたします。

議案第79号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第11 議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、久保地区ほか4カ所の老人憩の家耐震補強経費の補正、西小学校校舎外壁・屋上防水改修に係る経費の補正、令和元年度人事院勧告への対応及び人事異動等による人件費補正などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをごらんになってください。

それでは、第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,137万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ149億3,835万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

それでは、5 ページをごらんになってください。

第2表繰越明許費補正でございます。

1の追加でございますが、款 民生費、項 社会福祉費、久保老人憩の家他耐震補強事業1億340万円ですが、久保老人憩の家ほか4カ所に係る耐震補強工事の期間が年度をまたぐため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款 教育費、項 小学校費、小学校施設長寿命化計画策定事業572万円ですが、学校施設長寿命化計画策定委託業務の期間が年度をまたぐため翌年度に繰り越すもので、こちらは小学校分でございます。

次に、西小学校外壁等改修事業3,670万3,000円ですが、西小学校校舎外壁屋上防水改修工事の期間が年度をまたぐため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、項 中学校費、熊取北中学校・熊取南中学校トイレ改修事業971万1,000円ですが、北中学校、南中学校のトイレ改修に係る設計業務期間が年度をまたぐため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、中学校施設長寿命化計画策定事業343万2,000円ですが、学校施設長寿命化計画策定委託業務の期間が年度をまたぐため翌年度に繰り越すもので、こちらは中学校分となるものでございます。

次に、6 ページをごらんになってください。

第3表債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、コンビニエンスストア収納業務につきまして、令和2年度から令和4年度までの契約行為を今年度中に実施するため、令和元年度から令和4年度までの期間で限度額を607万円と設定するものでございます。

その下の封入封緘等委託業務につきましては、令和2年4月に始まる委託業務の契約行為を今年度中に実施するため、令和元年度から令和2年度までの期間で限度額を271万4,000円と設定するものでございます。

次に、2の変更でございますが、熊取駅西整備用地取得事業につきまして、事業用地買収に伴う代替地を熊取町土地開発公社が先行取得するために行うもので、限度額を熊取町土地開発公社が先行取得した土地代金1億6,340万円に利息及び事務費等を加えた額と変更するものでございます。

次に、右の7 ページをごらんになってください。

第4表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、社会教育施設災害復旧事業につきましては、中家住宅表門耐震補強工事に充当するもので、限度額は680万円でございます。

その下、2の変更でございますが、広域廃棄物処分場整備事業につきましては、広域廃棄物処分場の災害復旧に関する負担金に充当するもので、限度額を400万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

8、9 ページは総括ですので、省略させていただきます。

10ページ、11ページをごらんになってください。

なお、職員に係る人件費の補正につきましては、32ページ以降の補正予算給与費明細書で後ほど一括して説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金115万7,000円の増額につきましては、マイナンバー関連事務経費に係る補助金でございます。

次の目 民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金3,865万円の増額につきましては、久保老人憩の家のほか4カ所の耐震補強工事に係る補助金でございます。

その下の目 教育費国庫補助金の文化財保存整備費補助金767万5,000円の増額につきましては、重要文化財中家住宅表門耐震補強経費に係る補助金でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金3,670万円の増額及び目 財政調整基金繰入金5,384万1,000円の増額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

次の目 くまとりふるさと応援基金繰入金6,475万円の増額につきましては、久保老人憩の家ほか4カ所の耐震補強工事に充当するものでございます。

また、目 産業活性化基金繰入金72万7,000円の増額につきましては、産業活性化事業補助金に充当するものでございます。

次の項 特別会計繰入金、目 下水道事業会計繰入金502万3,000円の増額につきましては、平成30年度繰出金等の精算による繰り入れでございます。

その下、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の電算機使用負担金175万3,000円の増額につきましては、システム改修に伴う各特別会計負担金でございます。次の社会福祉施設整備費補助金返還金2,330万3,000円の増額につきましては、小規模多機能型居宅介護施設の事業廃止に伴う返還金でございます。

最後に、款 町債につきましては、第4表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費の企画一般事務経費、臨時雇賃金29万6,000円の増額につきましては、正規職員の産休に伴うものでございます。その下のシティプロモーション事業、社宅等誘致奨励金180万円の増額につきましては、社宅整備促進補助金制度の申請見込み分でございます。

その下の目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料289万円3,000円の増額及びその下のソフトウェア購入費106万9,000円の増額につきましては、制度改正に対応するためのシステム改修経費などがございます。

次に、14ページ、15ページをごらんになってください。

項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業、通信運搬費7万2,000円の増額及び庁用器具費39万2,000円の増額につきましては、マイナンバーカード取得促進に係る申請サポート用タブレットなどに係る経費でございます。

次に、16ページ、17ページをごらんになってください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 老人福祉費の社会福祉施設整備事業、国・府支出金等返還金2,330万3,000円の増額につきましては、小規模多機能型居宅介護施設の事業廃止に伴う府支出金の返還金でございます。その下の老人憩の家維持管理事業、耐震補強等工事費1億340万円の増額につきましては、久保老人憩の家ほか4カ所の耐震補強に係る経費でございます。

次に、その下の目 重度障がい者医療助成費の重度障がい者医療助成事業、重度障がい者医療費公費負担額148万3,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。

その下の目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療事務事業、療養給付費負担金1,219万2,000円の増額につきましては、平成30年度後期高齢者医療定率負担金の精算追加分でございます。その下の

後期高齢者医療特別会計繰出事業、後期高齢者医療特別会計繰出金54万5,000円の増額につきましては、人事異動、人事院勧告に伴う人件費補正などによるものでございます。

次に、18ページ、19ページをごらんください。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、国・府支出金等返還金364万4,000円の増額につきましては、平成30年度子どものための教育・保育給付交付金の確定による返還金でございます。

次に、目 児童福祉施設費の子育て支援事業、国・府支出金等返還金305万2,000円の増額につきましては、平成30年度子ども・子育て支援交付金等の確定による返還金でございます。

次に、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金182万1,000円の増額につきましては、人事異動、人事院勧告に伴う人件費補正などによるものでございます。

次に、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金87万2,000円の増額につきましても、人事異動、人事院勧告に伴う人件費補正などによるものでございます。

次に、20ページ、21ページをごらんになってください。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の母子保健事業、国・府支出金等返還金116万円の増額につきましては、平成30年度母子保健衛生費国庫補助金の確定による返還金でございます。

次に、項 清掃費、目 塵芥処理費の最終処分事業、広域廃棄物処理場整備事業負担金104万円の増額につきましては、平成30年度台風21号被災に伴う災害復旧事業費負担金でございます。

次に、22ページ、23ページをごらんになってください。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の産業活性化基金事業、産業活性化事業補助金72万7,000円の増額につきましては、創業支援事業など所要見込み額の増によるものでございます。

次に、24ページ、25ページをごらんになってください。

款 土木費、項 都市計画費、目 公園費の公園維持管理事業、害虫駆除委託料233万円の増額につきましては、永楽ゆめの森公園ほか、ナラ枯れ対策に係る経費でございます。

その下の目 下水道費の下水道事業会計繰出事業、下水道事業会計出資金191万6,000円の増額、26ページ、27ページに移っていただきまして、下水道事業会計繰出金1,073万5,000円の増額につきましては、人事異動、人事院勧告に伴う人件費補正などによるものでございます。

次に、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校運営事業、教師用指導書代1,313万8,000円の増額につきましては、教科書改訂によるものでございます。次の小学校維持管理事業、こちらは28ページ、29ページに移っていただきまして、公共施設長寿命化計画策定委託料572万円の増額につきましては、小学校施設長寿命化計画の策定に係る経費でございます。その次の維持修繕工事費3,670万3,000円の増額につきましては、西小学校校舎外壁等の改修に係る経費でございます。

次に、目 教育振興費の小学校就学援助事業、要保護・準要保護児童就学援助費549万1,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。

次に、項 中学校費、目 学校管理費の中学校維持管理事業、測量・設計・監理等委託料971万1,000円の増額につきましては、熊取北中学校、熊取南中学校のトイレ改修に係る設計業務でございます。次の公共施設長寿命化計画策定委託料343万2,000円の増額につきましては、中学校施設長寿命化計画の策定に係る経費でございます。

次に、目 教育振興費の中学校就学援助事業、要保護・準要保護生徒就学援助費288万8,000円の増額につきましては、小学校費と同様に、所要見込み額の増によるものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをごらんになってください。

款 災害復旧費、項 公共施設災害復旧費、目 社会教育施設災害復旧費の文化財災害復旧事業、費用弁償3万2,000円の増額から災害復旧工事費1,884万4,000円の増額につきましては、昨年の台

風により被災した重要文化財中家住宅の復旧に係る追加経費及び表門の耐震補強に係る経費でございます。

続きまして、32ページの補正予算給与費明細書をごらんになってください。

まず、1、特別職でございますが、一番下の比較の行のところをごらんになってください。

こちらは、共済費の列におきまして10万8,000円の減額となったものでございます。これは保険料率の変更に伴うものでございます。

次に、右の33ページに移りまして、2、一般職分でございます。

こちらは、上段、給与費ですが、比較の行のところ、給料で2,020万1,000円の減、職員手当で923万3,000円の減、共済費で218万6,000円の減となり、合計3,162万円の減となっております。こちらの給料、職員手当、共済費につきましては、人事院勧告に準じた改定に伴う増、自己都合退職や育児休業等に伴う減及び人事異動等に伴う補正となっております。

次に、34ページをお開きください。

給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

ここでは、表の左側ですけれども、給料、職員手当の区分に加えまして、給与改定に伴う増加分、その他の増加分という区分で人件費の補正について整理した表でございます。

なお、37ページの債務負担行為調書と38ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第12 議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第13 議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第81号並びに議案第82号についてご説明申し上げます。

まず、議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、システム改修費の増額、人事院勧告の実施及び人事異動等に伴う人件費の増額、また、会計年度任用職員制度導入に伴う財務会計システム改修による一般会計への電子計算機使用負担金の増額補正となっております。あわせて、国民健康保険料のコンビニエンスストア収納業務に係る債務負担行為の設定を行うものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,751万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとさせていただきます。

次に、第2条 債務負担行為でございますが、内容は、4ページの第2表に記載しておりますとおりコンビニエンスストア収納業務で、令和元年度から令和4年度までの債務負担行為でございま

して、限度額につきましては180万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金106万8,000円につきましては、オンライン資格管理に係る国保システム改修費用の財源に充てるもので、改修費用の全額が補助金で賄われるものと見込んでおります。

次に、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 国民健康保険制度関係業務事業費補助金35万4,000円につきましては、在留資格確認に係る国保システム改修費用の財源に充てるもので、国の定める補助基準額を増額補正するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の職員給与費等繰入金182万1,000円につきましては、10ページ、11ページの歳出における総務費の人件費の増額及び電算システム改修に伴うものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業は、職員に係る人件費の補正でございますので、まず、恐れ入ります、12ページの補正予算給与費明細書、総括のほうで説明をさせていただきます。そちらをごらんください。

まず、上段真ん中の給与費でございますが、比較いたしますと、給料が146万5,000円の増、職員手当が34万1,000円の減となり、合わせまして112万4,000円の増額、その横の共済費が42万1,000円の増で、合計154万5,000円の増となっております。

給料でございますが、人事院勧告に準じた給与改定による増及び人事異動に伴う増による補正となっております。また、職員手当は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増及び勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げたことに伴う増でございますが、人事異動に伴う減額がございまして減額補正となっております。共済費につきましては、給与改定や人事異動により、結果として増額となったものでございます。

なお、13ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目通しいただきますようお願いをいたします。

10ページ、11ページにお戻りください。

同じく、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の一般管理経費、電子計算機使用負担金につきましては、オンライン資格確認に係る国保システム改修費用106万8,000円、在留資格確認に係る国保システム改修費用60万4,000円並びに会計年度任用職員制度の導入に伴う財務会計システム改修に要する費用のうち、国保特別会計において負担する金額2万6,000円の合計169万8,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、債務負担行為についてでございます。

16ページをごらんください。

国保料のコンビニエンスストア収納業務については、現在の債務負担行為の設定期間が本年度末となっておりますことから、令和2年度以降の予算を確保するため、債務負担行為を新たに設定するものでございます。

期間設定は令和元年度から令和4年度までで、限度額を180万円とするものでございますが、限度額につきましては、本年度は準備行為のみで、令和2年度から令和4年度までの3カ年の必要経費について、これまでの実績を踏まえて算定したものでございます。

以上で、議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につき

ましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、人事院勧告の実施及び人事異動に伴う人件費の増額及び会計年度任用職員制度の導入に伴う財務会計システムの改修による一般会計への電子計算機使用負担金の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,678万2,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4 ページ、5 ページは総括でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

6 ページ、7 ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 歳入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、8 ページ、9 ページの歳出における総務費の補正に伴うもので、歳出予算と同額の54万5,000円を増額するものがございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業は、職員に係る人件費の補正でございます。10ページの補正予算給与費明細書、総括で説明をさせていただきます。

恐れ入ります、10ページをごらんください。

まず、上段真ん中の給与費でございますが、比較いたしますと、給料が9万円の減、職員手当が44万3,000円の増、その横の共済費が18万2,000円の増、合計で53万5,000円の増額となっております。

給料ですが、人事院勧告に準じた給与改定による増額でございますが、人事異動に伴う減少がございます。トータルで減額となっております。また職員手当につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増額及び勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げたことに加えまして、人事異動も伴い増額となったもので、共済費につきましても同様に増額となったものがございます。

なお、11ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、恐れ入ります、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

8 ページ、9 ページにお戻りください。

同じく、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の後期高齢者医療事務事業、電子計算機使用負担金1万円につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴う財務会計システム改修に要する費用のうち、後期高齢者医療特別会計において負担する金額でございます。

以上で、議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第81号並びに第82号、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第14 議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3

号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君)それでは、議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正の内容でございますが、国庫補助金の交付額決定によるもの及び人事異動、人事院勧告実施に伴う人件費などの補正となっております。

まず、1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ781万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,983万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明のほうを省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 調整交付金857万8,000円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。

次に、その下の目 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)31万5,000円の減額、2つ飛ばしていただきまして、款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)15万7,000円の減額、次の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)15万7,000円の減額につきましては、いずれも歳出における包括的支援事業・任意事業費の減額に伴い、法定負担割合に応じて減額するものでございます。

国庫支出金の3つ目に戻っていただきまして、目 介護保険事業費補助金78万4,000円の増額につきましては、システム改修費に対する国庫補助金の確定に伴う補正でございます。

次に、目 保険者機能強化推進交付金682万3,000円の増額につきましては、交付額の内示に伴う補正でございます。

2つ飛ばしていただきまして、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金のうち節 職員給与等繰入金176万8,000円の増額につきましては、歳出における一般管理費の人件費増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。その下の節 事務費繰入金73万9,000円の減額につきましては、歳出におけるシステム改修に伴う経費4万5,000円から先ほどご説明いたしましたシステム改修補助金78万4,000円を相殺しますと、一般会計からの繰り入れが73万9,000円の減額となるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金876万6,000円の減額につきましては、今回の補正予算における財源調整のため、補正を行うものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをごらんください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業176万8,000円の増額及び10ページ、11ページをごらんいただきまして、中ほどの款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費の職員給与関係事業112万3,000円の減額につきましては、人件費の補正となりますので、12ページ以降の補正予算給与費明細書でご説明させていただきます。

12ページのほうをごらんください。

一般職でございます。比較の欄を見ていただきますと、給与費のところでは給料が16万1,000円の増額、職員手当が12万1,000円の増額、共済費につきましては36万3,000円の増額となり、合計で64万5,000円の増額となっております。これらは、いずれも人事院勧告に準じた給与改定及び人事異動等に伴うものでございます。

なお、13ページの給料及び職員手当の増減の明細以降につきましては、後ほどお目通しいたごきますようお願い申し上げます。

8ページ、9ページにお戻りください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、介護保険事務事業の電子計算機使用負担金4万5,000円の増額につきましては、財務会計システムの会計年度任用職員制度の対応に係るシステム改修に伴うものでございます。

次の款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費から、10ページ、11ページに移りまして2つ目の款 保険給付費、項 特定入所者介護サービス等費、目 特定入所者介護サービス等費までにつきましては、いずれも歳入における調整交付金857万8,000円の増額に伴い財源振替を行うものでございます。

次に、款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費の家族介護用品購入費助成金30万6,000円の増額につきましては、利用者の増加により予算不足が見込まれるため、補正するものでございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金682万3,000円の増額につきましては、歳入における保険者機能強化推進交付金を全額基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第15 議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）議案のご説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

令和元年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第1号）のタイトルの下に記載してございます「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に修正願います。申しわけございませんでした。

それでは、議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。令和元年度熊取町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和元年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 事業収益、第2項 営業外収益の既決予定額から1,000円を減額し、補正後の額を1億8,083万2,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業収益の補正後の額を9億6,685万1,000円とするものでございます。

支出として、第1款 事業費、第1項 営業費用の既決予定額から229万2,000円を減額し、補正後の額を9億2,009万1,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業費の補正後の額

を9億4,817万8,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,679万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,647万2,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金1億1,717万2,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億1,684万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額から32万4,000円を減額し、補正後の額を3億5,863万2,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を4億8,783万円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。職員給与費の既決予定額から261万6,000円を減額し、補正後の額を1億1,121万3,000円とするものでございます。

次に、第5条の元号表記でございます。改元により、平成31年度予算全体における元号の表記は令和に統一するものでございます。

次の2ページは、令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

詳細については8ページからの説明書でご説明いたしますので、8ページをお開きください。

収益的収入の表をごらんください。

第1款 事業収益、第2項 営業外収益の他会計補助金の1,000円の減額は、大阪府市町村職員共済組合費の率の見直しにより、下水道事業会計から繰り入れています上下水道部長に係る兼務職員人件費負担金の補正を行うものでございます。

以上により、収益的収入合計の既決予定額9億6,685万2,000円から補正予定額1,000円を減額し、9億6,685万1,000円とするものでございます。

続きまして、収益的支出の表をごらんください。

第1款 事業費、第1項 営業費用の原水及び浄水費9万6,000円の増額、配水及び給水費189万8,000円の増額、総係費428万6,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額9億5,047万円から補正予定額229万2,000円を減額し、9億4,817万8,000円とするものでございます。

次の9ページの資本的支出の表をごらんください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の建設費32万4,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

以上により、資本的支出合計の既決予定額4億8,815万4,000円から補正予定額32万4,000円を減額し、4億8,783万円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和元年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第1号）でございます。

また、4ページから6ページまでは補正予算給与費明細書でございます。

また、7ページは令和元年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第1号）でございます。

いずれも、このたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第16 議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目が人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正、2つ目が平成30年度下水道事業会計決算確定に伴う一般会計繰入金精算返納金の計上を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。令和元年度熊取町の下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和元年度熊取町の下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益の既決予定額に1,073万5,000円を増額し、補正後の額を6億1,618万1,000円とするものでございます。それにより、第1款、下水道事業収益の補正後の額を11億4,768万円とするものでございます。

支出として、第1款 下水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に1,073万5,000円を増額し、補正後の額を9億5,090万3,000円とし、第3項 特別損失の既決予定額に502万3,000円を増額し、補正後の額を552万3,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を10億9,493万9,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。

収入として、第1款 資本的収入、第4項 他会計出資金の既決予定額に191万6,000円を増額し、補正後の額を1億532万4,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的収入の補正後の額を6億6,285万4,000円とするものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額に191万6,000円を増額し、補正後の額を3億5,675万7,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を9億3,790万7,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費の既決予定額に1,265万2,000円を増額し、補正後の額を9,495万1,000円とするものでございます。

次に、第5条の他会計から補助金の補正でございます。

予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正するものでございます。既決予定額に1,073万5,000円を増額し、補正後の額を2億695万円とするものでございます。

次に、第6条の元号表記でございます。改元により、平成31年度予算全体における元号の表記は令和に統一するものでございます。

次の3ページは、令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

詳細につきましては、9ページからの説明書でご説明いたしますので、9ページをお開きください。

収益的収入の表をごらんください。

第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益の他会計補助金1,073万5,000円の増額は、今回の補正に伴う財源として一般会計からの補助金を増額補正するものでございます。

以上により、収益的収入合計の既決予定額11億3,694万5,000円に補正予定額の1,073万5,000円を増額し、11億4,768万円とするものでございます。

続きまして、収益的支出の表をごらんください。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の管渠費505万7,000円の増額、総係費567万8,000円の増額は、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

次に、第3項 特別損失の過年度損益修正損502万3,000円の増額は、平成30年度下水道事業会計決算確定に伴う一般会計繰入金精算返納金でございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額10億7,918万1,000円に補正予定額1,575万8,000円を増額し、10億9,493万9,000円とするものでございます。

次の10ページの資本的収入の表をごらんください。

第1款 資本的収入、第4項 他会計出資金の他会計出資金191万6,000円の増額は、今回の補正に伴う財源として一般会計からの出資金を増額補正するものでございます。

以上により、資本的収入合計の既決予定額6億6,093万8,000円に補正予定額191万6,000円を増額し、6億6,285万4,000円とするものでございます。

続きまして、資本的支出の表をごらんください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の下水道建設事業費191万6,000円の増額は、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

以上により、資本的支出合計の既決予定額9億3,599万1,000円に補正予定額191万6,000円を増額し、9億3,790万7,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、4ページへお戻りください。

令和元年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第1号）でございます。

5ページから7ページは補正予算給与費明細書でございます。

また、8ページは令和元年度熊取町下水道事業予定貸借対照表補正（第1号）でございます。

いずれも、このたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しをさせていただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（「11時46分」散会）

12 月熊取町議会定例会（第 4 号）

令和元年12月定例会会議録（第4号）

月 日 令和元年12月19日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1 番 田中 圭介	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 田中 豊一	6 番 鱧谷 陽子
7 番 文野 慎治	8 番 重光 俊則	9 番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	南 和仁
総 合 政 策 部 理 事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	貝口 良夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について
議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）
議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例
議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例
議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例
議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例
議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

追加付議議案

議案第86号 印鑑登録条例の一部を改正する条例
議員提出議案第12号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書
議員提出議案第13号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書
議員提出議案第14号 小・中学校の全ての学年で35人以下学級の実施を求める意見書
議員提出議案第15号 海洋ごみの処理推進を求める意見書
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について
議員提出議案第16号 議案第78号「泉州南消防組合規約の変更に関する協議について」に対する

附帯決議

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年12月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る12月11日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、令和元年12月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、理事者提出議案として、印鑑登録条例の一部を改正する条例の件1件、また、議員提出議案として、令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書のほか3件、以上5件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の1件及び議員提出の4件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、議員提出議案の意見書4件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上6件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件及び日程第3 議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件は、12月6日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。浦川総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（浦川佳浩君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る12月6日の本会議において本委員会に付託されました議案3件の審査を行うため、12月12日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件につきましては、活発

な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第73号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第73号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第78号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。渡辺議員。10番（渡辺豊子君）議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についてに対する附帯決議の動議を提出いたします。

議長（矢野正憲君）ただいま渡辺議員から附帯決議の動議が提出されましたが、賛成の議員はおられますか。

（賛成者挙手）

ただいま渡辺議員から、議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についてに対する附帯決議の動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

議案第78号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についてに対する附帯決議の動議を日程に追加し、追加議事日程第7として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加議事日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

議事の途中ですが、ただいまより議案書の配付の間、休憩とします。

（「10時08分」から「10時09分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（矢野正憲君）追加議事日程第7 議員提出議案第16号 議案第78号「泉州南消防組合理約の変更に関する協議について」に対する附帯決議の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）それでは、議員提出議案第16号 議案第78号「泉州南消防組合理約の変更に関する協議について」に対する附帯決議についてご説明申し上げます。

追加議案書の追一1ページをお開きください。

議員提出議案第16号 議案第78号「泉州南消防組合理約の変更に関する協議について」に対する附帯決議。

議会議事規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	渡辺	豊子
賛成者	熊取町議会議員	田中	圭介
同じく		大林	隆昭
同じく		浦川	佳浩
同じく		坂上	昌史
同じく		田中	豊一
同じく		鱧谷	陽子
同じく		文野	慎治
同じく		重光	俊則
同じく		二見	裕子
同じく		河合	弘樹
同じく		江川	慶子
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

議案第78号「泉州南消防組合理約の変更に関する協議について」に対する附帯決議。

今回、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町と本町で構成される泉州南消防組合の規約を改め、それぞれの市町の負担割合を見直すものであるが、組合発足時より、全体経費がかなり増加している実態に鑑み、熊取町は泉州南消防組合に、以下の事項について改善を求めること。

一、火災、救急等の消防需要を踏まえた署所の統廃合や施設の規模、車両・配置職員数の適正化により、負担金総額について、組合構成市町の財政負担軽減を図ること。

一、新たな負担割合（基準財政需要額割、消防需要額割、均等割）については、定期的な検証及び見直しを図ること。

以上、決議する。

令和元年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、よろしくご審議賜り、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第16号 議案第78号「泉州南消防組合理約の変更」

関する協議について」に対する附帯決議の件を採決いたします。

議員提出議案第16号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第80号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第80号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第7号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第4 議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例の件、日程第5 議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例の件、日程第6 議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件、日程第9 議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件、日程第10 議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件、日程第11 議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算(第1号)の件及び日程第12 議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)の件、以上9件を一括して議題といたします。

本9件は、12月6日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。坂上昌史事業厚生常任委員会委員長。事業厚生常任委員会委員長(坂上昌史君)それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る12月6日の本会議において本委員会に付託されました議案9件の審査を行うため、12月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもと、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第74号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第74号 都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の緩和に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第75号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号 都市計画法に基づく開発行為に伴う公園等の設置について緩和を受けた場合に徴収する負担金に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第76号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第76号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第77号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第77号 下水道条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第81号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第82号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第83号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第83号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第84号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第84号 令和元年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第85号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第85号 令和元年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、追加議事日程第1 議案第86号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。巖根住民部長。

住民部長(巖根晃哉君) それでは、議案第86号 印鑑登録条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

追加議案書追-1ページをごらんください。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、印鑑登録証明事務処理要領において印鑑登録に係る登録資格者の定義が改められたことに伴い、印鑑登録条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

少し補足させていただきます。印鑑登録証明事務処理要領についてでございます。これは、印鑑登録証明事務については印鑑登録条例等に基づく自治事務でございますが、その事務の重要性から昭和49年自治省通知で当該事務処理要領が示され、印鑑登録に関する制度の改正等はこの事務処理要領に準拠することが適当とされており、各市町村間での事務の統一が図られているもので、本町におきましても当該事務処理要領に準拠し、事務処理を行っているものでございます。

それでは、追加議案書追-2ページをごらんください。

こちらは、印鑑登録条例の一部を改正する条例改め文でございます。説明につきましては、追加議案書桃色の分界紙の後ろ、資料追1-1、1-2、新旧対照表にて説明いたしますので、そちらをごらんください。

印鑑登録条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

第2条につきましては、登録資格に関する規定で、同条第2項で印鑑の登録を受けることができない者として定められている「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者」に改めるものでございます。これは、今回の事務処理要領改正の趣旨が、成年被後見人は一律印鑑登録事務を行わないというものから、成年被後見人であっても一定の条件がそろえば印鑑登録事務を行えるものということから、このように定義を改めるものでございます。

第5条につきましては登録印鑑に関する規定、第6条につきましては印鑑登録原票に関する規定でございますが、ともに文言の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、追加議案書追-2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。本来であれば、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が今年14日

から施行されていることから、同日の施行日として事務処理をすべきところでございますが、先ほど申し上げました事務処理要領の改正が11月19日付で通知されたことにより、所要の手続が間に合わなかった中で、速やかに施行すべきものとして、本日追加議案で上程させていただくものでございます。

以上で、議案第86号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議させていただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたが、資料追1－1のところでは現行と改正案との比較ということで、「成年被後見人」という文言が「意思能力を有しない者」というふうに変更されるわけなんです。先ほどの説明でたしか成年被後見人の権利擁護というふうな言葉があったかと思うんですが、成年被後見人が意思能力を有しない者と改められることの意味について、もう一度ご説明願います。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今回改めるところの意義とございますか、もう一度改めて説明させていただきます。

成年被後見人であれば一律印鑑登録を行わないというのではなくて、成年被後見人であっても一定の条件がそろえば印鑑登録事務を行えるというところで、端的に申し上げますと、意思能力を有しない者というものは成年被後見人のことを指す形になります。ただ、その上で、成年被後見人の方が印鑑登録したいという意思を持つ、その判断をどこでするかといいますと、法定代理人と一緒に窓口に来ていただいた場合、この時点で成年被後見人であっても意思を有する者という判断をいたしまして、印鑑登録事務を行うものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）法定代理人と一緒に窓口に来ていただいた場合はオーケーだということなんですが、それは今までどの取り扱いが変わったということなんですか。それとも、今まででもそうしていたんでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）これまでの場合は、条例の中で現在成年被後見人は印鑑登録はできないものということで規定させていただいておりますので、法定代理人が一緒であっても印鑑登録はできないものとしておりました。今回の改正に伴って改められるものでございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第86号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第2 議員提出議案第12号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書、追加議事日程第3 議員提出議案第13号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書、追加議事日程第4 議員提出議案第14号 小・中学校の全ての学年で35人以下学級の実施を求める意見書、追加議事日程第5 議員提出議案第15号 海洋ごみの処理推進を求める意見書、以上4件を一括して議題といたします。

本4件について説明を求めます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議員提出議案第12号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書、議員提出議案第13号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書、議員提出議案第14号 小・中学校の全ての学年で35人以下学級の実施を求める意見書、議員提出議案第15号 海洋ごみの処理推進を求める意見書、以上の4件についてご説明申し上げます。

まず、追加議案書の追一3ページをお開きください。

議員提出議案第12号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により、提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書。

台風19号等の影響により東北、信越、関東、東海にかけて、河川の堤防が決壊した他、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲に渡り多数発生し、各地に甚大な被害をもたらした。台風15号による被害の爪痕が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となった。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けた様々な取り組みに総力を挙げてきたところであるが、どこまでも「被災者第一」で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められる。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない「改良復旧」を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じることを強く求めるものである。

記

1. 被災者の1日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
2. 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
3. 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
4. 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。

5. 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。

6. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画通りの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、追加議案書の追一5ページをお開きください。

議員提出議案第13号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により、提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書。

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府におかれては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。

2. 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。

3. 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、追加議案書の追一 7 ページをお開きください。

議員提出議案第14号 小・中学校の全ての学年で35人以下学級の実施を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

小・中学校の全ての学年で35人以下学級の実施を求める意見書。

未来を担う子どもたちが、夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。その実現に向けて、義務教育の水準の維持・向上が必要であることは言うまでもなく、小・中学校においては、教員の質を高め、教職員定数を拡充し、個に応じたきめ細かな指導を行うことが重要である。

現在、全国で小学校1・2年生の35人以下学級が実施されているが、子どもたちの学習意欲の向上や、きめ細かな指導の実現に大きな効果があったと評価されており、少人数学級のさらなる推進が期待されている。

文科省の「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」の報告（平成24年9月6日）においても、「全ての教科等でより一層きめ細やかな指導を充実させるため、学級規模そのものの縮小が必要」であるとし、「小学校3年生以降の学年についても、国の責任において着実に35人以下学級を推進することが不可欠」と強調している。

また、学校現場では、いじめや不登校、学習習慣の定着や基礎学力の向上など、さまざまな課題に直面しており、これらの課題に適切に対応するためにも、少人数学級の推進が必要である。

よって、政府においては、すべての児童生徒に行き届いた教育を実現するために、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正等により、全国統一的な制度として少人数学級を推進するよう強く要望する。

記

1. 小・中学校においては、児童・生徒の「生きる力」を育むために必要となる「確かな学力」を身に付けさせる観点から、個に応じたきめ細かな指導を徹底するため、35人以下学級編成を早期に実現すること。

2. 学級編成に際しては、支援学級在籍児童・生徒を含めた人数を基礎とした編成とすること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、追加議案書の追一 9 ページをお開きください。

議員提出議案第15号 海洋ごみの処理推進を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により、提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子

同じく
同じく

矢野 正憲
坂上巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

海洋ごみの処理推進を求める意見書。

海洋ごみは災害関連のものだけではなく、2015年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられるなど、海洋ごみ対策が世界的課題となってきた。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認された。

海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、地方公共団体にとっては自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況である。特に、マイクロビーズなどが自然環境に流出した場合、元のサイズが微細であるため回収は困難であり、PCBなど有害物質を吸着して濃縮する性質があり、海洋での生態系に悪影響を及ぼす恐れがある。また、全国的に国内由来の海洋ごみが海岸に漂着しており、その多くが河川を經由して流入しているとの指摘もあることから、海域・陸域を一体的に捉えた独自の海洋ごみ対策を実施すべきであり、国による広域での対策が必要である。

昨年6月9日、カナダで開催されたG7シャルルボア・サミットにおいて、自国でのプラスチック規制強化を進める「海洋プラスチック憲章」が取りまとめられた。プラスチックごみの対策が世界共通の課題となるなか、周囲を海に囲まれた海洋汚染の影響を受けやすい日本こそ対策をリードするべきである。

よって、国においては、海洋ごみの処理の推進、発生抑制及び削減のため、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1. 「海洋プラスチック憲章」への署名を実行すること。
 2. 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、マイクロビーズの使用抑制を含む発生抑制及び削減に向けて法的規制を含め検討すること。
 3. 地方公共団体が機動的に活用できる財源措置を行うなど、積極的に海洋ごみ対策を進めること。
 4. マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響の回避に努めること。
 5. 優先順位のある3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上4件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本4件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本4件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第12号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議員提出議案第13号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議員提出議案第14号 小・中学校の全ての学年で35人以下学級の実施を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議員提出議案第15号 海洋ごみの処理推進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、追加議事日程第6 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む。)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和元年12月定例会閉会から令和2年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、令和元年12月定例会閉会から令和2年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(矢野正憲君)以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。また、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました点につきましては、今後の町政運

営の中で十分留意をし、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

最後に、ことしも残すところあと10日余りとなりました。議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛をいただき、輝かしい新年を健やかに迎えられるようご祈念申し上げます。

さて、私ごとではございますが、町長としての任期もあとわずかとなりました。議員皆様方におかれましては、これまでの町政運営に対するご指導、ご鞭撻に対し、改めましてこの場をおかりし、厚くお礼申し上げます。

また、次の定例会におきましても議員皆様方と再びこの議場にお会いできますよう努力いたす所存でございますので、今後とも変わらぬご支援、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。よいお年をお迎えください。

議長（矢野正憲君） これをもちまして、令和元年12月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時02分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和元年12月19日

熊取町議会

議 長

矢 野 正 憲

議 員

文 野 慎 治

議 員

重 光 俊 則

議 員

二 見 裕 子